

多重債務者相談の手引き

～「頼りになる」相談窓口を目指して～

平成23年8月

金融庁・消費者庁

はじめに

<相談を受ける方の心構え>

- 相談者は、地方公共団体の窓口を最後の頼みの綱として訪問します。
- 相談の基本は「話を聞く」こと。「頼りになる」窓口であることを示し、相談者に「安心して」話してもらうことが重要です。
- 相談内容を整理して担当部門・部署や専門家につないでいくというコーディネートが最大のミッションです。
- 決して難しい法律知識は必要ありません。

1. 相談者が来訪したら

【相談者を安心させましょう】

- (1) 相談者は日々の取立てや資金繰りのため、極度の疲労状態にあります。
「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、安心させます。
※ 借金の原因がいかなるものであれ、相談者を責めないようにしましょう。過去を責めても借金問題は解決せず、かえって相談者は心を開きてしまします。
- (2) 債務整理を弁護士・司法書士が受任し、貸金業者にその旨の通知をすれば、取立てが止まるなどを伝えます。
- (3) 相談内容は相談者の了承を得ない限り外部に漏れないことを伝えます。

【借金の状況を整理しましょう】

- (4) 相談者のプロフィール（年齢、年収、家族構成等）や借金の状況について相談カードなどにまとめていきます。

2. 債務整理方法の提示

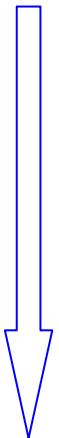
～ 相談者の借金が多額となり、もはや債務整理によらなければ解決できない場合 ～

【債務整理の方法を伝えましょう】

- (1) 債務整理の4つの方法を伝えます。

※ 相談者が債務整理の方法のイメージを掴めば十分です。

- ① 任意整理（裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。）
- ② 特定調停（裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。）



- (③) 個人版民事再生（裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。）
- (④) 自己破産（裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます。）
- (2) いずれの方法を選択するかは、相談者自身が弁護士等と相談して決めます。その事前準備として①～④の基礎的情報を伝えるものです。
- (3) その際、利息制限法への引き直し計算によって、借金が大幅に減額する可能性があることも伝えます。

3. 専門家等との連携

【専門家等へ連絡し、面談の予約をしましょう】

- (1) 具体的な債務整理の手続きは、多くの場合、弁護士・司法書士の手助けが必要となります。ここまで相談内容を踏まえ、地元の弁護士・司法書士に職員（相談員）自ら連絡し、職員（相談員）自ら面談の予約をします。
※ 相談者にとっては弁護士・司法書士の敷居は高く、連絡先を教えるだけではなかなか訪問できないためです。
- (2) その際、相談カード等をもとに弁護士・司法書士に相談者の状況を簡単に説明し、相談者に相談カード等を持参して弁護士・司法書士を訪れるよう促します。さらに、必要な場合には、相談者に同行し、弁護士・司法書士との相談に同席します。
※ あらかじめ相談者から個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておくと情報共有が円滑に進みます。
- (3) その後、弁護士・司法書士と連絡をとり、相談者の債務整理の状況を確認します。

【相談者がメンタルヘルスの問題を抱えている場合には、その専門家と連携して、借金問題と併せて解決ていきましょう】

- (1) 債務整理の終了後、相談者の生活再建に向け、地方公共団体内部の担当部門・部署や外部機関・団体と連携して対応します。職員（相談員）自ら担当者等に連絡し、対応を依頼します。
- (2) その後も担当者等と連絡をとり、相談者の状況を把握します。

＜関係部門等の担当者の心構え＞

- 多重債務問題は、多重債務者相談窓口のコーディネート機能と、当該窓口と関係部門等とのネットワークにより、全体で連携して解決にあたる必要があります。
- 特に、再び多重債務問題を抱えないように、相談者の生活再建を進めていくにあたっては、関係部門等の取組みが重要になります。

4. 早期発見・早期対応

【早期発見・早期対応に努めましょう】

- (1) 多重債務問題は早期発見・早期対応が早期解決につながります。日々の業務の中で多重債務問題を抱えていると見受けられる方を発見した場合には、多重債務者相談窓口を紹介します。
- (2) 多重債務者相談窓口の職員（相談員）に連絡し、相談者の状況を伝えます。

5. 多重債務者相談窓口との連携

【多重債務者相談窓口と緊密な連携をとりましょう】

- (1) 多重債務者相談窓口から照会や対応依頼があった場合には、職員（相談員）から相談者の状況を聞いて対応します。
- (2) 対応状況について、適時、多重債務者相談窓口の担当職員（相談員）に伝えます。

この手引きの読み進め方

この手引きは、主に、地方公共団体の多重債務者相談窓口で相談業務に携わる職員や相談員の方々と、地方公共団体の担当部門・部署の職員の方々を対象としています。

多重債務者相談窓口で相談業務に携わる職員や相談員の方

<< 基本的な取組み >>

- ① 相談者が来訪した場合や電話で相談をした場合、「相談対応の流れ」を参考に、相談カードを利用して相談者の借金の状況などを把握し、債務整理の概要の説明を行い、法律専門家につなぎます。（P 1 3～P 3 1）
- ② 法律専門家につないだ後も法律専門家と連携し、相談者の状況を把握します。（P 3 2～P 3 3）

<< 応用的な取組み >>

- ① 相談者の生活再建に向け、相談者の状況に応じ、セーフティネット貸付け等の関係部門等と連携していきます。（P 3 4～P 4 1）
- ② 相談者がメンタルヘルスの問題を抱え、そのケアが必要と思われる場合は、専門家につなぎ、必要に応じてその後の状況を把握します。
(P 4 4～P 4 8)
- ③ 相談者がヤミ金等の被害に遭われている場合には、警察等につなぎ、その後の状況を把握します。（P 4 9～P 5 3）

<< さらなる取組み >>

- 上記の「基本的な取組み」や「応用的な取組み」を行った上で、相談者の生活再建に向け、さらなる支援を考える場合には、「家計管理」を相談者に勧め、継続的に支援を行っていきます。（P 7 4～P 9 0）

担当部門・部署の職員の方

- ① 日々の業務の中で、多重債務者の発見に努めるとともに、適切に多重債務者を多重債務者相談窓口に紹介します。（P 9 1～P 1 0 3）
- ② 多重債務者相談窓口と連携して多重債務者の生活再建を図ります。
(P 9 1～P 1 0 3)

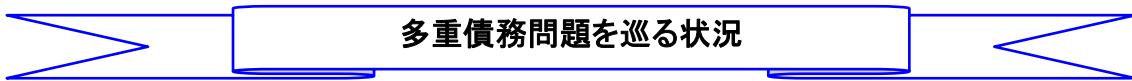
多重債務者相談の手引き

目 次

I. 相談を受ける方へ
【基本編】
○ 多重債務問題を巡る状況 P. 6
○ 相談業務の心構え P. 9
○ 相談対応の流れ P. 13
○ コラム(事業者からの多重債務相談) P. 21
○ 債務整理の概要 P. 22
○ 専門家へ引き継いだ後の連携 P. 32
【応用編】
○ 生活再建のためのセーフティネット貸付け等 P. 34
○ 生活保護制度等 P. 42
○ 心の問題・心のケアへの対応 P. 44
○ クレジットカードの現金化やソフトヤミ金等の最新手口・対応方法 P. 49
○ 債務整理の知識 P. 54
【さらなる取組み ~家計管理~】
○ 家計管理の重要性 P. 74
○ 基本編(家計管理の方法) P. 76
○ 応用編(ライフプランの構築) P. 78
○ 取組事例 P. 83
II. 関係部門等の職員の方へ
○ 関係部門等における多重債務問題の重要性 P. 91
○ 関係部門等における対応の心構え P. 93
○ 関係部門等と多重債務者相談窓口との連携による対応 P. 94
○ コラム(関係部門等と多重債務者相談窓口の連携のエピソード) P. 97
○ (参考1)多重債務者相談における税務情報の活用について P. 100
○ (参考2)多重債務者相談の早わかり解説 P. 104
III. 多重債務者相談窓口と関係部門等の連携による相談の取組例
奄美市、野洲市、岩手県(信用生協)の先進事例 P. 107
IV. 共通の参考資料
○ 貸金業法等の概要 P. 114
○ 連絡先リストの様式例 P. 117
○ 関係機関・関係団体の連絡先一覧(全国版) P. 118
V. 最後に
P. 168

I. 相談を受ける方へ

【基本編】



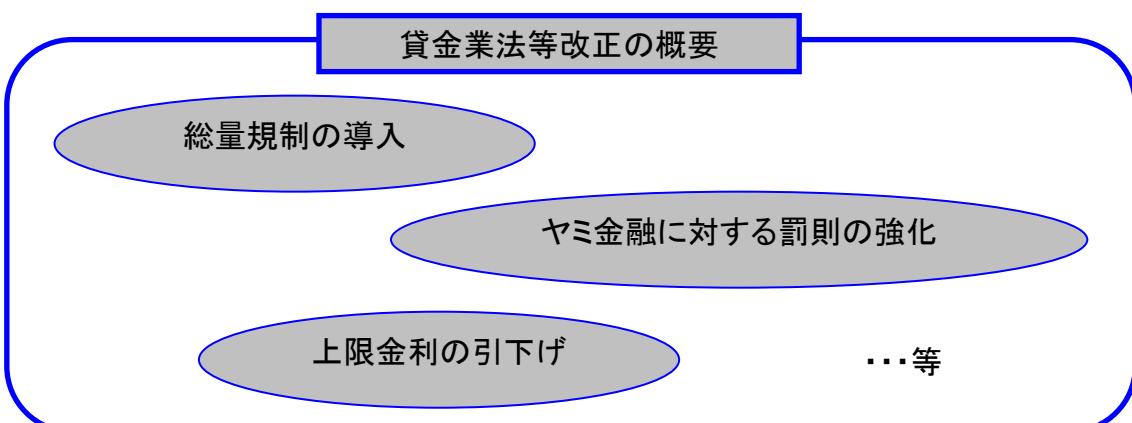
資金業法等の改正

我が国における消費者金融の利用者は、平成18年には1000万人を超え、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加及び多重債務を原因とする自殺などが深刻な社会問題化しました。

「多重債務者」(従来は、複数の消費者金融等から借入れを行い、債務が膨らんでいた者が多かったことから、複数債務を抱える債務者を「多重債務者」と呼び、その対策が講じられてきた。現在では、消費者金融等からの借入れのほか、現下の厳しい経済情勢における収入減などの理由から、返しきれない債務を抱える債務者も多く、このような方たちも含めて「多重債務者」と総称している。)は、借金の問題以外にも種々の問題を抱えており、その中でも代表的なものとして失業・低所得等の貧困問題が挙げられます。したがって、多重債務問題の解決に向けた取組みは、貧困問題への対策でもあり、社会的に重要な取組みの一つと言えます。また、我が国の年間自殺者数における「多重債務」を原因とする者の数は、平成22年において、31,690人中、1,306人を占めており、多重債務者対策は、自殺対策の一部を担う重要な取組みとなっています。特に、当事者がメンタルヘルスの問題等を抱え、利用できる支援が乏しい場合には、自殺対策としての大きな意義を持ちます。



多重債務問題に対応するため、政府は、平成18年、多重債務の原因となる高金利の是正や、借りすぎ防止のため、年収の3分の1を超える借入を禁止する総量規制の導入等、資金業法の改正等を行いました。



貸金業法改正(平成22年6月18日に完全に実施されました)等により、状況に一定の改善がみられており、多重債務者の新たな発生の抑制も期待されているところです(参考資料「貸金業法等の概要」参照)。

一方で、引き続き、多重債務問題に直面する多くの方々がいることも事実であり、このような方々に対する対策が重要となります。

これまで、多重債務者の多くは、借金の返済のために新たな借入れを繰り返し、窮状をしのいでいると言われていますが、今後は、このような、その場しのぎの借入れは難しくなります。

先ほど紹介した貸金業法改正により、総量規制に抵触する場合は、原則として、新たな借入れができなくなるため、債務者は、ついにはヤミ金融に手を出してしまっても考えられます。一度ヤミ金融に手を出してしまって、債務者はおろか家族の生活まで破壊されてしまい、多くの不幸を生み出すことになってしまいます。

そのため、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口に導き、多重債務の問題の解決方法を見出し、さらには、再び多重債務に陥らないように、生活再建のための支援等を行うなど、総合的な多重債務者対策が極めて重要となります。

多重債務者の状況

多重債務者の多くは、次のような状態に置かれています。

借金の返済のための借金
を繰り返し、状況を悪化させています。

誰に相談して良いか分からず、苦しみ、追いつめられ、自殺してしまう人もいます。

日々の取立てに追われ、余裕を失い、冷静な判断ができなくなります。
ヤミ金融に手を出してしまう人もいます。

このように深刻な状況を伴う多重債務の問題は、早期に解決すべき問題なのです。

なお、多重債務の問題は、誰にでも起こり得る問題です。たとえば、医療費が払えない、今月の家賃が支払えない、今月の生活費が足りないといった、日常のちょっとしたきっかけから多重債務となってしまうのです。

多重債務者は、あなたの身近なところに存在し、1人で悩み、行き場を失っています。だからこそ、このような方々の身近にある相談窓口の役割は極めて重要なのです。

相談窓口での相談は、親身になって、まず、相談者の抱える現状把握に努め、相談者と一緒にになって解決策を考え、法律専門家(弁護士、司法書士)や、セーフティネット制度の紹介、地方公共団体内での他部門との連携を図ることにより、多くの相談者が救われます。

相談は、悩み、行き場を失った相談者と直接対面する場です。相談者の置かれた状況・心理状態を受け止め、ちょっとした心配りをすることが、その後の円滑な債務整理や生活再建につながるものです。

この手引きは、相談者の話に耳を傾け、相談者の状況・心理状態を受け止め、適切な解決方法を示していくという観点から作成されています。

1人の相談者の相談に要する時間は30分～1時間程度となる場合もあり、また、相談内容の深刻なものが殆どだと予想されますが、相談者にとっては、まず相談窓口を訪れることが、多重債務問題の解決の最初の糸口となるのです。時間をかけて、耳を傾け、相談者に寄り添いながら、一緒に解決策を考えていくことにより、多くの相談者が救われます。

相談業務の心構え

＜相談業務の心構え＞は、職員や相談員の相談にあたっての基本的な心構えであり、全ての職員や相談員の方々に理解していただきたい内容です。

【心構え:その1】

借金の問題は必ず解決できる問題です。

多重債務問題とその解決方法を理解しましょう。

1. 多重債務問題を理解しましょう。

返済しきれない借金（多重債務）を抱えている方々の多くは、次のような状況に置かれています。

- ① 多重債務者は借金の返済のために借金を繰り返し、状況を悪化させています。
- ② 日々の取立てに追われ、次第に余裕を失い、冷静な判断ができなくなります。
- ③ また、誰に相談して良いかも分からず、苦しんでいます。
- ④ それでも借金を返済しなければ、という思いに駆られてヤミ金に手を出してしまった人もいます（最新の手口等については、【応用編】「クレジットカードの現金化やソフトヤミ金等の最新手口・対応方法」参照）。
- ⑤ 追いつめられた結果、自殺してしまう人もいます。

このため、多重債務の問題は早期に解決すべき問題なのです。

また、多重債務は、最初に医療費が払えない、今月の家賃が支払えない、今月の生活費が足りないといった、ちょっとしたきっかけで貸金業者から借金することから始まります。こうしたことは、誰にでも起こり得るのです。決して、一部の浪費家に限られたものではないのです。

行き場を失っている多重債務者にとっては、職員や相談員だけが頼りです。

2. 解決方法を理解しましょう。

多重債務問題を解決するには、まずは「相談」です。それは、職員や相談員の適切な相談対応から始まります。相談者の状況を的確に把握し、専門家への引継ぎや、適切な制度の紹介などにより相談者を支えることになります（【基本編】「相談対応の流れ」参照）。

したがって、個々の相談者の事情に応じて、適切な解決への道を見つけることができるよう、様々な解決方法を理解することが大切です。

【心構え: その2】

相談者から信頼されることが解決への第一歩です。

「今から一緒に解決していきましょう」という姿勢が大切です。

1. 頼れる相談窓口であることを相談者に伝えましょう。

借金を抱え心身共に疲労困憊の状態にある相談者に対し、「借りたお金は返すのが当たり前、返さない方が悪い」とか、「生活態度が悪いからだ」などと責めても何も始まりません。たとえ、借金の原因がギャンブルや飲食代等の遊興費であっても、職員や相談員がその原因を非難したところで何も解決しません。かえって相談者を相談窓口から遠ざけ、問題解決を困難にするだけです。

大切なのは、「今から一緒に解決していきましょう」という姿勢です。

まずは、職員や相談員が「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、相談者を安心させることです。これまで誰にも頼ることができなかつた相談者が安心を得ることで、自らの借金問題に向き合うきっかけをつかむことができます。また、相談者が「頼りになる」と感じることで、職員や相談員に心を開くようになります。

ただし、職員や相談員は借金問題の解決や相談者の生活再建について1人で最後まで責任を負う必要はありません。なぜなら最終的な債務整理（【基本編】「債務整理の概要」、【応用編】「債務整理の知識」参照）や生活再建（【応用編】「生活再建のためのセーフティネット貸付け等」参照）には、弁護士や司法書士といった法律専門家や、他の部門・機関等の力が必要となるからです。

すなわち、相談を受ける職員や相談員は、相談者の不安感情を受け止めて心を落ち着かせるとともに、問題解決に向けて相談者が一步踏み出すための動機を高めるといったメンタル面でのケアを行い、法律専門家や心の問題の専門家、社会福祉の担当部署などへの橋渡しを判断して実施する、問題解決におけるトータルコーディネーターとしての重要な役割を担っていると言えます。

そこで、他人事のような態度で接するのではなく、また、過重な責任を感じてすべてを引き受けようとするのではなく、この手引きに記載されている手順にしたがって、相談者の相談内容を整理し、丁寧に法律専門家等に引き継ぐことを心がけてください。

2. 話を聴く姿勢を相談者に示しましょう。

相談の基本は相談者の声を「聴くこと」です。相談者の置かれている状況が明らかにならなければ、適切なアドバイスもできません。そのため相談者が安心して、心を開いて、自ら抱える借金や家族関係などを説明できる状況を作り出すことが何よりも重要となります。そのためにも「私はあなたの話を聴きます」という姿勢をはっきり示すことが大切です。

また、相談者から聞いた内容は、債務整理や生活再建を進めていく上でとても重要な情報です。相談カードを利用しながら丁寧に話を聞いていき、しっかりと整理しておきましょう。

3. 相談者の個人情報は決して外部に漏れないことを伝えましょう。

相談者の中には、地元の地方公共団体に相談することで、近隣住民に借金問題が知れ渡ることを心配し、なかなか相談に行けない方々もいます。

相談者に安心してもらうため、相談の冒頭で、弁護士や司法書士へ引き継ぐ際に相談者の了解を得て情報を伝える場合や、相談者の了解を得て生活保護を扱う福祉部局に引き継ぐ場合などを除いて、相談内容は外部に決して出ないことを伝えることが必要です。

職員や相談員は、各地方公共団体ごとに定められた個人情報の保護に関する条例の規定に基づいて、相談者の個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

①【心構え:その3】

解決のためには相談者への関係者の支援が必要です。

専門家等の関係者と幅広く連携・協力しましょう。

1. 相談者との会話

借金問題を抱えている相談者の多くは、経済的問題だけではなく、人間関係の問題や健康の問題などによる複合的な問題に悩まされ、心の問題を抱えている場合があります。このような問題の解決のためには、法律専門家だけではなく、様々な関係部門・関係機関、そして家族など、幅広い関係者の支援が不可欠です。

そこで、相談者がどのような問題を抱えているかを、職員や相談員が相談者との会話の中で把握に努め、適切に関係者につないでいくことが大切です。早期発見・早期対応で、一刻も早く相談者の過重な負担を軽減するためです。

特に、心の問題を抱えているように見受けられる相談者への対応は注意が必要です（【応用編】「心の問題・心のケアへの対応」参照）。まずは、しっかりと話を聴き、理解と共感に努め、ねぎらいの言葉などをかけながら相談者の気持ちに寄り添うようにしましょう。他方、「弱音を吐くな」などの叱責や、「しっかりしなさい」などの説教、「頑張って」などの励ましは、言ってはいけない台詞です。その後、心の問題の専門家がいる精神保健福祉センター等につなぎましょう。

2. 日ごろからの専門家等との連携・協力

専門家等の関係者にスムーズにつなぐためには、常日頃ごろから、それら専門家等の方たちと、顔の見えるつながりを作つておくことが極めて重要になります。

職員や相談員の側から見た場合、専門家等の方たちをあまり知らなければ、その方たちとの細かな情報のやりとりがしづらく、通り一遍の紹介になりがちです。また、そのような紹介を受けた専門家等の側から見ると、詳細な状況が分からず相談者の対応を行わざるを得ず、きめ細やかなケアができないということになります。さらに、相談者の側からすれば、たらい回しにされているという気持ちになり、不信感を募らせることになります。このような悪循環に陥らないためには、日ごろから、お互いの顔が見える関係を築いておくことが必要です。

また、職員や相談員にとっても、専門家等との顔の見える関係を通じたスムーズな連携・協力は、相談対応に対するモチベーションを高めます（【基本編】「専門家へ引き継いだ後の連携」参照）。

* * * 職員や相談員が困ったときは * * *

職員や相談員がこの手引きを読んで、また、実際の相談を受けている段階で不明な点が出てくることも予想されます。その場合は、巻末の連絡先に掲載されている都道府県の消費者行政窓口または最寄りの財務局にお問い合わせ下さい。

相談対応の流れ(その1～相談方法の確認～)

相談者が心の問題を抱えている可能性にも注意しましょう。
→「心の問題・心のケアへの対応」(P.44)参照。

はい、〇〇相談窓口です。お電話ありがとうございます。
何かお困りですか？ どのようなご相談ですか？

借金の相談

借金以外の相談

電話での相談も受けておりますが、
窓口までお越しいただけますか？
どちらにお住まいですか？

こちらは多重債務者専用の相談窓口となっております。担当につなぎますので、少々お待ちください(担当者へつなぐ)。

窓口相談希望

電話相談希望

<相談日時の確認>

予約は不要ですが、日時が決まっていればお聞かせ願えますか。(予約制となっております。〇月〇日は予約頂けます。)

<相談時間の確認>

電話での相談ですと、30分～1時間程度時間がかかることがありますがよろしいですか？

<書類持参の依頼>

当日は、借金が分かる書類をお持ちください。家計簿や借金を記した日記、メモ等はありませんか。

良い

**電話代
が無い**

**時間が
無い**

わかりました。
もっとも、電話代がかさんでしまうといけませんので、こちらから折り返します。お名前と電話番号をお聞かせください。

こちらから
折り返しますので、お名前と電話番号をお聞かせください。

分かりました。
では時間のある時に改めてお電話頂くか、窓口へお越し下さい。次回のために、お名前と電話番号をお聞かせ願えますか。なお、窓口の電話番号は〇〇-〇〇〇〇〇〇です。

<相談内容の説明>

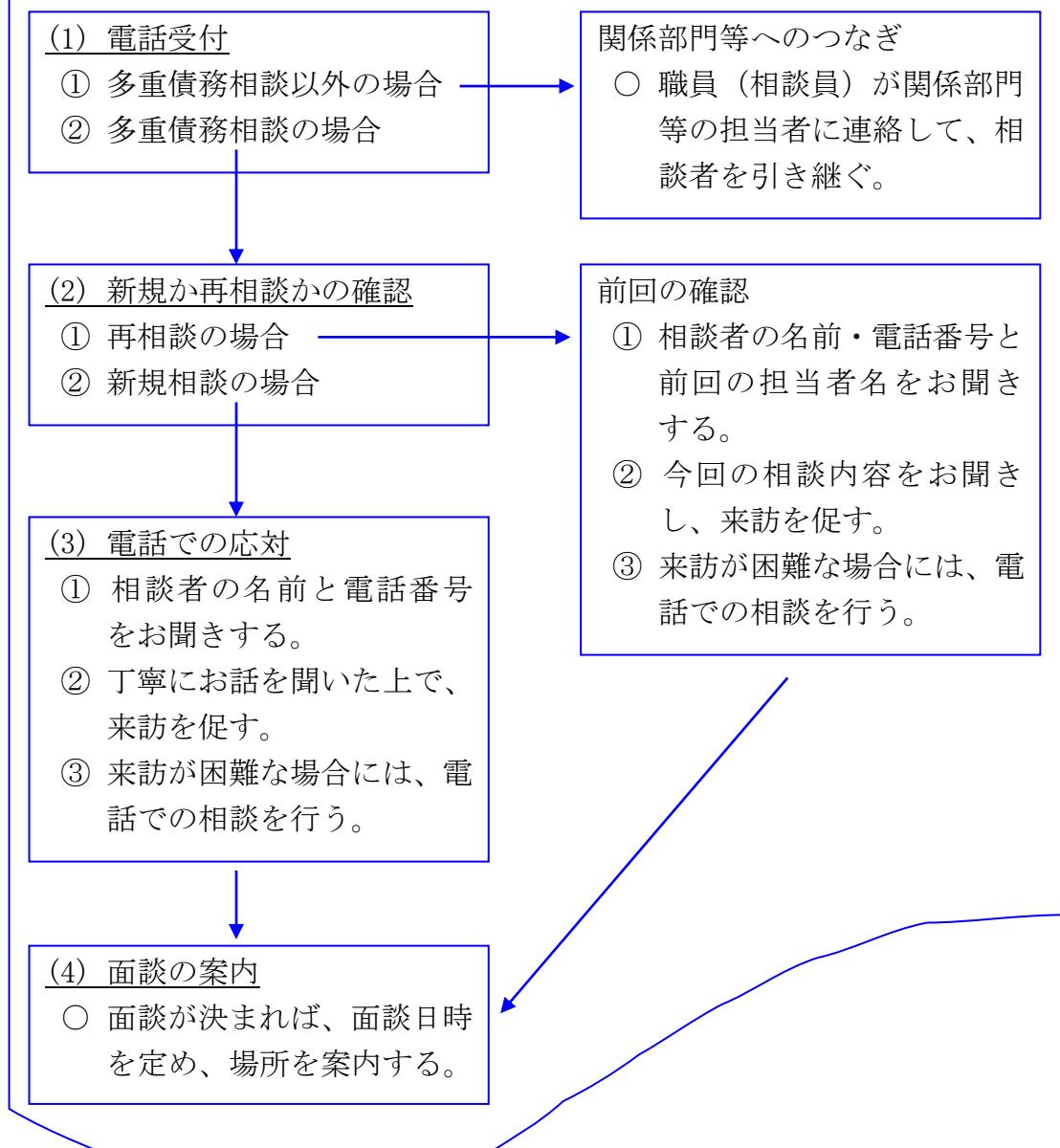
こちらの窓口では、借金の一覧の作成を助言させていただきます。
実際の引き直し計算等は、弁護士や司法書士などの専門家に相談していただくことになりますが、効率良くご相談頂くために、お手伝いさせていただきます。

相談者の状況把握へ



電話応対の結果は、

- ① 面談の日程が入る、
 - ② 電話のみで相談終了、
 - ③ 先方より再度電話する、
 - ④ 当方より電話する、
- の4つのいずれかになります。



相談対応の流れ(その2～相談者の状況把握～)

<まず相談者を安心させましょう>

それでは、これから具体的なご相談にはいっていきます。
まず、ここであなたから聞いた話については、あなたの了解を得ない限り、
外部に漏れることはありませんので、ご安心ください。
また、借金問題というものは、必ず解決できます。ご苦労や不安があるかと
思いますが、一つ一つ解決していきましょう。

相談者は日々の取り立てや資金繰りで極度の
疲労状態にあります。相談窓口は、そのような
相談者の拠り所ですので、決して責めず、まずは安心してもらいましょう。

<相談者のプロフィールを聞きましょう>

ではまず、お名前をフルネームで教えてください。
生年月日はいつになりますか。今年で何歳ですか。
いまお仕事はされていますか。何をされていますか。
年収はおいくらでしょうか。大体で結構です。
ご家族の構成も教えていただけますか。

聞き取りながら、相
談カードに記入しま
しょう。

<相談者の借金の状況を聞きましょう>

では次に、○○さんの借金の状況についてお聞きしていきます。

借金のきっかけは何ですか
どこから借りていますか。

いつごろ、幾ら借りていますか。会社ごとに分かれれば、会社ごとに教えてください。

1か月の生活費は大体いくらでしょうか
借金の返済はできていますか
(いつ頃から返済できていませんか)

相談カードに沿って、丁寧に正確に聞き取って
いきましょう。

専門家への引継ぎへ

相談対応の流れ(その3～専門家への引継ぎ～)

相談者が…

- 生活が苦しいため借金が膨らんでしまった
- 借金の返済をしていない
- 借金の返済の目途もたたない
- 地方税や住民税などの税金も支払っていない
- 借金を抱えているため明日の生活も不安

…という方の場合

これまでご事情をお伺いしてきましたが、借金を解決するためには、法的な手続を進める必要があります。そのためにも、専門家と相談してすすめていきましょう。

法的な手続には、大きく4つあります。

具体的には、①任意整理、②特定調停、③個人版民事再生、④自己破産です。

これらは、裁判所で行うか否か、どれくらい返済できるか、貸し手は何社くらいか、によって、いずれの手続によるかが決まりますが、専門家の先生が判断されます。

よろしければ、これから〇〇弁護士会(司法書士会、〇〇法律事務所)に電話して、相談の予約をおとりしましょう。

また、今日、具体的に〇〇さんの生活状況や借金の状況を聞き、内容をまとめましたので、これを専門家との相談でも役立てたいと思いますが、構いませんか(情報を伝えることの同意)。

これからどうなるのか

費用はどれくらいかかるか

弁護士に払うお金がない

時間はどれくらいかかるか

どの法的手続によるかは、専門家が決めますが、大きくは4つの手続があります。手続には費用もかかりますが、専門家と良く相談し、解決方法を考えていきましょう。

4つのどの手続によるかで変わりますが、例えば、③個人版民事再生や④自己破産は30万～60万円程度かかります。①②はそこまでかからないでしょう。(詳しくはP26参照)

支払うお金がすぐに用意できなくても、解決する方法はあります。法テラスに無料法律相談を申し込み、そこで法律扶助制度も含め、相談していきましょう。

4つのどの手続によるかで変わりますが、例えば、③個人版民事再生は1年程度、④自己破産は2ヶ月～半年程度かかります。①②はそこまでかからないでしょう。

4つの手続について具体的に知りたいと言わされた場合

法的手続について、詳しい説明を求められた場合、適宜、次の説明を行ってください。

＜任意整理の説明＞

- 裁判所を使わずに法律専門家に依頼して借金の解決を話し合う制度です。
- 借金の総額が比較的少ない場合に適した手続です。
- 所要期間は2～4ヶ月、費用は1社2万5000円程度ですが、専門家により、費用は異なります。
- あなた自身で話し合いをすることもできますが、貸金業者を相手にしなければならず、専門家に依頼する方が話し合いが進みやすいでしょう。

＜個人版民事再生の説明＞

- 裁判所を通す手続で、「民事再生」とは、「もう一度出直す」という意味です。
- 借金の数や額が多く、複雑な場合で、定期的な収入がある場合に適した手続です。
- 所要期間は1年程度、費用は30万～60万程度です。
- 複雑な手續ですので、専門家に依頼することをお薦めします。
- 詳しくは、専門家に相談して教えてもらいましょう。

＜特定調停の説明＞

- 裁判所において、公正な立場の調停委員を介して借金の解決を話し合う制度です。
- 借金をしている先(貸金業者)が少ない場合に適した手続です。
- 所要期間は1～2ヶ月、費用は数千円程度です。
- 専門家に依頼することなく、あなた自身が裁判所に調停の申立てを行うことができます。調停委員は公正な立場で考えてくれます。
- 調停で決まった返済計画は、強制力がありますので、しっかり守る必要があります。

＜自己破産の説明＞

- 裁判所を通じて、持っている資産をお金に換えて、返せるだけ返し、返せない部分の借金を免除もらう手續です。
- 返済の見込みがない場合に選択する手續です。
- 所要期間は2ヶ月～半年程度、費用は30万～60万円程度です。
- 専門家に依頼できます。ただし、司法書士には書類の作成だけ依頼でき、代理人にはなれません。
- 自己破産は、早期に借金から解放される反面、住宅や車を手放すなどの制約もあります。

※更に詳しくは、

【基本編】「債務整理の概要」

【応用編】「債務整理の知識」を参照

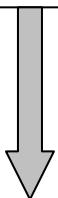
相談者との相談が終わると、最後の手順として、法律専門家に引き継ぐこととなります。次の手順で、職員(相談員)自らが予約をとりましょう。

<法テラスへの連絡>

お世話になっております。こちら〇〇多重債務者相談窓口で相談員をしております〇〇と申します。

ただいま、こちらの窓口で相談を受けていた相談者の方が(無料)法律相談を希望されています。予約をお願いできますか。

(…法テラスの担当者や弁護士と、相談日時の打ち合わせ等を行ってください…)



<予約後の相談者への通知>

〇〇さん、先ほど、法テラス(〇〇弁護士)の無料相談の予約を入れておきました。

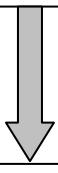
〇月〇日〇時〇分に、〇〇(場所)に行ってください。

当日は、今日よりも、さらに踏み込んだ相談になると思いますが、今日お話を頂いたことを、繰り返し説明しなくても良いように、こちらの「相談カード」を持参してください。

また、他に、キャッシング用のカード、契約書、ATMの利用明細書、督促状、預金通帳(同居の家族分も含む)、印鑑も持参してください。

当日の相談は、行けそうですか。

もし1人で行くことに抵抗があるようでしたら、私が相談場所まで同行しても構いません。



<最後の確認>

それでは、〇月〇日〇時〇分に、〇〇(場所)に行くよう、お願いします(〇〇で待ち合わせましょう。)。

繰り返しになりますが、当日は、相談カード、キャッシング用のカード、契約書、ATMの利用明細書、督促状、預金通帳、印鑑を忘れないようにしてください。

これで本日の相談は終了となります、何か疑問点はありますか。

それでは、本日はありがとうございました。

他にも、相談者の疑問に応じて、適宜、次の説明を行ってください。

「借金の取り立てが厳しい」

法律専門家(弁護士や司法書士)に依頼した場合、貸金業者が専門家の受任通知を受け取った時点で取り立てはストップします。

「お金もないし、弁護士等には依頼たくない。自分でできないのか」

たとえ、弁護士費用がかかったとしても、その支払いを躊躇するばかりに、引き続き数百万円の借金に苦しむのでは、解決にはなりません。

まずは、法テラスの無料法律相談を受け、費用も含めて相談していきましょう。法テラスでは、民事法律扶助という、弁護士費用等の立替制度がありますし、専門家によっては、費用の分割払いに応じてくれます。

今、まとまったお金がなくても、借金を整理する方法はあります。

「どの手続によるのか教えて欲しい」

どの手続になるかは、専門家が判断することになります。借金が多いかどうか、収入があるか無いか、などの事情から決められます。

「裁判所は行ったこともなく、不安だ。法的手続は必ず必要なのか。」

裁判所で手続を進めるかどうかも含め、債務整理の方法は、最終的には〇〇さんが決めることになります。

4つの手続は、それぞれメリット・デメリットがありますし、必ずどれかを選択しなければならないものではありません。裁判所の手続のイメージや、借金を解決するまでのタイムスケジュールのイメージを掴むためにも、まずは法テラスの無料法律相談を受け、弁護士に疑問点を聞いてみませんか。

「私は破産してしまうかもしれないのか」

大まかな目安としては、破産をせず、個人版民事再生手続をするためには、定期的な収入が見込め、3年で借金を返済できることが必要です。

しかし、自己破産により借金の返済義務から早く解放され、生活再建を進めていくことが大切な場合があります。

「破産してしまうと、いろいろな制限があるのか」

選挙権が無くなると思っている方もいますが、一定の資格が制限される以外は選挙権がなくなるようなことはありません。ただし、自己破産をすると、官報に名前や住所が載ることになります。

※更に詳しくは、【応用編】「生活再建のためのセーフティネット貸付け等」参照

相談対応の流れ(その4～生活再建のための制度の紹介等～)

～はじめに～

基本的な相談窓口でのやりとりは、既に書いたとおりです。もっとも、多重債務問題の解決のためには、生活困窮状態を解消し、生活を再建することが大切です。相談の中で、次のような問題を察知した場合、適宜、生活再建のための制度を紹介することが、多重債務問題の抜本的な解決につながります。

職がなく収入がないため、当面の生活費が足りないとき

相談者の月々の支出が、収入に見合っていないとき

まずは、当面の生活費を確保し、仕事を探すことが大切です。

簡単に制度を紹介した上で、担当部署をご紹介します。

ところで、家計簿はつけておられますか。多重債務の状態を改善するためには、まず、適切に家計管理をする必要があります。

まずは、小遣帳のような簡単な記録表(支出記録表)をつけてみませんか。

※更に詳しくは、【応用編】「生活再建のためのセーフティネット貸付け等」参照

※更に詳しくは、【さらなる取組み～家計管理～】参照

相談者が、「最近何日も眠れない」「借金の問題が頭から離れない」「気力がない」といった、うつ状態が疑われるとき

浪費が激しく、専門的な治療が必要だと思われるとき

このような悩みがある時こそ、体調管理が大切です。体を壊すと元も子もありません。体調管理等について、専門家に相談してみてはどうでしょうか。

(…医療機関の紹介を行ってください…)

多重債務の状態を改善するためには、○○さんがご自身で収入と支出を把握し、生活を改善していくことが大切です。そのためには、専門家のアドバイスを受けることも考えられます。

(…依存症等の場合、医療機関の紹介を行ってください…)

ふつうに接することが大切です。「がんばれ」等の励ましや気晴らしの強要は、逆効果ですので避けてください。

※更に詳しくは、【応用編】
「心の問題・心のケアへの対応」参照

コラム(事業者からの多重債務相談)

- ・ 相談窓口に来られる相談者のほとんどは、個人の方ですが、場合によっては中小企業や零細企業の経営者の方もいます。
- ・ これらの経営者の中には、景気の低迷による仕事の受注量の減少や販売不振、取引先の倒産などから、経営不振に陥り、資金繰りがつかず、緊急的に資金業者からの借入れを行う方もおられます。そして、そのような方の中には、経営不振を切り抜くことができず、借金を重ねてしまう方も多くおられます。
- ・ このように、中小企業や零細企業の経営者も、個人の「多重債務問題」と同様の問題を抱えている場合があります。
- ・ しかし、個人の場合と異なり、経営者の方は、事業における資金繰りの観点から窮状を相談する可能性があるため、相談窓口の職員や相談員は気をつけて対応するようにならう。すなわち、単なる経営相談と考え、相談窓口では相談を受けることができない等の対応をとらないようにしましょう。
- ・ また、個人の場合と同様に、経営者も「心の問題」を抱えている場合があります。したがって、基本的には、個人の場合と同様の心構え、態度、姿勢で対応するようにしましょう。その上で、専門家に引き継ぐことが必要です。
- ・ 弁護士や司法書士の法律専門家へ円滑に引き継ぎましょう。また、商工会連合会や商工会議所には「経営安定特別相談室」が設置されています。このような相談室との連携も進めていきましょう。

債務整理の概要

ここからは、具体的な債務整理の方法について、説明を進めていきます。債務整理の手続きは、法律が大きく関わってくるところですが、この章では、法律知識が十分ではない方も債務整理の具体的なイメージがつかめるよう、分かりやすい記載につとめています。今までと同じように読み進めましょう。

1) 4つの債務整理の方法とその特徴

債務整理の方法としては、**任意整理**、**特定調停**（次ページのコラムをご参考下さい。）、**個人版民事再生**と**自己破産**の4つの方法があります。4つの方法については、それぞれ、メリット・デメリット、とるべきステップ、気をつける点などなど、押さえておくとよい点が色々ありますが、まずは、それぞれのイメージ・大まかな特徴をつかみましょう。それぞれの特徴をまとめると、以下のようになります。

4つの債務整理の方法の特徴

① 任意整理

- 裁判所を通さずに、相談者・法律専門家（弁護士又は司法書士）と貸金業者間の交渉により、債務を整理します。
- 法律専門家に依頼することが望ましい債務整理方法です。
- 貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。

② 特定調停

- 裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介します。
- 法律専門家に依頼することは必須ではありません。法律専門家に依頼をしない場合には、費用は数千円程度しかかかりません。
- 貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。

③ 個人版民事再生

- 裁判所の関与の下、再生計画を立て、これに沿って借金を返済していきます。再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。
- 利用できる者は、定期的な収入がある者等に限られます。
- 手續が複雑なことから、法律専門家への依頼は必須であり、また、他の手続きに比べ時間もかかります。

④ 自己破産

- 裁判所の手続を通して、借金をゼロにしてもらいます。
- 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産は失うこととなります。
- 過去 7 年以内に自己破産により借金をゼロにしてもらっている等の事情がある場合には、借金をゼロにしてもらえません。

《調停とは？》

ここでは簡単に「調停」について見てみましょう。

調停とは、裁判官と調停委員からなる調停委員会が、当事者の言い分を聞いた上で、双方が歩み寄って合意に至るよう促し、実情に即した解決を図る手続きです。調停は、裁判所が関与する点では訴訟や民事再生・自己破産と同じですが、双方の当事者が同意しない限り調停は成立しない（訴訟における判決は、当事者の同意がなくとも成立する）点や手続きが厳格には決まっていない点で、訴訟等と異なります。

調停には「一般調停」と「特定調停」があります。

「一般調停」は、民事紛争一般を対象とする調停です。およそ民事上の争いごとは、この「一般調停」を用いて解決を図ることができます。

これに対し、「特定調停」は、「債務者の経済的再生」に主眼を置いた調停です。債務者の経済的再生のためには、債権者の協力が不可欠になりますが、特定調停においては、これを得るために、調停を主宰する裁判所に一般調停よりも強力な権限を認めています（例えば、裁判所は、必要な資料（引直し計算のための取引履歴等）を提出しない債権者は過料に処する、とされています。）。別の角度から見ると、「手続きのルールを細かく決めず簡易・迅速な解決を図る一般調停」と「手続きのルールを詳細に決める一方、再生・免責を確実に達成する民事再生手続・自己破産手続」の中間に、「簡易・迅速を尊重しつつ、債務者の経済的再生に有用な一定の手続き上のルールを盛り込んだ手続き」として「特定調停」が存在する、という整理になります。

近時、過払金の返還請求においては、訴訟ではなく、一般調停が用いられる場合があります。調停のもつ簡易・迅速というメリットに着目した取扱いと考えられます。

なお、調停や訴訟のメリット・デメリットは、個々の状況によって違うものですので、予め地元の法律専門家に相談しておくとよいでしょう。

2)債務整理の手続きの流れ

次に、それぞれの債務整理の「手続きの流れ」の大まかなイメージをつかみましょう。細かい点に違いはあるものの、手続きの大きな流れは似通っています。いずれも、「法律専門家との面談により債務整理方法を決定するとともに、受任通知の送付等により取立てを止める。引直し計算¹により借金の額を確定した後、貸金業者と無理のない返済計画を合意し、これに従い返済を行い、借金をゼロにする(自己破産においては免責により借金をゼロにする)」という流れをたどります。次のページの図で、この流れを図にしました。それぞれの方法に共通する大きな流れに加え、それぞれの方法の大まかな手続きについても簡単に確認し、イメージをつかんでおきましょう。なお、過払金が発生している場合には、まずは過払金額の確定とその回収を行います。

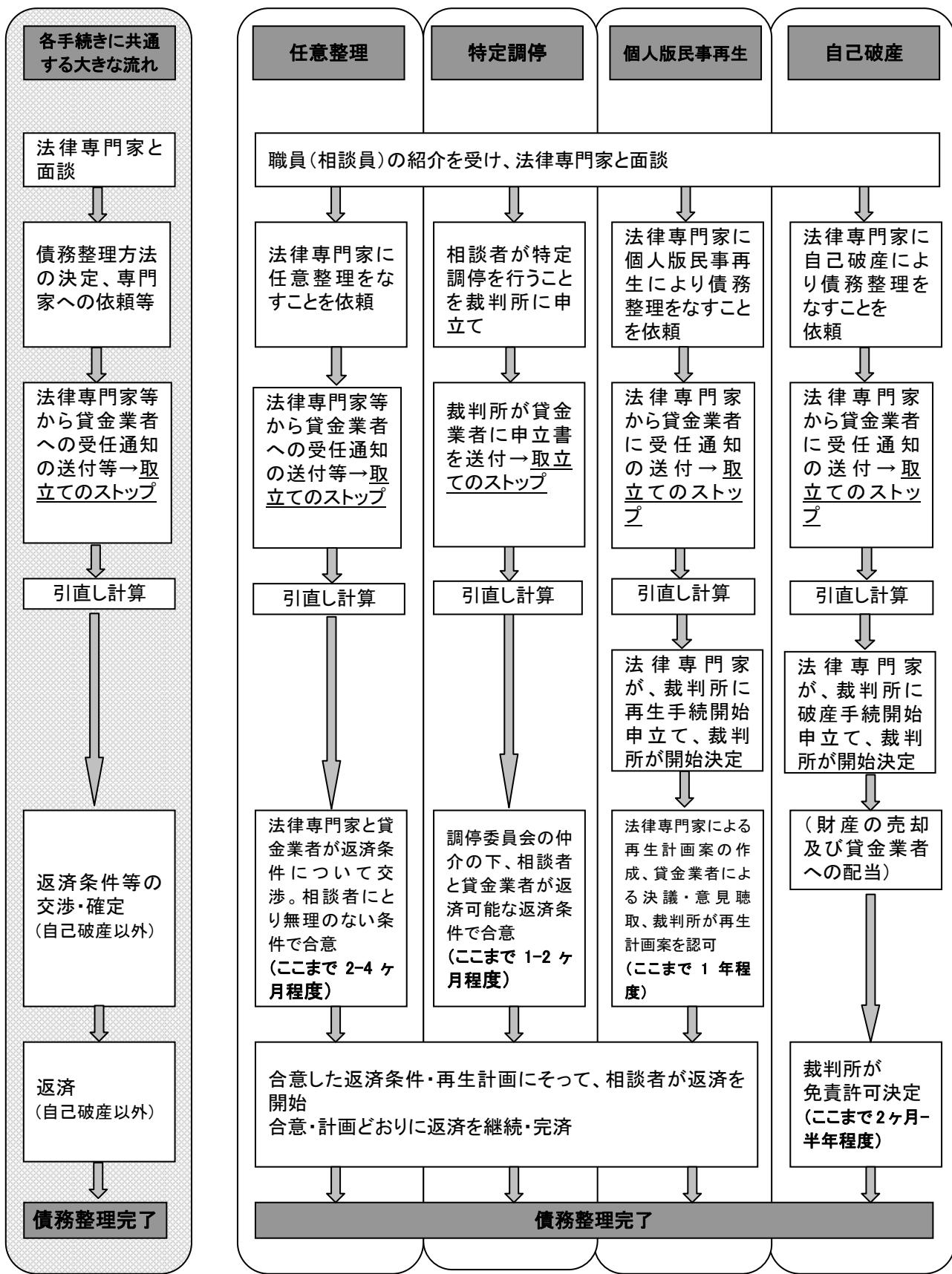
3)債務整理にかかる費用と期間の目安

それぞれの債務整理にかかる費用と期間の目安も把握しておきましょう。この二つを取り上げるのは、これらが債務整理に関する重要なポイントであり、相談者からよく質問されるとともに、相談者に対し誤解がないように説明する必要があるためです。なお、以下では、費用と期間について、具体的な数値をあげて説明しますが、いずれも目安にすぎませんので、相談者にもその旨を伝えましょう。また、費用・期間については、地域の法律専門家や裁判所により幅がありますので、地元の法律専門家に予め確認をしておくとよいでしょう。

まず、費用についてですが、特定調停が最も安く(数千円程度。法律専門家によらない場合)、次は任意整理(法律専門家に支払う費用として、一社あたり 25,000 円程度。これに加え、報酬額が加算される場合もあります。)、費用がかかるのが個人版民事再生と自己破産(30 万円から 60 万円程度)になります。

¹ 「引直し計算」については、ここでは、「法律上支払う必要がないのに支払ってしまった利息は、元本の返済として支払ったことにして、借金の額を算出し直す計算」と理解しておきましょう。詳しくは、応用編の 69 ページ以下をご覧下さい。

債務整理の手続きの流れ



なお、相談者の中には、こういった費用を支払えないために、法律専門家へ相談することをためらう方も見受けられます。しかし、費用の支払いを躊躇するあまり、引き続き借金に苦しむというのでは、何の解決にもなりません。

こういった場合にそなえ、以下のとおり、費用の立替制度等がありますので、これらについても漏れなく相談者に説明し、費用を直ちに用意できなくても借金を整理する術があることを伝えましょう。

次に期間についてですが、特定調停、任意整理、自己破産、個人版民事再生の順により長期の期間を要する傾向があります。なお、以下の表の数値は返済条件が固まるまでの期間であり、この期間の後、その条件に従って返済を行っていく(ケースによりますが、3年間程度)ことになります(ただし、自己破産の場合には、一定の制限がありますが、「2ヶ月—半年程度」要する手続きの完了により、借金から解放されます。)。

債務整理にかかる費用と期間の目安

1. 費用と期間の目安

ここで紹介する数値は目安ですので、その旨を相談者にきちんと説明しましょう。また、より実態に即した数値は、地元の法律専門家に確認して下さい。

	費用	期間
任意整理	25,000円程度/1社(*1)	2~4ヶ月(*3)
特定調停	数千円程度(*2)	1~2ヶ月(*3)
個人版民事再生	30~60万円	1年程度(*3)
自己破産	30~60万円	2ヶ月—半年程度

(*1)これに加え、法律専門家の報酬額が加算される場合があります。

(*2)調停手続きを法律専門家によらずに進める場合の目安です。

(*3)返済条件等が固まるまでの期間です。この後、合意された条件等に従い、返済を継続していく必要があります。

2. 費用の立替制度等について

- 法テラスの民事法律扶助(弁護士費用等の立替制度。詳しくは、法テラスコールセンター(0570-078374)又は全国の法テラス事務所まで)
- 財団法人日本クレジットカウンセリング協会は、一定の条件を満たす場合、任意整理のための手続を無料で行っている。
- 弁護士会によっては、無料の法律相談を行っているところもある。
- 法律専門家によっては、手続にかかった費用の分割払いに応じている。

(参考)

法テラスの費用立替制度

- 法テラスには、弁護士・司法書士の報酬などを支払う余裕がないという方に対して、その費用を立て替える制度があります。
- 相談者は、最初に無料の法律相談を受け、次の要件を満たし、援助が必要と判断された場合、費用の立替えを受けることができます。

① 資力基準(収入要件と資産要件)を満たしていること

【収入要件】

同居家族の人数	申込者及び配偶者の手取月収額の基準 (注1)	家賃又は住宅ローンを負担している場合 に加算できる限度額 (注2)
1人	18万2,000円以下 (20万200円以下)	4万1,000円以下 (5万3,000円以下)
2人	25万1,000円以下 (27万6,1000円以下)	5万3,000円以下 (6万8,000円以下)
3人	27万2,000円以下 (29万9,200円以下)	6万6,000円以下 (8万5,000円以下)
4人	29万9,000円以下 (32万8,900円以下)	7万1,000円以下 (9万2,000円以下)

(注1) 東京、大阪など生活保護一級地の場合、()内の基準を適用します。以下、同居家族が1名増加するごとに基準額に30,000円(33,000円)を加算します。

(注2) 申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、()内の基準を適用します。

【資産要件】

申込者及び配偶者が、不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を有する場合、その時価と現金、預貯金との合計額が下表の基準を満たしていることが要件となります。

同居家族の人数	資産合計額の基準 (注1)
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人以上	300万円以下

(注1) 3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

- 費用については立替えとなりますので、相談者は、援助開始決定後、原則として月額5,000円～10,000円ずつ償還する必要があります。ただし、事情によっては、償還金額を減額又は増額、事件進行中の償還を猶予する場合があります。
- 原則として、援助継続中に生活保護を受給している場合、援助終結まで立替費用の償還が猶予され、援助終結時に生活保護を受給している場合、立替費用の償還が免除されます。(なお、事件の相手方等から経済的利益を得た場合には、免除されない場合があります。)

(法テラスのホームページより作成)

4)債務整理方法の選択

ここでは、それぞれの相談者にどの解決方法がふさわしいかを考えてみます。なお、最終的な債務整理方法の選択は、法律専門家の助言を得つつ、相談者自身がするものです。ただ、相談者は債務整理の見通しについて不安に思うことも多く、職員(相談員)が一定の道しるべを示してあげる必要がある場合も少なくありません。そのような場合にそなえ、以下に示すような考え方の一例を理解しておくことは望ましいといえるでしょう²。

①まず、借金の額と無理のない返済額に着目します

まず、引直し計算により借金の額を算出します。

引直し計算の結果、過払金が生じている場合には、過払金の返還請求をなすことが考えられます。

次に、引直し計算の結果、過払金は生じないものの一括返済が可能になるような場合は、任意整理又は特定調停を利用することになります。

一括返済ができない場合には、借金総額と月々の返済可能額³との関係に着目してみましょう。この両者の関係が以下のように、36を超えなければ任意整理又は特定調停を利用することが考えられます。この「36」というのは、36ヶ月＝3年間を意味し、一言で言えば「借金を3年で返せるかどうか」が一つの判断基準となります⁴。

$$(借金総額) \div (月々の返済可能額) \leq 36$$

² ここで紹介する判断基準はあくまでも一つの考え方方に過ぎません。法律専門家によっては、別の考え方を持っている場合もあり得ます。

³ 「月々の返済可能額」は、毎月の収入から家賃や食費や最低限のお小遣いといった生活費を除いた返済可能額であり、飲まず食わず切りつめた結果の金額ではありません。

⁴ なぜ3年間かは議論のあるところですが、人間3年先ぐらいのことは見通せてもそれ以上先のことになると見通しが立たないため、というのが一般的な認識のようです(個人版民事再生手続でも原則3年間返済する再生計画を立てます(例外的に5年間の再生計画が認められる場合もあります))。

逆に、借金総額と返済可能額の関係が以下のように、36 を超える、つまり3年では返済できないということになると、個人版民事再生や自己破産を選択した方がよいということになります。

$$(借金総額) \div (月々の返済可能額) > 36$$

②任意整理か、特定調停か

借金を3年で返せることが見込まれる場合に、任意整理と特定調停のどちらを選択すればよいでしょうか。この場合には、上のような数式基準はなく、代わりに、費用及び期間等の事情に着目します。これら事情の中から、それぞれの相談者により重要と考えられるものを取り出し、その事情をより適切に処理・実現できる方法を選択することとなります。

③個人版民事再生か、自己破産か

借金を3年で返せることが見込まれない場合に、個人版民事再生と自己破産のどちらを選択すればよいでしょうか。

まず、個人版民事再生を利用できるのは、「①将来にわたり定期的な収入が見込まれ、かつ、②借金の総額(担保権の行使により弁済が受けることが見込まれる額等を除く)が 5,000 万円以内」との条件を満たす場合に限ります。このため、専業主婦やフリーター等の定期的な収入のない方は、この制度を利用できません。このような場合に、3年で返済できる額を超える借金を負ってしまっていれば、自己破産を考えざるを得なくなります。

一方で、自己破産の場合にも、破産手続は進められても免責の許可が得られないケースも考えられます。借金の原因がギャンブルである場合や、過去に免責を受けていて、それから7年以内である場合などです。このような場合は自己破産しても、借金がなくなるという事態になりかねませんので、慎重に検討する必要があります。

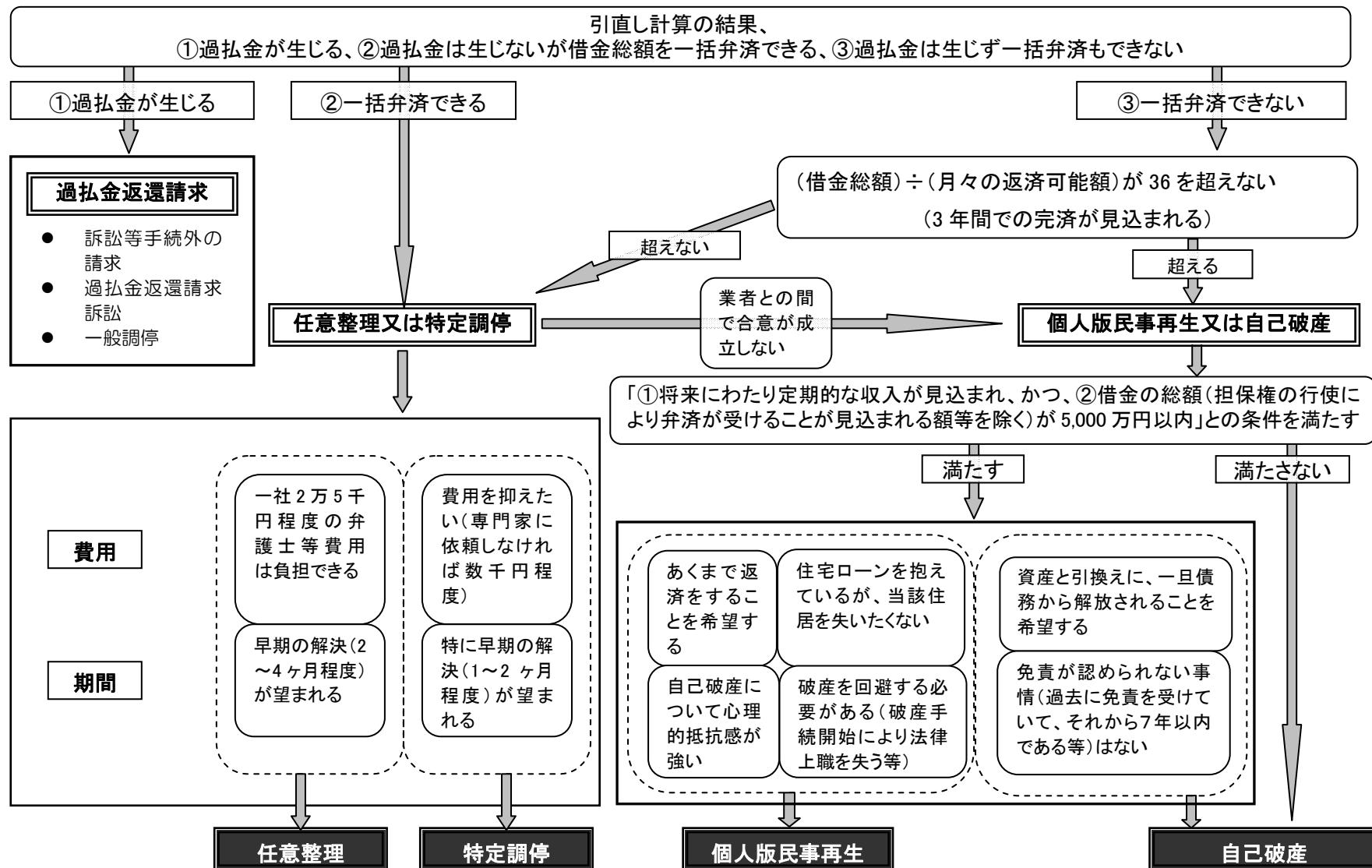
次に、相談者が住宅ローンを抱えていて、それを手放したくないと考えている場合は、個人版民事再生が考えられます。というのも自己破産を選択した場合には、相談者の財産をお金に換えて貸金業者等に分配する、というプロセスとなることから、相談者は住宅を維持することができなくなるためです。これについては、実際にはもう少し色々な検討要素がありますが、詳しくは専門書に譲ります。

さらに、自己破産をどのように考えるかも重要です。よく自己破産をすると選挙権がなくなるといった誤解がありますが、一定の資格が制限される以外は選挙権がなくなるようなことはありません。ただし、自己破産をすると官報に名前や住所が掲載されます(この点は個人版民事再生も同じです)。

5)最後に

以上の説明から、債務整理の大まかなイメージはつかんでいただけたかと思います。ただ、この章では、最低限必要なことに絞って説明をしています。もっと詳しいことが知りたいという方は、本手引きの応用編や、専門書をお読みいただき、更に知識を増やしていって下さい。

債務整理方法の選択フローチャート



専門家へ引き継いだ後の連携

(1) 債務整理の状況確認

職員(相談員)が相談者を弁護士・司法書士に引き継ぐとき、事前に経緯や債務内容を記載した相談カードを送付することは、相談を円滑に引き継ぐ観点からは効果的ですが、一方で、個人情報保護の観点からの間違いが生じないように注意しなければなりません。

個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておくことが有効です。さらには、弁護士・司法書士との相談日に同行し、弁護士・司法書士と相談者と職員(相談員)の3者が同席して打ち合わせをすることにより、個人情報の共有の同意や、その後の債務整理の状況確認などを円滑に進めることができます。

弁護士・司法書士に引き継いだ後も、弁護士・司法書士と連絡をとり、債務整理の状況を確認するようにしましょう。その際に、債務整理後に、相談者の生活再建のために必要となってくる支援などについても確認しておくとよいでしょう。円滑に生活再建を実現するためです。

(2) 生活再建に向けた連携

債務整理が終了しただけで生活再建が実現するわけではありません。相談者の状況に応じて、行政サービスをはじめ様々な方法で支援していく必要が生じてきます。

この場合、職員(相談員)は、地方公共団体の担当部門・部署や外部機関・団体に協力を依頼して対応をお願いする、すなわち、これらの関係部門等の専門家に引き継ぐことになります。

(3) 日頃からの連携

職員(相談員)は、これらの関係部門等の担当者名や連絡先を記載した引継先リストをあらかじめ作成しておくとともに、これら担当者とは日頃から顔の見えるつながりを作っておき、引継ぎの際に十分なコミュニケーションがとれるようにしておきましょう。

以下の「関係部門等」を参考にして、それぞれの相談窓口においてリストを作成しましょう。

【関係部門等】

地方公共団体内部の各担当部門・部署	外部機関・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉(生活保護、住宅手当、ホームレス支援 等) ・障害福祉(障害者支援、地域福祉 等) ・高齢者福祉(介護、高齢者虐待対策 等) ・学校教育(子育て支援、引きこもり対策 等) ・ひとり親家庭支援(母子家庭就労支援 等) ・健康医療(医療費支援、心のケア 等) ・就職(就労支援、技能習得支援 等) ・公営住宅 ・税金 ・国民健康保険 ・広報 ・職員研修 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会 ・司法書士会 ・法テラス ・社会福祉協議会 ・ハローワーク ・消費者センター・消費生活センター ・医療機関 ・警察 <p style="text-align: right;">など</p>

I. 相談を受ける方へ

【応用編】

生活再建のためのセーフティネット貸付け等

セーフティネット貸付けとは、借りられなくなった人に対する「顔の見える融資」(相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと)のことです。

セーフティネット貸付けに該当するものとしては、生活福祉資金貸付、離職者に対する貸付、母子寡婦福祉資金貸付、その他地方公共団体独自の貸付制度があります。また、地方公共団体と労働金庫が連携した自治体提携融資制度があります。このほか、一部地域において、生活協同組合の取組みや、信用金庫・信用組合の取組みなどがあります。

【全国的取組み】

(1) 生活福祉資金貸付

- ① 窓口：市町村社会福祉協議会
- ② 貸付対象：低所得世帯(市町村民税非課税世帯程度)、障害者世帯、高齢者世帯
※「低所得世帯」の貸付対象となる世帯収入の基準及び範囲は都道府県によって扱いが異なりますので、社会福祉協議会にご確認願います。
- ③ 条件等：以下の表のとおり。

<生活福祉資金貸付条件等一覧(平成21年10月改正以降)>

資金種類	貸付条件						
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	
1総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金						
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	単身世帯： 月15万円以内 二人以上： 月20万円以内	12月以内	最終貸付日 から6月以内		連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	—	貸付日(生活支援金と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証人がない場合は据置期間経過後年 1.5%	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立替費用 債務整理をするために必要な経費等	60万円以内	—				

2福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
福祉費	日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安	—	貸付日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間 経過後20年以内 (20年) (8年) (7年) (8年) (8年) (10年)	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	生業を営むために必要な経費	(460万円)					
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するため必要な経費	技能習得期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円					
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲受に必要な経費	(250万円)					
	福祉用具等の購入に必要な費用	(170万円)					
	障害者用自動車の購入に必要な費用	(250万円)					
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)					
	負傷又は疾病の療養に係る必要経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計維持の必要経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超えるときは 1年を超過1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円	—		(5年)		
	介護サービス、障害者サービス等の必要経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計維持の必要経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超えるときは 1年を超過1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円			(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	(150万円)			(7年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)			(3年)		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって生活費が	10万円以内	—	貸付日から2月以内	据置期間 経過後8月以内	無利子	不要

	必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき						
3教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校 月3.5万円以内 高専 月6.0万円以内 短大 月6.0万円以内 大学 月6.0万円以内		就学期間	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子 不要 ※世帯内で連帶借受人が必要
就学支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
4不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利益が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護向け不動産担保型生活資金	要保護世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	住居不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割程度) 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍)					不要

(2)住宅手当、訓練・生活支援給付、臨時特例つなぎ資金貸付

これらは、離職により住宅や生活にお困りの方のための支援です。

住宅手当	① 窓口	現住所の市区町村の住宅手当担当窓口 (住居がない場合は賃貸住宅を希望する地域の市区町村)
	② 給付対象	<p>次のすべてに当てはまることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成19年10月1日以降に離職した</u> ・ <u>住宅を失った、または賃貸住宅に居住しているが住宅を失う</u>そのがある ・ 離職前に主たる生計維持者であった ・ 申請者と同居親族の収入の合計額が一定金額以下 ・ 申請者と同居親族の預貯金の合計額が一定金額以下 ・ <u>就労能力と常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う</u> ・ 国の雇用施策による貸付・給付、自治体等の住居等困窮離職者に対する類似の貸付・給付を、申請者と同居親族が受けていない ・ 申請者と同居親族が暴力団でない

訓練・生活支援給付	① 窓口	ハローワーク 次のすべてに当てはまることが必要です。 ・ <u>ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する</u> ・ 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当、訓練手当を受給できない ・ 世帯の主たる生計者である ・ 年収が200万円以下かつ世帯全体の年収が300万円以下 ・ 世帯全体の金融資産が800万円以下 ・ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
	② 給付対象 ・貸付対象	
臨時特例つなぎ資金	① 窓口	市町村社会福祉協議会 次のすべてに当てはまることが必要です。 ・ <u>住居のない離職者である</u> ・ <u>公的給付制度(雇用保険求職者給付、住宅手当、訓練・生活支援給付、生活保護)または公的貸付制度(総合支援資金貸付など)の申請が受理されている</u> ・ <u>上記の給付・貸付の開始までの生活に困窮している</u> ・ 借入申込者本人名義の金融機関の口座がある
	② 貸付対象	

※ 前掲の「総合支援資金」も、離職により日常生活全般に困難を抱えている人が、住宅入居費などの資金の借入れに利用することができます。
ただし、ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要であり、貸付けに当たっては社会福祉協議会の審査があります。

＜条件等一覧＞

給付金種類	給付条件	
	支給額	支給期間
住宅手当	賃貸住宅の家賃額 (地域ごとの上限額と収入に応じた調整があります)	原則 6ヶ月 (一定条件下、最大 9ヶ月)
訓練・生活支援給付	被扶養者のいる方：月額12万円 それ以外の方：月額10万円	職業訓練期間中

貸付金種類	貸付条件			
	貸付限度額	貸付金の償還	貸付利子	連帯保証人
訓練・生活支援給付(訓練・生活支援資金融資) (上記の「訓練・生活支援給付」を受けるが、それだけでは生活費等が不足する方については、希望により、さらに「労働金庫」の「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。なお、最初の窓口は同じ「ハローワーク」になります。)	被扶養者のいる方 ：月額 8万円 それ以外の方 ：月額 5万円	元本50万円未満： 5年以内 元本50万円以上： 10年以内 職業訓練期間中は元本据置、利息のみ返済	年 3.0%	不要
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	申請中の公的給付・公的貸付が決定し、支給等が行われた時点で一括または分割で償還	無利子	不要

(3)母子寡婦福祉貸付金

- ① 窓口：市町村の福祉事務所または母子福祉担当課
- ② 貸付対象：配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、またはその扶養している児童

※ 原則、所得制限は設けられていません。ただし、詳細については自治体にご確認願います。

- ③ 条件等：以下の表のとおり。

<母子寡婦福祉貸付金条件等一覧>

貸付金種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	
					連帯保証人有	連帯保証人無
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円	貸付日から1年	据置期間経過後 7年以内	無利子	年1.5%
事業継続資金	事業継続のための運転資金	1,420,000円	貸付日から 6ヶ月	据置期間経過後 7年以内	無利子	年1.5%
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校、専修学校の授業料、書籍代、交通費等のための資金	<私立限度額> 高校・専修学校 (自宅) 月45,000円 (自宅外) 月52,500円 大学・高等専門学校・専修学校 (自宅) 月81,000円 (自宅外) 月96,000円 専修学校 月45,000円	卒業後6ヶ月	据置期間経過後 20年以内 専修学校 5年以内	無利子	無利子
技能習得資金	自動車免許、ホームヘルパー、パソコン、栄養士等の知識技能習得のための資金	一般 月65,000円 特別 一括780,000円 運転免許 460,000円	習得後1年	据置期間経過後 20年以内	無利子	年1.5%
修業資金	修業施設等での知識技能習得のための資金	月65,000円 特別 460,000円	習得後1年	据置期間経過後 6年以内	無利子	無利子
就職支度資金	就職のための被服、履物等及び通勤用自動車等の購入資金	一般 100,000円 特別 320,000円	貸付日から1年	据置期間経過後 6年以内	無利子	親の就職 年1.5% 児童の就職 無利子
医療介護資金	医療・介護を受けるための資金	医療 340,000円 特別480,000円 介護 500,000円	終了後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	無利子	年1.5%

生活資金	知識技能習得中、医療・介護を受けている間、母子家庭となって7年未満、失業中の生活補給資金	一般 月103,000円 技能 月141,000円	終了後6ヶ月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療・介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	無利子	年1.5%
住宅資金	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築のための資金	1,500,000円 特別2,000,000円	貸付日から 6ヶ月	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子	年1.5%
転宅資金	住宅を移転するための住宅の貸借の資金	260,000円	貸付日から 6ヶ月	据置期間経過後 3年以内	無利子	年1.5%
就学支度資金	就学、修業のための被服等の購入資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 85,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大 380,000円 私立大学・短大 590,000円	卒業後6ヶ月	据置期間経過後 就学 20年以内 修業 5年以内	無利子	無利子
結婚資金	児童の結婚資金	300,000円	貸付日から 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	無利子	年1.5%

(4) 労働金庫の自治体提携融資制度

- ① 窓口： 労働金庫または各都道府県・市町村の担当課
- ② 制度概要： 労働金庫と自治体が協力し合い、融資先や目的を限定して地域の働く方に融資する制度であり、一般的には自治体が労働金庫へ預託(無利息または低利)し、その預託金の3~4倍程度の資金を限度に低利融資する仕組みです。
- ③ 貸付対象： 住宅、教育、離職者支援、介護・子育てなどを対象とするもののほか、一般的な生活資金融資など、様々な融資制度があります。
詳細は最寄りの労働金庫に問い合わせてみてください。
- ④ 条件等： 年収150~200万円以上の給与所得者で、かつ、1年以上勤務していることを条件としているケースが多いですが、各労働金庫によって取り扱いが異なりますので、詳細は最寄りの労働金庫に問い合わせてみてください。

※ 条件等は年度毎に変更となることがありますので、相談者に紹介する場合には、事前に労働金庫等に確認してください。

<東京都と中央労働金庫の例>

制度名称	条件	対象	融資限度額	償還期間	金利	保証人
東京都中小企業従業員むけ融資制度(さわやか)	次の全条件を満たすこと ①居住年数3ヶ月以上 ②勤続年数6ヶ月以上 ③都内に居住又は在勤 ④中小企業労働者 ⑤税込み年収800万円以下 ⑥住民税完納	生活資金	70万円 特例 100万円	70万円以下:3年 70万円超 :5年	年1.8%	組合員:個人連帯保証人1名以上 組合員以外:不要
東京都中小企業従業員むけ融資制度(すくすく・さえ)	次の全条件を満たすこと ①居住年数3ヶ月以上 ②勤続年数6ヶ月以上 (育児・介護休業者は1年) ③都内に居住又は在勤 ④中小企業労働者 ⑤住民税完納 ⑥妊娠中(本人又は配偶者)の方、子育て期間中の方または介護休業中の方 ⑦子育て費用が必要な方、または介護休業中の生活費が必要な方であって、返済能力のある方	○出産費用 ○子育てに必要な物品購入費 ○子の医療費 ○保育サービス料、ベビーシッター等のサービス利用料 ○子の教育費 ○その他上記に準じる費用	100万円	5年以内 (据置期間がある場合は終了後5年以内)	年1.5%	不要

【地域的取組み】

○ 生活協同組合の取組み

生活協同組合の中には、消費者の救済と生活再建を目的とした貸付けを行っているところもあります。

たとえば、岩手県の消費者信用生活協同組合では、県内市町村と提携し、市町村から多重債務問題を抱えた相談者の紹介を受け、相談・カウンセリング、解決方法の提案、弁護士との連携・債務整理、貸付け等を行っています。

職員や相談員のそれぞれの地域においても、そのような生活協同組合がないか確認してみてください。

○ 信用金庫・信用組合の取組み

信用金庫・信用組合の中には、市町村と提携し、多重債務の整理や生活再建に要する資金の貸付けを行っているところもあります。

たとえば、宮城県の一関信用金庫と仙北信用組合では、地元の栗原市と提携して、栗原市が相談、解決方法の提案、弁護士との連携・債務整理等を行っていく中で、相談者が必要とする債務整理や生活再建のための資金を低利で融資しています。

職員や相談員のそれぞれの地域においても、そのような信用金庫・信用組合がないか確認してみてください。

【その他】

東京都では、「多重債務者生活再生事業」として、多重債務者で、融資による自力再生を希望し、かつ、返済可能と判断される方に対して、生活相談を行い、その上で低利貸付を行っています。

(貸付条件等)

- ・対象者 : 多重債務を抱える世帯に属する者で都内に1年以上在住
- ・所得制限 : 原則として課税所得が600万円以下
- ・貸付対象 : 債務整理中・整理後の生活再生資金、債務整理に伴う一時的資金等
- ・貸付限度額: 200万円
- ・金利 : 年5.0%以下
- ・連帯保証人: 原則として1人以上
- ・償還期間 : 6年以内

職員や相談員のそれぞれの地方公共団体においても、そのような取組みがないか確認してみてください。

生活保護制度等

【制度について】

1. 生活保護制度

(1) 制度趣旨

生活保護制度は、資産や能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

(2) 制度概要

相談窓口	福祉事務所の生活保護担当	
生活保護の種類	生活扶助	日々の生活に必要な費用(食費、被服費、光熱水費など)
	住宅扶助	アパートの家賃など
	教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品代や給食費など
	医療扶助	医療費代
	介護扶助	介護サービスの費用
	出産扶助	出産に関する費用
	生業扶助	就労に必要な技能の修得などにかかる費用
	葬祭扶助	葬祭に必要な費用
支給される保護費	厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、生活費に満たない分のみが支給されます。	
要件	<ul style="list-style-type: none">預貯金、土地・家屋等の売却収入などを生活費に充てる、働くことが可能であれば働いて収入を得る、年金、手当等の他の制度の給付を受けることが可能であれば、まずそれらを活用する、親族等から援助を受けることが可能であれば、援助を受ける、等のあらゆるものを利用しても、収入が最低生活費に満たないとき、生活保護が適用されます。	
手続きの流れ	① 相談	まずは相談窓口において相談します。 その中で生活福祉資金や各種社会保障施策等の活用を検討します。
	② 申請	他の方法がない場合に生活保護の申請をします。 申請を行った場合、家庭訪問等の実地調査、資産調査、扶養義務者の調査、就労収入等の調査、就労可能性の調査などの調査が行われます。
	③ 支給	調査終了後、保護開始か申請却下が決定されます。 保護開始となった場合、保護費が毎月支給されます。

2. その他

その他には、「ひとり親家庭」に対する「児童扶養手当」や「母子家庭自立支援教育訓練給付金」などの支援があります。

「児童扶養手当」は、離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童について支給する手当です。「ひとり親家庭」の生活の安定と自立を促進することを目的としています。

受給者は、父母の離婚、死亡、障害等の支給要件を満たす児童を監護している父又は母、父母に代わって養育している方です。なお、所得制限等の条件を満たすことが必要です。

「母子家庭自立支援教育訓練給付金」は、母子家庭の母が仕事に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に、経費の20%(4千1円~10万円)を支給するものです。

【対応について】

給付制度は、上記のとおり、その目的及び適用要件があり、給付を受けられるか否かは、その担当部門・部署でなければ判断できません。

しかし、相談窓口を訪れた相談者の中には、給付を求める方もおられます。そのような場合には、まずは弁護士・司法書士等の専門家との相談やセーフティネット貸付等により、生活再建のための方策を相談者と一緒に検討するようにしましょう。

それでも、相談者が給付を求める場合には、職員や相談員は「自分は給付制度の担当者でないこと」及び「給付制度については判断できる立場にないこと」を丁寧に伝えた上で、担当窓口を伝えるようにしましょう。

心の問題・心のケアへの対応

自分だけでは対応しきれないほどの借金を背負った相談者の多くは心の問題を抱えています。相談の場面で出会う心の問題は、① 慢性的なストレス状況に対する反応、② アルコール依存症などの医療が必要な状態、③ すでにメンタルヘルスの問題(精神疾患)を抱えている場合にはその悪化、があります。

職員(相談員)は、こうした心の問題についても理解し、借金問題の解決と併せて、適切に対応できるようにしましょう。

1. 通常の相談対応で解決できる場合

慢性のストレス反応

多くの相談者の示す不安や焦燥感、絶望感、無力感、抑うつ気分、悲観的な考え方などは、色々と解決を試みても自分ではどうにもならず、問題が膨らむばかり、という強いストレス状況に対する、いわば正常な反応です。まずは、以下のような適切な相談対応を行いましょう。

適切な相談対応

- ☞ 穏やかな対応を心がけましょう。
- ☞ 相談者の苦しい状況を受け止め、相談者なりに対応に努めてきたことをねぎらい、ともに問題解決を考えていく姿勢を、言葉や態度で示しましょう。例えば、「大変な思いをされてきたのですね」「それでは気持ちが晴れるということはなかったでしょうね」「お力になれるといよいよ思っています」といった言葉をかけましょう。
- ☞ 性急に口を挟まず、まずは相談者の話や言い分をじっくりと聞き、相談者の置かれている状況を把握するようにしましょう。
- ☞ 安易な励ましや安請け合いは避けましょう。
- ☞ 健康状態を気づかう質問などにより、相談者の心身の状態を把握するように努めましょう。例えば「体調はいかがですか?」、「夜はちゃんと眠れていますか?」、「食欲はありますか?」、「体にどこか痛いところ、苦しいところはないですか?」など。
- ☞ また、必要に応じて、精神的な状態についても尋ねましょう。例えば「やる気が出なかったり、集中できなかったりはないですか?」「何をしても楽しくないということはないですか?」など。
- ☞ 相談者が、明らかに不適切なことをしていても、批判せず、「そうせずにはいられなかったのですね」「今は後悔しておられるのでしょうか」と中立的に受け止めましょう。
- ☞ 相談者が自分に都合の良いように話すこともよくあるので、言うことを鵜呑みにせず、客観的な情報の収集に努めましょう。ただし、信じている態度で接することが必要です。相談者に信じていないと思われた場合、相談対応に支障が生じるおそれがあるためです。

- ☞ 嘘をついている、思いこみで話していると思われる場合は、「あなたにはそう思えるのですね」「あなたの言うとおりなら、大変ですね」のように受け止めましょう。
- ☞ 妄想がひどいと思われる場合も、当事者にとっては、体験されている深刻な問題によるものである場合があります。相談者の話を否定してしまうような言動は避けてください。この場合、上記のとおり対応しつつ、早めに専門家につなぐようにしてください。

2. 専門家につなぐことが必要な場合

相談者の話から、相談者の心身の状態が、以下に挙げるような医療を必要とする状態にあると思われる場合には、専門家につなぎます。

うつ病	<p>【特徴】</p> <p>一日中気分が滅入り、何ごとにも関心・意欲が持てず、集中できず、食欲がなく、眠れない状態になり、死にたくなります。 薬物治療と休息が有効ですので、体調をたずね、専門家に紹介しましょう。</p> <p>【具体的な場面】</p> <p>①相談者が「死にたい／消えてなくなりたい」と言う。 ⇒がんばれと励ましたり急に話を変えたりするのではなく、「死にたいほどつらいのですね」と気持ちに寄り添った言葉を返しましょう。</p> <p>②相談者が涙ぐんでいる。 ⇒ティッシュを差し出し、少し間をおいてから、「お話をされたことのうち、何がそれほどつらいのですか」とたずねてみましょう。「泣くことで、少し気持ちが楽になるならよいことですよ」と伝えるのもよいでしょう。実際、すっきりした様子になることもあります。ただし、泣くほどの心痛があるため、自殺の危険性もあります。</p>
	<p>【特徴】</p> <p>他人には聞こえない声が聞こえる、誰かに嫌がらせをされている、盗撮や盗聴をされているといった症状が現れます。不安や抑うつ気分、集中力の低下、疲れやすさなど、うつ病と共通する部分も少なくありません。薬物治療も効果がありますし、社会的な適応性を高める治療や生活経験を提供する施設もあります。</p> <p>【具体的な場面】</p> <p>○相談者が何を言おうとしているか分からない、つじつまが合わない。 ⇒脳の病気に加え、社会の偏見の中で苦しんでいる方です。(偏見ではなく)敬意と尊重の念を持って、妄想と思われる話であっても、信じる態度で接することが支援関係を切らないためにも大切です。</p>
統合失調症	<p>【特徴】</p> <p>他人には聞こえない声が聞こえる、誰かに嫌がらせをされている、盗撮や盗聴をされているといった症状が現れます。不安や抑うつ気分、集中力の低下、疲れやすさなど、うつ病と共通する部分も少なくありません。薬物治療も効果がありますし、社会的な適応性を高める治療や生活経験を提供する施設もあります。</p> <p>【具体的な場面】</p> <p>○相談者が何を言おうとしているか分からない、つじつまが合わない。 ⇒脳の病気に加え、社会の偏見の中で苦しんでいる方です。(偏見ではなく)敬意と尊重の念を持って、妄想と思われる話であっても、信じる態度で接することが支援関係を切らないためにも大切です。</p>

依存症	<p>【特徴】</p> <p>アルコールや薬物の摂取やギャンブルで、「有害なことが起こっているにもかかわらずやめられず」、「自分でコントロールすることに失敗している」状態です。慢性疾患なので、専門機関で病気とのつき合い方を学ぶ必要がありますが、時間がかかります。</p>
	<p>【具体的な場面】</p> <p>①CAGE(アルコール依存症チェック)として、次の2項目以上に該当すれば依存症の可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> i)あなたは今までに、自分の酒量を減らさなければいけないと感じたことがありますか？ ii)あなたは今までに、周囲の人に自分の飲酒について批判されて困ったことがありますか？ iii)あなたは今までに、自分の飲酒についてよくないと感じたり、罪悪感を持ったりしたことがありますか？ iv)あなたは今までに、朝酒や迎え酒を飲んだことがありますか？ <p>②相談者が否認する・嘘をつく。</p> <p>⇒依存症者にとって、自分がコントロールを失っていることを認めることはとてもつらいことです。その一方で、このままではいけないという気持ちもあります。このため、罪悪感から周囲にたくさん嘘をついたり、都合のよい話だけをすることがあるので、注意深く聞きましょう。借金の相談では、単に債務整理を進めて回復には至らないので、必ず専門家と連携しましょう。</p>

<p>【特定の疾患に限らないその他の具体的な場面】</p> <p>○相談者の話が止まらない。</p> <p>⇒「はい」か「いいえ」で答えられるような質問をするなどして、話の流れを調整しましょう。また、相談者が使った言葉を用いて「ところで先ほど弟さんの話が出ましたが、お母さんには相談しましたか」と流れを変える方法もあります。</p> <p>一方、話をさえぎるには、次の表現も試してみましょう。</p> <p>i)共感的遮断</p> <p>「それは本当におつらいことでしたね。その返済のために、別の消費者金融を使おうとは思いませんでしたか？」</p> <p>ii)引き延ばし遮断</p> <p>「とてもおつらさが分かります。後でそのことについて、少し話しましょう。今私が伺いたいのは、あなたの飲酒のことです。毎晩2合くらいは飲されますか？」</p>
--

【出典:「生きるを支える 精神保健と社会的取り組み相談窓口連携の手引き」(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

自殺予防総合対策センター（平成23年3月）】

3. 専門家への引継ぎ

(1) 心の問題・心のケアの専門家のリストを作成する

- ◆ 心の問題・心のケアについて対応できる窓口のリストを予め作っておきましょう。
窓口リストには、地域の精神保健福祉センター、保健所、総合病院、精神科病院、精神科診療所などを記載することになります。
- ◆ 精神保健福祉センターでは、メンタルヘルス相談を行っていますし、また、適切な相談機関の紹介もできます。
- ◆ 最新の地域の精神科・心療内科の医療機関(総合病院、精神科病院、精神科診療所など)の情報は精神保健福祉センターにあります。

↓

(2) 相談者に医療機関の受診をすすめる

- ◆ 相談者が困っていること(眠れない、仕事が手につかないなど)を糸口に、そうした苦痛が和らぎ、よりよい心身の状態で問題解決に取り組めるようになることを説明して、医療機関の受診を勧めましょう。
- ◆ 相談者が必要な受診を拒むような場合は、より深刻な問題が潜んでいることがありますので、無理に引き継ぐことはせず、専門家と連絡をとり、どのように対応をすべきか、アドバイスをもらいましょう。
- ◆ 相談に応じられる精神状態でない場合(例:今すぐ死ぬと言い行動に移そうとする、ぼーっとして呼びかけても反応しない、話していることにまとまりがない、席を立って落ち着きなく歩き回る等)は、相談者を医療機関まで連れて行ける人(いない場合は警察)と連絡をとり、相談者を保護することを最優先させます。

↓

(3) 相談者を医療機関に引き継ぐ

- ◆ 医療機関に紹介するに当たっては、職員(相談員)が自ら電話をかけて紹介先の医療機関と連絡をとり、相談者の抱えている具体的な問題や相談の中で気づいた点を説明します。
- ◆ 職員(相談員)は紹介先に自ら予約を入れ、その後、相談者に紹介先の名称、電話番号、訪問方法、相談日時、担当者名などを伝えます。相談者自身で予約を入れるようにした場合、途中で相談者の気持ちが変わってしまい、予約を入れないおそれがあるためです。

<参考>

- 依存症に対応している心理相談機関・医療機関は多くありませんが、地域の専門機関は精神保健福祉センターが把握しています。
- アルコール依存症に関しては、精神保健福祉センターと保健所が対応しています。

4. 生活再建に向けたフォロー

相談者の借金の問題や心の問題が取り除かれたとしても、相談者がそのまま自ら生活再建に取り組んでいくとは限りません。つまり、個々の相談者にはそれぞれの個性や特徴があり、また、置かれている環境も様々であるため、現在の問題を解決しても生活再建を自ら進められないケースがあるということです。

相談者が借金の問題や心の問題の解決に取り組んでいる間、また、それらの解決がなされた後も、相談者の状況を把握するようにしましょう。そして、必要に応じて、関係部門等と連携し、相談者が生活再建できるようサポートしていくことが必要です。

5. 相談業務担当者のメンタルヘルス

相談業務を担当している職員や相談員の皆さんは、相談者にとって最後の頼みの綱であり、社会の重要な財産ですが、相談業務はとてもストレスのかかるものです。

相談者の生活上の困難や苦労、様々な感情に直接触れることとなり、ストレスのより高い環境で働いています。このような環境に絶えず置かれると、「燃えつき」のリスクが高まります。「燃えつき」とは、それまで精力的に仕事に取り組んでいた人が、その仕事に対する意欲が急速に減退し、ロウソクの火が消えるように消耗しつくした感じを抱くことを指します。

「燃えつき」を未然に防ぐには、その兆候が自分に起きていないかどうかをチェックしてみることが第一です。多くのストレス度チェックリストがインターネット上で取得できますので、月に一度程度チェックをしてみることをお勧めします。

また、日頃から自分なりのストレス対処法(例:スポーツ、カラオケ、同僚とおしゃべりなど)を持っていることも大切です。

さらに、特に困難な事例に出会ったときには、上司や同僚に自分の対応について報告し、話をよく聞いてもらうことも大切です。

以上を参考に、まずは、職員や相談員の皆さんのが、いつもよい心身の状態でいることがとても大切ですので、ストレスをため込まないように気をつけましょう。

【出典:「生きるを支える 精神保健と社会的取り組み相談窓口連携の手引き」(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター (平成23年3月)】

クレジットカードの現金化やソフトヤミ金等の最新手口・対応方法

相談を受けて、

「これはクレジットカードのショッピング枠の現金化やソフトヤミ金かも」と思ったら、

「まずは止める」ように伝えましょう。

その上で、状況に応じて専門家に引き継ぐ、警察に連絡する等の対応をとります。

クレジットカードのショッピング枠の現金化やヤミ金は、

「手軽だ」、「思っていたのと違って親切で安心だ」、「後でちゃんと返せばいいんだ」

などと相談者が思っていたとしても、

結局は、借金を増やし、支払困難に陥ることになります。

さらに、「入金されない」、「キャンセルできない」、「いつまでたっても完済にならない」

といったトラブルが発生する可能性があります。

◇ 詳しい手口や対応方法については以下のとおりです。 ◇

1. クレジットカードのショッピング枠の現金化

(1) クレジットカードのショッピング枠の現金化とは

クレジットカードには、通常、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」の機能と、カードを用いてお金を借り入れる「キャッシング」の機能があり、それぞれに利用できる金額枠が設定されています。現金化は、本来、商品やサービスを後払いでの購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することです。

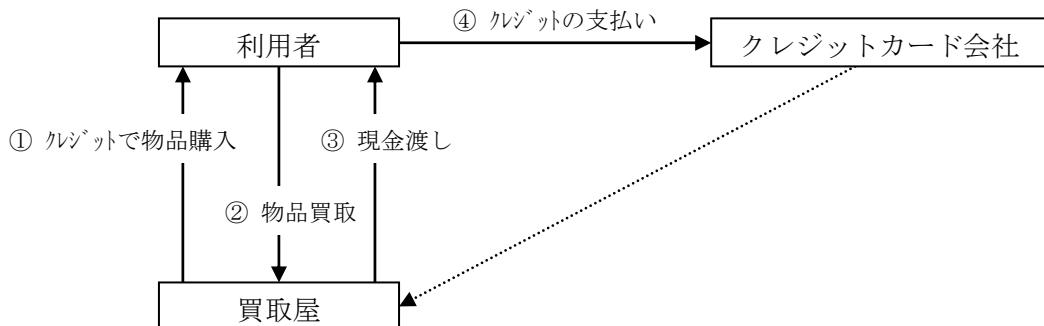
具体的な方法としては「買取屋方式」と「キャッシングバック方式」があり、詳細は次のとおりです。

(2) 手口

① 買取屋方式

「クレジットカードのショッピング枠で現金化サービス」などとあって、クレジットカードのショッピング枠で商品等を購入させ、それを買取業者が使用額以下で買い取り、利用者に現金が渡る仕組みです。

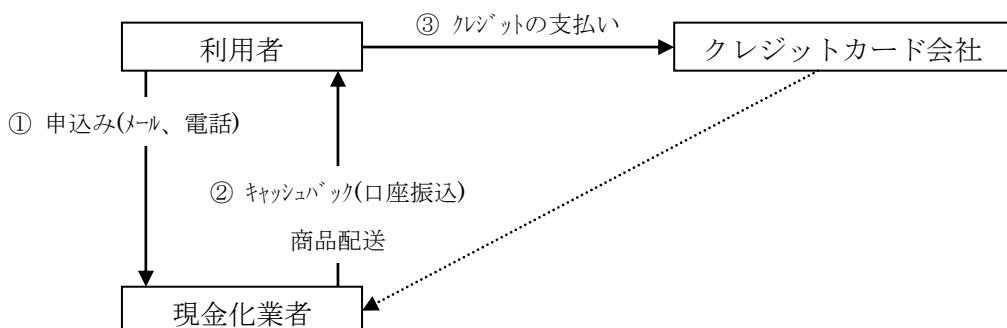
【イメージ図】



② キャッシュバック方式

「クレジットカードのショッピング枠で現金化サービス」などどうたって、利用者にキャッシュバック付商品を、クレジットカード決済で購入させ、購入額以下の現金を商品とともに渡す仕組みです。

【イメージ図】



(3) 対応方法

利用者は、一時的に現金を手に入れることができたとしても、後でその金額よりも高額なクレジットカードの支払いに追われ、さらに債務を膨らませてしまう結果になりかねません。特に、利用者が負担する手数料は、利率でいえば年利数百%に相当するものです。

また、利用者が、クレジットカードの利用停止、聞いていた金額が支払われない、キャンセルに応じてもらえない等のトラブルに巻き込まれる可能性もあります。

相談者がクレジットカードのショッピング枠の現金化により現金を手にしているような場合には、まずはそれを止めさせることです。

- i) 債務が膨らみ返済できなくなる可能性があること、トラブルに巻き込まれる可能性があること等を話し、二度とクレジットカードのショッピング枠の現金化を利用しないよう伝えて理解してもらいましょう。
- ii) 債務が膨らみ返済できなくなっている場合、多重債務と同様に対応し、債務整理や生活再建を図っていきましょう。

2. ヤミ金

(1) ヤミ金とは

いわゆる「ヤミ金」とは、貸金業を営むために法律上要求される登録を得ずに、貸金業を営む者を指します。ヤミ金は、はじめから法律を守るつもりがないため、法外な高金利を要求し、また、過酷な取立てにより借りた人を追い込み、借りた人の人生を破壊します。

(2) 手口

① ヤミ金の主な手口

- ヤミ金は、「低金利で融資」「他店で断れた方でもOK」「らくらく・簡単」「即日融資」など利用者の心理をついて誘い込んでいます。特に、多重債務者や自己破産者をターゲットに勧誘してきます。
- ヤミ金は、主に電話、チラシ、ダイレクトメールで勧誘してきます。特に、首都圏のヤミ金が地方の利用者に対して借入れを勧説しており、地方においても違法な高金利・厳しい取立ての被害が多発しています。
- 貸付金額は、3万円から5万円など小口なのが主流です。小口なのですぐに返済できるだろうという利用者の心理をつけてきます。しかし、違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式にあっという間に膨れ上がります。
- 貸付期間は、7日から10日間と短期間なのが主流です。違法な高金利の利息などを短期間に返済請求されるので、すぐに行き詰まってしまいます。返済のために別のヤミ金から借りることを繰り返し、悪循環に陥ってしまいます。
- 業者は返済が遅れた時の取立てのために、借りた本人の住所、電話番号、勤務先だけでなく、親兄弟・親類の連絡先を聞いてきます。少しでも返済が遅れると脅迫まがいの電話を勤務先や親兄弟・親類などにかけるなど厳しい取立てを行い、精神的に追い詰め、違法な高金利の利息を支払わせます。
- 一度、違法な金融業者から借入れをすると、他の同様な業者から電話やダイレクトメールによる勧説が頻繁に行われます。業者間で情報を共有していると考えられます。

② ヤミ金の主な類型

登録詐称業者	広告の登録番号の表示に架空の登録番号を使用したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどして登録業者を装う無登録業者。
090金融	勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないまま、違法な高金利で小口の融資を行う。
システム金融	資金繰りに困った商工業者等に対して、即日で融資することをうたい文句にダイレクトメールやアクセス等で勧誘し、勧誘に応じると担保代わりに手形や小切手を送らせ融資する。⇒ 差入れ手形や小切手の期日が近づくと、最初の業者は厳しく取立てを迫る一方、別の業者から融資の案内が届き、借り換えを勧説する。⇒ 複数の業者が債務者(借入人)情報を共有しており、同一者に次々と融資を行う。⇒ 債務者の会社を倒産させまいとする弱みにつけ込んでおり、この方法を繰り返し行うことによって、違法な高金利の借入れを雪だるま式に膨れ上がらせ、やがては破産に追い込む。
押し貸し	契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する。
チケット金融	チケット(高速回数券など)を代金後払いという形で販売し、チケットを指定した金券ショップなどに持ち込むことで現金化させる。業者は一週間後にチケットの販売金額を返済させる。現金化した受取金額と返済金額との差額を利息とみると法外な利息となる。
家具リース金融	債務者の家具一式を買い取る売買契約を結び、売買代金としてお金を渡す。そして、業者がその家財道具一式を債務者にリースする旨のリース契約を結び、家具はそのまま家に置いておいて、リース料として法外な利息を取る。同様な手口として車リース金融もある。
紹介屋	あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を呼び込み、「あなたの信用状態はよくなない。うちでは貸せないのでほかの店を紹介する。」などと言って、他の店で借りるように指示し、そこで借入れした金額の一部を紹介料としてだまし取る。
整理屋	「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などを預かり、整理をしないでだまし取る。
名義貸し	「消費者金融会社の調査」等の名目で「お金を借りるだけのアルバイト」と称して消費者金融会社から金銭を借り受けさせ、一定のアルバイト料を支払った上で「返済はこちらでやっておく」と発行されたカード(暗証番号も)もろとも金銭をだまし取る。集まったお金とカードで返済と借入を繰り返すため、返済が行なわれている間は発覚せず、長期間だまされていることに気付かない。
貸します詐欺	融資の約束をした後、保証料などと称して手形、小切手、現金を送付させ、融資を実行しないまま連絡を絶ち、だまし取る。 融資する前に返済の信用や実績を見せて欲しいと、先にお金を振り込ませ、実際には融資を実行しないでだまし取る。

(3) 対応方法

基本的には多重債務者相談と同様の対応をとることとなります。しかし、暴力的な取立てなどにより、相談者は追い詰められています。

○ まずは警察に行くように促しましょう。その上で、相談窓口からも警察に連絡をしましょう。

ヤミ金被害の解決に当たっては、早期に警察に被害を訴えることが重要ですが、相談者が警察へ行くことを躊躇することが多々ありますので、職員(相談員)が自ら警察に連絡する等の対応をとりましょう。

3. ソフトヤミ金

(1) ソフトヤミ金とは

「ソフトヤミ金」と呼ばれているものも、「ヤミ金」の一つです。

従来のヤミ金のように脅すなどの暴力的な取立ては行わないとされていますが、普通では返済ができない違法な高金利で貸付けを行い、返済が滞れば、最終的には暴力的な取立てになる可能性があります。

(2) 手口

手口としては、手軽に短期少額の融資を行うが、様々な難癖をつけて完済にはさせず、次々と返済のための融資を行い、また、高金利であることから、結局はいつまで経っても完済できない状態にするのが、一般的なようです。

一見すると、「対応が優しい」、「暴力的なヤミ金ほどは金利が高くない」、「借り手の相談にのってくれる」などといった特徴があるとされていますが、あくまでも非合法の「ヤミ金」ですので、利用していいはずがありません。上述のとおり、いつまでも借金の状態から抜けられず、搾取され続けます。

(3) 対応方法

間違って「ソフトヤミ金」を利用してしまった相談者が窓口に来られた場合、基本的には多重債務者相談と同様の対応をとることとなりますが、特に次の点には注意を払うようにしましょう。

① 相談者の状況をよく聞いた上で、相談者は「ソフトヤミ金」による被害者の可能性があること、そうであれば相談者が一人で解決することはほとんど不可能であることを話して理解してもらいましょう。

② まずは警察に行くように促しましょう。その上で、相談窓口からも警察に連絡をしましょう。

債務整理の知識

債務整理の具体的な方法

債務整理の方法については、基本編で簡単な説明をしました。ここでは、それぞれの方法について、基本的な考え方、手続きの流れ、費用・期間などの観点から、より詳しい説明をします。

1) 任意整理

(1) 基本的な考え方

「任意整理」とは、裁判所という司法の場を利用することなく、債務整理する方法です。

世の中で、揉め事が起きた場合に、当事者同士で解決することもできますし、裁判所を利用して問題を解決することもできます。この「任意整理」という方法は、前者の当事者同士で問題を解決する方法です。

具体的には、相談者は弁護士や司法書士といった法律専門家に依頼して、貸金業者と借金の返済方法について協議してもらいます。その結果、法律専門家と貸金業者との間で、相談者にとって無理のない返済計画について合意してもらい、その合意内容にそって、相談者は返済を行っていくことになります。

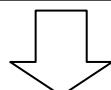
もし借金の額がそれほど大きくなく、更に「利息制限法への引直し」計算(「5)「過払金」と「引直し計算」について」をご参考下さい。)の結果、大幅に減額された借金を一括で返済できるお金が用意できるようであれば、一括返済することも可能です。

任意整理は、裁判外で当事者同士が話し合いで解決する手段であるため、弁護士や司法書士といった法律専門家の手を借りなくても相談者自身で解決することも不可能ではありません。ただし、その場合、相談者自身が貸金業者と話し合いをしなければならず、百戦錬磨の貸金業者を相手にすると、「利息制限法への引き直し」に応じてくれなかつたり、相談者が望まないような返済計画を押しつけられたりして、結局は債務整理がうまくいかないということになりかねません。お金がないから自分で何とかしたいと思う相談者もいるでしょうが、このような事情を説明し、法律専門家の手を借りない方法はあまり勧められる手段ではないことを伝えましょう。

(2) 債務整理の流れ

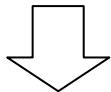
任意整理を行う場合の一般的な手順は以下のようになります。

①職員(相談員)の紹介を受け、相談者と法律専門家との面談。

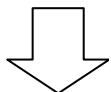


・法律専門家の意見を聞きながら、相談者は任意整理が適当か否かを判断します。

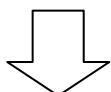
②相談者が任意整理を行うことを法律専門家に依頼。



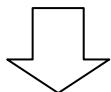
③法律専門家から貸金業者に受任通知の送付。



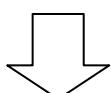
④法律専門家が相談者の借金の額を調査。利息制限法への引直し計算を行い、相談者が返済すべき借金の額を確定。
(過払金が発生している場合には、その額も確定。)



⑤法律専門家と貸金業者の間で、借金の返済条件の協議を行い、相談者にとって無理のない返済条件で合意。
(過払金が発生している場合には、過払金を回収。)



⑥合意した返済条件にそって、相談者は返済開始。



⑦返済の完了＝借金の整理完了！

(3)任意整理にかかる費用

これから紹介する各債務整理に要する費用はあくまでも参考値であり、それぞれの弁護士や司法書士によって多少の開きがあります。

任意整理を法律専門家に依頼した場合、債権者1社あたり2万5千円程度に加えて若干の法律専門家に対する報酬が発生する場合があるとイメージしておいて下さい。これは弁護士に依頼した場合でも、司法書士に依頼した場合でも同様です。

(4)メリット・デメリット

①メリット

- i. 弁護士や司法書士が、相談者の債務整理の手続を引き受けたことを貸金業者に通

知し、貸金業者がその通知を受け取った場合には、その時点から相談者に対する取立てがストップします。

- ii. 利息制限法への引き直しにより、返済すべき借金の額が大幅に減額される可能性があります。場合によっては返済すべき借金が存在しないこともあります。
- iii. 裁判外の手続であり、当事者同士でいかなる内容の返済計画を立てることも可能であり、柔軟な返済計画を策定することができます。

②デメリット

- i. 任意整理は、裁判所を利用せず、当事者同士の話し合いで債務整理を進めていくため、話し合いの結果に納得しない貸金業者に対しては、強制力をもって従わせることはできません。
- ii. 裁判所を利用した制度ではないために、話し合いに応じない貸金業者に、相談者の給料などを差押えられる可能性があります。

＜例えばこんな場合Ⅰ＞

中田さんは貸金業者からお金を借りるときに、契約書とは別に「もし借金が返済できなくなったら、給与を差押えられても文句は言いません。」という趣旨（正確には、「金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨の陳述」という文言になります。）を記載した公正証書⁵という書類を作成しました。

中田さんは、順調に借金を返済していましたが、休日の海外旅行の出費がかさみ借金の返済が苦しくなったために、弁護士と相談して任意整理をすることになりました。弁護士はABCクレジットと話し合いを進めましたが、貸金業者は聞く耳を持たず、裁判所に対して給料の差押えを申立て、給料を差し押さえてしまいました。

任意整理の場合には、このような事態が生じてしまう可能性があります。そのような場合には、特定調停を利用して強制執行を停止してもらう必要があります。

- iii. 借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかも知れないと判断すれば、お金を貸さないことがあります⁶（なお、利息制限法への引き直しを行わずに、返済を楽にするために

⁵ 公正証書とは、公証役場というところにいる公証人という特別の権限をもった人が作成する書類のことで、この書類は裁判所の判決と同じ効力を持ちます。裁判所の判決と同じ効力を持つということは、改めて訴えを提起して裁判所の判決等を得なくとも、裁判所に対して強制執行を申し立てること（給料等を差し押さえること）ができるのです。

⁶ 「信用情報機関」とは、貸金業者などお金の貸付けを行う業者が、顧客の信用情報（今彼らの借金があるって、返済が滞っていないかといった情報）を集積するために設置する機関のことです。業者は貸付けを行う際に、この信用情報機関に集積された情報を参考に、顧客が信用できる人物であるかどうか判断することになります。

返済期間を延長するなど、貸金業者と円満に条件変更ができた場合には、そのような情報が登録されない可能性もあるようです。)。

2)特定調停⁷

(1)基本的考え方

「特定調停」という聞き慣れない言葉が出てきましたが、内容はさほど難しいものではありません。「特定調停」とは何かというと、裁判官と裁判所が指定する調停委員で組織される調停委員会を舞台に、相談者と貸金業者が借金の返済方法について話し合い、解決策を見いだしていくことです。

調停委員会というのは、裁判官と調停委員(裁判所から法律等の専門家として指定された委員)が、相談者と、関係する全ての貸金業者双方の言い分を聞いて、双方の主張を調整することです。

この調停委員というのは、裁判所が指定するのですから、公正な立場から調整を行ってくれます。このため、相談者は弁護士や司法書士などの法律専門家の手を借りなくても債務整理を行うことができるのです(特定調停を進めて行くには色々と手続が必要となりますので、法律専門家に手續を依頼することももちろんできます。)。

任意整理を行う時に、法律専門家の手を借りずに相談者自身で貸金業者と話し合いを行おうとすると、債務整理がうまくいかなくなる可能性があると説明しましたが、この特定調停の場合は、公正な立場の専門家(調停委員)がいますので、一方的に貸金業者に有利な結論が出ることはできません。

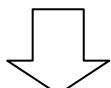
このため、法律専門家に依頼する費用が用意できないといった相談者には便利な制度なのです。

この調停委員会での話し合いにおいては、相談者の抱える借金について利息制限法への引き直しも行われますので、借金の額が減額することが期待できます。後は、返済方法について合意した内容に沿って、相談者は借金を返済していくことになります。

(2)債務整理の流れ

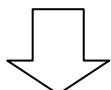
特定調停を行う場合の一般的な手順は以下のようになります。ここでは相談者が自ら特定調停の手続を進める場合を説明します。大まかな流れを把握して、相談者に説明して行きましょう。

①職員(相談員)の紹介を受け、相談者と法律専門家との面談。



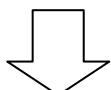
⁷ 特定調停の手続は「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」という法律に定められています。

②相談者が特定調停を行うことを裁判所に申立。

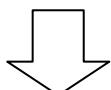


- ・貸金業者が、裁判所から申立書の送付を受けるか、または相談者から申立てが裁判所に受理された旨の通知を受けたときから、貸金業者は取立てができなくなります。
- ・申立てを受けた裁判所は、調停委員を選び調停委員会を設置します。

③調停委員会の仲介により貸金業者と相談者が、返済方法について協議。

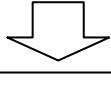


④調停委員会が相談者の借金の額を調査。利息制限法への引直し計算を行い、相談者が返済すべき借金の額を確定。
(場合によっては借金の返済が終わっていることを確認。)



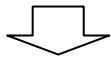
- ・調停委員会は借金の発生原因を調査したり、貸金業者に取引履歴の提出を求めたりして、相談者が支払うべき借金の額を確定させます。

⑤調停委員会の仲介のもと、相談者が返済可能な返済条件について相談者と貸金業者の間で合意。
(場合によっては借金が存在しないことを確認。)



⑥合意した返済条件にそって、相談者は返済開始。

法律専門家との面談から返済条件の合意まで1～2ヶ月程度



⑦返済の完了＝借金の整理完了！

(3) 特定調停にかかる費用

特定調停にかかる費用は、次のメリットのところでも説明するとおり、もっとも安価です。相談者が法律専門家との相談を経て、相談者本人で裁判所に手続を申し立てた場合には、数千円程度の費用で済みます(法律専門家への相談料は除きます。)。これは裁判所の諸々の手続にかかる費用として納めるものです(弁護士や司法書士に依頼することもできます。この場合、30～60万円程度の費用がかかると考えて下さい。なお、法律専門家に申立書の作成のみを依頼することもできます。この場合には費用はぐっと安くなります。)。

(4) メリット・デメリット

①メリット

- i . 裁判所に特定調停手続の申立てを行い、貸金業者が裁判所からの通知を受け取った場合には、その時点から相談者に対する取立がストップします（弁護士や司法書士に手続を依頼した場合には、任意整理と同様、弁護士や司法書士からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。）。
- ii . 利息制限法への引き直しにより、返済すべき借金の額が大幅に減額される可能性があります。場合によっては返済すべき借金が存在しないこともあります。
- iii . 先ほど任意整理のところでは、「貸金業者に、相談者の給料などを差押えられる可能性があります。」と説明しました。これは、任意整理とはあくまでも当事者同士の話し合いになるために、そこには何の強制力も働かないためでした。ところが、この特定調停というのは、裁判所に設けられる調停委員会という公の機関を舞台に話し合いを行いますので、一定の場合、強制執行の手続を止めてもらうこともできます。⁸
- iv . 相談者が法律専門家に依頼せず、⁹自ら裁判所に特定調停手続を申立てた場合には、このマニュアルで紹介する4つの方法のうち、最も安く債務整理ができます。

②デメリット

- i . 裁判所を通じるといつても、あくまでも相談者と貸金業者が、話し合いにより解決方法を模索することになるため、貸金業者が複数いる場合など、全ての貸金業者と合意に達しない限り、合意に達しなかった貸金業者からの借金が整理されないことがあります。
- ii . 相談者と貸金業者の間で合意が成立し、その内容が調停調書に記載されると、裁判所の判決と同じ効力があるため、合意内容にそった返済ができなくなると貸金業者は直ちに強制執行の申立てをすることができます。¹⁰
- iii . 借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないことがあります。

⁸ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第7条を参照して下さい。

⁹ 特定調停の手続き自体は相談者自ら行うことが可能ですが、特定調停の方法を選択する前提として、利息制限法への引き直し計算などを行い相談者の債務額を明らかにする必要があります。この利息制限法への引き直し計算は法律専門家のところで行うこととなりますので、適宜法律専門家へ引き継いでいきましょう。

¹⁰ 「裁判所の判決と同じ効力がある」と言いましたが、これは改めて訴えを提起しなくても、貸金業者は給与を差し押さえることができるという意味です。

3)個人版民事再生¹¹

(1)基本的考え方

「個人版民事再生」という聞き慣れない言葉が出てきましたが、これも借金を整理する方法の一つです。「民事再生」という言葉を耳にしたことがある方もいらっしゃるかもしれません、これは簡単に言うと倒産の危機に瀕した中小企業などが、借金を整理して、もう一度出直す、すなわち「再生」することをスムーズに行うための制度です（実際には複雑な制度なので、詳しく知りたい方は専門書に当たってみて下さい。）。

その「民事再生」という出直しのための制度を、企業ではなく個人が利用しやすいようにしたものが、「個人版民事再生」という手続です。これも特定調停と同じように裁判所を通して行う債務整理の方法です。

では特定調停と何が違うかというと、特定調停はあくまでも「調停」という手続なので、相談者と貸金業者の合意が成立することが必要でした。どちらかがあくまでも合意に反対した場合には解決しない制度なのです。一方で、個人版民事再生は、借金で困っている人を「再生」させるために、その再生に反対の貸金業者がいても、一定の場合に強制的に債務整理を納得させられる制度です。

相談者にとっては、何とも心強い制度だと思われるかもしれません、そのような強制力をもった制度だからこそ、誰でも利用できるというわけではなく、相談者が一定の条件をクリアしている必要があります。

それはどのような条件かというと、代表的なものは、相談者が将来にわたって給料などの定期的な収入を得ることができ、一定の金額を借金の返済にあてることができる人であること、というものです。自分でお店を持っている方の場合であっても、将来的に売り上げが見込まれれば、そこから収入を得ることができるので問題ありません。

相談者がこのような条件にあてはまれば、裁判所に個人版民事再生手続を申立て、相談者の収入の範囲内で返済可能な返済計画（これを正式には「再生計画」と言います。）の案を作り裁判所からのお墨付きをもらった上で、その計画に沿って借金の返済をしていくことができます。

この個人版民事再生の手続には、更に「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」という二つの制度に分かれしており、また、住宅ローンを抱えている相談者にとって、便利な制度も設けられていますが、それは次の「債務整理の流れ」の中で触れていくことにします。

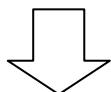
¹¹ 個人版民事再生の手續は「民事再生法」という法律の第221条以降に規定されています。なお「個人版民事再生」という言葉は法律上の用語ではありませんが、理解しやすくするために、この手引きの中では「個人版民事再生」という言葉を使用します。

(2)債務整理の流れ

個人版民事再生の手続によって債務整理する場合の一般的な手順は以下のようになります。

①職員(相談員)の紹介を受け、相談者は法律専門家と面談し、個人版民事再生手続により債務整理を行うことを依頼。

- i. この手續は実際には大変複雑なため、相談者が自分で手續を進めることは困難です。
- ii. 法律専門家が依頼を受けた場合には、貸金業者に受任通知が送付され、貸金業者はそれを受け取った時点から取立てができなくなります。
- iii. 相談者は、銀行や友人からの借入など全ての債務額を明らかにする必要があります。



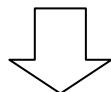
<小規模個人再生>

②小規模個人再生を裁判所に申立。

<給与所得者等再生>

②給与所得者等再生を裁判所に申立。

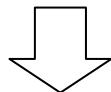
- i. 小規模個人再生が利用できるのは、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、一定額を返済に充てられる人です。
- ii. したがって、専業主婦は利用できないことになります。
- iii. また、借金の総額が5,000万円以内であることも求められます。



- i. 給与所得者等再生が利用できるのは、小規模個人再生が利用できる人のうち、給与所得の変動が小さい人です。
- ii. したがって、自営業者は給与所得を得るわけではないので利用できないことになります。

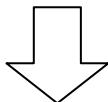
③裁判所は、それぞれの手続について、相談者が必要な要件を満たしていると判断した場合には、手続の開始を決定。

- i. この段階で、貸金業者は給与の差押えなどの強制執行を行うことができなくなります。



④裁判所で、利息制限法による引き直し計算結果などに基づき、相談者の抱える借金の額を確定。

- i. 借金の額を確定するプロセスで、貸金業者と相談者によって借金の額に争いがある場合には裁判所が個人再生委員を選任し借金の額を確定します。



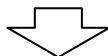
<小規模個人再生>

<給与所得者等再生>

⑤確定した借金の額をもとに、幾らまでの借金をどのように返済していくかを記載した再生計画案を作成して、裁判所に提出。

- i. この再生計画はいくつかの条件を満たしている必要があります。その代表的なものを見ていきましょう。
- ii. 一つ目は、「最低弁済額要件」と呼ばれるもので、④で確定した借金を幾らまで減らすことができるかの限度と言うことができます。
- iii. 具体的には、④で確定した借金の額(住宅ローン債権などを除いた額)に応じて次のような条件が課せられます。
- ・100万円未満
→その借金の全額を返済していく計画を立てなければなりません。
 - ・100万円～500万円
→100万円以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。
 - ・500万円～1,500万円
→借金の額の5分の1までに減額した額以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。
 - ・1,500万円～3,000万円
→300万円以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。
 - ・3,000万円～5,000万円
→借金の額の10分の1までに減額した額以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。
- iv. 二つ目は、「清算価値保障要件」と呼ばれるものです。何やら難しそうな要件ですが、簡単に言えば、再生計画で定める返済額が、相談者の全財産を売り払ってお金に換えた場合の金額よりも少ないものであってはならない、というものです。
- v. 最後に、「弁済期間要件」と呼ばれる要件を満たしている必要があります。これは、再生計画で定める借金の返済方法が、3ヶ月に1回以上返済するものであり、返済期間が原則として3年間(特段の事情がある場合には5年間)の分割払いである必要があります。

vi. 紿与所得者等再生の場合は、上記の「最低弁済額要件」に加えて、再生計画で定める返済額が可処分所得の2年分以上の額になっているという「可処分所得要件」を満たしている必要があります。



<小規模個人再生>

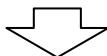
- ⑥再生計画案について貸金業者が書面による決議。

<給与所得者等再生>

- ⑥再生計画案について裁判所が貸金業者から意見聴取。

相談者が作成した再生計画案について、相談者にお金を貸していた貸金業者全員で賛成か反対かの決議をします。ここで、反対の貸金業者が議決権者総数の半数未満であり、かつ、反対の貸金業者が抱える借金が借金総額の半分以上でなければ可決されます。

給与所得者等再生では、小規模個人再生のように貸金業者の決議は必要となりません。裁判所は貸金業者の意見を聞く場を設けるだけで、仮に全て貸金業者が再生計画案に反対であっても、相談者の債務整理になると判断した場合には、認められます。



- ⑦裁判所は、再生計画案(小規模再生計画案については、⑥で賛成多数で可決された再生計画案となります。)を認可し、相談者はその再生計画案に沿って返済を開始。

←
申立てから再生計画の認可まで1年程度。



- ⑧返済の完了＝借金の整理完了！

(3)個人版民事再生にかかる費用

個人版民事再生の手続は、これまでの手続に比べて煩雑なので、それに応じて費用も割高となります。また、個人版民事再生の場合は、手続を地方裁判所で行うため、司法書士は相談者の代理人になれないという制約があります(ただし、司法書士は申立てを行うための書類作成を行うことはできます。)。

個人版民事再生の場合は、およそ30~60万円程度の費用がかかると考えておいて下さい。

(4) メリット・デメリット

① メリット

- i. 弁護士に手続を依頼(司法書士に申立書の作成を依頼)した場合、任意整理や特定調停と同様、法律専門家からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。
- ii. 特定調停の場合は、貸金業者全員の合意が必要で、強硬な貸金業者がいると借金の整理がなかなか進まない事態があり得ました。しかし、この個人版民事再生手続は、裁判所がリーダーシップをとって借金を整理するよう導いてくれますので、基本的に、一部の強硬な貸金業者が反対している場合であっても借金を整理することができます。
- iii. 再生計画を策定するプロセスにおいて相談者の借金が大幅に減額される可能性があります(例えば600万円の借金があっても、120万円に減額される可能性があります。)。
- iv. 個人版民事再生の手続が開始されると、貸金業者は給与の差押えなどができなくなります。
- v. 貸金業者からの借金の他に、住宅ローンを抱えている場合には、住宅ローンの返済に対して特別の措置が講じられるため、住宅を失うことなく、借金を整理することもできます(ただし、住宅に住宅ローンによる抵当権以外の抵当権が設定されている場合は、この制度は利用できません。)。

＜例えばこんな場合Ⅱ＞

村田さんは、東京郊外にマンションを買うため、大山銀行で3,000万円の住宅ローンを組みました。その後、会社の社員旅行などが重なり、給料の範囲内では生活が苦しくなったため、ABCクレジットから50万円の借金をしました。最初は順調に住宅ローンの返済とABCクレジットへの返済が進んでいたのですが、会社での夜の付き合いを断れず、ついでABCクレジットから借金を重ねてしまい、遂に住宅ローンを含めて返済が困難な状態に陥ってしまいました。

住宅ローンを組む場合、銀行は通常、「期限通りに返済できなければ、一括返済をします」(これを「期限の利益を喪失する」と言います。)という条件を借り手にのんでもらいます。期限通りの返済が困難になれば、当然一括返済などできませんから、銀行は次に、住宅に設定した抵当権を実行することになります。「抵当権」とは、債権者が、債務者が返済できなくなったら、住宅などを売って(これを「競売にかける」と言います。)その代金で借金の返済をしてもらうために設定するものです。よく「借金のかたにとる」という言い方をしますが、まさにこれです。

大山銀行も当然村田さんの購入した住宅に抵当権を設定しているので、村田さんの住宅ローンの返済ができなくなれば、抵当権を実行して競売にかけ、そこから借金を返済してもらおうとします。そうすると村田さんはせっかく購入し

た家から追い出されてしまうことになるのです。

ところが、村田さんが、ABCクレジットからの借金を個人版民事再生手続で整理する場合には、村田さんが住宅を維持したままABCクレジットの借金を整理する方法があるのです。それが住宅ローン特別条項と呼ばれるものです。詳細な仕組みは専門書に譲りますが、ごくごく簡単に説明すると、村田さんが個人版民事再生手続の中で作成する再生計画案の中で、住宅ローンについて支払いを先延ばししてもらうといったことを記載することができます。これが利用できるためには、色々な条件があるのですが、要するにこの制度を利用すれば、村田さんは住宅を失わずにABCクレジットからの借金を整理できる可能性があるということです。ただし、住宅ローン特別条項を利用して、住宅ローンの支払い条件が緩和されるだけで住宅ローンそのものが減額される訳ではないので、この点は注意が必要です。

②デメリット

- i . 最初に説明したとおり、この制度を利用するには、相談者が将来において一定の収入が見込める者であることなどの制限があります。
- ii . 「債務整理の流れ」を見ていただけでも、この個人版民事再生手続が他に比べて複雑な仕組みであることがおわかりいただけたと思います。このため、この手続を相談者一人で進めることは困難ですし、弁護士に依頼する場合にも費用が高額となってしまいます。
- iii . 借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないことになります。
- iv . 個人版民事再生を行った場合には、官報に住所と名前が掲載されます。官報は誰でも見ることができるので、それを見たヤミ金等が相談者にダイレクトメールで勧誘してくる恐れがあります。

4)自己破産¹²

(1)基本的考え方

「自己破産」という言葉は今までの言葉と違い、一度は耳にしたことがある方も多いのではないでしょうか。「自己破産」というのは、借金を返済できなくなった場合に、自分の持っている資産をお金に換えて、その範囲内で借金を返して、それでも残ってしまった借金については、もう払わなくてよいですよ(これを「免責」と言います。)、ということを裁判所に認めてもらう制度のことです。

今まで紹介した3つの制度のうち、裁判所を利用する制度なので、特定調停や個人版

¹² 自己破産の手続は「破産法」という法律に定められています。

民事再生に近く、さらに借金の整理に反対の貸金業者に対しても半ば強制的に納得してもらうという点では個人版民事再生に近いと言えます。ただし、この自己破産は、手続が開始されると自分の持っている資産を裁判所が選任した専門家(これを「破産管財人」と言います。)が現金化し、債権者に分配するという点で、個人版民事再生とは大きく異なります。¹³一方で、個人版民事再生のように、向こう3年間の再生計画に従って返済を続けなければならないというようなことはありません。持っている資産で賄いきれない分については、免責が許可されれば払わなくて良いというお墨付きを裁判所がくれるからです(デメリットのところでも触れますが、破産の原因によっては免責が許可されない場合もあります。)。

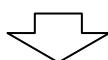
もともと資産なんてほとんどない、という相談者にとってはなんとも便利な制度のように見えますが、その反面、一定の制約を伴う制度なのです。以下でもう少し詳しく見ていきましょう。

(2)債務整理の流れ

自己破産の手続によって借金を整理する場合の一般的な手順は以下のようになります。

①職員(相談員)の紹介を受け、相談者と法律専門家が面談し、自己破産により債務整理を行うことを依頼。

- i. 法律専門家が依頼を受けた場合には、貸金業者に受任通知が送付され、貸金業者はそれを受け取った時点から取立てができなくなります。
- ii. 相談者は、銀行や友人からの借入など全ての債務額を明らかにする必要があります。

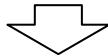


②裁判所に破産手続開始を申立て。(同時に免責許可の申立て。)

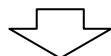
自己破産は、①相談者の財産をお金に換えて、貸金業者に配る(破産手続)、というプロセスと②残った借金について免責を認めてもらうプロセスから成り立っています。

一昔前は、破産手続と免責を認めてもらうプロセスは別々のものでしたが、今の制度では、破産手続を開始してくれるよう裁判所に申立てると同時に、特別な手続を行わなくても、免責を認めてもらう申立て(免責許可の申立て)も行われることになります。要するに便利になったのです。

¹³ 相談者にめぼしい資産がない場合は、破産管財人が資産を現金化するプロセスはとられず、破産手続は終了します(これを「同時廃止」といいます。)。相談者にめぼしい資産があり、破産管財人が選任される場合には、同時廃止の場合よりも破産手続きにかかる費用は高額となります。



③裁判所が相談者を呼出し、破産を申し立てた原因や借金の状況などの質問を行い、既に相談者の財産だけでは支払い不能であることが認められれば破産手続を開始。



<めぼしい財産がない場合>

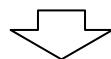
④裁判所が破産の手続を終了させる同時廃止を決定。

相談者にめぼしい財産がなく、お金に換えて貸金業者に配っても意味がないような場合は、破産手続を進めてても意味がありません。このような場合は、破産手続の開始と同時に、破産手続を終わらせる「同時廃止」の決定を行います。

<ある程度財産がある場合>

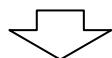
⑤裁判所が相談者の財産を売却して、売却代金を貸金業者に分配する破産管財人を選任。

相談者の財産は、生活に必要な最低限の財産(家財道具や食料に加えて最低限の生活費(99万円))を残して、住宅や車も全て売却されます。(これらの財産の集合体は「破産財団」と呼ばれています。)



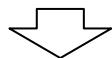
⑥破産管財人が破産財団の売却代金を貸金業者に分配。

この分配(これを「配当」と言います。)をもって破産手続は終了します。後は、いよいよ残った借金を免責してもらう手続に入ります。



⑦①で破産手続開始の申立てと同時に行われた免責許可の申立てに基づき免責決定。

- i . ②で説明したとおり、特別な手続を行わなくても、破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てが行われることになります。
- ii . 相談者が、免責を許されない事情を抱えていない限りは免責が認められます。



⑧借金の整理完了！



申立てから免責決定までの期間は、相談者にめぼしい資産がない場合は2ヶ月程度、資産がある場合は半年程度。

(3)自己破産にかかる費用

自己破産はそれほど複雑な手続を必要としないため、個人版民事再生よりは安価となります。おおよそ30~60万円程度の費用がかかります。また、自己破産の場合は、手続を地方裁判所で行うため、司法書士は相談者の代理人になれないという制約があります(ただし、司法書士は申立てを行うための書類作成を行うことはできます。)。

(4)メリット・デメリット

①メリット

- i. 何よりも一番大きなメリットは、裁判所に免責を認めてもらった場合、相談者の資産を超える借金の返済義務から解放されることです。個人版民事再生手続のように、3年間返済し続けなければならないというようなことはありません。
- ii. 弁護士に手続を依頼(司法書士に申立書の作成を依頼)した場合、法律専門家からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。
- iii. 個人版民事再生と同様、裁判所がリーダーシップをとって強制的に借金を整理するよう導いてくれますので、基本的に、一部の強硬な貸金業者が反対している場合であっても債務整理することができます。
- iv. 自己破産の手続が開始されると、貸金業者による給与の差押えなどができなくなります。

②デメリット

- i. 生活必需品や最低限の生活費を除いて相談者の財産は破産管財人が売却することになるので、基本的に住宅や車は手放すことになります。¹⁴ 生命保険なども解約させられる場合もあります。
- ii. 場合によっては、免責が受けられない、つまり相談者の資産だけではまかなえなかった残りの借金について、引き続き返済義務が残ってしまうことがあります。例えば、借金の原因がギャンブルであったり、ブランド品を買い漁ったりしたものである場合や、過去に免責を受けたことがあり、そのときから7年以内に免責の申立てをした場合などは免責が認められない典型的なケースです。ただし、このような場合であっても相談者が真剣に反省しているなどの理由によって、裁判所の裁量によって免責が認められるケースもあります。
- iii. 破産手続が開始されると、警備員など一部の業務に就けなくなるといった制約が課されます(ただし、裁判所から免責許可を受ければこの制約から解放されます。(これを「復権」と言います。))。¹⁵
- iv. 破産した場合には、官報に住所と名前が掲載されます。官報は誰でも見ることができます。

¹⁴ 実際の運用では、初度登録(初めて陸運局に登録すること)から6年を経過した国産車については、資産価値がないと判断され、引き続き債務者が保有することが認められるケースもあります。

¹⁵ 警備業法第14条第1項に定められています。その他、公認会計士や弁護士、貸金業者など、主に金銭を取り扱う業務について制限が課されています。

きるので、それを見たヤミ金等が相談者にダイレクトメールで勧誘してくる恐れがあります。破産した場合、銀行や貸金業者はお金を貸してくれないため、ついつい勧誘に乗ってしまいそうですが、いったんヤミ金等に手を出してしまうと、通常の債務整理の方法では解決できなくなる恐れがあります。

- v. 借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれませんと判断すれば、お金を貸さないことがあります。

5)「過払金」と「引直し計算」について

今までの説明の中で、何回か、「過払金」や「引直し計算」という言葉がでてきました。以下ではこれらがどういったものか、説明をしていきます。

(1)利息に関する法律 ー「利息制限法」と「出資法」ー

現在、我が国では、お金を借りるときの利息について、法律でルールが定められています。利息制限法という法律と出資法¹⁶という法律です。なぜ、同じ利息について二つも法律があるのでしょうか。

それは、前者は民事上のルールを定めた法律であり、後者は刑事上のルールを定めた法律だからです。

利息制限法は、民事上のルールとして、利率の上限を年 15~20%¹⁷と定めています¹⁸。その上限を超える利息の契約をしても、上限を超える部分については無効ということになります。「無効」というのは、利息を支払う義務はなく、もし仮に支払ってしまっても、返してもらえる(元本が完済されている場合)、又は、利息ではなく元本の返済として支払ったことになる(元本がまだ完済されていない場合)、ということです。

具体例をあげてみると、例えば 50 万円を借りたときに、1年間で 10 万円(20%)を支払いますよ、という契約を交わしても、1万円分(2%分)は無効ということになります(50 万円を貸した場合には、18%が上限となるため、20-18 で 2%が上限をオーバーしていることになります。)。この場合に借主が 10 万円の支払をした場合、法律上は、9 万円を利息として、1 万円分は元本の返済として支払ったこととなり、元本は 49 万円になります。(貸手は、10 万円は全額利息として支払われ、元本はまだ 50 万円あると主張するでしょうが、そのような主張は誤りということになります。)

¹⁶ 正式には「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」と言います。

¹⁷ 具体的には、貸したお金が 10 万円未満なら、1 年間に 20%に相当する利息が上限となり、10 万円以上 100 万円未満なら、1 年間に 18%、100 万円以上であれば 1 年間に 15%が上限となる、というように定められています(利息制限法第 1 条)。

¹⁸ 「利息の上限が年 15%」というのは、お金を借りたときに、1 年間に借りたお金の 15%までの利息の契約は有効である(利息として支払わなければならない)という意味です。

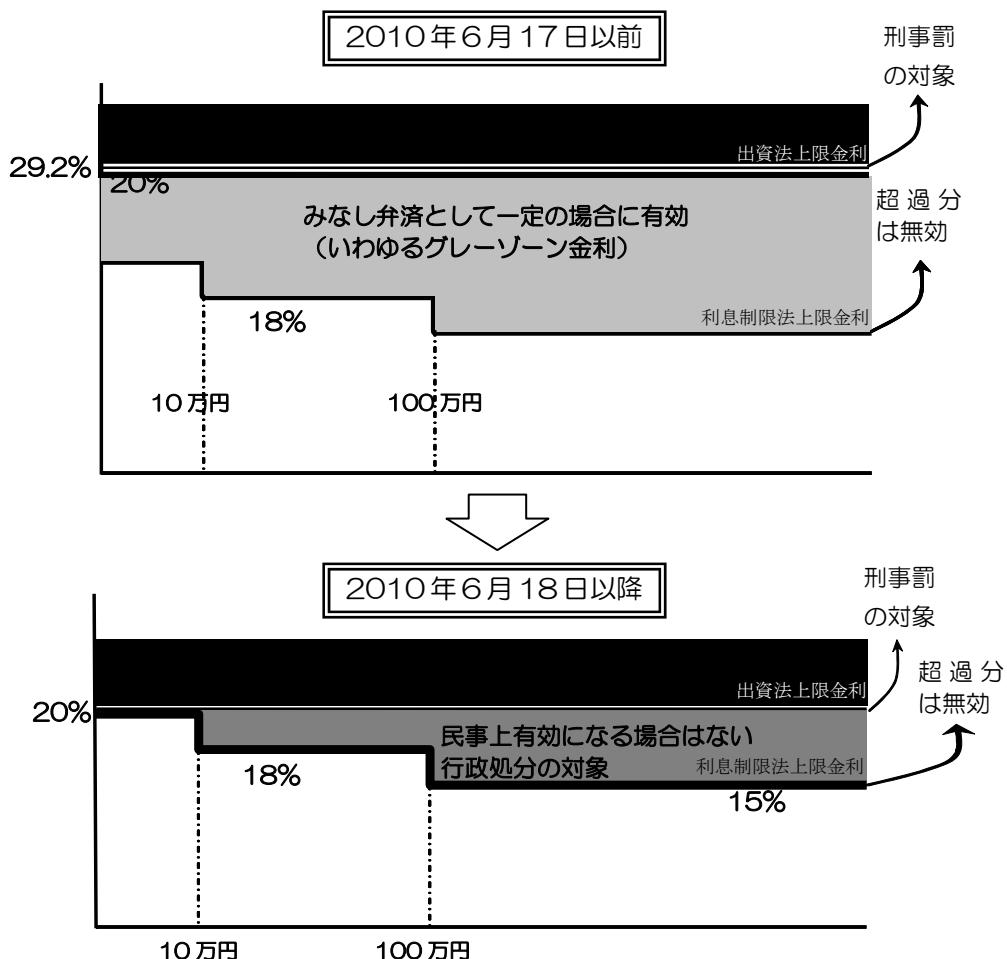
このように、利息に関する契約の有効性を定めている法律が利息制限法です。

一方の出資法は、刑事上のルールとして、上限を超えた場合は刑罰の対象としますよということを定めています。先ほど利息制限法の説明の中では、貸したお金の額に応じて、上限が 15%～20%という階段状に設定されていましたが、出資法は、貸したお金の額にかかわらず、一律に 20%を上限と定めています。この 20%を超えて貸金業者などの業者がお金を貸した場合には、5年以下の懲役、1,000 万円以下の罰金という刑罰の対象となるのです(出資法第 5 条第 2 項)。

このように、利息については、民事上のルールとしての利息制限法と刑事上のルールとしての出資法という二つの法律があるのです。

なお、利息制限法と出資法の上限金利に関して、最近(正確には、2010 年 6 月 18 日)、二点大きな改正がありました。出資法の上限金利の引下げ(29.2%から 20%へ)と「みなし弁済」制度の廃止です。(みなし弁済については、次の(2)で詳しく説明します。)

二つの改正を図で示すと以下のようにになります。



(2)「みなし弁済」とは？

以前は、出資法の上限は超えないものの、利息制限法の上限を超える金利¹⁹の契約がされることが多くありました。超過分について利息の契約は無効であるのに、なぜ、貸金業者がそのような契約を結んでいたかというと、「貸金業の規制等に関する法律」という法律²⁰に、一定の場合には、そのような利息の支払いを有効なものとする旨の規定があったためです（「みなし弁済」制度²¹）。具体的には、「貸金業者が借り手に対して必要な書面を全て交付しており、かつ、借り手が任意に返済した場合」には超過利息の支払も有効とされていたのです。利息の支払いが有効になると、借主は超過分の利息を返してもらえず（元本が完済されている場合）、又は、利息ではなく元本の返済として支払ったことにもならない（元本がまだ完済されていない場合）ことがあります。

この貸金業者にだけ認められた特別な制度は、「みなし弁済」制度と呼ばれていました。法律で「有効な弁済とみなす」と書かれていたので、「みなし弁済」制度です（ただ、実際には、この「みなし弁済」が認められる場合は限られていました。詳細は次の（3）で説明します。）。

(3)「みなし弁済」を認めない実務の運用

以前は、多くの貸金業者は、（2）で説明した「みなし弁済」制度を利用して、利息制限法と出資法の隙間のグレーゾーン金利でお金を貸していました。

ところが、この「みなし弁済」制度を巡っては、昔から貸金業者と借り手との間に様々な争いが起きていました。「みなし弁済」が成立するためには、先ほど述べたように、様々な条件を満たす必要があります。ということは、この条件を満たしているかについて、貸金業者は満たしていると言い、借り手は満たしていないと言う、という争いが生じやすくなっていたのです。

この様々な争いに関しては、最後は最高裁判所の判断を仰ぐことになったのですが、最高裁判所は貸金業者にとっては非常に厳しい判決を相次いで下したのです。分かりやすく言えば、多くの貸金業者は、それまでのお金の貸し方では、「みなし弁済」が認められなくなってしまったのです²²。

¹⁹ 「出資法の上限は超えないものの、利息制限法の上限を超える金利」は、その契約が犯罪ではないものの、民事上原則として無効であることから、「グレーゾーン金利」と呼ばれています。

²⁰ 現在は「貸金業法」と名称が変わっています。

²¹ 前述のとおり、現在ではこの制度は廃止されており、もはや利息制限法の上限を超える利息の支払いが有効とされることはありません。以下で過去の制度について説明するのは、現時点での債務整理をなす場合にも、後述の「引直し計算」が不可欠であるためです。

²² もう少し詳しく説明すると次のとおりです。貸金業者からお金を借りると契約書を渡されます。この契約書の中には、多くの場合、お金を借りた人が期限どおりに決められた金額を返済できなかった場合には、残りの借金全てを一括で返済しなければならないという「期限の利益喪失特約」という条項が規定されています。

最高裁判所は、貸金業者が利息制限法を超えるグレーゾーン金利で貸付けを行っている場合に、グレーゾーン金利についての利息も含めて「期限の利益喪失特約」が付いていると、グレーゾ

(4)「みなし弁済」が認められないとどうなるか

「みなし弁済」が認められないと、借金はどのようになるのでしょうか。「みなし弁済」が認められない結果、原則に戻って、利息制限法の上限を超える利息の支払いは無効になります。つまり、貸金業者が利息として受け取れるのは、利息制限法の上限に相当する額のみとなり、それ以上の額については、利息ではなく元本の返済として受け取ったことになる、ということです(結果として、元本の額は、貸金業者が元本だと思っている額よりも減少します。)。

このような「みなし弁済」の認められない超過利息の支払を続けていくとどうなるでしょうか。貸金業者が元本だと思っている額よりも、本当の元本の額はどんどん減少していき、いつしか本当の元本はゼロになります。それでもなお、支払いが続けられるケースも少なくありません²³。このような場合、「元本はゼロ、利息もゼロ」ですから、法律上、貸金業者はお金を受取る権利はありません。それにもかかわらず、貸金業者はお金を受取ってしまっていることになります。このような場合、貸金業者は、民法上²⁴、元借入人に対し、権限なく受け取ったお金を返さなければなりません。つまり、今度は逆に、元借入人の方が、貸金業者に対し、お金の支払いを請求できる、ということです。このような「払い過ぎたお金」が「過払金」、元借入人が貸金業者に対して有する「過払金を返しもらう権利」を「過払金返還請求権」といいます。

また、このように、「みなし弁済」が認められない前提で利息額を計算し、法律上正しい元本の額を算出することを「引直し計算」といいます。引直し計算は複雑ですので、特別の計算ソフトを使ってするのが通常です。また、計算の基礎になる取引の履歴については、貸金業者から取り寄せる必要があります。

(5)「過払金」と「引直し計算」の具体例

ここでは具体的な数字を出して考えてみましょう。

松井さんは貸金業者から、車の購入資金として100万円を借り入れました。1年後に一括で返済するという約束で、利率は1年間で29.2%としました。この100万円を1年後に貸金業者に返済するとした場合、松井さんが1年後に返済する利息の額は、

$$100\text{万円} \times 29.2\% \times 1\text{年} = 29.2\text{万円} \text{となります。}$$

本来、松井さんは14.2%分(29.2% - 15%)の利息は支払う義務はないのですが、約束に従って1年後に29.2万円の利息を含め129.2万円を返済しました。ところが、貸金業者が必要な書面を交付していなかったために、「みなし弁済」の要件を満たし

ーン金利についても支払いが強制されていることになり、「みなし弁済」として認められるための任意性の要件が認められないと判断しました。多くの貸金業者がこの「期限の利益喪失特約」を利用してきましたので、そのままの状態ではみなし弁済が有効と認められなくなったのです。

²³ このような支払いがされるのは、貸し手は「みなし弁済」が成立する前提で元本を計算しており(その前提だと元本額はゼロにはなっていない)、この計算結果に基づき借り手に利息等の支払を請求してくるためです。

²⁴ 正確には、民法第703条以下の不当利得という制度です。

ていないということになり、利息制限法への引き直し計算が行われることとなりました。100万円を借りた場合だと利息の上限は1年間で15%となりますので、引き直した場合の利息の金額は、

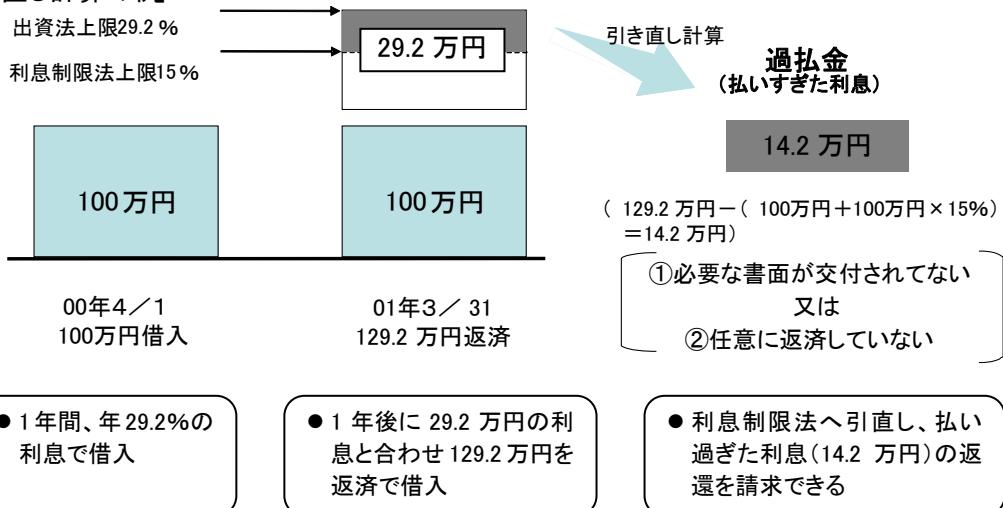
$$100\text{万円} \times 15\% \times 1\text{年} = 15\text{万円} \text{ となります。}$$

松井さんが支払う利息は、本来は15万円で良かったということになります。そうすると本来は支払わなくてもよいはずの14.2万円(29.2万円 - 15万円)を余計に払っていたことになります。これが「過払い」と言われるもので、松井さんは払いすぎた利息の返還を求めるることができます。

ここでは分かりやすくするために事例を簡素化して説明していますが、基本的な考え方方は全ての場合に通じます。

「利息制限法への引き直し」や「過払い」とはどういうことか、イメージはつかめたでしょうか。

【引き直し計算の例】



I. 相談を受ける方へ

【さらなる取組み～家計管理～】

※ 「さらなる取組み」は、相談者が生活再建を実現するための有力なツールとなる「家計管理」について紹介するものです。

職員(相談員)におかれでは、相談者の個々の状況に応じ、ここで紹介する「家計管理」の方法を参考にして、相談者の家計管理を通じた生活再建の実現に取り組んでみてはいかがでしょうか。

なお、この「さらなる取組み」は、あくまで一つの進め方であり、職員(相談員)に対して、相談業務における何らかの義務を生じさせるものではありません。

家計管理の重要性

家計管理はなぜ必要なのか

相談者の多くは、多重債務を抱えたことによって、あるいは多重債務を抱える過程で收支のバランスが崩れ、基本的な家計管理もままならない状態であることが考えられます。これは、“生活費やローンの返済金の不足を借金で補う”という悪循環を繰り返すうちに、“自らの収入の範囲で生活する”という、当たり前の生活感から大きくかけ離れてしまったことを意味します。実際の相談では、① 収入が減って返済ができない(今の生活スタイルを変えたくない)、② いくら返済に回せるのかわからない(考えたくない)、といった返済に関するこことや、③ 決められた範囲で家計をコントロールできない、④ 家計費が不足する原因がわからない、⑤ 節約のための知識がない、といった家計管理に関する悩みが語られることになります。言い換えれば、相談者が多重債務に振り回された結果として、お金をコントロールするという極めて現実的な生き方から目をそむけてしまっている状態といえます。したがって、このような状態を放置したまま債務整理だけを行っても、相談者のお金との付き合い方そのものが変わっていかなければ、再発の可能性が残ってしまうのは自明の理といえるのではないでしょうか。その意味で、家計管理方法の習得は重要なテーマとなるのです。

なお、債務整理を行った後の当面の問題として弁護士や認定司法書士等への手数料の支払いに加え、利息制限法への引き直し後に債務が残った場合には概ね3~5年という期間にその返済も行っていかなければならぬことになりますので、収入の範囲で安定した家計管理を維持し確実な返済につなげるためにも家計管理の側面からの支援が不可欠といえます。

そして、家計管理の実行を通じて借金問題の最終的な解決を目指すことになりますが、職員や相談員が行うこの支援こそが相談者がお金との付き合い方を習得し借金に依存せず等身大の暮らしを取り戻すための大切なりハビリテーションともなるのです。

ここでは、家計管理の基本的な進め方について概説します。

家計管理の目的

<基本編>

- ◆ 現状と向き合いながら適切な返済計画を構築し実行するようになる。
- ◆ 再び多重債務に陥ることのない家計体質を構築するとともに、生計を適切に維持するためのスキルを身につける。

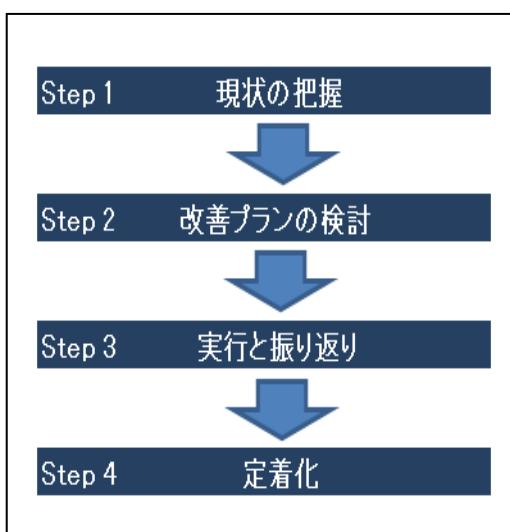
<応用編>

- ◆ 将来に向けた生活設計ができるようになる。

基本編（家計管理の方法）

家計管理にはさまざまな方法があります。ここでは、最も基本的なプログラム（家計管理のステップ）をご紹介します。なお、すべての相談者に一律に同じものをあてはめるというものではありません。あくまで相談者一人ひとりの状況に応じた対策を立てることが大切です。

家計管理のステップ



<Step1 現状の把握>

家計管理は、まず現状を把握するところからスタートします。「1ヶ月の支出内訳表」を使って収入と支出を書き出します。相談者が家計簿をつけていたりといった場合は、精度の高い支出内訳を把握していることになりますので、それを参考に転記してもらいましょう。しかし“家計簿はつけていないし支出内訳なんてまったくわからない”という場合は、支出記録表を使って、これから1ヶ月間の状況をチェックしてもらいます。このステップは、相談者が現状と向き合い自分の生活を客観的に知るための重要な手掛かりとなります。

<Step2 改善プランの検討>

作成した「1ヶ月の支出内訳表」をもとに、改善プランを検討します。全体を見渡し相談者に感想を尋ねてみるとよいでしょう。がんばってやりくりしているつもりでも、どこかに偏りがあったり、見込みよりも少なかつたりなどさまざまな感想が出るのではないか。赤字なら抜本的な見直しが必要ですし、たとえ黒字でも偏りの調整は必須です。必要な返済金を含め全体のバランスを考慮しながら改善策を検討します。

まず、「1ヶ月の支出内訳表」の区分欄に、「○：すぐに金額の変更可能・必要 △：金額変更ができる△ ×：金額変更はできない」を記入してもらいます。次に、「対策検討シート」を使って、改善の対象となる費目と現在の支出金額、目標金額をそれぞれ記入し、最後に実行策を書き入れます。言うまでもありませんが、実行策は現実的かつ具体的であればあるほど達成の可能性が高まります。たとえば水道光熱費ならば、『洗濯はお風呂の残り湯を使う』、『待機時消費電力をカット⇒電気代を5%節約』といった具合です。

あくまで相談者自身からプランを引き出すという姿勢が重要ですが、なかなか思いつかないと訴えるケースも考えられるので、生活実感をよく聞きながら、相談者がきちんと現実と向き合うことができるよう支援してください。ここでの改善プランを「1ヶ月の支出内訳表」の改善プラン1へ記入します。

相談の初期段階では、概ねステップ2までを行うことになりますが、相談者にとっては、むしろここから先のステップが実生活の中での正念場といえます。

改善プランがうまくいかどうかは、この段階までに職員や相談員がどこまで相談者との間に信頼関係を構築し、動機づけを高められたかにかかっていると言っても過言ではありません。これまでに相談者との間で築かれた信頼関係を踏まえ、十分に話し合った上で相談者を送り出してください。また、後日、“実行結果を報告してもらう”といった約束は、相談者にとって大きな励みとなるので、継続性を確保するうえでたいへん有効です。その場合はステップ3及びステップ4を行います。

<Step3 実行と振り返り>

前回の相談から今日までの間に頑張ってきたことを支持します。その上で、うまくいった点を確認します。なぜうまくいったのかを明確にすることでさらに継続性を高めることができます。一方、うまくいかなかった点については、その原因をよく聞きとり一緒に対策を検討してください。検討の結果、目標金額を修正する場合は「1カ月の支出内訳表」の改善プラン2に書き込みます。

<Step4 定着化>

相談者が日々の課題に取り組み、一定期間平均して改善プランが実行できたら、家計管理が定着してきたといえます。一定期間とは相談者個々の状況により異なりますが、概ね3～6カ月間が目安といえます。さらに、長期間の継続的・安定的実行を目的として、家計簿をつけることや封筒分け方式による管理方法を勧めてもよいでしょう。相談者とよく話し合ってください。なお、『くじけそうになった時にはいつでも相談にのりますよ』という職員や相談員の一言は、相談者に大きな勇気を与えるとともに、“いつでも相談できる”という安心感が継続を後押しすることになります。

実行支援におけるポイント

相談者からは、『必要なのはわかっているけど、なかなか実行に移せない』、『やってはみたけれど改善策が暗礁にのり上げてしまった』といった訴えが予想されます。職員や相談員はこれらの状況に的確に対応しなければなりませんが、動機づけを高めるためのポイントを以下に示します。

- ◆ 信頼関係を作り、“この職員(相談員)には本音を話そう”という感覚を持ってもらう。
- ◆ 相談してきたことそのものを支持する。
- ◆ 改善の成果については、“できた”、“できなかつた”という両極端ではなく、少しでもうまくいったこと(小さな成功体験)に焦点をあて、相談者の取り組んできた姿勢や実行過程の中の成果を見出すことを心がける。
- ◆ 相談者のリソース(もともと持っている解決のための力)に焦点をあてる。

応用編（ライフプランの構築）

基本編では、家計管理のステップにもとづき収支の改善策を中心に検討してきました。これで、債務整理と相まって借金問題解決に向けて一歩踏み出したことになります。そして、次の段階では、今後の予期せぬ事態への対処はもちろん、将来に向けて安定した生活を維持することを目的として、中長期的な視点からライフプランを検討していきます。この取組みは、相談者が自己のライフスタイルの見直しを行う上でも大切な作業といえます。

ライフイベントをチェックする

まず、ライフプランシミュレーション表にライフイベントを書き出してみます。ライフイベントとは、家族全員の将来の予定やイベント、キャッシュフローを時系列に一覧にまとめたものです。たとえば、「結婚する」、「自宅を購入する」、「自動車を買い替える」、「子どもの進学」などです。「〇年後には海外旅行もしたい」という希望も含めて、少しまとめたお金が必要になるイベントを書き込みます。将来のいつまでを対象にするかは、相談者の状況に応じて決めるといいでしょう。まず、サンプルを参考に家族の名前や年齢を記入します。これだけでもいろいろなことが見えてくるはずです。それぞれのイベントと必要な費用の目安を書き込みます。

実現可能性を検討する

ライフイベントの記入と並行して、収支を予測します。昇給率や物価の増減率などを加味しながら金額を記入します。収入と支出の差額が年間収支となります。それに現有の貯蓄額を加えたものが貯蓄残高です。今の貯蓄残高でライフイベントを実行するための予算が貰えるのか、生活のリスクに対応できるのか、よく検討してもらいます。不足するようなら、基本編に戻って家計支出を再度調整する必要があるかもしれません。それでも不足する場合は、イベントそのものを見直すことが必要になります。あくまで、無理をせず等身大が基本です。あきらめること、グレードを落とすことも立派な選択肢であることを伝えてください。なお、より綿密なプランを作るためには、ファイナンシャルプランナー等への相談が有効な場合もあります。

ライフプランシミュレーション表

	年次	1年後	2年後	3年後	4年後	5年
	西暦	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
家族構成と年齢	夫(32歳)	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳
	妻(30歳)	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳
	長女(4歳)	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
	長男(1歳)	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
自分＆家族のライフイベントと支出予定額	イベント		長男小学校	車の買い替え	マンション購入	
	支出予定額		¥100,000	¥1,500,000	¥5,000,000	
	イベント		長女幼稚園			
	支出予定額		¥200,000			
	イベント					
	支出予定額					
	イベント					
	支出予定額					
	支出予定額合計					
収入	給与収入1					
	給与収入2					
	その他の収入					
	収入合計					
支出	基本生活費					
	住宅関連費					
	車両費					
	教育費					
	一時的な支出					
	その他の支出					
	支出合計					
	年間収支(=貯蓄予定額)					
現有貯蓄(運用利回り)						
貯蓄残高						

Sample

《参考》

支出記録表（年月日～年月日）									買ったもの 金額(円)
項目 日付									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
日									
合計									

1カ月の支出内訳

(平成 年 月分)

単位:円

収入	主な内訳	現状	改善プラン1	改善プラン2	備考	
本人	給与 その他					
配偶者、他	給与 その他					
収入合計						
支出	主な内訳	現状	支払区分	改善プラン1	改善プラン2	備考
住居費	家賃、住宅ローン					
食費	自炊					
外食費	家族での食事					
水道光熱費	水道、電気、ガス					
通信費	固定、ケータイ、新聞					
被服理美容費	床屋、美容院、服					
日用雑貨費	ティッシュ、石鹼					
医療費	薬、医療					
教育費	授業料、塾					
交通費	ガソリン代、定期代					
教養娯楽費	酒、たばこ、趣味					
交際費	つきあい					
仕送り	子供等への仕送り					
こづかい	家族のこづかい					
雑費	使途不明金含む					
税金	住民、市県民					
保険	国民、生命、損害					
年金	国民、厚生、共済					
貯蓄	月々の積立金					
返済金	消費者金融					
	クレジット(ショッピング)					
	クレジット(キャッシング)					
	銀行等					
	その他					
	計					
支出合計						
收支(収入-支出)						

資産	内訳	金額	年間支出	内訳	支払月	金額
合計			合計			

支払欄	○…現金支払 △…カード支払 ×…給与天引き、自動振替	区分欄	○…すぐに金額の変更可能・必要 △…金額変更ができそう ×…金額変更はできない
-----	-----------------------------------	-----	---

対策検討シート

	費目	現在の支出額	目標金額	問題解決のための実行策
1		円	円	
2		円	円	
3		円	円	
4		円	円	
5		円	円	
6		円	円	
7		円	円	
8		円	円	
9		円	円	
10		円	円	
	合計	円	円	

ライフプランシミュレーション表

	年次 西暦	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後	12年後	13年後	14年後	15年後
家族構成と 年齢	夫(32歳)															
	妻(30歳)															
	長女(4歳)															
	長男(1歳)															
自分＆家 族のライフ イベントと 支出予定 額	イベント 支出予定額															
	イベント 支出予定額															
	イベント 支出予定額															
	イベント 支出予定額															
	イベント 支出予定額															
	イベント 支出予定額															
	イベント 支出予定額															
	支出予定額 合計															
収入	給与収入1															
	給与収入2															
	その他の収入															
	収入合計															
支出	基本生活費															
	住宅関連費															
	車両費															
	教育費															
	一時的な支出															
年間貯支(=貯蓄予定期)	その他の支出															
	支出合計															
	現有貯蓄(運用利回り)															
	貯蓄残高															

取組事例

1. グリーンコープ生協ふくおか

【生協が融資を行った事例①】

<相談者の背景>

相談者は50歳のパートタイマーである。相談者の夫は正社員で再就職したばかりである。同居の長女は正社員で働いている。

相談者の夫は1年半ほど前に、元会社で業務上の接待費用を借金で工面し、その後転職からパチンコにはまり、総額1200万円の債務をつくり、自殺未遂をおこした。平成12年に2900万円でマンションを購入し、毎月約10万円を支払い中であった。自宅を残すために夫婦共に個人再生をおこない、現在毎月5万円を返済中である。

債務整理はできたが、市民税・県民税の滞納、固定資産税の滞納で税務課から厳しく請求されており、自宅だけは手放したくなく、早急な解決を希望した。その他、長女名義での借金、長男の学費（上海大学）の未納分、夫の元会社への返済金などがあり、生活の見通しが立たないので、貸付を希望した。また、長男への仕送りの増額についても相談を希望した。

<相談過程>

まず、相談者は相談員とよく話し合いながら家計表を作成し、現在の支出の実態を見直した。収入は夫婦で44万円であるが、個人再生返済金5万円、住宅ローン10万円、元会社への返済金3万円、長女名義の借金返済4万円、教育ローン1.3万円、長男への仕送り6万円で計29万3千円で生活費は15万円弱しか残らない。外食も控え、3人分のお弁当を作るなど努力はしているが、家計表を作成すると毎月実質4万円ほどの赤字であることがわかった。生活費そのものはこれ以上支出を押さえることは難しいことも判明した。

お金を回して生活を維持している状態であること、家族の協力なしには解決できないことを相談者がよく理解した上で、特に同居の長女の協力が得られるなら、返済計画を立てて、100万円の範囲内での貸付により家計の再生は可能であると判断した。

<生協の対応とその後>

夫婦での面談を行い、次に長女も入れて家計の実態をよく理解してもらった。
① 長女が毎月5万円の生活費を家計に入れること、② 長男へのこれ以上の仕送

りは無理であることを長男に連絡すること(もしくは祖父に援助を申し入れること)、③ 貸付後 3 ヶ月面談、6 ヶ月面談に家計表を持参することを貸付の条件とした。

個人再生の弁済金と元会社への返済金はここ 2 年の間に五月雨的に終了することをキャッシュフロー表で確認し、節目節目で家計が楽になること、どこまで頑張ればよいかを夫婦・長女同席で理解させた。

貸付金額は市民税・県民税、固定資産税、長女名義の債務で合計 103 万円を 60 ヶ月払いとした。

その後 2 年が経過し、長男も上海大学を卒業して上海の日本企業に就職し、個人再生の弁済も終了した。生協への返済も一度も遅滞することなく進んだが、途中で病気入院や長女の事故が重なり預貯金をする余裕はまったくなかった。

平成 23 年 7 月に長男の勤務先が上海から異動することになり、遊びに来るようについてその渡航費用として 15 万円を借り入れたいとの再度の貸付希望が出た。

事情は理解でき、また、これまでよく頑張ってこられたことでもあるため、協力することとした。返済金が増えるのは出来るだけ抑えたいので、毎月返済と一緒に積み立てた出資金の 5 万円を取り崩し、貸付金額は 10 万円として 15 万円を準備した。後日、航空券とパスポート申請費用の領収証とお礼の手紙が届けられた。

【生協が融資を行った事例②】

<相談者の背景>

未婚の母で、5 歳の子どもがいる。医療事務の正規職員として病院勤務。

母親と妹の 4 人で生活していたが、子どもの父親 A に最近お金を融通したことが契機となって、A からお金をせびり取られ借金の連帯保証人として代位弁済までする羽目に陥り、家賃と水道光熱費を延滞する事態に陥った。

事情を知った母親と妹は立腹し、二人とも同居を拒否して出て行った。アパートに子どもと 2 人の生活になったことを知った A が相談者の家に押しかけ居座るようになった。出て行くように言うと暴力を振るうため、警察に届け出てアパートから A を追い出したが、子どもと 2 人の生活には家賃が高く、A のことがあるので移転したい。移転費用が無いため貸して欲しい。さらに連帯保証の 255 万円と家賃水道光熱費のこともあるので相談したい。

<相談過程>

相談者と面談し、債務整理を進めるため弁護士事務所に同行し、自己破産を方針とすることとした。

移転したい事情はよく理解でき、生活を再生するためには出来るだけ早いほう
がよいと思われるが、Aの影響から家庭を守るためにも、母親や妹との関係修復
を優先的に進めるべきであり、そのことを相談者に理解させたところ、相談者は
関係修復に努めた。

母親、妹との関係が修復できれば、貸付は可能であると判断した。

<生協の対応とその後>

相談者本人は自己破産手続に入ることもあり、貸付については母親と連絡を取
って面談をした。母親は、相談者が深く反省していること、今後Aとの関係を断
絶すること、そのためにきっぱり拒否の態度をとることを決意していると知り、
協力することとなった。

相談が始まり3回目の面談日前日にAに待ち伏せをされ、支給されたばかりの
給与をAに無理やり取り上げられ、警察に被害届けを出す事態となつた。

母親もフルタイムで働く予定であり、母親を借主に移転費用28万円、家電製
品の購入費用10万円、母親が保証人の債務4万円、当面の生活費28万円の計
70万円を貸し付けた。

貸付後、家計表による3ヶ月面談を行い順調に推移していることを確認。その
後、勤務先の経営者が変わり、賞与が無くなり年俸制となつたため、ボーナス返
済を止めて、返済計画の見直しを行つた。

「グリーンコープふくおか」モデルに見る家計管理のポイント

(1) 家計表の作成

相談に来る者のほとんどは、家計簿をつけたことがなく、自己の家計を正しく把握で
きていない状態にあります(収入と支出のマッチングができていない状態)。そのため、
相談者がつけた家計表をみると、必要不可欠な生活費が極端に安かつたり、全く計上
されていないことがしばしばあるといいます(乳幼児がいる家庭なのにオムツ代が計上
されていない等)。

現実と乖離した家計表を基に、中長期的なライフプランを立てても、そのプランはそ
もそも実態にそぐわないので、実現可能性の低いものとなってしまいます。

そこで、まずは相談者が作成した家計表を基に、相談員が丁寧に聞き取りをして、
より精緻で現実に近い家計表を作成することが家計管理の第一歩となります。

(2) キャッシュフロー表の作成

次のステップとなるキャッシュフロー表の作成においても、相談員の丁寧な聴き取りが不可欠です。

「子供の入学」といった明確かつ大きなライフイベントであれば、相談者も比較的容易に思いつくことができますが、「自家用車の車検」「家族での帰省」といったライフイベントは、その支出額は思いの外多いにもかかわらず、案外忘れてしまうものです。

生協の相談員は、相談者に対し、「家に車はあるか」「何台持っているか」「その車がないと生活できないか」「実家はどこにあるか」等、詳細に聴き取っていくことにより、このようなイベントについても把握していきます。

このように、相談員は相談者の生活の細部まで、かなり詳細に聴き取りを行います。これは、相談者の気持ちを汲みながら親身に相談にのること、何回も面談を繰り返すことによって、相談者との信頼関係が確立されていくからこそ可能となるのです。

なお、資金繰りに苦慮している相談者は、加入しておくべき保険に加入していない、新聞もとっていない等、必要な支出まで切りつめていることがあります。保険に加入していないと、予期せぬ病気やけがの際に治療費が払えず、容易に生活が破綻してしまいます。実現可能なライフプランを作成する上では、このような必要不可欠の支出を組み込むことも重要です。

(3) 生活再生資金の融資

相談者の真の生活再建のためには、たとえ返済は可能であっても、貸付額はできるだけ少なくすることが重要です。貸付額を少なくするためにには、使途目的の一部でも、生協が貸付けをせずに、費用を工面できないかを検討する必要があります。家計表やキャッシュフロー表の作成によって、こうした費用を工面できる場合もありますが、例えば、奨学金や母子家庭への手当等の公共サービスをフル活用することも有用です。

もちろん、このマッチングを行ってもなお生活が困難な場合（例えば、様々な障害により労働が出来ない者等）や、緊急の医療費等により、貯蓄を含め一切の生活費を使い果たす場合もあり得ます。このような場合には、生活保護等の公的扶助制度を積極的に利用することが求められます。

なお、生協では、順調に返済を続けている債務者であっても、融資後も3ヶ月から半年に一度は電話や面談をして連絡を取り、生活状況を確認しています。

このように、多重債務に陥り債務整理を行った方々がマッチングを行えるようになるまで指導することは、多くの時間と手間のかかる作業ですが、多重債務者の真の生活再建を図るためにには、このようなきめ細かい指導が不可欠なのです。

<「グリーンコープ生協ふくおか」の家計表>

家計表(年月分)		グリーンコープ		世帯人数計_____人
		受付番号(_____)		成人人(内、高齢者人)・未成人(以下除く)人 大学人・高校人・中学人・小学人・未就学人
収入		支出		
名義人	費目	名義人等	金額(円)	費目
	前月からの繰越金			
	月の基本収入		0	基本生活費
本人	給与①			食費
	給与②			外食費
配偶者	給与①			電気代
	給与②			ガス代
				水道代
				灯油代
本人	年金			被服・理美容・雑貨費
配偶者	年金			医療費(病院・薬局)
				住居費
				家賃
				管理費
				維持費・修理費
				車両費・通信費
	臨時収入・ボーナス		0	電話・携帯電話・インターネット
本人	(賞与 夏・冬)			ガソリン代 (通勤費含む)
	()			駐車場代 ()
配偶者	(賞与)			車検・車修理代
	()			通勤交通費
				教育費用
				学費
				お小遣い・仕送り生活費 ()
				塾・習い事費用
				通学交通費
				教養・娯楽費用
				新聞・本・雑誌・教養用品
				遊興費・娯楽費用
	援助収入		0	その他
	雇用保険			酒代/酒飲食交際費
	生活保護			たばこ・お小遣い
	児童手当			保険・税金
	児童扶養手当			0
				社会保険料 ()
	養育費(仕送り)			生命保険料 家族型
	援助			共済保険料
	援助			その他保険料 (車・バイク)
	事業収入			税金(固資・市県民・自動車・)
	借入金		0	返済金
借入金	()			銀行
借入金	()			サラ金
借入金	()			CR(キャッシング)
借入金	()			CR(物品)
借入金	()			住宅ローン
				車ローン
				滞納の税
				滞納の水光熱費
				滞納の家賃
				個人からの借金
				その他
	預貯金取り崩し			預貯金預入れ
	当月の収入合計		0	当月の支出合計
				翌月への繰越金
	前月繰越含む収入合計		0	翌月繰越含む支出合計
				0

(家計表を作成する際の留意点)

- ① 自動車は軽自動車か普通車か、普通車でも税金額を聞いてコストがかかる車かどうかを点検します。
- ② 車検費用を忘れている人は少ないです。
自家用車を持っている人の場合は、24ヶ月での車検費用の積み立てを想定し、月9000円は家計表に一旦支出として反映させます。（賞与が出る人はとても少ないので。）
- ③ 被服費・理美容費・雑貨などに案外かかっているが見落としがちなので、散髪、美容院への回数や洗剤・シャンプ一代なども聞き出します。
- ④ タバコを吸う人も結構います。1日1箱か、2日で1箱かどうかなどを聞いて、計算します。酒類も同じです。

<「グリーンコープ生協ふくおか」のキャッシュフロー表>

年 齢	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	グリーンコープ		家のキャッシュフロー表	
		西 暦	西 暦	西 暦	西 暦
年齢4月1日時点の年齢	4月1日	4~5月	7~8月	10~12月	1~3月
年齢					
家族のイベント					
一時的な収入	上界率				
給与所得　本人					
給与所得　配偶者					
扶助金					
収入 借による収入					
二種的収入①					
二種的収入　貸与他					
公的年金　本人					
公的年金　配偶者					
収合計	0.5%				
基本生活費					
住居+住宅ローン					
車輌・運賃・車両ラン					
教養費用					
被扶養者(性別別)					
保険料					
一時的な支出①					
自用車支費					
生協の通帳					
通帳金額					
預金					
支出手合計					
手取合計					
繰り支拂がある時の支拂					
通常月の支拂					
収支累計					
貯蓄額					
貯金収支統計					

表の見方

◎収入・支出の合計及び貯金額各単月での合計。収支統計は、上記の3ヶ月目が終了した時点での累計。

家計本からの変更点

◎

表作成段階の変更点

◎

今後の注意事項

◎

2. 岩手県盛岡市

多重債務の他、様々な相談に対応しなければならない自治体の相談窓口においては、先に紹介した「グリーンコープ生協ふくおか」のように、個々の相談者に対し詳細な検討を行った上でライフプランを作成するといった丁寧な家計管理を行うことはなかなか困難です。そこで盛岡市では、以下のような方法で、相談者が自力で家計管理を行えるよう、工夫をしています。

①家計簿の工夫

これまで述べてきたとおり、これまで家計簿をつける習慣のなかつた人が、急に正しく家計簿をつけようと思っても、容易にできることではありません。「これから毎月、継続して家計簿をつけなさい」と言われても、多くの人が3日坊主で終わってしまうのではないかでしょうか。

そこで、盛岡市では「目標に向けた貯蓄」のために家計簿をつけることを推奨しています。

ただ何となく日々の収支を記録するだけでは無味乾燥な作業ですが、例えば「家族で温泉旅行に行く」といった具体的な目標を立てれば、家計簿による家計管理は目標到達度合いのチェック作業に変わります。目標に向かって、着実に貯蓄ができるいくことを自分の目で確認できれば、自然と無駄遣いも減り、家計簿をつける習慣もつく、という発想なのです。

②民間団体との連携

とはいって、これまで家計簿をつけたことも、月ごと又は年ごとの支出計画を立てたこともない人にとっては、「今月から家計簿をつける」といっても、どうしたらよいか分からぬことだらけです。また、家計簿をつけることは義務ではないし、誰も自分のつけた家計簿をチェックしないとしたら、ついつい気が緩んで途中で辞めてしまうこともあります。

そこで、盛岡市では、家計簿を渡す際に、市内で家計簿診断を行っている民間団体・グループの案内を同封しています。

このような団体では、家計管理の専門家や多重債務から立ち直った経験者が家計管理について指導しています。また、グループで定期的に集まり各々の家計簿をチェックしてもらうことで、「次回の集まりのために家計簿をつけなければ」という一定の緊張感が生まれ、家計簿づけを継続できるようになるといいます。

II. 関係部門等の職員の方へ

関係部門等における多重債務問題の重要性

相談者の多重債務問題を解決し、生活再建を実現するためには、多重債務者相談窓口のコーディネート機能と、当該窓口と地方公共団体内・外の部署・機関等とのネットワークにより、相談者が必要な行政サービスや法務サービス等を十分に受けられることが必要です。すなわち、相談員や職員による個人プレイではなくチームプレイでの取組みが不可欠であり、そのための体制を整える必要があります。

1. 関係部門等とは

関係部門等とは、多重債務問題対策に関する行政機関や外部機関・団体等のすべてをいいます。

多重債務者相談窓口を中心に関係部門等を見た場合、以下の図のようになります。

なお、理解のための便宜上、地方公共団体の内部と外部に分け、さらに地方公共団体内部を徴収部門とそれ以外の部門に分けています。

地方公共団体内部の各担当部門・部署

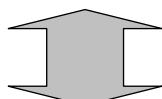
- ・社会福祉（生活保護、住宅手当、ホームレス支援 等）
- ・障害福祉（障害者支援、地域福祉 等）
- ・高齢者福祉（介護、高齢者虐待対策 等）
- ・学校教育（子育て支援、ひきこもり対策 等）
- ・ひとり親家庭支援（母子家庭就労支援 等）
- ・健康医療（医療費支援、心のケア 等）
- ・就職（就労支援、技能習得支援 等）
- ・広報
- ・職員研修

【徴収部門】

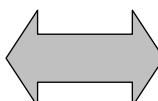
- ・税金
- ・国民健康保険
- ・学校教育（学費、給食費等）
- ・公営住宅（家賃）

など

など



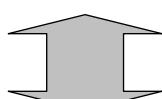
地方公共団体の多重債務者相談窓口



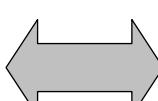
【外部】

- 弁護士会
- 司法書士会
- 法テラス
- 社会福祉協議会
- ハローワーク
- 消費者センター・消費生活センター
- 医療機関
- 警察

など



財務局の多重債務者相談窓口



2. 関係部門等と多重債務問題

① 多重債務者の発見

多重債務問題の解決の第一歩は多重債務者の相談を受けることです。しかし、自ら相談窓口を訪れる多重債務者ばかりではありません。その場合には、多重債務者の発見が重要となります。

そこで、地方公共団体の各担当部門・部署においては、税金等の滞納者や生活保護の申請者等の中に多重債務に陥っている方がいないか注意してください。また、多重債務者を発見した場合には、この「手引き」にしたがって相談窓口にしっかりとつなぐことにより、効果的に解決を図ることができます。

多重債務者が多重債務の状態を脱し、生活再建が実現したときには、滞納していた「税金」、「国民健康保険料(税)」等が支払われるだけでなく、地域の担税力の回復や地域社会の活性化にもつながっていきます。

② 解決と生活再建

多重債務問題の解決及び多重債務者の生活再建を実現するためには、弁護士会等の外部機関だけでなく、地方公共団体内部の担当部門・部署における対応が必要な場合があります。当該部門・部署においては、相談窓口から対応の依頼(多重債務者の引継ぎ)があった場合や、その他相談があった場合には、積極的にすぐに対応することが必要です。多重債務問題は、関係部門等がしっかりと連携することにより、迅速かつ効果的に解決できる問題だからです。

関係部門等における対応の心構え

① 多重債務者の発見

滞納者は基本的に徴収部門に対して警戒心や不安感を持っています。さらに部門によっては「怖い」というイメージも持たれています。また、生活保護等の申請における窓口についても不安感を抱いています。一方、借金の話は非常にプライベートな内容であり、一層の警戒心や不安感を持つため、なかなか打ち明けてはくれません。

滞納者や申請者の理解が得られなければ、多重債務問題の解決も遅れ、被害も大きくなります。

各担当部門・部署の職員は、丁寧な対応で滞納者や申請者の信頼を得るように心がけ、その上で多重債務問題を一緒に解決していくことについて説明しましょう。特に徴収部門においては、1回の対応で拒絶されたとしても、時間をおいて、2回、3回と繰り返し説明するようにしましょう。粘り強い対応が必要です。

② 解決と生活再建

相談窓口から相談者の引継ぎの依頼があった場合、関係部門等は相談者の状況を窓口からよく聞き、円滑に引継ぎが行われるようにしましょう。「たらい回しにされている」との誤解を相談者に与えないためです。

また、相談者の引継ぎを受けた場合には、迅速かつ積極的に対応しましょう。相談者の信頼を維持し、早期解決を図るためです。

関係部門等と多重債務者相談窓口との連携による対応

〔多重債務者の発見〕

徴収部門の職員は、通常業務の中で滞納者に面談・電話・訪問等で納付を促す際に、あわせて次の手順で多重債務問題を抱えていないか確認しましょう。

- ①「納付のお願いをしている皆様全員にお聞きしているのですが、関係ないようでしたら、聞き流していただいて構いません。」
- ②「消費者金融やカード会社などから借金をし、多額の返済をしなければならず、毎日の生活に困っている、という『多重債務問題』を抱えた方が多くいます。」
- ③「そこで当自治体でも実態を確認させていただいているところなのですが、ご家族や、身の回りの方で、心当たりのある方はいらっしゃらないでしょうか。ちなみに、あなたご自身が高金利の借金で悩まれたご経験はありますでしょうか。」
- ④「実はあなたのように多重債務に苦しんでおられる方はたくさんあります。当自治体にも多重債務者相談窓口があります。よろしければご紹介しますので、一度、当方にお越しいただけないでしょうか。」

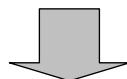
その他の部門・部署の職員も、通常業務で申請者等に対応する中で、多重債務問題を抱えていないか確認しましょう。なお、確認手順は上記と同様です。

補足

疑問：借金のことを聞くのはプライバシー侵害にならないのか？

↓

回答：「多重債務問題対策」として全員に一律・平等に確認していることを説明し、理解してもらいましょう。



〔多重債務者の不安を取り除く〕

多重債務の可能性がある相談者が各担当部門・部署、特に徴収部門の職員を訪ねて来ても、不安や心配から多重債務の処理をためらう場合があります。

次のような対応により、不安を取り除いた上で、一緒に相談窓口に行き、引き継ぐようにしましょう。

相談者に相談窓口の連絡先を伝えるだけで、あとは一人で行くようにするのはやめましょう。不安や心配から窓口に行かない可能性が高いからです。

①「家族に内緒で借りているので、知られると困る。」

→ 職員や相談員をはじめ関係者には守秘義務があるので、相談者が望まない限り、配偶者・家族や隣近所にも相談していることは知られません。

②「ブラックリストに載りたくない。」

→ 実際には「ブラックリスト」なる名簿は存在しません。一般に「ブラックリストに載る」とは、客観的取引事実(契約内容、返済状況、利用残高等)を登録している民間の信用情報機関(2社:CICとJICC)のデータベースに、延滞情報などが登録されることを意味していると思われます。しかし、登録された場合、その後の借入が制約を受けることはありますが、現実の生活に支障をきたすことはほとんどありません。

③「破産だけはしたくない。」

→ 相談者の中には、「債務整理＝破産」と思い込んでおられる方もいますが、債務整理には様々な方法があり、直ちに自己破産の手続きをとるわけではありません。よく法律専門家と相談することが必要です。

④「家だけは手放したくない。」

→ 住宅ローンや家に担保をつけて借入をしている場合、このままの状態では支払いが滞るようになり、いずれは住宅が競売にかけられるなど、結果的に失ってしまうことがあります。

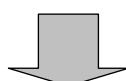
債務整理には様々な方法があるので、よく法律専門家と相談し、そのときに住宅を失わずに返済をしていきたいことをしっかりと伝えるようにした方がよいのではないかでしょうか。

⑤「保証人に迷惑をかけたくない。」

→ このままではいずれ返済ができなくなるため、早めに法律専門家に相談して対策を考える方が、結果的に保証人の被害を最小限にすることになります。利息や遅延損害金により債務残高を増大させた後で支払えなくなり、その残債務の請求が保証人に対してなされれば、はるかに迷惑をかけることになります。

⑥「弁護士費用や司法書士費用がない。」

→ そのような方のために貸付・立替制度があるので、まずは法律専門家に相談しましょう。



〔相談窓口に引き継ぐ〕

相談者を相談窓口の担当者に次のような手順で引継ぎましょう。

① 相談者に対して、相談窓口に引き継ぐことを伝えて理解してもらいましょう。

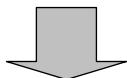
その場合、最後に「スムーズに対応するため、あなたの状況を簡単に私から担当者に伝えておきますが、よろしいでしょうか。」というような確認をとるとよいでしょう。

② 窓口に行く前に、i) 多重債務に陥っている可能性があること、ii) 相談者の氏名と借金の状況などを窓口の担当者にあらかじめ伝えておきましょう。スムーズな引継ぎのためです。

(注) ただし、詳細な個人情報は伝えないようにしましょう。個人情報保護のためです。

なお、詳細な個人の状況は窓口において相談者から直接確認します。

③ 相談の予約を入れ、当日は相談者と一緒に窓口を訪れ、担当者を紹介して引き継ぎを行いましょう。



〔相談窓口〕

引継ぎを受けた相談窓口においては、本手引きにしたがって対応します。

対応の中で相談者から以下の同意を得るようにします。

① 外部機関・団体等への個人情報の提供に関する同意

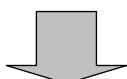
債務整理のために弁護士や司法書士等の専門家に引き継ぐ場合、相談者の借入状況や資産状況等の個人情報を提供する必要があります。また、その後の生活再建にあたっては、弁護士や司法書士等から債務整理の状況等の情報を得る必要が生じる場合があります。

トラブルを未然に防ぐためにも、相談者に十分な説明をして、事前に個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておきましょう。

② 地方公共団体内での個人情報の共有に関する同意

多重債務問題の解決や生活再建のために、相談者の個人情報を地方公共団体の部門間・部署間で共有する必要があります。

上記同様に、事前に個人情報の取扱いに関する同意書をもらっておきましょう。



〔関係部門等に引き継ぐ〕

相談窓口の担当者は、所定の相談対応を行った後、外部機関・団体等や地方公共団体内の担当部門・部署に引き継ぎます。

関係部門等には事前に状況を説明し、担当者自ら予約を入れ、必要な場合には一緒に関係部門等に行き、丁寧に引継ぎを行います。

引継ぎを受けた担当部門・部署の職員は、相談窓口の担当者から相談者の状況をよく聞き、迅速かつ積極的に対応しましょう。

コラム(関係部門等と多重債務者相談窓口の連携のエピソード)

「施設に入所している高齢女性の入所費用の支払いが滞納しており、ケアマネージャーと相談するなかで、実は自宅で一人暮している息子の生活が困窮しているのがわかった。息子は少ない年金生活で生活費が足らず借金もあるようだ、どうしたらいいだろう」と地域包括支援センター職員から相談がありました。

そこで、地域包括支援センター職員に息子を市役所に連れて来て貰い、司法書士にお願いして市役所に出張相談を依頼し、相談員含め同席して相談を受けました。息子は自宅なので家賃は不要ですが、毎月の年金額は約5万円と少なく借金の返済もあり光熱費が支払えず電話も止まっている状態。聞き取りをするうちに、過去に支払い終えた借金が判明したので、司法書士にその場で受任してもらい、債務整理をお願いしました。

しかしこのままでは生活が困難なため、社会福祉課のケースワーカーに連携し、生活保護の申請に繋げました。納税推進室には、生活保護申請したことを伝え滞納している税金の請求については執行停止になりました。司法書士がサラ金業者に受任通知を送ったことで借金の返済もストップし、生活保護も決定して経済基盤を整えると同時に、商工観光課の就労支援員に連携して、息子の能力を考えてできる範囲での就労を支援してもらうよう依頼しました。

半年後、借金については、過去の支払い過ぎた利息、いわゆる過払い金が戻ることになり、そこから借金の残債務、滞納している税金、母親の入所費用、光熱費などを支払って清算し、司法書士にお願いして残った過払い金を収入認定する為の計算書を作ってもらい生活保護ケースワーカーに提出、それによって生活保護は廃止となり、現在自立した生活を送っています。

ケアマネージャーと地域包括支援センター職員が、母親の入所費用の滞納を検討するのに、息子の生活状況に目を向けたことで、生活困窮が発見され、それを市民生活相談室に連携したことで、司法書士、社会福祉課、商工観光課、と支援に繋がり、結果として、施設入所費の滞納が解消し息子の生活再建もできたのです。

例えば、高齢者の経済虐待では、実は家族の借金や失業が原因の場合もあり、その解決をしなければ、根本的な虐待の問題の解決に繋がらない場合もあります。また、生活に困窮する市民は、自ら相談することは非常に難しく、だからこそ相談者を発見する手法が必要であり、複合的な問題を抱える相談者にとって、一つの部署や機関だけで解決できるものではなく、多方面な問題に目を向け市役所や地域の総合力で包括的に支援することが必要なのだと思います。

野洲市市民部市民生活相談室 生水裕美

○ 医療費支払い困難事例から

うつ病を患って精神科医療機関に入院加療中の方から、支払いに関してご相談を受けた窓口職員から、病院相談室のソーシャルワーカーに相談対応の依頼があり、お話を伺いました。「支払いが難しくなったが、すぐには退院ができず、どうしたらよいかわからなくて困っている」とのことでした。入院後1年間は滞ることなく支払いをされていた方が、病気で既に仕事を失っており、貯蓄状況など生計不安もあり経済状況全般に関する相談に話しあひろがりました。

入院前は、運送の自営業をしていたが、同じように事業を営んでいた親友が経営拡大を図るために事業費を借入するので頼まれて保証人になったところ、友人が事業に失敗し突然行方不明になってしまったこと、返済請求が自分宛てに届き、借金返済の責務を全て負う事態となり、その影響から病状悪化につながったために入院されたことがわかりました。

入院時には、病状が重かったことや親友への複雑な思いもあり、とても事情を相談できなかっただけです。入院が長引き、その間に自営していた運送業も廃業となり、加えて医療費の支払いも難しくなり、相談せざるを得なくなってしまったとのことでした。

借金の件は、督促が届いていましたので、その整理の仕方を専門家に相談することとし、その方策を確認した上で、医療費や今後の生計に関しては、福祉的制度活用等を考え、対応していくこととしました。

法テラスでの無料法律相談を利用することとし、弁護士に相談をするために同行しました。背負っていた荷が軽くなったのか、表情も柔らかくなりました。「抱え込んでしまい、死ぬしかないかと思っていたんだけれど、同室の患者が、なんか悩んでいるなら窓口で相談してみろ、と言ってくれたんです」と呟かれました。その後、病院では、法テラスのリーフレットを相談室だけではなく、ポスター掲示など含めて院内に周知しようということになりました。

○ ひきこもり相談から債務整理へ

母親と同居している30歳代の障害のある男性が、母親の死後、自宅に引きこもりの状況になってしまい、市の保健師が民生員と一緒に訪問支援を行うこととなった。数回訪問した後によく面会でき、生活が成り立たなくなっている様子が判明した。もともと父子ともに借金を持ち、父親が病に伏したため、さらに医療費や借金返済のために、息子は自分の障害年金を担保にした借金を重ねてしまったらしい。食うや食わずのぎりぎりの生活を続けていたが、父親が亡くなり、成り立たなくなり、暴力的になってきた取り立てが怖くて、閉居し訪問者からも隠れるようになっていたとのこと。

保健師から相談を受けた役所の債務相談担当者から、障害のある人の相談に長けている司法書士を紹介してもらい、保健師が司法書士と同行訪問して息子の債務整理の相談を始めた。相続の相談についても司法書士が受任することとなり、生計について生活保護申請や後見的サポートをつけるかどうかなどは、障害者相談支援事業所などのソーシャルワーカーが相談にのることになった。

○ 家賃滞納の回収に訪問する不動産屋からの相談連携

ある区役所の消費者相談窓口の電話に、不動産業を営む人から相談がありました。自分の店で管理するアパートの入居者が家賃を滞納し始めて数ヶ月経ち、回収に訪問するも会えず、会えてもチーン越しに物凄い形相で睨まれ、支離滅裂なことを大声で叫かれてしまい困っているが、回収不能な家賃について、どこに相談したらよいかというものです。

相談員は、その話を聞き、家賃のことよりも入居者の状態に心配を持ちました。心の病気の疑いも考えられることを思いながら、不動産屋には「再度出かけて同様の状態なら、回収の仕方について、消費者相談窓口に貴方のことを相談にいってよいかと確認の上、来てほしい」と対応しました。

その後一週間して、不動産屋が訪ねてきたので、詳細に聞くと、やはり、少し言動に心配な点がありそうな入居者の状態でした。そこで、保健師にコンサルテーションを得て、そのアパートのポストに保健所や役所の一般的な健康相談や不眠相談に関するリーフレットを配布してみることにしました。その中に多重債務の相談リーフレットも入れておきました。

2週間後に入居者ご本人から多重債務相談の電話が入りました。しかし、債務内容の話になかなか辿りつかず、脈絡が掴みにくい話とともに、取り立てへの恐怖心ばかりが繰り返されました。相談員からは、「お疲れの様子に見えます。時間をとて話をきかせてもらうと整理を手伝えることもあります。秘密は守りますので安心してください」とお話ししました。「眠れないし、外に出たくない」と言わされたため、保健師に紹介して訪ねてもらうこともできることを伝え、そのように対応することが決まりました。そのうえで、多重債務の相談も継続することになりました。

訪問した保健師からは、ご本人はヤミ金に借金してしまい、厳しい取り立てに不眠になり、幻聴まで聞こえてきていたので、心療内科のクリニック受診につないと報告がありました。少し状態改善したら、保健師が同行して多重債務相談窓口に相談に来ることとなりました。最終的には、自己破産の手続きを行うこととなりました。

これら3つの事例のように、債務を抱えた方々の事情と、その影響による心身の健康をはじめ生活へのさまざまな影響に関しては、どの切り口から問題に触れ、相談が開始されるかは、個々それぞれです。関係機関や相談にあたる者が、借金や債務と生活と健康などの多面的関係の理解を持ち、連携を図ることが必要になります。

社団法人日本精神保健福祉士協会常務理事・精神保健福祉士 大塚淳子

(参考1) 多重債務者相談における税務情報の活用について

税務担当部署と相談窓口は、多重債務問題対策において緊密に連携し協力していくことが必要です。

しかし、税務担当部署が相談窓口から協力依頼を受けたが、その内容が、相談者の個人住民税の納付状況を教えて欲しいというものであった場合、税務担当部署は、個人情報保護との関係から、その情報の提供を躊躇する可能性があります。

一方で、相談者の税務情報は、その方の多重債務問題を迅速に解決し、生活再建を進めていく上で、重要な基礎情報となることがあります。

そこで、税務担当部署は、総務省から地方公共団体への通知「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」(平成23年3月3日)(次ページ参照)の趣旨を踏まえ、各地方公共団体における個人情報保護条例に基づき、相談者本人の同意や提供した税務情報の適正な取扱い等の必要な対応を行った上で、相談窓口に提供する必要があります。

たとえば、相談者に対して、「借金の問題を解決し、生活再建を進めていくには、相談窓口や法律専門家などによる対応が不可欠です。そこで、あなたの税務情報をその方達にも知っておいてもらいたいのですが、お渡ししてよろしいですか。」というように丁寧に窓口等に情報提供する必要性を説明し、さらに、不安感をもつことがないように、記載される利用目的や提供範囲を丁寧に説明した上で、同意書をとることが考えられます。

なお、同意書の例が、「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」(平成23年3月3日)に添付されていますので、参考にしてください。

総 行 政 第 29 号
総 稅 市 第 11 号
平成23年3月3日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

については、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。

- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

〔 担当 市町村税課
水野住民税企画専門官
黒川住民税第一係長
TEL 03-5253-5669 〕

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
 - 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
 - 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消
- ・
・
・

(参考2) 多重債務者相談の早わかり解説

1. 多重債務問題とは

「多重債務問題」とは、消費者金融などから借金をし、その返済ができずにさらに借金を重ねてしまう「多重債務者」が、経済的・精神的に苦しい状況に陥り、健全な社会生活を営むことが難しくなる社会問題のことです。

この「多重債務者」が増加する深刻な社会問題に対応するため、平成18年に、高金利の是正や、借りすぎ防止のために年収の3分の1を超える借入を禁止する総量規制の導入などを法改正で行いました。また、この改正貸金業法は段階的に実施され、平成22年6月18日の完全実施後は、状況に一定の改善がみられているところです。

しかし、引き続き、多重債務問題に直面している方々がいることも事実であることから、多重債務者を多重債務者相談窓口に導き、関係部門等の連携・協力の下、問題の解決、生活再建を支援していくことが極めて重要です。

2. 相談対応の流れ

詳細については、この「手引き」の「I. 相談を受ける方へ」を参照ください。

ここでは参考として流れの全体像を簡単に示しておきます。

-
- ```
graph TD; A[① 相談窓口に借金の相談者が来訪
・電話をかけてきた場合には窓口へ足を運ぶよう誘導] --> B[② 相談者の状況把握
・相談カードを利用して、相談者のプロフィールや借金の状況などを把握
・ねぎらいの言葉や世間話を入れながら、相談者の信頼を得ること]; B --> C[③ 専門家への引継ぎ
・債務整理の概要の説明
・専門家への紹介]; C --> D[④ 生活再建のための制度の紹介等
・必要に応じて、適宜、債務整理後の生活再建のための制度を紹介]
```

### 3. 債務整理の概要

詳細については、上記と同様に、この「手引き」の「I. 相談を受ける方へ」を参照ください。

ここでは参考として債務整理のイメージを簡単に示しておきます。

## 【4つの債務整理の方法とその特徴】

### ① 任意整理

- 裁判所を通さずに、相談者・法律専門家(弁護士又は司法書士)と貸金業者間の交渉により、債務を整理します。
- 貸金業者が同意しない限り、債務は整理されません。

### ② 特定調停

- 裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介します。
- 貸金業者が同意しない限り、債務は整理されません。

### ③ 個人版民事再生

- 裁判所の関与の下、再生計画を立て、これに沿って借金を返済していきます。  
再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。
- 利用できる者は、定期的な収入がある者等に限られます。

### ④ 自己破産

- 裁判所の手続を通して、借金をゼロにしてもらいます。
- 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産は失うこととなります。また、過去7年以内に自己破産により借金をゼロにしてもらっている等の事情がある場合には、借金をゼロにしてもらえないません。

### <参考>

債務整理を行うにあたっては、「利息制限法への引き直し計算」を行い、「過払金」がある場合には、その返還を求めるすることができます。貸金業者に長期間にわたって返済を行った方には、この「過払金」が発生している可能性が高いです。「過払金」がある場合には、それを生活再建のための資金に充てることができ、滞納公共料金の支払い等もできる可能性があります。

### ※「利息制限法への引き直し計算」・「過払金」とは

以前は、出資法の上限金利(29.2%)と利息制限法の上限金利(20%・18%・15%)の間は、いわゆる「グレーゾーン金利」と呼ばれ、貸金業者は、一定条件下、この金利で貸し付け、返済を受けることが認められていました。これは「みなし弁済」制度と呼ばれていました。

しかし、この一定条件について貸金業者と利用者の間で争いがあり、最終的に最高裁判所は貸金業者にとって厳しい判決を下しました。その結果、貸金業

者の多くがそれまで貸したお金について「みなし弁済」が認められなくなつたのです。

そうすると、「グレーゾーン金利」の部分は金利の支払いではなく、元本の返済となります。そこで、元本の返済として再度計算し直した場合、元本と金利を含めて借金を完済しているにもかかわらず、貸金業者に対して余分にお金を支払っていたというケースが出てきます。

この再度計算し直すことを「利息制限法への引き直し計算」といい、余分に支払ったお金を「過払金」といいます。

この余分に支払ったお金は貸金業者から返してもらうことができます。

### III. 多重債務者相談窓口と関係部門等の連携による相談の取組例

ここで、相談窓口と関係部門等の連携による相談の取組例について、いくつか紹介していきます。

必ずしも、すべての地方公共団体において、ここで取り上げる取組みと同じことをしなければならないわけではありませんが、今後、相談窓口と関係部門等が連携し、相談者に対応していくに当たって、大いに参考となるものです。

#### 1) 鹿児島県奄美市の取組例

奄美市役所では、当初1人の職員の方が22年ほど前から、多重債務に苦しむ相談者の相談に取組み、これまで 6,000 人近くの相談者の相談に応じ借金の整理に導いています。今では担当職員も増え、奄美市の相談窓口の評判を聞きつけ、県内外から問い合わせが寄せられるほどになっています。職員の方は、奄美市の取組みは予算のかかることではなく、やる気一つで解決する問題であると考え、日々相談者の対応に取り組んでいます。実際に相談窓口に訪れてから解決に至るまでの道筋を紹介します。また、奄美市は弁護士ゼロ・ワン地域であったため、奄美の司法サービスの充実を訴えたところ、現在は5人の弁護士が常駐していることも多重債務問題の迅速な解決に繋がっているようです。

##### (1) 相談者が窓口に訪れたら

奄美市の市民課市民生活係のところに相談者が訪れたら、まずその場で「借金問題は解決できる」という言葉をかけ安心感を与えるよう心がけています。1人の相談者に応じる時間は 30 分～1時間半程度で、借金の背景等様々なことを聞き出しています。

##### (2) 具体的な相談の模様

「借金の問題を解決できれば、相談者は自力で生活していくか」という点を明らかにするため、相談者の収入等の様々な情報を聞き出しています。これは、借金を整理しても収入が低いことなどにより自力で生活できない人々は生活保護を担当する部局につなぐ必要があるからです。ここまでしないと根本的な問題解決には至らないと職員の方は考えています。

また、相談者が一番恐れているのは、貸金業者からの「厳しい取立」であることを踏まえ、できるだけ早急に弁護士や司法書士を紹介することにしています。それはこの手引きの中でも説明したとおり、弁護士や司法書士からの受任通知を貸金業者が受け取ると、それ以後取立ができなくなるからです。

##### (3) 法律専門家への引き継ぎ

奄美市の職員の経験からすると、相談者に弁護士や司法書士といった法律専門家の連絡先を紹介しただけでは、半数の相談者は自分から連絡するということはありません。したがって、職員自らが法律専門家と連絡をとり、面談の日取りを押さえます。

また、場合によっては、職員の方が相談者に同行して法律専門家の事務所を訪れることもあります、このようにして法律専門家の敷居を下げる努力をしています。

法律専門家を紹介するときは、費用の点でも気を配り、相談の場でいきなり費用(これを「着手金」と言います。)を請求されることがないよう、事前に法律専門家と摺り合わせを行っています。実際の相談費用は、貸金業者から返してもらった過払金を充てたり、分割払いや法律扶助制度を利用してもらうよう対応しています。

#### (4) 相談窓口のPR

市が発行する広報誌で相談窓口を紹介することに加え、市民生活係の職員が、市内各地の民生委員や介護施設職員、老人クラブ、事業者等を対象に「出前講座」を実施し、その中で相談窓口の紹介を行い、地域の住民の方が借金で困っているようであれば、相談窓口を紹介するよう依頼しています。この結果、民生委員等を通じて、高齢者やその家族の借金の問題が相談窓口に持ち込まれるケースもあるようです。

#### (5) 他部局間との連携の成功例

奄美市は、住民税や公営住宅の家賃など(これをまとめて「公租公課」と言います。)を滞納している住民に対する対応策として、これまで各担当部署毎に対応していた滞納情報を、収納対策課に一元化しました。これにより収納対策課では、横断的に1人の住民がどのような公租公課を滞納しているか把握できるようになりました。

そして、税務課の職員が滞納者との会話を通じて、滞納の原因が借金問題であることが明らかになった場合には、市民生活係の相談窓口を紹介したり、滞納者の了解を取つて相談窓口に連絡したりしています。

滞納者の多くは、借金があるから払いたくても払えないという方々であり、借金が整理できたらきちんと支払いを再開してくるようです。奄美市としては、このような活動によって地域の窮乏化を防ぐことにも繋がると期待しています。

#### (6) 自殺予防

13年連続で3万人以上の方が自殺し、その約4分の1は生活経済苦が原因といわれています。相談者はだれにも相談できず、一人で悩み追い込まれた末に自殺を選択している方が多いそうです。そのような方が奄美市に相談し、多重債務の問題を解決し、自殺を思いとどまったくの方は少なくないそうです。

## **2) 滋賀県野洲市の取組例**

野洲市においても、職員（相談員）の奮闘により、市役所内において「多重債務を抱えた住民を救おう」という共通認識を醸成し、他部局間との連携を上手く利用しています。また、野洲市も奄美市と同様、こうした取組みは特別な予算が必要となるものではなく、職員（相談員）の熱意でできることだと考え、相談者の対応にあたっています。

### **(1) 他部局間との連携の成功例**

野洲市では、住民税や公共料金の担当部局において、滞納者が明らかになり督促を行った結果、滞納の原因が借金問題であることが明らかになった場合には、別の部局である相談窓口を紹介したり、滞納者の了解を得た上で、担当部局の職員が相談窓口に直接連絡したりしています。このようなことができるのは、担当部局だけで解決できない問題は、どこの部局に助けを求めたらよいかということを市役所職員全員が理解しており、住民のために必要な情報は共有しようという共通認識を持っているためです。

そして職員（相談員）がコーディネート役として、それぞれの担当部局と協力・連携して相談者の生活再建へ向けた必要な支援を選択して、相談者に情報提供していきます。例えば、借金問題が解決しても自力で生活が困難であれば、生活保護が必要となるので、どのような手続が必要かを含めて相談者に紹介しています。

また、連携の幅は市役所内部にとどまらず、警察、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関など多岐にわたり、相談者が借金を整理し、生活を再建していく上で必要な情報を提供するようにしています。

### **(2) 法律専門家への引き継ぎ**

職員（相談員）の経験からすると、相談者に弁護士や司法書士といった法律専門家の連絡先を紹介しただけでは、半数の相談者は自分から連絡するということはありません。したがって、職員（相談員）自らが法律専門家と連絡をとり、面談の日取りを押さえます。

また借金の整理が終わり相談者の生活再建を見届けるまで、法律専門家と連絡をとり、状況が把握できるようにしています。

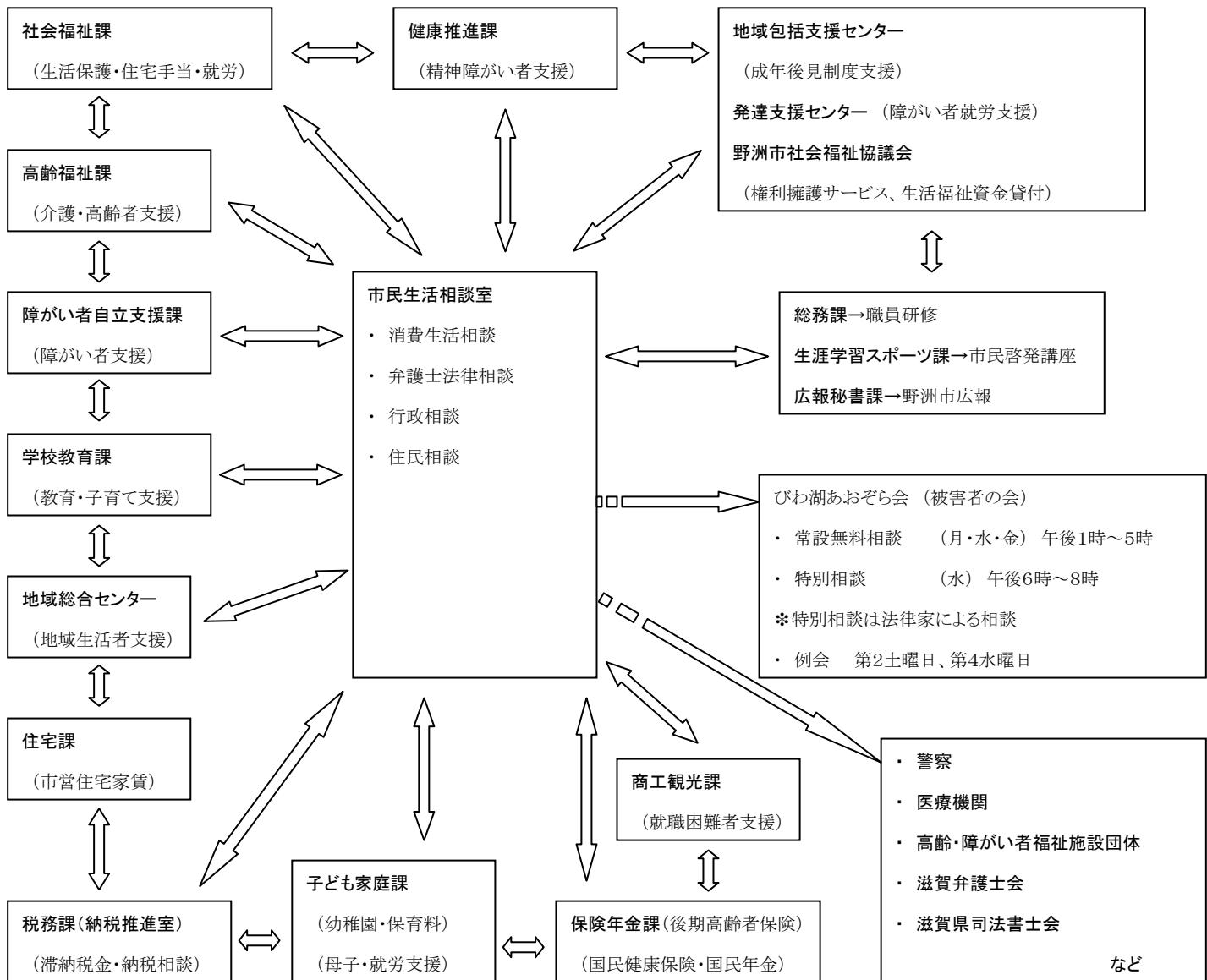
### **(3) 相談窓口のPR**

相談窓口のPRは、市の広報誌やHPなどを通じて行っていますが、注目される取組みとして、お盆や正月に発行する広報誌で多重債務問題を特集していることです。これは親族が一堂に会する機会を利用して、身内に借金を抱えて困っている人がいた場合には、相談窓口に来てもらうことを促すためです。このようなちょっとした工夫で、多くの相談者の対応に当たっているのです。

以下に野洲市の各部局との連携状況が分かる図を掲載しておきます。今後の各自治体における取組の参考にして下さい。

### <野洲市の連携図>

#### 野洲市・市民相談窓口ネットワークを活用した多重債務相談取組み (平成23年8月現在)



### **3) 岩手県の取組例**

岩手県では、自治体、弁護士会、消費者信用生活協同組合(ここからは便宜上「信用生協」と言います。)が連携して多重債務問題に取り組んでいます。どのような取組みが行われているか、紹介していきます。

この発端は昭和 62 年に岩手県宮古市で被害者約 230 名、被害総額約3億円という巨大な集団詐欺事件が発生したことに遡ります。このとき、被害者を救済する目的で、宮古市が地元の金融機関に 5,000 万円を預託し、金融機関がその2倍にあたる1億円の協調融資を信用生協に行いました。そして信用生協は、その融資を元手に被害者にお金を低利で貸付け被害者を救済したのです。この事件をきっかけとして、県内の 34 市町村(全体で 35 市町村)からの預託金を受けた岩手県内の金融機関が、その預託額の4倍を信用生協に協調融資し、信用生協はそれを元手に借金で苦しむ方々に低利で貸付けを行うスキームが誕生したのです。

要するに、市町村が金融機関にお金を預ける(預託する)ことで信用を付与し、金融機関はこの信用を背景に信用生協にお金を貸付け、そのお金を元に更に信用生協が多重債務者に低利で貸付けているのです。この貸付制度は資金使途を債務整理資金だけでなく、債務整理後の金融機関等から借入できない場合の生活資金にも広げています。

では、実際にどのようなことが起きているのか見ていきましょう。

#### **(1)自治体における相談の流れ**

岩手県では、多重債務の問題に積極的に取り組んでいる盛岡市や宮古市といった自治体が多数存在しています。それは、上記のような多数の地元住民が巻き込まれる詐欺事件が発生し、行政として困っている人を助けなければならないという意識が高まっていたためだと考えられます。もちろん多重債務問題は詐欺事件ではありませんが、住民が困っているという点では同じものであり、そうであれば多重債務問題も行政として何とかしなければならないとの発想に繋がっているのでしょうか。

そのため、盛岡市や宮古市などでは、借金問題で来訪した相談者に対し、借金の状況はもちろん、その背景に至るまで詳細に聞き出し、どのような解決方法があり得るか、職員(相談員)の考えを伝えています。

その上で、連携している弁護士に繋ぐのですが、この段階では相当程度相談者の情報が整理されており、引き継がれた弁護士の負担は相当程度軽減されています。

#### **(2)信用生協との連携**

また、本項の冒頭で説明したとおり、岩手県には低い金利で貸付けを行う信用生協があります。

相談者は直接、信用生協を訪れて借金の相談を行うこともあります、自治体からの紹介を受けて信用生協を訪れることがあります。そして信用生協では、主に、借金の状況等に関する聞き取りや解決方法の相談(無料)を行い、最後は地元の弁護士に繋いで債務整理につなげています。また、低利の融資については、解決方法の一手段として位置付けられ、債務整理相談のうち 15%程度がこの制度を利用しています。

一部には、「借金の返済のために、借金をさせるのでは元の木阿弥」という意見もあるかもしれません、高金利の借金が 9%台という低金利の借金に置き換わり、さらにその過程で利息制限法への引き直し計算も行いますので、大きく返済額は減額されることになり、相談者にとってメリットがある制度なのです(なお、この融資を受けるためには、身内の保証人を必要とするなど一定の条件があります。)。

複数の貸金業者から借金がある場合には、任意整理や特定調停によって利息制限法の利率の範囲内で返済していくという合意がなされたとしても、相談者は毎月、複数の貸金業者の口座に振り込んでいかなければなりません。返済期日が異なっていれば、それを管理することだけでも一苦労であり、うっかり返済し忘れてしまうこともあります。この生協の融資を受ければ、このような手間から解放されますし、さらに、生協が毎月の返済を管理しているため、支払いが遅れれば再度相談に応じ返済期間を延ばすなど柔軟な対応も望めます。その過程で、相談者の生活再建も可能となっているのです。

### (3) 岩手県弁護士会のがんばり

岩手県では上記のとおり詐欺事件の発生などを受け、自治体による住民救済という意識が早くから芽生えていましたが、一方でそれに対応する弁護士は数名しかいないという弁護士過疎の状態が続いていました。

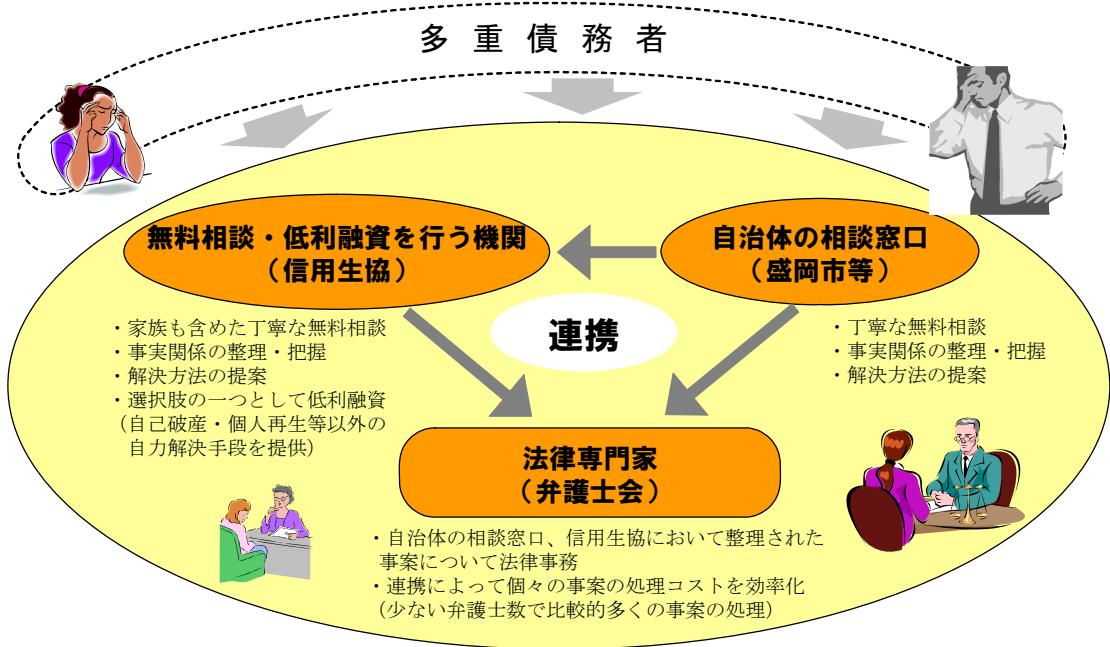
ところが、当時の岩手県弁護士会会长などの尽力によって、今では弁護士も 80 人以上となり、そのうち 30 名以上が消費者問題に取り組むまでになっています。更に注目すべきは、司法修習を終えた若手弁護士全員を最初の数年間は消費者問題を担当させ、多重債務のような消費者問題の重要性についてきちんと学ばせている点です。

このような状況にあるため、地元の自治体も信用生協も安心して弁護士に引き継ぐことができるのです。

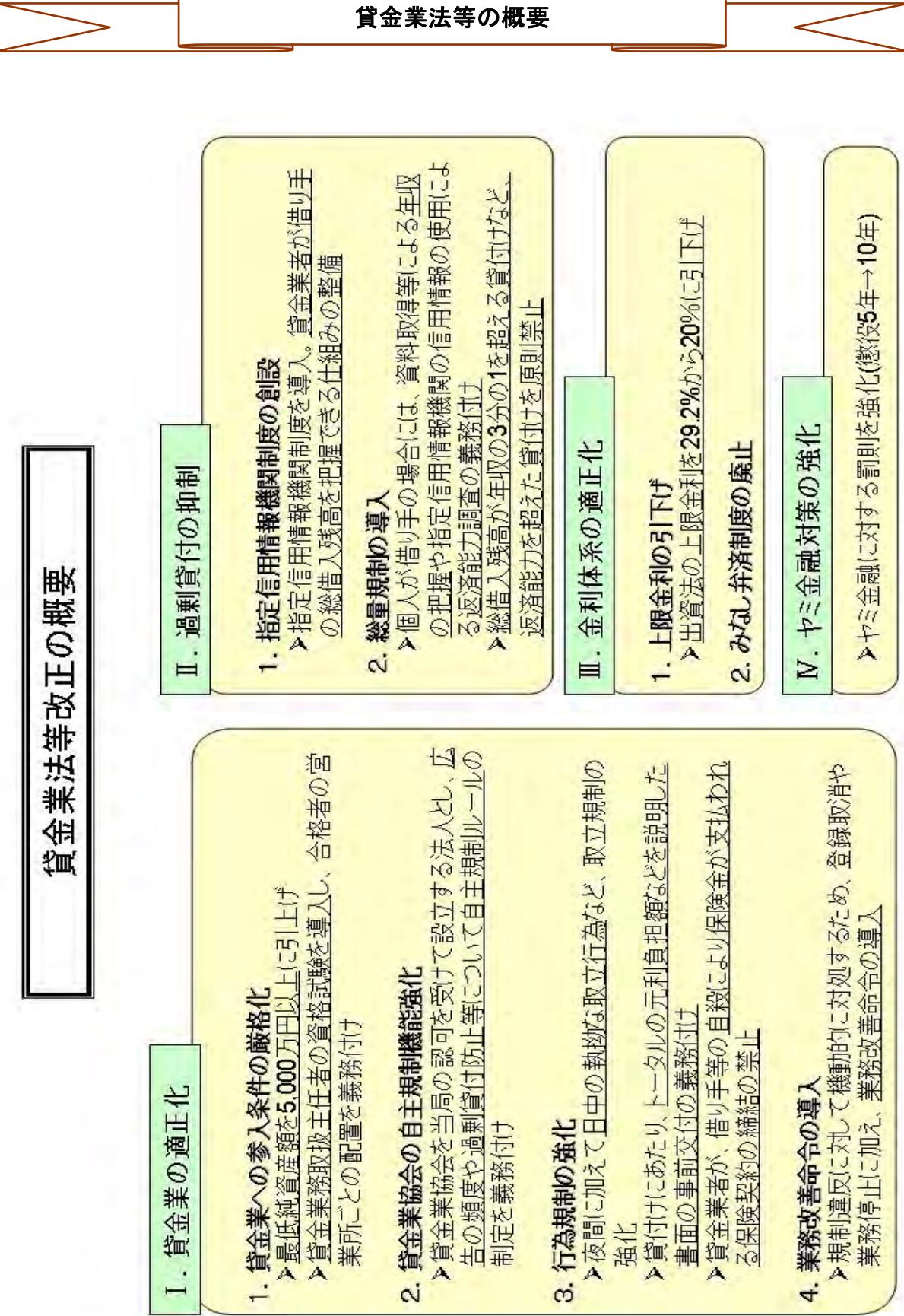
以上を図にまとめると次のようになります。

尚、平成 23 年 8 月からは、岩手県に続いて青森県でも信用生協と市町村、県弁護士会、県司法書士会の連携で同様の制度が始まりました。

今後の各自治体における取組の参考にして下さい。



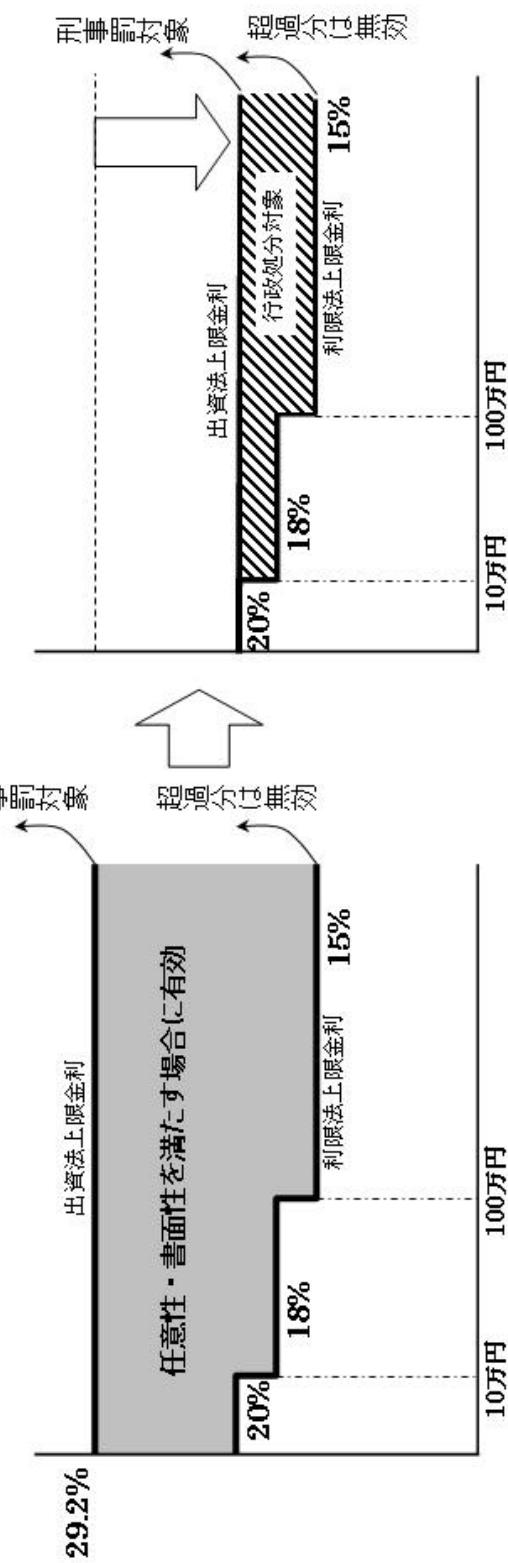
## IV. 共通の参考資料



## 上限金利の引下げ

- 出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15%~20%)を上限金利とすることで、利用者の金利負担を軽減する。

(改正前)

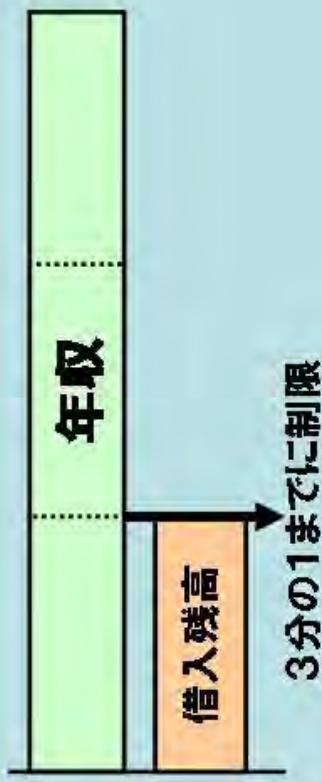


- ・利息制限法の上限金利: 1954年の制定以来、変更無
- ・出資法の上限金利: 109.5%(制定時(1954年)) → 73%(1983年) → 54.75%(1986年) → 40.004%(1991年)  
→ 29.2%(2000年)

## 総量規制

※改正貸金業法の完全施行(平成22年6月18日)により、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入された。

- 一 借入残高が年収の3分の1を超える者については、新規の貸付けを停止  
(直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない)



(参考)

- ①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入れに適用される  
(注)・銀行など、貸金業者以外からの借入れは対象外  
・企業の借入れは対象外
- ②借入残高が年収の3分の1を超えていても、  
以下の借入れは可能  
・住宅ローン、自動車ローン  
・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け 等

連絡先リストの様式例

| 機関等名称            | 電話番号   | 受付時間                 | 担当者名   |
|------------------|--------|----------------------|--------|
| <b>【債務整理】</b>    |        |                      |        |
| ○○弁護士会           | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○弁護士  |
| ○○司法書士会          | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○司法書士 |
| 法テラス<br>○○地方事務所  | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○     |
| ○○法律事務所          | ○○-○○… | 平日 ○○~○○<br>土曜 ○○~○○ | ○○弁護士  |
|                  |        |                      |        |
| <b>【生活再建】</b>    |        |                      |        |
| 社会福祉協議会          | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○     |
| 内 税務課            | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 国民健康保険課        | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 年金課            | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 高齢者介護課         | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 障がい者自立支援課      | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 ひとり親家庭課        | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 子ども教育課         | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 市営住宅課          | 内線○○○○ |                      | ○○     |
| 内 生活保護課          | 内線○○○○ |                      | ○○     |
|                  |        |                      |        |
| <b>【就労支援】</b>    |        |                      |        |
| ハローワーク○○         | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○     |
| ○○労働金庫           | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○     |
|                  |        |                      |        |
| <b>【心のケア】</b>    |        |                      |        |
| ○○精神保健福祉センタ<br>一 | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○     |
| ○○保健所            | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○     |
| ○○精神科病院          | ○○-○○… | 平日 ○○~○○             | ○○     |
|                  |        |                      |        |

## 関係機関・関係団体の連絡先一覧(全国版)

### 1 国及び都道府県の連絡先

#### ① 国の対外窓口

| 省庁等     | 担当課              | 電話                                       |
|---------|------------------|------------------------------------------|
| 金融庁     | 総務企画局企画課信用制度参事官室 | (03) 3506-6000                           |
| 財務局     | (上段) 広報相談担当課     |                                          |
|         | (下段) 貸金業担当課      |                                          |
| 北海道財務局  | 財務広報相談官          | (011) 709-2311                           |
|         | 金融監督第三課          |                                          |
| 東北財務局   | 財務広報相談官          | (022) 266-5703                           |
|         | 金融監督第三課          |                                          |
| 関東財務局   | 財務広報相談室          | (048) 600-1113                           |
|         | 金融監督第五課          |                                          |
| 北陸財務局   | 財務広報相談官          | (076) 292-7866                           |
|         | 金融監督第二課          |                                          |
| 東海財務局   | 財務広報相談室          | (052) 951-1764                           |
|         | 金融監督第三課          |                                          |
| 近畿財務局   | 財務広報相談室          | (06) 6949-6355                           |
|         | 金融監督第四課          |                                          |
| 中国財務局   | 財務広報相談室          | (082) 221-9221                           |
|         | 金融監督第三課          |                                          |
| 四国財務局   | 財務広報相談官          | (087) 831-2131(代表)<br>(087) 831-2155(直通) |
|         | 金融監督第二課          |                                          |
| 九州財務局   | 財務広報相談官          | (096) 353-6351                           |
|         | 金融監督第三課          |                                          |
| 福岡財務支局  | 財務広報相談官          | (092) 411-7281                           |
|         | 金融監督第三課          |                                          |
| 沖縄総合事務局 | 証券取引等監視官         | (098) 866-0091                           |
|         | 金融監督課            |                                          |

② 都道府県の対外窓口

| 都道府県 | (上段) 多重債務者相談担当課               | 電話             |
|------|-------------------------------|----------------|
|      | (下段) 貸金業担当課                   | 〃              |
| 北海道  | 環境生活部くらし安全局消費者安全課             | (011) 231-4111 |
|      | 経済部商工局商工金融課近代化資金グループ          | (011) 231-4111 |
| 青森   | 環境生活部県民生活文化課                  | (017) 734-9209 |
|      | 商工労働部商工政策課商工金融グループ            | (017) 734-9368 |
| 岩手   | 県立県民生活センター                    | (019) 624-2586 |
|      | 商工労働観光部経営支援課                  | (019) 629-5543 |
| 宮城   | 環境生活部消費生活・文化課                 | (022) 211-2523 |
|      | 経済商工観光部商工経営支援課                | (022) 211-2744 |
| 秋田   | 生活環境部県民文化政策課消費生活室             | (018) 860-1516 |
|      | 生活環境部県民文化政策課消費生活室             | (018) 860-1517 |
| 山形   | 生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課        | (023) 630-3306 |
|      | 商工労働観光部産業政策課                  | (023) 630-2135 |
| 福島   | 生活環境部消費生活課                    | (024) 521-7736 |
|      | 商工労働部金融課                      | (024) 521-7276 |
| 茨城   | 生活環境部生活文化課                    | (029) 301-2829 |
|      | 商工労働部産業政策課                    | (029) 301-3530 |
| 栃木   | 県民生活部くらし安全安心課                 | (028) 623-2135 |
|      | 産業労働観光部経営支援課金融担当              | (028) 623-3180 |
| 群馬   | 生活文化部消費生活課                    | (027) 226-2274 |
|      | 産業経済部商政課金融係                   | (027) 226-3335 |
| 埼玉   | 県民生活部消費生活課                    | (048) 830-2935 |
|      | 産業労働部金融課                      | (048) 830-3794 |
| 千葉   | 環境生活部県民生活課                    | (043) 223-2296 |
|      | 環境生活部県民生活課                    | (043) 223-2795 |
| 東京   | 生活文化局                         | (03) 5388-3069 |
|      | 産業労働局金融部貸金業対策課貸金業検査指導係        | (03) 5320-4775 |
| 神奈川  | 県民局くらし文化部消費生活課                | (045) 312-1121 |
|      | 商工労働局企画調整部金融課                 | (045) 210-5690 |
| 新潟   | 県民生活・環境部消費者行政課取引・表示係          | (025) 280-5464 |
|      | 産業労働観光部商業振興課金融係               | (025) 285-6966 |
| 富山   | 生活環境文化部県民生活課                  | (076) 444-3129 |
|      | 商工労働部経営支援課金融係                 | (076) 444-3248 |
| 石川   | 県民文化局県民生活課消費生活グループ            | (076) 225-1386 |
|      | 商工労働部経営支援課金融係                 | (076) 225-1522 |
| 福井   | 安全環境部県民安全課                    | (0776) 20-0287 |
|      | 産業労働部経営支援課金融グループ              | (0776) 20-0367 |
| 山梨   | 企画県民部消費者安全・食育推進課              | (055) 223-1352 |
|      | 商工労働部商業振興金融課                  | (055) 223-1538 |
| 長野   | 企画部生活文化課消費生活室(長野県長野消費生活センター)  | (026) 223-6770 |
|      | 商工労働部経営支援課                    | (026) 235-7200 |
| 岐阜   | 環境生活部環境生活政策課                  | (058) 272-8204 |
|      | 商工労働部中小企業課団体支援担当              | (058) 272-1111 |
| 静岡   | くらし・環境部県民生活局県民生活課             | (054) 221-2175 |
|      | 経済産業部商工業局商工金融課                | (054) 221-2506 |
| 愛知   | 県民生活部県民生活課中央県民生活プラザ           | (052) 954-6165 |
|      | 産業労働部中小企業金融課                  | (052) 954-6334 |
| 三重   | 生活・文化部交通安全・消費生活室(三重県消費生活センター) | (059) 224-2400 |
|      | 農水商工部金融経営室商工金融グループ            | (059) 224-2447 |

|     |                                                             |                                  |
|-----|-------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 滋賀  | 県民文化生活部県民生活課<br>商工観光労働部商工政策課                                | (077) 528-3412<br>(077) 528-3714 |
| 京都  | 府民生活部消費生活安全センター<br>商工労働観光部経営支援課金融担当                         | (075) 671-0030<br>(075) 414-4868 |
| 大阪  | 消費生活センター<br>商工労働部貸金業対策課                                     | (06) 6945-0711<br>(06) 6614-0821 |
| 兵庫  | 健康福祉部生活消費局消費生活課<br>産業労働部産業振興局地域金融室信用保証係                     | (078) 362-3376<br>(078) 362-9162 |
| 奈良  | くらし創造部消費・生活安全課<br>産業・雇用振興部商工課金融係                            | (0742) 27-8704<br>(0742) 27-8807 |
| 和歌山 | 環境生活部県民局県民生活課<br>商工観光労働部商工政策局商工観光労働総務課                      | (073) 432-4111<br>(073) 441-2720 |
| 鳥取  | 生活環境部くらしの安心局消費生活センター<br>商工労働部経済通商総室経営支援チーム金融担当              | (0859) 34-2765<br>(0857) 26-7249 |
| 島根  | 島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室<br>商工労働部中小企業課金融グループ               | (0852) 22-5103<br>(0852) 22-5882 |
| 岡山  | 県民生活部くらし安全安心課<br>産業労働部経営支援課金融支援班                            | (086) 226-7346<br>(086) 226-7369 |
| 広島  | 環境県民局消費生活課（広島県生活センター）<br>商工労働局経営革新課金融企画グループ                 | (082) 223-6120<br>(082) 513-3321 |
| 山口  | 環境生活部県民生活課<br>商工労働部経営金融課金融支援班                               | (083) 933-2608<br>(083) 933-3188 |
| 徳島  | 危機管理部県民くらし安全局県民くらし安全課<br>商工労働部地域経済課                         | (088) 621-2258<br>(088) 621-2318 |
| 香川  | 総務部県民活動・男女共同参画課<br>商工労働部経営支援課                               | (087) 832-3175<br>(087) 832-3345 |
| 愛媛  | 県民環境部管理局県民生活課<br>経済労働部産業支援局経営支援課金融係                         | (089) 912-2336<br>(089) 912-2481 |
| 高知  | 文化生活部県民生活・男女共同参画課<br>商工労働部経営支援課                             | (088) 823-9653<br>(088) 823-9905 |
| 福岡  | 新社会推進部生活安全課消費生活センター<br>商工部中小企業経営金融課貸金業係                     | (092) 632-1600<br>(092) 643-3423 |
| 佐賀  | くらしの安全安心課<br>農林水産商工本部商工課金融担当                                | (0952) 25-7059<br>(0952) 25-7093 |
| 長崎  | 食品安全・消費生活課啓発相談班<br>県民生活部食品安全・消費生活課                          | (095) 895-2320<br>(095) 895-2318 |
| 熊本  | 環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター企画・事業者指導班<br>環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター | (096) 333-2291<br>(096) 333-2309 |
| 大分  | 生活環境部県民生活・男女共同参画課<br>商工労働部経営金融支援室金融融資班                      | (097) 534-4034<br>(097) 506-3226 |
| 宮崎  | 県民政策部生活・協働・男女参画課<br>商工観光労働部商工政策課金融対策室                       | (0985) 26-7054<br>(0985) 26-7097 |
| 鹿児島 | 県民生活局消費者行政推進室<br>県民生活局消費者行政推進室事業者指導係                        | (099) 286-2521<br>(099) 286-2533 |
| 沖縄  | 文化環境部県民生活課<br>文化環境部県民生活課消費生活係                               | (098) 866-2187<br>(098) 866-2187 |

## 2 全国の消費生活センター

### ① 国民生活センター

| 名 称      | 電 話            |
|----------|----------------|
| 国民生活センター | (03) 3446-0999 |
| 〃 相模原事務所 | (042) 758-3162 |

### ② 都道府県の消費生活センター

| 都道府県 | 名 称                         | 電 話                                        | F A X          |
|------|-----------------------------|--------------------------------------------|----------------|
| 北海道  | 北海道立消費生活センター                | (011) 221-0110<br>相談 (050) 7505-0999       | (011) 221-4210 |
|      | 札幌市市民まちづくり局市民生活部<br>消費者センター | (011) 728-2111<br>相談 728-2121              | 728-2112       |
|      | 函館市消費生活センター                 | (0138) 26-1211<br>相談 26-4646               | 26-5877        |
|      | 小樽・北シリベシ消費者センター             | (0134) 32-4111<br>相談 23-7851               | 23-7978        |
|      | 旭川市消費生活センター                 | (0166) 25-9747<br>相談 22-8228               | 26-2545        |
|      | 室蘭市消費生活センター                 | (0143) 25-3100                             | 23-2133        |
|      | 釧路市消費生活センター                 | (0154) 31-4521                             | 23-5213        |
|      | 帶広市消費生活アドバイスセンター            | 相談 24-3000<br>(0155) 22-7161<br>相談 22-8393 | 23-8126        |
|      | 北見市消費者相談室                   | (0157) 25-1149<br>相談 23-4013               | 57-4011        |
|      | 岩見沢市消費者センター                 | (0126) 23-7987                             | 23-7987        |
|      | 網走市消費者相談室                   | (0152) 44-7076                             | 44-7076        |
|      | 留萌消費生活相談窓口                  | (0164) 42-0651                             | 42-0651        |
|      | 苫小牧市消費者センター                 | (0144) 33-6510                             | 33-8200        |
|      | 稚内市消費者センター                  | (0162) 23-4133                             | 23-4133        |
|      | 美唄市消費生活相談窓口                 | (0126) 62-4500                             | 62-4500        |
|      | 芦別市消費生活相談窓口                 | (0124) 22-2111                             | 22-9696        |
|      | 江別市消費生活相談窓口                 | (011) 381-1026                             | 381-1072       |
|      | 赤平市消費生活相談室                  | (0125) 32-1833                             | 32-5033        |
|      | 紋別市消費者センター                  | (0158) 24-7779                             | 24-7779        |
|      | 士別市消費生活センター                 | (0165) 23-3121<br>相談 23-3820               | 23-4790        |
|      | 名寄市消費者センター                  | (01654) 3-2111<br>相談 2-3575                | 2-3575         |
|      | 根室市消費生活センター                 | (0153) 23-6111<br>相談 24-9065               | 24-9065        |
|      | 千歳市消費生活相談室                  | (0123) 24-0193                             | 22-8853        |
|      | 滝川地方消費者センター                 | (0125) 23-4778                             | 23-4778        |
|      | 歌志内市市民課                     | (0125) 42-3217                             | 42-3232        |
|      | 深川市消費者センター                  | (0164) 26-2210                             | 23-5045        |
|      | 富良野市消費生活センター                | (0167) 39-1166                             | 39-1167        |
|      | 登別市消費生活相談窓口                 | (0143) 85-2139<br>相談 85-3491               | 85-7674        |
|      | 恵庭市消費生活相談窓口                 | (0123) 32-8191                             | 32-8191        |
|      | 伊達市市民部市民課                   | (0142) 23-3331                             | 23-4414        |
|      | 北広島市消費生活相談室                 | (011) 372-3311                             | 372-0888       |
|      | 北斗市消費生活相談室                  | (0138) 73-3111                             | 73-1415        |
|      | 上砂川町消費生活センター                | (0125) 62-2011<br>相談 62-2243               | 62-2243        |
|      | 浦臼町役場産業建設課商工観光係             | (0125) 68-2114                             | 68-2285        |
|      | 幌加内町産業課商工観光室                | (0165) 35-2122                             | 35-2127        |
|      | 中頓別町消費生活相談室                 | (01634) 6-1170                             | 6-1170         |
|      | 美幌町消費生活相談窓口                 | (0152) 72-0366                             | 72-0366        |
|      | 斜里町消費生活相談所                  | (0152) 23-3131                             | 22-2040        |
|      | 清里町役場町民課                    | (0152) 25-3577                             | 22-4010        |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|     | 小清水町相談窓口<br>訓子府町消費生活相談窓口<br>置戸町産業振興課商工観光係<br>佐呂間町消費生活相談窓口 役場経済課<br>佐呂間町消費生活相談窓口 社会福祉協議会<br>遠軽町役場消費相談窓口<br>湧別町商工林務課消費相談窓口<br>滝上町役場林政商工観光課<br>興部町住民課住民環境係<br>雄武町消費相談窓口<br>白老町消費生活センター<br>平取町役場産業課商工観光係<br>浦河町消費生活センター<br>新ひだか町消費生活相談窓口<br>音更町消費生活センター<br>新得町役場町民課住民活動係<br>清水消費者センター<br>芽室町消費生活センター<br>更別村消費生活相談室<br>大樹町消費生活相談室<br>幕別町消費生活相談室<br>足寄町住民課住民室住民活動担当<br>厚岸町消費生活相談窓口<br>中標津町消費生活センター<br>羅臼町水産商工観光課商工観光係 | (0152) 62-4472<br>(0157) 47-2111<br>(0157) 52-3313<br>(01587) 2-1200<br>(01587) 2-3732<br>(0158) 42-4819<br>(01586) 2-5866<br>(0158) 29-2111<br>(0158) 82-2131<br>(0158) 84-2121<br>(0144) 82-2265<br>(01457) 2-2223<br>(0146) 22-6667<br>(0146) 43-2111<br>(0155) 32-3211<br>(0156) 64-0528<br>(0156) 62-2688<br>(0155) 62-6556<br>(0155) 52-3600<br>(01558) 6-2111<br>(0155) 54-6606<br>(0156) 25-2141<br>(0153) 52-3131<br>(0153) 73-3111<br>(0153) 87-2162 | 62-4198<br>47-2600<br>52-3353<br>2-1131<br>2-3734<br>42-3688<br>2-2511<br>29-3588<br>82-4058<br>84-2844<br>82-4391<br>2-2277<br>22-6667<br>43-3900<br>32-3212<br>64-5118<br>62-2690<br>62-6556<br>52-2812<br>6-2495<br>54-5564<br>25-2488<br>52-3138<br>73-4811<br>87-2916 |  |
| 青森県 | 青森県消費生活センター<br>NPO 法人青森県消費者協会<br>青森県消費生活センター弘前相談室<br>青森県消費生活センター八戸相談室<br>青森県消費生活センターむつ相談室<br>青森市民消費生活センター<br>弘前市市民生活センター<br>八戸市商工労働部商工政策課<br>消費生活センター                                                                                                                                                                                                                                                           | (017) 722-3348<br>相談 722-3343<br>(0172) 36-4500<br>(0178) 27-3381<br>(0175) 22-7051<br>(017) 722-2326<br>(0172) 34-3179<br>(0178) 43-9524<br>相談 43-9216                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 722-3414<br>36-4502<br>27-3134<br>22-7078<br>722-2326<br>35-2929<br>43-2256                                                                                                                                                                                                |  |
| 岩手県 | 岩手県立県民生活センター<br>岩手県沿岸広域振興局<br>宮古地域振興センター消費生活相談室<br>岩手県沿岸広域振興局<br>大船渡地域振興センター消費生活相談室<br>岩手県県南広域振興局<br>消費生活相談室北上相談室<br>盛岡市消費生活センター<br>宮古市市民生活部生活課 市民相談室<br>花巻市生活福祉部<br>市民生活総合相談センター<br>北上市生活環境部生活環境課<br>久慈市消費生活センター<br>遠野市消費生活相談窓口<br>釜石市消費生活センター<br>二戸消費生活センター<br>一関市消費生活センター千厩相談室<br>一関市消費生活センター一関相談室<br>奥州市市民環境部市民課総合相談室<br>零石町役場福祉課<br>滝沢村健康福祉部福祉課 生活相談窓口                                                     | (019) 624-2586<br>相談 624-2209<br>(0193) 64-2211<br>(0192) 27-9911<br>(0197) 65-2731<br>(019) 604-3301<br>相談 624-4111<br>(0193) 68-9081<br>(0198) 24-2111<br>相談 24-2114<br>(0197) 64-2111<br>(0194) 54-8003<br>相談 54-8004<br>(0198) 62-6318<br>(0193) 22-2111<br>相談 22-2701<br>(0195) 23-5800<br>(0191) 53-3957<br>(0191) 21-8342<br>(0197) 24-2111<br>(019) 692-6472<br>(019) 684-2111                                                                         | 624-2790<br>63-4703<br>27-1395<br>64-5237<br>624-4123<br>63-9112<br>41-1299<br>64-2173<br>53-9274<br>62-6318<br>22-2702<br>23-7799<br>53-2110<br>21-2101<br>24-1991<br>692-1311<br>684-2245                                                                                |  |
| 宮城県 | 宮城県環境生活部消費生活・文化課<br>相談啓発班 (宮城県消費生活センター)<br>宮城県東部地方振興事務所<br>県民サービスセンター<br>宮城県気仙沼地方振興事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (022) 211-2524<br>相談 261-5161<br>(0225) 95-1411<br>相談 93-5700<br>(0226) 24-2121                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 211-2959<br>22-8386<br>24-2132                                                                                                                                                                                                                                             |  |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                |  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|     | 県民サービスセンター<br>宮城県東部地方振興事務所<br>登米地域事務所県民サービスセンター<br>宮城県北部地方振興事務所<br>宮城県北部地方振興事務所<br>県民サービスセンター<br>宮城県大河原地方振興事務所<br>県民サービスセンター<br>栗原地域事務所県民サービスセンター<br>仙台市消費生活センター<br>石巻市市民相談センター<br>塩竈市消費生活相談窓口<br>気仙沼市商工課消費生活相談窓口<br>白石市消費生活相談室<br>名取市消費生活相談窓口<br>角田市市民福祉部生活環境課<br>多賀城市市民相談室<br>登米市消費生活相談窓口<br>大崎市消費生活センター<br>柴田町町民環境課<br>亘理郡亘理町役場町民生活課<br>亘理郡山元町役場町民生活課 生活班<br>加美町消費生活相談窓口<br>美里町役場町民生活課 | 相談 22-7000<br>(0220) 22-6111<br>相談 22-5700<br>(0228) 22-2111<br>(0229) 91-0701<br>相談 22-5700<br>(0224) 53-3111<br>相談 52-5700<br>相談 23-5700<br>(022) 268-7040<br>相談 268-7867<br>(0225) 95-1111<br>相談 23-5040<br>(022) 364-1124<br>相談 364-1111<br>(0226) 22-6600<br>相談 22-3437<br>(0224) 22-1314<br>相談 22-0783<br>(022) 384-2111<br>(0224) 63-2118<br>(022) 368-1141<br>(0220) 34-2734<br>相談 34-2308<br>(0229) 23-9125<br>相談 21-7321<br>(0224) 55-2113<br>(0223) 34-1113<br>(0223) 37-1112<br>(0229) 63-6000<br>(0229) 33-2114 | 22-2933<br>22-4380<br>22-6673<br>53-3267<br>268-8309<br>95-1137<br>364-1169<br>24-5515<br>22-1636<br>384-4192<br>63-4862<br>368-2369<br>34-2802<br>24-9595<br>55-3793<br>34-6178<br>37-1112<br>63-2037<br>33-2141              |  |
| 秋田県 | 秋田県生活センター<br><br>秋田県生活センター 北部消費生活相談室<br>秋田県生活センター 南部消費生活相談室<br>秋田市市民相談センター消費生活担当<br>能代市消費生活相談所<br>横手市消費生活センター<br>大館市市民部市民課市民相談室<br><br>男鹿市市民生活課総合窓口<br>湯沢市くらしの相談課<br><br>鹿角市共動推進課<br><br>由利本荘市市民課<br>潟上市生活環境課<br>大仙市消費生活相談室<br>北秋田市生活課<br>にかほ市市民福祉部生活環境課<br>仙北市環境防災課<br>三種町企画振興課<br>八峰町消費生活相談窓口<br><br>五城目町役場<br>八郎潟町消費者行政係<br>井川町役場産業課<br>羽後町役場生活環境課                                     | (018) 836-7806<br>相談 835-0999<br>(0186) 45-1040<br>(0182) 45-6104<br>(018) 866-2016<br>(0185) 89-2132<br>(0182) 32-2919<br>(0186) 43-7044<br>相談 43-7045<br>(0185) 24-9111<br>(0183) 73-2111<br>相談 72-0874<br>(0186) 30-0224<br>相談 30-0258<br>(0184) 24-6251<br>(018) 877-7802<br>(0187) 63-1136<br>(0186) 62-6628<br>(0184) 32-3043<br>(0187) 43-3308<br>(0185) 85-4830<br>(0185) 76-2111<br>相談 76-4605<br>(018) 852-5112<br>(018) 875-5806<br>(018) 874-4418<br>(0183) 62-2111                                              | 836-7808<br>866-2457<br>89-1770<br>32-7721<br>45-1180<br>23-2424<br>73-2120<br>22-2042<br>24-0228<br>877-3800<br>63-1137<br>62-2880<br>37-2135<br>54-1737<br>85-2178<br>76-2113<br>852-5367<br>875-3096<br>874-2600<br>62-2120 |  |
| 山形県 | 山形県消費生活センター<br><br>山形県置賜消費生活センター<br><br>山形県最上消費生活センター<br>山形県庄内消費生活センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | (023) 630-3306<br>相談 624-0999<br>(0238) 26-6021<br>相談 24-0999<br>(0233) 29-1370<br>(0235) 66-5451                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 625-8186<br>26-6072<br>22-4842<br>66-2835                                                                                                                                                                                      |  |

|     |                         |                               |          |
|-----|-------------------------|-------------------------------|----------|
|     | 山形市消費生活センター             | (023) 647-2201<br>相談 647-2211 | 647-2202 |
|     | 米沢市消費生活センター             | (0238) 22-5111                | 22-0498  |
|     | 鶴岡市消費生活センター             | (0235) 25-2111                | 25-2997  |
|     | 酒田市消費生活センター             | 相談 25-2982<br>(0234) 26-5726  | 26-4911  |
|     | 新庄市市民相談室                | (0233) 22-2111                | 22-0989  |
|     | 寒河江市市民生活課               | (0237) 86-2111                | 86-2122  |
|     | 上山市市民生活課                | (023) 672-1111                | 673-2329 |
|     | 村山市市民課                  | (0237) 55-2111                | 55-6443  |
|     | 長井市消費生活センター             | (0238) 84-2111                | 83-3156  |
|     | 天童市消費生活センター             | (023) 654-1111                | 656-8552 |
|     | 東根市生活環境課                | (0237) 42-1111                | 43-1177  |
|     | 山辺町総務課                  | (023) 667-1110                | 667-1112 |
|     | 最上町町民税務課                | (0233) 43-2111                | 43-2345  |
|     | 舟形町総務課                  | (0233) 32-2111                | 32-2117  |
| 福島県 | 福島県消費生活センター             | (024) 521-7737<br>相談 521-0999 | 521-7982 |
|     | 福島市消費生活センター             | (024) 525-3774<br>相談 522-5999 | 522-1528 |
|     | 会津若松市消費生活相談室            | (0242) 39-1221<br>相談 39-1228  | 39-1420  |
|     | 郡山市市民部市民安全課<br>消費生活センター | (024) 924-2151<br>相談 921-0333 | 921-1340 |
|     | いわき市消費生活センター            | (0246) 22-7021<br>相談 22-0999  | 22-0985  |
|     | 伊達市消費生活センター             | (024) 575-1290<br>相談 574-2233 | 576-2419 |
|     |                         |                               |          |
| 茨城県 | 茨城県消費生活センター             | (029) 224-4722<br>相談 225-6445 | 226-9156 |
|     | 水戸市消費生活センター             | (029) 226-4194                | 222-6826 |
|     | 日立市女性青少年課 消費生活センター      | (0294) 33-3129                | 33-3467  |
|     | 土浦市消費生活センター             | (029) 823-3928                | 823-3937 |
|     | 古河市消費生活センター             | (0280) 92-8811                | 92-8811  |
|     | 石岡市消費生活センター             | (0299) 22-2950                | 22-2950  |
|     | 結城市消費生活センター             | (0296) 32-1111<br>相談 32-1161  | 32-1161  |
|     | 龍ヶ崎市消費生活センター            | (0297) 60-1536<br>相談 64-1120  | 64-1120  |
|     | 下妻市消費生活センター             | (0296) 44-8632                | 44-9370  |
|     | 常総市消費生活センター             | (0297) 23-2918<br>相談 23-0747  | 23-1501  |
|     | 常陸太田市消費生活センター           | (0294) 70-1322                | 70-1322  |
|     | 高萩市消費生活センター             | (0293) 23-7316<br>相談 23-2114  | 24-0006  |
|     | 笠間市消費生活センター             | (0296) 77-1101<br>相談 77-1313  | 77-1390  |
|     | 取手市消費生活センター             | (0297) 74-2141<br>相談 72-5022  | 72-5022  |
|     | 牛久市消費生活センター             | (029) 873-2111<br>相談 830-8802 | 830-8803 |
|     | つくば市消費生活センター            | (029) 861-1329<br>相談 861-1333 | 861-1300 |
|     | ひたちなか市消費生活センター          | (029) 273-0111                | 276-3081 |
|     | 鹿嶋市消費生活センター             | (0299) 85-1320                | 85-1321  |
|     | 潮来市消費生活センター             | (0299) 63-1111<br>相談 62-2138  | 62-2138  |
|     | 守谷市消費生活センター             | (0297) 45-1111<br>相談 45-2327  | 45-1286  |
|     | 常陸大宮市消費生活センター           | (0295) 52-2185                | 52-2250  |
|     | 那珂市消費生活センター             | (029) 298-1111                | 298-1357 |
|     | 筑西市消費生活センター             | (0296) 21-0745                | 21-0746  |
|     | 坂東市消費生活センター             | (0297) 20-8666                | 20-8025  |

|     |                                |                                                                                                                               |                                            |
|-----|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|     | 稻敷市消費生活センター                    | 相談 36-2035<br>(029) 892-2000<br>相談 978-3115<br>(029) 897-1111<br>(0296) 75-3111<br>相談 75-6300<br>(0299) 90-1105<br>相談 90-1166 | 978-3398<br>897-1243<br>75-3021<br>90-1226 |
|     | かすみがうら市消費生活センター                | (029) 897-1111<br>(0296) 75-3111<br>相談 75-6300                                                                                | 75-3021                                    |
|     | 桜川市消費生活センター                    | (0299) 90-1105<br>相談 90-1166                                                                                                  | 90-1226                                    |
|     | 神栖市消費生活センター                    | (0291) 35-2111<br>相談 34-6446                                                                                                  | 34-6465                                    |
|     | 行方市消費生活センター                    | (0291) 33-2111<br>相談 33-2992                                                                                                  | 33-2992                                    |
|     | 鉾田市消費生活センター                    | (0297) 58-2111<br>相談 25-3288                                                                                                  | 57-2288                                    |
|     | つくばみらい市消費生活センター                | (0299) 48-1111<br>相談 35-7802                                                                                                  | 35-7803                                    |
|     | 小美玉市消費生活センター                   | (029) 292-1111<br>相談 291-1690                                                                                                 | 292-6748                                   |
|     | 茨城町消費生活センター                    | (029) 267-5111<br>相談 287-0858                                                                                                 | 266-3577<br>282-1627                       |
|     | 大洗町消費生活センター                    | (029) 885-7141<br>相談 888-1111                                                                                                 | 885-7141<br>888-1871                       |
|     | 東海村消費生活センター                    | (029) 888-1111                                                                                                                |                                            |
|     | 美浦村消費生活センター                    | 相談 888-1871                                                                                                                   |                                            |
|     | 阿見町消費生活センター                    |                                                                                                                               |                                            |
| 栃木県 | 栃木県消費生活センター                    | (028) 623-3244                                                                                                                | 623-2182                                   |
|     | 宇都宮市消費生活センター                   | 相談 625-2227<br>(028) 616-1561                                                                                                 | 616-1548                                   |
|     | 足利市消費生活センター                    | 相談 616-1547<br>(0284) 73-1210                                                                                                 |                                            |
|     | 栃木市消費生活センター                    | 相談 73-1211<br>(0282) 23-8899                                                                                                  | 73-2600<br>23-8820                         |
|     | 佐野市消費生活センター                    | (0283) 61-1161                                                                                                                | 62-5515                                    |
|     | 鹿沼市消費生活センター                    | (0289) 63-3313                                                                                                                | 63-3314                                    |
|     | 日光市消費生活センター                    | (0288) 22-4743                                                                                                                | 22-4750                                    |
|     | 小山市消費生活センター                    | (0285) 22-9282<br>相談 22-3711                                                                                                  | 25-8301                                    |
|     | 真岡市消費生活センター                    | (0285) 84-7830                                                                                                                | 84-7830                                    |
|     | 大田原市消費生活センター                   | (0287) 23-6236                                                                                                                | 24-0688                                    |
|     | 矢板市消費生活センター                    | (0287) 43-6755                                                                                                                | 43-7501                                    |
|     | 那須塩原市消費生活センター                  | (0287) 63-7900                                                                                                                | 63-7900                                    |
|     | さくら市消費生活センター                   | (028) 681-2575                                                                                                                | 681-2667                                   |
|     | 那須烏山市消費生活センター                  | (0287) 83-1014                                                                                                                | 83-1142                                    |
|     | 下野市消費生活センター                    | (0285) 40-5555<br>相談 44-4883                                                                                                  | 40-5572<br>92-3081                         |
| 群馬県 | 那珂川町商工観光課                      | (0287) 92-1116                                                                                                                |                                            |
|     | 群馬県消費生活センター<br>(群馬県生活文化部消費生活課) | (027) 226-2281<br>相談 223-3001                                                                                                 | 223-8100                                   |
|     | 前橋市消費生活センター                    | (027) 230-1755                                                                                                                | 230-1756                                   |
|     | 高崎市消費生活センター                    | (027) 321-1111<br>相談 327-5155                                                                                                 | 327-5156                                   |
|     | 桐生市消費生活センター                    | (0277) 40-1113<br>相談 40-1112                                                                                                  | 40-1114                                    |
|     | 伊勢崎市消費生活センター                   | (0270) 20-7301<br>相談 20-7300                                                                                                  | 20-7302                                    |
|     | 太田市消費生活センター                    | (0276) 30-2228<br>相談 30-2220                                                                                                  | 30-2221                                    |
|     | 沼田市消費生活センター                    | (0278) 23-2111<br>相談 20-1500                                                                                                  | 20-1501                                    |
|     | 館林市消費生活センター                    | (0276) 72-9003<br>相談 72-9002                                                                                                  | 72-9003                                    |
|     | 渋川市消費生活センター                    | (0279) 22-2111<br>相談 22-2325                                                                                                  | 22-3002                                    |
|     | 藤岡市消費生活センター                    | (0274) 22-1211<br>相談 20-1133                                                                                                  | 20-1133                                    |
|     | 富岡市消費生活センター                    | (0274) 63-6066                                                                                                                | 63-6066                                    |

|     |                                  |                                                |                     |
|-----|----------------------------------|------------------------------------------------|---------------------|
|     | 安中市消費生活センター<br>みどり市消費生活センター      | (027) 382-2228<br>(0277) 76-1938<br>相談 76-0987 | 345-3026<br>76-9049 |
|     | 甘楽町消費生活センター<br>吾妻郡消費生活センター       | (0274) 74-3306<br>(0279) 75-4700<br>相談 75-1166 | 74-3306<br>76-3060  |
|     | 玉村町消費生活センター                      | (0270) 65-7144<br>相談 20-4020                   | 20-4021             |
|     | 大泉町消費生活センター                      | (0276) 63-3111<br>相談 63-3511                   | 63-7927             |
|     | 邑楽町消費生活センター                      | (0276) 47-5026<br>相談 47-5047                   | 88-0081             |
| 埼玉県 | 埼玉県消費生活支援センター                    | (048) 261-0930<br>相談 261-0999                  | 261-0962            |
|     | 埼玉県消費生活支援センター川越                  | (049) 249-4751<br>相談 247-0888                  | 247-1091            |
|     | 埼玉県消費生活支援センター春日部                 | (048) 734-0998<br>相談 734-0999                  | 739-1152            |
|     | 埼玉県消費生活支援センター熊谷                  | (048) 523-1711<br>相談 524-0999                  | 525-6316            |
|     | さいたま市消費生活総合センター                  | (048) 643-2239<br>相談 645-3421                  | 643-2247            |
|     | さいたま市浦和消費生活センター                  | (048) 871-0165<br>相談 871-0164                  | 883-4893            |
|     | さいたま市岩槻消費生活センター                  | (048) 790-0202<br>相談 749-6191                  | 749-6193            |
|     | 川越市生活情報センター                      | (049) 226-7066<br>相談 226-7476                  | 225-1860            |
|     | 熊谷市消費生活相談窓口                      | (048) 524-1111<br>相談 524-7321                  | 521-0520            |
|     | 川口市市民生活部市民相談室<br>（川口市消費生活相談コーナー） | (048) 258-1110<br>相談 258-1241                  | 256-5650            |
|     | 行田市消費生活相談窓口                      | (048) 556-1111                                 | 556-3083            |
|     | 秩父市消費生活センター                      | (0494) 25-5200                                 | 27-6271             |
|     | 所沢市消費生活センター                      | (04) 2928-1233<br>相談 2926-0999                 | 2923-8711           |
|     | 飯能市役所生活安全課                       | (042) 973-2111                                 | 974-6737            |
|     | 加須市市民相談室                         | (0480) 62-1111                                 | 62-3455             |
|     | 加須市消費生活相談騎西支所                    | (0480) 73-1111                                 | 73-5501             |
|     | 加須市消費生活相談北川辺支所                   | (0280) 61-1200                                 | 62-3464             |
|     | 加須市消費生活相談大利根支所                   | (0480) 72-1111                                 | 72-4962             |
|     | 本庄市消費生活相談窓口                      | (0495) 25-1175                                 | 25-1193             |
|     | 東松山市消費生活センター                     | (0493) 21-1405                                 | 22-7799             |
|     | 春日部市消費生活相談                       | (048) 736-1111                                 | 733-3825            |
|     | 狭山市消費生活センター                      | (04) 2954-7745<br>相談 2954-7799                 | 2954-7719           |
|     | 羽生市消費生活相談室                       | (048) 561-1121<br>相談 560-6270                  | 501-3213            |
|     | 鴻巣市消費生活センター                      | (048) 541-1321                                 | 543-5480            |
|     | 深谷市消費生活センター                      | (048) 574-6633                                 | 574-8574            |
|     | 上尾市消費生活センター                      | (048) 775-0800<br>相談 775-0801                  | 776-4600            |
|     | 草加市消費生活センター                      | (048) 941-6111                                 | 941-6157            |
|     | 越谷市立消費生活センター                     | (048) 965-8886                                 | 965-8887            |
|     | 蕨市消費生活センター                       | (048) 433-7750<br>相談 432-4286                  | 433-7490            |
|     | 戸田市消費生活センター                      | (048) 441-1800<br>相談 433-5724                  | 433-3358            |
|     | 入間市消費生活センター                      | (04) 2964-1111<br>相談 2963-5199                 | 2965-8134           |
|     | 鳩ヶ谷市消費生活相談窓口                     | (048) 280-1111<br>相談 242-6327                  | 285-1108            |
|     | 朝霞市消費生活相談室                       | (048) 463-1111                                 | 463-2294            |
|     | 志木市市民生活部地域振興課                    | (048) 473-1111                                 | 474-7009            |

|     |                             |                                                |                     |
|-----|-----------------------------|------------------------------------------------|---------------------|
|     | 和光市消費生活センター                 | (048) 464-1111<br>相談 424-9116                  | 465-5481            |
|     | 新座市消費生活相談室                  | (048) 477-1111<br>相談 424-9162                  | 481-6748            |
|     | 桶川市消費生活センター<br>久喜市消費生活相談    | (048) 786-3211<br>(0480) 22-1111<br>相談 22-3925 | 786-3740<br>22-3319 |
|     | 北本市消費生活センター                 | (048) 594-5529<br>相談 591-1111                  | 511-1710            |
|     | 八潮市消費生活センター                 | (048) 996-2111<br>相談 996-2237                  | 995-7367            |
|     | 富士見市消費生活センター                | (049) 251-2711<br>相談 252-7181                  | 254-2000            |
|     | 三郷市消費生活相談室                  | (048) 930-7724<br>相談 930-7725                  | 953-7775            |
|     | 蓮田市消費生活センター                 | (048) 768-3111                                 | 765-1700            |
|     | 坂戸市消費生活センター                 | (049) 283-1331                                 | 283-1366            |
|     | 幸手市消費生活センター                 | (0480) 43-1111                                 | 44-0257             |
|     | 鶴ヶ島市消費生活センター                | (049) 271-1111                                 | 271-1190            |
|     | 日高市消費生活相談センター               | (042) 989-2111                                 | 985-3371            |
|     | 吉川市市民生活部商工課                 | (048) 982-9697                                 | 981-5682            |
|     | ふじみ野市消費生活センター               | (049) 261-2611<br>相談 263-0110                  | 261-5960            |
|     | 伊奈町産業振興課商工係                 | (048) 721-2111                                 | 721-2136            |
|     | 三芳町消費生活相談等                  | (049) 258-0019                                 | 274-1052            |
|     | 毛呂山町消費者相談窓口                 | (049) 295-2112                                 | 295-0771            |
|     | 越生町消費生活相談                   | (049) 292-3121                                 | 292-5400            |
|     | 滑川町産業振興課                    | (0493) 56-6906<br>相談 56-2211                   | 56-2448             |
|     | 嵐山町消費生活センター                 | (0493) 62-2150                                 | 62-0713             |
|     | 小川町消費生活相談                   | (0493) 72-1221                                 | 74-2341             |
|     | 川島町消費生活相談                   | (049) 297-1811                                 | 297-8437            |
|     | 吉見町消費生活相談                   | (0493) 54-1511                                 | 354-4200            |
|     | 鳩山町消費生活相談                   | (049) 296-5895                                 | 296-7557            |
|     | ときがわ町消費生活相談窓口               | (0493) 66-0222                                 | 66-0221             |
|     | 東秩父村産業建設課産業担当               | (0493) 82-1223                                 | 82-1562             |
|     | 上里町消費生活相談窓口                 | (0495) 35-1232                                 | 33-2429             |
|     | 寄居町産業振興課                    | (048) 581-2121                                 | 581-1366            |
|     | 宮代町消費生活相談窓口                 | (0480) 34-1111                                 | 34-1093             |
|     | 白岡町消費生活相談                   | (0480) 92-1111<br>相談 93-7700                   | 93-5039             |
|     | 杉戸町消費生活相談                   | (0480) 33-1111                                 | 33-2958             |
|     | 松伏町消費生活センター                 | (048) 991-1854                                 | 991-6747            |
| 千葉県 | 千葉県消費者センター                  | (047) 431-3811<br>相談 434-0999                  | 431-3858            |
|     | 千葉市消費生活センター                 | (043) 207-3601<br>相談 207-3000                  | 207-3111            |
|     | 銚子市消費生活センター                 | (0479) 24-8194                                 | 25-0277             |
|     | 市川市消費生活センター                 | (047) 332-4312<br>相談 334-0999                  | 332-4320            |
|     | 船橋市消費生活センター<br>館山市市長公室社会安全課 | (047) 423-3006<br>(0470) 22-3142<br>相談 25-5775 | 423-3040<br>22-8901 |
|     | 木更津市消費生活センター                | (0438) 20-2234                                 | 25-3566             |
|     | 松戸市消費生活センター                 | (047) 366-7329<br>相談 365-6565                  | 365-9606            |
|     | 野田市消費生活センター                 | (04) 7123-1083<br>相談 7123-1084                 | 7123-1737           |
|     | 茂原市消費生活センター                 | (0475) 20-1505<br>相談 20-1101                   | 20-1600             |
|     | 成田市消費生活センター                 | (0476) 23-1161                                 | 22-4404             |
|     | 佐倉市消費生活センター                 | (043) 483-3010<br>相談 483-4999                  | 483-8604            |
|     | 旭市消費生活センター                  | (0479) 63-7272                                 | 64-2026             |

|     |                |                                |           |
|-----|----------------|--------------------------------|-----------|
|     | 習志野市消費生活センター   | 相談 62-8019<br>(047)451-1151    | 453-5747  |
|     | 柏市消費生活センター     | 相談 451-6999<br>(04)7163-5853   | 7164-4327 |
|     | 市原市消費生活センター    | 相談 7164-4100<br>(0436) 21-0844 | 21-0899   |
|     | 流山市消費生活センター    | 相談 21-0999<br>(04)7158-1111    | 7158-2721 |
|     | 八千代市消費生活センター   | 相談 7158-0999<br>(047)485-0559  | 486-0792  |
|     | 我孫子市消費生活センター   | (04)7185-1469                  | 7182-8080 |
|     | 鎌ヶ谷市消費生活センター   | 相談 7185-0999<br>(047)445-1141  | 445-1400  |
|     | 君津市消費生活センター    | (0439)56-1529                  | 56-1629   |
|     | 富津市商工観光課商工観光係  | (0439)80-1287                  | 80-1350   |
|     | 浦安市消費生活センター    | (047)390-0086                  | 390-6521  |
|     | 四街道市消費生活センター   | 相談 390-0030<br>(043)422-2155   | 422-2164  |
|     | 袖ヶ浦市消費生活相談室    | (0438)62-2111                  | 62-7485   |
|     | 八街市消費生活センター    | (043)443-9299                  | 443-1237  |
|     | 印西市消費生活相談室     | (0476)42-5111                  | 42-7242   |
|     | 白井市市民経済部商工振興課  | (047)492-1111                  | 491-3510  |
|     | 富里市消費生活センター    | (0476)93-5348                  | 93-2101   |
|     | 匝瑳市産業振興課       | (0479)73-0089                  | 72-1117   |
|     | 香取市経済部商工観光課    | (0478)50-1212                  | 54-2855   |
|     | 横芝光町産業振興課商工観光班 | 相談 50-1300<br>(0479)84-1215    | 84-2713   |
|     |                | 相談 84-1233                     |           |
| 東京都 | 東京都消費生活総合センター  | (03)3235-1151                  | 3268-1505 |
|     | 東京都多摩消費生活センター  | 相談 3235-1155                   | 527-0764  |
|     | 千代田区消費生活センター   | (042)522-5119<br>(03)5211-4179 | 3264-7989 |
|     | 中央区消費生活センター    | 相談 5211-4314<br>(03)3546-5332  | 3546-9557 |
|     | 港区立消費者センター     | 相談 3543-0084<br>(03)3456-4159  | 3453-0458 |
|     | 新宿区立新宿消費生活センター | 相談 3456-6827<br>(03)5273-3834  | 5273-3110 |
|     | 文京区消費生活センター    | 相談 5273-3830<br>(03)5803-1105  | 5803-1342 |
|     | 台東区消費者相談コーナー   | 相談 5803-1106<br>(03)5246-1144  | 5246-1139 |
|     | すみだ消費者センター     | 相談 5246-1133<br>(03)5608-1516  | 5608-1510 |
|     | 江東区消費者センター     | 相談 5608-1773<br>(03)5683-0321  | 5683-0320 |
|     | 品川区消費者センター     | 相談 3647-9110<br>(03)5718-7181  | 5718-7183 |
|     | 目黒区消費生活センター    | 相談 5718-7182<br>(03)3711-1133  | 3711-5297 |
|     | 大田区立消費者生活センター  | 相談 3711-1140<br>(03)3736-7711  | 3737-2936 |
|     | 世田谷区消費生活センター   | 相談 3736-0123<br>(03)3410-6521  | 3411-6845 |
|     | 渋谷区立消費者センター    | 相談 3410-6522<br>(03)3406-7641  | 5485-0308 |
|     | 中野区消費生活センター    | 相談 3406-7644<br>(03)3389-1191  | 3389-1199 |
|     | 杉並区立消費者センター    | 相談 3389-1196<br>(03)3398-3141  | 3398-3159 |
|     | 豊島区消費生活センター    | 相談 3398-3121<br>(03)5992-7015  | 5992-7024 |
|     | 北区消費生活センター     | 相談 3984-5515<br>(03)5390-1239  | 5390-1143 |

|      |                 |                                |           |
|------|-----------------|--------------------------------|-----------|
|      | 荒川区消費者相談室       | 相談 5390-1142<br>(03) 3802-4673 | 3803-2333 |
|      | 板橋区消費者センター      | 相談 5604-7055<br>(03) 3579-2266 | 3962-3955 |
|      | 練馬区消費生活センター     | 相談 3962-3511<br>(03) 5910-3089 | 5910-3440 |
|      | 足立区消費者センター      | 相談 5910-4860<br>(03) 3880-5385 | 3880-0133 |
|      | 葛飾区消費生活センター     | 相談 3880-5380<br>(03) 5698-2316 | 5698-2315 |
|      | 江戸川区消費者センター     | 相談 5698-2311<br>(03) 5662-7635 | 5607-1616 |
|      | 八王子市消費生活センター    | 相談 5662-7637<br>(042) 631-5455 | 625-5596  |
|      | 立川市消費生活センター     | 相談 625-2621<br>(042) 528-6801  | 528-6805  |
|      | 武蔵野市消費生活センター    | 相談 528-6810<br>(0422) 21-2972  | 51-5535   |
|      | 三鷹市消費者活動センター    | 相談 21-2971<br>(0422) 43-7874   | 45-3300   |
|      | 青梅市消費者相談室       | 相談 47-9042<br>(0428) 22-1111   | 21-0542   |
|      | 府中市消費生活相談室      | 相談 22-6000<br>(042) 335-4124   | 360-9370  |
|      | 昭島市消費生活相談室      | 相談 360-3316<br>(042) 544-5111  | 544-6440  |
|      | 調布市消費生活相談室      | 相談 544-9399<br>(042) 481-7140  | 481-6881  |
|      | 町田市消費生活センター     | 相談 481-7034<br>(042) 725-8805  | 722-4263  |
|      | 小金井市消費生活相談室     | 相談 722-0001<br>(042) 387-9831  | 386-2609  |
|      | 小平市消費生活相談室      | 相談 384-4999<br>(042) 346-9532  | 346-9575  |
|      | 日野市消費生活相談室      | 相談 346-9550<br>(042) 581-4112  | 581-4221  |
|      | 東村山市消費生活センター    | 相談 581-3556<br>(042) 393-5111  | 393-6846  |
|      | 国分寺市消費生活相談室     | 相談 395-8383<br>(042) 325-0111  | 325-1380  |
|      | 国立市消費生活相談コーナー   | 相談 576-2111<br>(042) 576-3201  | 576-0264  |
|      | 福生市消費生活相談室      | 相談 576-3201<br>(042) 551-1511  | 552-2622  |
|      | 狛江市消費生活相談コーナー   | 相談 551-1511<br>(03) 3430-1111  | 3430-6870 |
|      | 東大和市消費生活相談      | 相談 563-2111<br>(042) 495-6211  | 563-5931  |
|      | 清瀬市消費生活センター     | 相談 495-6212<br>(042) 470-7738  | 495-6221  |
|      | 東久留米市消費者センター    | 相談 470-7738<br>(042) 473-4505  | 472-1131  |
|      | 武藏村山市消費生活相談コーナー | 相談 473-4505<br>(042) 565-1111  | 563-0793  |
|      | 多摩市消費生活センター     | 相談 565-1111<br>(042) 337-6610  | 337-6003  |
|      | 稻城市消費者ルーム       | 相談 337-6610<br>(042) 370-7510  | 370-7509  |
|      | 羽村市消費生活センター     | 相談 370-7510<br>(042) 555-1111  | 555-5535  |
|      | あきる野市消費生活相談窓口   | 相談 555-1111<br>(042) 558-1867  | 558-1119  |
|      | 西東京市消費者センター     | 相談 558-1867<br>(042) 425-4141  | 425-4041  |
|      | 瑞穂町消費生活相談窓口     | 相談 425-4040<br>(042) 557-7633  | 556-3401  |
| 神奈川県 | かながわ中央消費生活センター  | (045) 312-1121<br>相談 311-0999  | 312-3506  |
|      | 横浜市消費生活総合センター   | (045) 845-7722<br>相談 845-6666  | 845-7720  |
|      | 川崎市消費者行政センター    | (044) 200-2262                 | 244-6099  |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                            |  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|     | 相模原市北消費生活センター<br>相模原市相模原消費生活センター<br>相模原市南消費生活センター<br>横須賀市消費生活センター<br>平塚市消費生活センター<br>鎌倉市消費生活センター<br>藤沢市消費生活センター<br>小田原市消費生活センター<br>茅ヶ崎市消費生活センター<br>秦野市消費生活センター<br>厚木市消費生活センター<br>大和市消費生活センター<br>伊勢原市消費生活センター<br>海老名市消費生活センター<br>座間市消費生活センター<br>南足柄市消費生活センター<br>綾瀬市消費生活センター<br>寒川町消費生活相談室 | 相談 200-3030<br>(042) 775-1779<br>相談 775-1770<br>(042) 776-2598<br>相談 776-2511<br>(042) 749-2176<br>相談 749-2175<br>(046) 821-1312<br>相談 821-1314<br>(0463) 20-5775<br>相談 21-7530<br>(0467) 23-3000<br>相談 24-0077<br>(0466) 25-1111<br>(0465) 33-1775<br>相談 33-1777<br>(0467) 82-1111<br>(0463) 82-5128<br>相談 82-5181<br>(046) 225-2155<br>相談 294-5800<br>(046) 260-5174<br>相談 260-5120<br>(0463) 94-4711<br>相談 95-3500<br>(046) 235-4567<br>相談 292-1000<br>(046) 252-8495<br>相談 252-8490<br>(0465) 73-8004<br>相談 71-0163<br>(0467) 70-3335<br>(0467) 74-1111 | 775-1771<br>776-2814<br>749-2463<br>821-1315<br>22-3037<br>23-3445<br>50-8409<br>33-1778<br>85-0151<br>82-2001<br>294-5801<br>260-5177<br>92-9009<br>233-9118<br>252-0220<br>71-0164<br>70-5701<br>74-5613 |  |
| 新潟県 | 新潟県消費生活センター<br>新潟市消費生活センター<br>長岡市立消費生活センター<br>三条市市民なんでも相談室（消費生活相談窓口）<br>柏崎市消費生活センター<br>新発田市市民生活課<br>小千谷市消費生活相談窓口<br>加茂市商工観光課消費生活相談窓口<br>見附消費生活相談窓口<br>村上市消費生活センター<br>上越市消費生活センター<br>佐渡市立消費生活センター<br>南魚沼市消費生活センター<br>聖籠町消費生活センター                                                         | (025) 281-5516<br>相談 285-4196<br>(025) 228-8102<br>相談 228-8100<br>(0258) 32-0022<br>(0256) 34-5511<br>(0257) 43-9139<br>相談 23-5355<br>(0254) 22-3101<br>(0258) 83-3509<br>(0256) 52-0080<br>(0258) 62-1700<br>(0254) 53-2111<br>(025) 525-2125<br>相談 525-1905<br>(0259) 57-8143<br>(025) 772-2541<br>(0254) 27-2111<br>相談 27-1958                                                                                                                                                                                                                           | 281-5517<br>228-8108<br>39-5050<br>34-5677<br>23-5355<br>22-5662<br>83-4160<br>53-4676<br>63-3001<br>52-1884<br>522-4191<br>52-6024<br>770-0980<br>27-2119                                                 |  |
| 富山県 | 富山県消費生活センター<br>富山県消費生活センター高岡支所<br>富山市消費生活センター<br>高岡市市民協働課 消費生活担当<br>高岡市消費生活相談コーナー <sup>1</sup><br>魚津市市民相談・消費生活相談窓口<br>氷見市消費生活相談窓口<br>滑川市役所産業民生部生活環境課<br>黒部市消費生活相談窓口                                                                                                                     | (076) 432-2949<br>相談 432-9233<br>(0766) 25-2777<br>(076) 443-2123<br>相談 443-2047<br>(0766) 20-1522<br>(0766) 28-1147<br>相談 28-1141<br>(0765) 23-1003<br>(0766) 74-8010<br>(076) 475-2111<br>(0765) 54-2111                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 431-2631<br>25-2890<br>443-2176<br>20-1641<br>28-1148<br>23-1059<br>72-8060<br>476-5505<br>54-9144                                                                                                         |  |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 砺波市役所生活環境課<br>小矢部市民協働課<br>南砺市住民環境課<br>射水市消費生活相談窓口<br>上市町役場町民課相談窓口<br>立山町住民環境課<br>消費生活相談窓口                                                                                                                                                                                                                       | 相談 54-3198<br>(0763) 33-1111<br>相談 33-1153<br>(0766) 67-1760<br>(0763) 23-2035<br>(0766) 52-7966<br>相談 52-7974<br>(076) 472-1111<br>(076) 463-1121<br>相談 462-9915                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 33-6818<br>67-5520<br>82-8221<br>52-5340<br>472-1115<br>464-1147                                                                                                                                                                            |
| 石川県 | 石川県消費生活支援センター<br>金沢市近江町消費生活センター<br>七尾市消費生活センター<br>小松市生活相談センター<br>輪島市産業部漆器商工課<br>奥能登広域圏事務組合<br>消費生活相談室<br>珠洲市消費生活相談窓口<br>加賀市地域福祉課消費生活相談窓口<br>羽咋市商工観光課<br>かほく市消費生活センター<br>白山市消費生活センター<br>能美市消費生活相談室<br>川北町総務課<br>野々市町環境安全課<br>津幡町産業経済課<br>内灘町町民生活課<br>志賀町商工観光課<br>宝達志水町産業振興課<br>中能登町企画課<br>穴水町産業振興課<br>能登町ふるさと振興課 | (076) 267-6157<br>相談 267-6110<br>(076) 220-2261<br>相談 232-0070<br>(0767) 53-1112<br>(0761) 24-8071<br>(0768) 23-1147<br>(0768) 26-2314<br>相談 26-2307<br>(0768) 82-7760<br>(0761) 72-7854<br>相談 72-7857<br>(0767) 22-1118<br>(076) 283-7124<br>相談 283-7144<br>(076) 274-9507<br>(0761) 55-8509<br>相談 55-8525<br>(076) 277-1111<br>相談 277-1748<br>(076) 227-6052<br>相談 227-6054<br>(076) 288-2129<br>(076) 286-6701<br>(0767) 32-1111<br>(0767) 29-8240<br>(0767) 74-2804<br>(0768) 52-3670<br>(0768) 62-8532 | 267-6109<br>260-6730<br>54-8117<br>24-8192<br>23-1148<br>26-2315<br>82-4600<br>72-7797<br>22-9225<br>283-7145<br>275-2211<br>55-8525<br>277-1748<br>227-6251<br>288-6470<br>286-6704<br>32-3933<br>29-4623<br>74-1300<br>52-0395<br>62-4506 |
| 福井県 | 福井県消費生活センター<br>福井県嶺南消費生活センター<br>福井市消費者センター<br>敦賀市消費生活センター<br>小浜市消費生活相談室<br>大野市消費者相談センター<br>勝山市消費者センター<br>鯖江市消費者センター<br>あわら市消費者センター<br>越前市消費者センター<br>坂井市消費者センター<br>永平寺町消費者相談コーナー <sup>一</sup><br>池田町役場消費者相談窓口<br>南越前町役場総務課<br>越前町消費生活相談窓口                                                                        | (0776) 22-1102<br>(0770) 52-7830<br>(0776) 20-5070<br>相談 20-5588<br>(0770) 22-8115<br>(0770) 53-1111<br>(0779) 66-1111<br>(0779) 88-8103<br>(0778) 53-2204<br>(0776) 73-8017<br>(0778) 22-3773<br>(0776) 50-3030<br>(0776) 61-3941<br>(0778) 44-8003<br>(0778) 47-8000<br>(0778) 34-8700                                                                                                                                                                                                                    | 22-8190<br>52-7831<br>20-5081<br>22-8219<br>53-1522<br>65-8371<br>88-3856<br>51-8167<br>73-5688<br>22-3473<br>68-0324<br>61-2434<br>44-6296<br>47-3261<br>34-1236                                                                           |
| 山梨県 | 山梨県県民生活センター<br>山梨県県民生活センター地方相談室<br>甲府市消費生活センター<br>富士吉田市商工振興課<br>上野原市消費生活相談窓口                                                                                                                                                                                                                                    | (055) 223-1571<br>相談 235-8455<br>(0554) 45-5038<br>(055) 237-5304<br>相談 237-5309<br>(0555) 22-1111<br>(0554) 62-3114                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 223-1368<br>45-5039<br>237-0224<br>24-2235<br>30-2041                                                                                                                                                                                       |
| 長野県 | 長野県長野消費生活センター<br>長野県松本消費生活センター                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (026) 223-6777<br>(0263) 35-1556                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 223-6771<br>35-0949                                                                                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|     | 長野県上田消費生活センター<br>長野県松本消費生活センター岡谷支所<br>(消費生活センターおかや)<br>長野県飯田消費生活センター<br>長野市消費生活センター<br>松本市消費生活センター<br>上田市市民相談室<br>岡谷市社会福祉課生活福祉相談<br>飯田市男女共同参画課<br>須坂市市民課消費者苦情相談窓口<br>小諸市消費生活センター<br>伊那市消費生活センター<br><br>駒ヶ根市環境対策課消費生活相談<br><br>中野市市民課消費生活相談窓口<br>大町市消費生活センター<br>飯山市民生部市民環境課<br>茅野市消費生活センター<br>塩尻市くらしの相談室<br>佐久市生活環境課<br>千曲市消費生活センター<br><br>東御市市民課生活環境係                                                                                                                                                     | (0268) 27-8517<br>(0260) 23-8260<br><br>(0265) 24-8058<br>(026) 224-5777<br>(0263) 36-8832<br>(0268) 22-4140<br>(0266) 23-4811<br>(0265) 22-4560<br>(026) 248-9002<br>(0267) 22-1700<br>(0265) 78-4111<br><br>相談 96-8165<br>(0265) 83-2111<br>相談 83-2377<br>(0269) 22-2111<br>(0261) 26-3225<br>(0269) 62-3111<br>(0266) 72-2101<br>(0263) 52-0280<br>(0267) 62-2111<br>(026) 273-1111<br>相談 274-0820<br>(0268) 62-1111                                                                                                                                                                                                                                             | 25-0998<br>23-8248<br><br>21-1703<br>223-1818<br>34-0400<br>22-4127<br>22-8492<br>22-4568<br>248-9025<br>22-1966<br>74-1260<br><br>83-1278<br><br>22-5923<br>26-3226<br>62-3127<br>82-0238<br>52-0990<br>62-7862<br>273-8400<br><br>63-6908                                                                                                                               |  |
| 岐阜県 | 岐阜県県民生活相談センター<br><br>岐阜県西濃振興局振興課<br>岐阜県飛騨振興局振興課<br>岐阜県東濃振興局振興課<br>岐阜県中濃振興局中濃事務所振興課<br>岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課<br>岐阜県中濃振興局振興課<br>美濃市消費生活相談窓口<br>岐阜市消費生活センター<br><br>大垣市消費生活相談室<br><br>高山市消費生活相談窓口<br>多治見市市民文化課<br>中津川市消費生活相談室<br>瑞浪市消費生活相談<br>美濃加茂市商工観光課 消費生活相談室<br>土岐市秘書広報課広報広聴係<br>各務原市役所市民活動推進課<br><br>可児市商工観光課<br>山県市市民環境部生活環境課<br>瑞穂市商工農政課消費生活相談室<br>飛騨市役所総務課<br>本巣市消費生活相談窓口<br><br>郡上市総務部総務課<br>下呂市観光商工部商工課<br>養老町商工労働課<br>関ヶ原町地域振興課<br>揖斐川町産業建設部商工観光課<br>川辺町総務企画課<br>八百津町役場産業課<br>御嵩町役場住民環境課<br>白川村総務課環境計画係 | (058) 277-0898<br><br>相談 277-1003<br>(0584) 73-1111<br>(0577) 33-1111<br>(0572) 23-1111<br>(0575) 33-4011<br>(0573) 26-1111<br>(0574) 25-3111<br>(0575) 33-1122<br>(058) 268-1067<br><br>相談 268-1616<br>(0584) 81-4111<br>相談 75-3371<br>(0577) 35-3412<br>(0572) 22-1111<br>(0573) 66-1111<br>(0572) 68-2111<br>(0574) 25-2111<br>(0572) 54-1111<br>(058) 383-1111<br><br>相談 382-7110<br>(0574) 62-1111<br>(0581) 22-6828<br>(058) 322-6517<br>(0577) 73-7461<br>(0581) 34-5020<br><br>相談 34-5025<br>(0575) 67-1121<br>(0576) 24-2222<br>(0584) 32-1100<br>(0584) 43-1112<br>(0585) 22-2111<br>(0574) 53-2511<br>(0574) 43-2111<br>(0574) 67-2111<br>(0576) 96-1311 | 277-1005<br><br>74-9428<br>33-1085<br>25-0079<br>35-1492<br>25-7129<br>25-3934<br>31-0052<br>268-1066<br><br>81-7800<br><br>35-4884<br>25-7233<br>66-1502<br>68-8749<br>27-3863<br>55-7763<br>382-7110<br><br>63-6816<br>22-6850<br>327-2120<br>73-7077<br>34-5034<br><br>67-1711<br>25-3252<br>32-2686<br>43-2120<br>22-4496<br>53-2374<br>43-0969<br>67-1875<br>96-1709 |  |
| 静岡県 | 静岡県環境衛生科学研究所 医薬食品部食品班<br>静岡県中部県民生活センター<br><br>静岡県西部県民生活センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (054) 245-7684<br>(054) 202-6016<br><br>相談 202-6006<br>(053) 458-7116                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 245-7636<br>202-6018<br><br>452-2376                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |

|     |                   |                               |          |
|-----|-------------------|-------------------------------|----------|
|     | 静岡県東部県民生活センター     | 相談 452-2299<br>(055) 951-8202 | 951-8208 |
|     | 静岡県東部県民生活センター賀茂駐在 | 相談 952-2299<br>(0558) 24-2206 | 24-2210  |
|     | 静岡市消費生活センター       | 相談 24-2299<br>(054) 221-1054  | 221-1291 |
|     | 静岡市消費生活センター清水相談窓口 | 相談 221-1056<br>(054) 221-1054 |          |
|     |                   | 相談 221-1056                   |          |
|     | 浜松市くらしのセンター       | (053) 457-2635                | 457-2814 |
|     | 沼津市企画部市民相談センター    | 相談 457-2205<br>(055) 934-4841 | 934-2593 |
|     | 三島市市民相談室          | (055) 983-2621                | 983-2753 |
|     | 富士宮市消費生活センター      | (0544) 22-1197                | 22-1239  |
|     | 島田市消費生活センター       | (0547) 36-7153                | 36-1111  |
|     | 富士市消費生活センター       | (0545) 55-2750                | 51-0367  |
|     | 磐田市消費生活センター       | 相談 55-2756<br>(0538) 37-4746  | 37-2871  |
|     | 焼津市消費生活センター       | (054) 626-1147                | 626-9418 |
|     | 掛川市消費生活センター       | (0537) 21-1149                | 21-1212  |
|     | 藤枝市消費生活センター       | (054) 643-3111                | 643-3127 |
|     | 御殿場市消費生活センター      | 相談 643-3305<br>(0550) 82-8400 | 82-4333  |
|     | 袋井市消費生活センター       | 相談 83-1629<br>(0538) 44-3174  | 44-3179  |
|     | 裾野市消費生活センター       | (055) 995-1857                | 995-1864 |
|     | 湖西市消費生活相談室        | 相談 995-1854<br>(053) 576-1230 | 576-1115 |
|     | 伊豆市市民課市民相談室       | (0558) 72-9858                | 72-6588  |
|     | 御前崎市消費生活相談窓口      | (0537) 85-1135                | 85-1156  |
|     | 菊川市消費生活センター       | (0537) 35-0937                | 35-2114  |
|     | 牧之原市市民相談センター      | (0548) 23-0088                | 23-0019  |
|     | 清水町消費生活センター       | (055) 981-8239                | 976-0249 |
|     | 長泉町総合相談センター       | (055) 989-5501                | 986-5905 |
|     | 小山町消費生活センター       | (0550) 76-6111                | 76-3050  |
|     |                   | 相談 76-6117                    |          |
| 愛知県 | 愛知県中央県民生活プラザ      | (052) 954-6165                | 961-1317 |
|     | 愛知県東三河県民生活プラザ     | 相談 962-0999<br>(0532) 52-7337 | 52-7388  |
|     | 愛知県西三河県民生活プラザ     | 相談 52-0999<br>(0564) 27-0800  | 23-4641  |
|     | 愛知県尾張県民生活プラザ      | 相談 27-0999<br>(0586) 71-5900  | 71-0977  |
|     | 愛知県知多県民生活プラザ      | 相談 71-0999<br>(0569) 23-3900  | 23-3901  |
|     | 愛知県海部県民生活プラザ      | 相談 23-3300<br>(0567) 24-2500  | 24-1140  |
|     | 愛知県豊田加茂県民生活プラザ    | 相談 24-9998<br>(0565) 34-6151  | 34-6152  |
|     | 愛知県新城設楽県民生活プラザ    | 相談 34-1700<br>(0536) 23-8700  | 23-3833  |
|     | 名古屋市消費生活センター      | 相談 23-8701<br>(052) 222-9679  | 222-9678 |
|     | 豊橋市消費生活相談室        | 相談 222-9671<br>(0532) 51-2306 |          |
|     | 岡崎市消費生活相談室        | 相談 51-2305<br>(0564) 23-6219  | 56-0123  |
|     | 一宮市消費生活相談窓口       | 相談 23-6459<br>(0586) 28-9148  | 23-6570  |
|     | 半田市消費生活相談室        | 相談 71-2185<br>(0569) 21-3111  | 73-9135  |
|     |                   | 相談 32-2444<br>(0568) 85-6616  | 25-3255  |
|     | 春日井市市民生活課 消費生活相談室 |                               | 85-5522  |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 豊川市消費生活センター<br>豊田消費生活センター<br>小牧市消費生活相談室<br>岩倉市役所相談室<br>扶桑町役場 産業環境課                                                                                                                                                                                                                                                               | (0533) 89-2119<br>相談 89-2238<br>(0565) 33-0999<br>(0568) 76-1119<br>(0587) 66-1111<br>(0587) 93-1111                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 95-0009<br>33-0998<br>72-2340<br>66-6100<br>93-2034                                                                                                                                                                           |
| 三重県 | 三重県消費生活センター<br>(三重県生活・文化部交通安全・消費生活室)<br>津市消費生活センター<br>四日市市市民生活課<br>市民・消費生活相談室<br>伊勢市消費生活センター<br><br>松阪市まちづくり交流部商工政策課<br>鈴鹿亀山消費生活センター<br><br>鳥羽市消費生活相談窓口<br><br>菰野町観光産業課観光商工推進室                                                                                                                                                   | (059) 224-2400<br>相談 228-2212<br>(059) 229-3313<br>(059) 354-8147<br>相談 354-8264<br>(0596) 21-5512<br>相談 21-5717<br>(0598) 53-4362<br>(059) 370-0777<br>相談 375-7611<br>(0599) 25-1156<br>相談 25-1241<br>(059) 391-1129                                                                                                                                                                                                                                             | 224-3372<br>229-3312<br>354-8452<br>22-5014<br>22-0003<br>370-2900<br>25-1159<br>391-1193                                                                                                                                     |
| 滋賀県 | 滋賀県消費生活センター<br><br>大津市消費生活センター<br>彦根市消費生活相談窓口<br><br>長浜市役所環境保全課<br>消費生活相談窓口<br>近江八幡市消費生活センター<br><br>草津市消費生活センター<br><br>守山市消費生活相談窓口<br>栗東市消費生活相談窓口<br>甲賀市消費生活相談窓口<br>野洲市市民生活相談室<br>湖南市消費生活相談窓口<br>高島市消費生活相談窓口<br>東近江市消費生活センター<br><br>米原市消費生活相談窓口<br><br>日野町消費生活相談窓口<br>竜王町消費生活相談窓口<br>愛荘町消費生活相談窓口<br>豊郷町総務企画課<br>甲良町住民課<br>多賀町総務課 | (0749) 27-2234<br>相談 23-0999<br>(077) 528-2662<br>(0749) 30-6116<br>相談 22-1411<br>(0749) 65-6567<br><br>(0748) 33-3111<br>相談 36-5566<br>(077) 561-2340<br>相談 561-2353<br><br>(077) 582-1148<br>(077) 551-0115<br>(0748) 65-0685<br>(077) 587-6063<br>(0748) 71-2360<br>(0740) 25-8125<br>(0748) 24-5619<br>相談 24-5659<br>(0749) 52-6623<br>相談 52-8088<br>(0748) 52-6578<br>(0748) 58-3703<br>(0749) 42-7680<br>(0749) 35-8112<br>(0749) 38-5063<br>(0749) 48-8111 | 23-9030<br>521-2193<br>27-0395<br>65-6571<br>36-5553<br>561-2334<br>583-3911<br>551-0149<br>63-4582<br>586-3677<br>72-3390<br>25-8103<br>24-5692<br>52-4539<br>52-2003<br>58-2573<br>42-6090<br>35-4575<br>38-5072<br>48-0157 |
| 京都府 | 京都府消費生活安全センター<br><br>京都府中丹広域振興局<br>商工労働観光室<br>京都府山城広域振興局<br>商工労働観光室<br>京都府南丹広域振興局<br>商工労働観光室<br>京都府丹後広域振興局<br>商工労働観光室<br>京都市文化市民局市民生活部<br>消費生活総合センター<br>福知山市消費生活センター<br>舞鶴市消費生活センター<br>綾部市消費生活センター<br>宇治市消費生活センター<br><br>宮津与謝消費生活センター                                                                                            | (075) 671-0030<br>相談 671-0004<br>(0773) 62-2506<br><br>(0774) 21-2103<br>相談 21-2426<br>(0771) 23-4438<br><br>(0772) 62-4304<br><br>(075) 256-1110<br>相談 256-0800<br>(0773) 24-7020<br>(0773) 66-1006<br>(0773) 42-3280<br>(0774) 22-3141<br>相談 20-8796<br>(0772) 22-2121                                                                                                                                                                                          | 671-0016<br>62-2859<br>22-8865<br>21-0118<br>62-4333<br>256-0801<br>23-6537<br>63-9232<br>42-4406<br>21-0408<br>22-8480                                                                                                       |

|     |                                                      |                                                                   |                                         |
|-----|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|     | 亀岡市消費生活センター<br>城陽市消費生活センター                           | 相談 22-2127<br>(0771) 25-5005<br>(0774) 56-4018<br>相談 56-4052      | 25-5021<br>52-3020                      |
|     | 向日市消費生活相談窓口                                          | 相談 931-1111<br>(075) 931-1111<br>相談 931-8168                      | 922-6587                                |
|     | 長岡京市情報管理課<br>八幡市生活情報センター<br>京田辺市消費生活相談室              | 相談 955-9501<br>(075) 955-9501<br>(075) 983-8400<br>(0774) 64-1319 | 955-9703<br>983-8401<br>64-1359         |
|     | 京丹後市消費生活センター                                         | 相談 63-1240<br>(0772) 69-0440<br>相談 68-0044                        | 72-2030                                 |
|     | 相楽消費生活センター                                           | (0774) 72-0421<br>相談 72-9955                                      | 72-0470                                 |
| 大阪府 | 大阪府消費生活センター<br>(生活情報ぶらざ)<br>大阪市消費者センター               | (06) 6945-0711<br>相談 6945-0999<br>(06) 6614-7521<br>相談 6614-0999  | 6945-0822<br>6614-7525                  |
|     | 堺市立消費生活センター                                          | (072) 221-7908<br>相談 221-7146                                     | 221-2796                                |
|     | 岸和田市立消費生活センター                                        | (072) 438-5281<br>相談 439-5281                                     | 439-5300                                |
|     | 豊中市立生活情報センターくらしかん                                    | (06) 6858-5060<br>相談 6858-5070                                    | 6858-5095                               |
|     | 池田市立消費生活センター<br>吹田市立消費生活センター                         | (072) 753-5555<br>(06) 6319-1178<br>相談 6319-1000                  | 753-5022<br>6319-1500                   |
|     | 泉大津市消費生活相談コーナー <sup>高槻市立消費生活センター</sup>               | (0725) 33-1131<br>(072) 683-0999<br>相談 682-0999                   | 33-1270<br>683-5616                     |
|     | 貝塚市消費者相談コーナー                                         | (072) 433-7192<br>相談 433-7190                                     | 423-9760                                |
|     | 守口市消費生活センター                                          | (06) 6998-6910<br>相談 6998-3600                                    | 6998-3603                               |
|     | 枚方市立消費生活センター                                         | (072) 844-2433<br>相談 844-2431                                     | 844-2433                                |
|     | 茨木市消費生活センター                                          | (072) 624-0799<br>相談 624-1999                                     | 622-1878                                |
|     | 八尾市産業政策課消費生活係<br>泉佐野市消費生活センター<br>寝屋川市立消費生活センター       | (072) 924-8531<br>(072) 469-2240<br>(072) 828-0428<br>相談 828-0397 | 924-0180<br>469-2239<br>838-9910        |
|     | 河内長野市消費生活センター                                        | (0721) 56-2360<br>相談 56-0700                                      | 56-0701                                 |
|     | 松原市消費生活相談コーナー <sup>大東市消費生活センター</sup>                 | (072) 337-3112<br>(072) 870-9612<br>相談 870-0492                   | 337-3005<br>870-7732                    |
|     | 和泉市消費生活センター <sup>箕面市立消費生活センター</sup>                  | (0725) 47-1331<br>(072) 721-0562<br>相談 722-0999                   | 47-1332<br>724-9690                     |
|     | 羽曳野市消費生活相談<br>門真市消費生活センター                            | (072) 958-1111<br>(06) 6902-5944<br>相談 6902-7249                  | 950-2055<br>6916-2011                   |
|     | 摂津市消費生活相談ルーム                                         | (06) 6383-1111<br>相談 6383-2666                                    | 6319-5068                               |
|     | 高石市消費生活センター <sup>藤井寺市消費生活相談<br/>東大阪市立消費生活センター</sup>  | (072) 267-5501<br>(072) 939-1050<br>(072) 965-6002<br>相談 965-0102 | (050) 3507-3090<br>952-8981<br>962-9385 |
|     | 泉南市消費生活センター <sup>四條畷市消費生活センター<br/>交野市消費者相談コーナー</sup> | (072) 483-8191<br>(072) 877-2121<br>(072) 892-0121<br>相談 891-5003 | 483-0206<br>879-5955<br>891-5046        |
|     | 大阪狭山市農政商工グループ                                        | (072) 366-0011                                                    | 367-1254                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 阪南市消費者相談<br>島本町消費者相談<br><br>豊能町消費生活コーナー <sup>1</sup><br><br>忠岡町消費生活専門相談<br>熊取町消費生活相談コーナー <sup>1</sup><br>太子町まちづくり推進部地域整備室<br>にぎわいまちづくりグループ <sup>1</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (072) 471-5678<br>(075) 962-2846<br>相談 963-2180<br>(072) 739-3424<br>相談 739-0001<br>(0725) 22-1122<br>(072) 452-6085<br>(0721) 98-5521                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 473-3504<br>961-6298<br><br>739-1919<br><br>32-7805<br>452-7103<br>98-4514                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 兵庫県 | 兵庫県立健康生活科学研究所<br>生活科学総合センター<br>兵庫県中播磨消費生活創造センター<br><br>兵庫県但馬消費生活センター<br><br>兵庫県東播磨消費生活センター<br><br>兵庫県丹波消費生活センター<br><br>兵庫県淡路消費生活センター<br><br>兵庫県立西播磨生活科学センター<br><br>神戸市生活情報センター<br><br>姫路市消費生活センター<br><br>尼崎市立消費生活センター<br><br>あかし消費生活センター<br><br>西宮市消費生活センター<br><br>洲本市役所市民生活部人権推進課<br>消費生活センター<br>芦屋市消費生活センター<br><br>伊丹市立消費生活センター<br><br>相生市消費生活相談コーナー <sup>1</sup><br>豊岡市くらしの相談室<br><br>たじま消費者ホットライン<br><br>加古川市消費生活センター<br><br>赤穂市消費生活センター<br>西脇市消費生活センター<br>宝塚市消費生活センター<br><br>三木市消費生活苦情相談<br>高砂市消費生活センター<br>川西市消費生活センター<br><br>小野市消費生活相談コーナー <sup>1</sup><br>三田市消費生活相談センター <sup>1</sup><br><br>加西市消費生活相談窓口<br>篠山市消費生活センター<br>養父市消費生活センター<br><br>丹波市消費生活センター<br>南あわじ市消費生活センター <sup>1</sup><br>朝来市消費生活相談窓口 | (078) 302-4028<br>相談 303-0999<br>(079) 281-9601<br>相談 281-0993<br>(0796) 23-1490<br>相談 23-0999<br>(079) 421-0993<br>相談 424-0999<br>(0795) 72-2127<br>相談 72-0999<br>(0799) 26-3360<br>相談 23-0993<br>(0791) 58-1194<br>相談 58-0993<br>(078) 371-1222<br>相談 371-1221<br>(079) 221-2519<br>相談 221-2110<br>(06) 6438-4194<br>相談 6438-0999<br>(078) 918-5611<br>相談 912-0999<br>(0798) 69-3159<br>相談 64-0999<br>(0799) 22-2580<br>(0797) 38-2179<br>相談 38-2034<br>(072) 772-0261<br>相談 775-1298<br>(0791) 23-7130<br>(0796) 23-5304<br>相談 21-9001<br>(0796) 23-1919<br>相談 23-1999<br>(079) 421-2047<br>相談 427-9179<br>(0791) 43-6818<br>(0795) 22-3111<br>(0797) 81-4185<br>相談 81-0999<br>(0794) 82-2000<br>(079) 443-9078<br>(072) 740-1333<br>相談 740-1167<br>(0794) 63-1000<br>(079) 559-5032<br>相談 559-5059<br>(0790) 42-8739<br>(079) 552-1186<br>(079) 662-3163<br>相談 662-3170<br>(0795) 82-1532<br>(0799) 43-5099<br>(079) 672-6121 | 302-4002<br>281-6025<br>24-7074<br>424-0853<br>72-0899<br>26-3090<br>58-1199<br>351-5556<br>221-2108<br>6438-2427<br>918-5616<br>69-3162<br>23-0974<br>38-2176<br>775-3811<br>23-7137<br>23-0915<br>24-7074<br>427-3525<br>43-6810<br>22-3515<br>83-1011<br>82-9792<br>443-0009<br>740-1168<br>62-9040<br>563-8001<br>42-0133<br>554-2332<br>662-8282<br>82-1821<br>43-5199<br>672-1334 |

|      |                                                                                                      |                                                                                                                                          |                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|      | 淡路市消費生活センター<br>宍粟市消費生活センター                                                                           | (0799) 64-0999<br>(0790) 63-3100<br>相談 63-2225                                                                                           | 64-2528<br>63-0841                                                         |
|      | 加東市消費生活相談コーナー<br>たつの市市民生活部なんでも相談課<br>猪名川町消費生活相談コーナー                                                  | (0795) 48-3528<br>(0791) 64-3250<br>(072) 766-8783<br>相談 766-1110                                                                        | 48-5525<br>63-2594<br>766-8893                                             |
|      | 多可町消費生活センター<br>稻美町経済環境部危機管理課<br>播磨町消費生活相談コーナー                                                        | (0795) 32-4777<br>(079) 492-9168<br>(079) 435-2364<br>相談 435-1999                                                                        | 32-3814<br>492-7792<br>435-1169                                            |
|      | 市川町住民環境課<br>福崎町立生活科学センター<br>神河町住民生活課<br>太子町生活福祉部生活環境課<br>上郡町消費生活相談窓口<br>佐用町消費生活センター<br>香美町健康福祉部町民課   | (0790) 26-1010<br>(0790) 22-4977<br>(0790) 34-0962<br>(079) 277-1015<br>(0791) 52-1115<br>(0790) 82-0670<br>(0796) 36-1110<br>相談 36-1941 | 26-1049<br>22-4989<br>34-1556<br>276-3892<br>52-6490<br>82-0131<br>36-3809 |
|      | 香美町村岡地域局健康福祉課相談窓口<br>香美町小代地域局健康福祉課相談窓口<br>新温泉町役場温泉総合支所<br>住民福祉課消費生活相談室                               | (0796) 94-0321<br>(0796) 97-3111<br>(0796) 92-1131                                                                                       | 98-1532<br>97-2097<br>92-2044                                              |
| 奈良県  | 奈良県消費生活センター<br><br>奈良県消費生活センター 中南和相談所<br>奈良市消費生活相談センター                                               | (0742) 27-0621<br>相談 26-0931<br>(0745) 22-0931<br>(0742) 34-4741<br>相談 34-4895                                                           | 27-2686<br>22-4999<br>34-4825                                              |
|      | 大和高田市消費生活センター<br>大和郡山市消費者センター<br>天理市消費生活センター<br>橿原市消費生活センター<br>生駒市消費生活センター                           | (0745) 22-1101<br>(0743) 53-1151<br>(0743) 63-1001<br>(0744) 22-4001<br>(0743) 72-1100<br>相談 73-0550                                     | 52-2801<br>53-1049<br>62-2880<br>29-7022<br>73-0551                        |
|      | 田原本町消費生活相談室<br>上牧町消費生活相談室<br>河合町消費生活相談室                                                              | (0744) 32-2901<br>(0745) 76-1001<br>(0745) 57-0200                                                                                       | 32-2977<br>76-1002<br>56-4007                                              |
| 和歌山県 | 和歌山県消費生活センター<br>和歌山県消費生活センター紀南支所<br>和歌山市役所市民生活相談センター                                                 | (073) 433-1551<br>(0739) 24-0999<br>(073) 435-1025<br>相談 435-1025                                                                        | 433-3904<br>26-7943<br>435-1257                                            |
|      | 橋本市総務部市民安全課                                                                                          | (0736) 33-1111<br>相談 33-1227                                                                                                             | 33-1665                                                                    |
|      | 御坊市商工振興課<br>上富田町総務政策課                                                                                | (0738) 23-5531<br>(0739) 47-0550                                                                                                         | 23-5848<br>47-4005                                                         |
| 鳥取県  | 鳥取県立消費生活センター<br>東部消費生活相談室<br>鳥取県立消費生活センター<br>西部消費生活相談室<br>鳥取県立消費生活センター<br>中部消費生活相談室<br>鳥取市市民総合相談センター | (0857) 26-7186<br>相談 26-7605<br>(0859) 34-2765<br>相談 34-2648<br>(0858) 22-3000<br>(0857) 20-3862<br>相談 20-3863                           | 26-8144<br>34-2670<br>47-6393<br>20-3864                                   |
|      | 米子市消費生活相談室                                                                                           | (0859) 23-5379<br>相談 35-6566                                                                                                             | 23-5391                                                                    |
|      | 倉吉市市民生活部市民参画課 市民生活相談室<br>境港市消費生活相談室                                                                  | (0858) 22-2717<br>(0859) 47-1056<br>相談 47-1106                                                                                           | 23-3701<br>44-7957                                                         |
|      | 岩美町役場総務課<br>智頭町くらしの相談窓口<br>八頭町役場消費生活相談窓口<br>三朝町消費生活相談窓口<br>湯梨浜町役場産業振興課<br>琴浦町消費生活相談所                 | (0857) 73-1411<br>(0858) 75-4111<br>(0858) 76-0203<br>(0858) 43-1111<br>(0858) 35-5383<br>(0858) 55-7801                                 | 73-1569<br>75-1193<br>73-0414<br>43-0647<br>35-5387<br>55-7558             |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 役場商工観光課内<br>北栄町役場消費生活相談窓口<br>日吉津村役場消費者相談窓口<br>大山町役場住民生活課<br>消費生活相談窓口<br>南部町消費生活相談窓口<br>伯耆町消費生活相談窓口<br>日南町企画課<br>江府町消費者問題相談窓口                                                                                                                                                                                           | (0858) 37-5864<br>(0859) 27-5951<br>(0859) 54-5210<br><br>(0859) 64-3781<br>(0859) 68-3115<br>(0859) 82-1115<br>(0859) 75-3223                                                                                                                                                                                                                                                                        | 37-5339<br>27-0903<br>54-3127<br><br>64-2214<br>68-3866<br>82-1478<br>75-2389                                                                                                     |
| 島根県 | 島根県消費者センター<br><br>島根県消費者センター石見地区相談室<br><br>松江市消費・生活相談室<br><br>浜田市消費生活相談窓口（くらしと環境課）<br><br>出雲市総務課（生活・消費相談センター）<br>益田市消費生活センター<br>安来市消費生活センター<br>雲南市消費生活センター                                                                                                                                                             | (0852) 32-5915<br>相談 32-5916<br>(0856) 23-3657<br>相談 (0856) 23-3657<br>(0852) 55-5126<br>相談 55-5148<br>(0855) 22-2612<br>相談 23-3160<br>(0853) 21-6682<br>(0856) 22-2556<br>(0854) 23-3068<br>(0854) 40-1031<br>相談 40-1123                                                                                                                                                                             | 32-5918<br><br>(0856) 23-3657<br>55-5544<br>23-6941<br>21-2222<br>31-0414<br>23-3159<br>40-1039                                                                                   |
| 岡山県 | 岡山県消費生活センター<br><br>岡山県消費生活センター津山分室<br>岡山市市民局生活安全課<br>消費生活センター<br>倉敷市消費生活センター<br><br>津山市環境生活課市民消費生活係<br>笠岡市消費生活センター<br>浅口市消費生活センター                                                                                                                                                                                      | (086) 226-1019<br>相談 226-0999<br>(0868) 23-1247<br>(086) 803-1105<br>相談 803-1109<br>(086) 426-3922<br>相談 426-3115<br>(0868) 32-2057<br>(0865) 63-0999<br>(0865) 44-9035                                                                                                                                                                                                                               | 227-3715<br>23-8890<br>803-1724<br>426-0900<br>32-2158<br>69-2184<br>44-9477                                                                                                      |
| 広島県 | 広島県環境県民局消費生活課<br>（広島県生活センター）<br>広島市消費生活センター<br><br>呉市消費生活センター<br><br>竹原市消費生活相談室<br>三原市消費生活センター<br>尾道市消費生活センター<br><br>福山市消費生活センター<br>三次市総合窓口センター市民生活課<br>総合相談係<br>庄原市消費生活センター<br>東広島市消費生活センター<br><br>廿日市市消費生活センター<br><br>江田島市消費生活相談窓口<br><br>府中町消費生活相談コーナー <sup>一</sup><br>安芸太田町消費生活相談所<br>世羅町生活安全相談窓口<br>神石高原町消費生活相談窓口 | (082) 223-6120<br>相談 223-6111<br>(082) 225-3329<br>相談 225-3300<br>(0823) 25-3222<br>相談 25-3218<br>(0846) 22-6965<br>(0848) 67-6410<br>(0848) 25-7182<br>相談 37-4848<br>(084) 928-1188<br>(0824) 62-6222<br><br>(0824) 73-1228<br>(082) 420-0924<br>相談 421-7189<br>(0829) 20-0001<br>相談 31-1841<br>(0823) 40-2218<br>相談 40-2212<br>(082) 286-3128<br>(0826) 28-1973<br>(0847) 22-1111<br>(0847) 89-3330 | 223-6121<br>221-6282<br>25-3013<br>22-6965<br>67-6410<br>25-7293<br>928-2846<br>63-2809<br>73-1228<br>423-0270<br>31-0999<br>45-3301<br>286-4022<br>28-1218<br>22-2768<br>85-3394 |
| 山口県 | 山口県消費生活センター<br><br>下関市消費生活センター<br>宇部市消費生活センター<br>山口市消費生活センター<br><br>萩市消費生活センター                                                                                                                                                                                                                                         | (083) 924-2421<br>相談 924-0999<br>(083) 231-1270<br>(0836) 34-8157<br>(083) 934-2926<br>相談 934-7171<br>(0838) 25-3373<br>相談 25-0999                                                                                                                                                                                                                                                                    | 923-3407<br>222-2550<br>22-6004<br>934-2644<br>25-3420                                                                                                                            |

|     |                                           |                                                                                                  |                               |
|-----|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
|     | 防府市消費生活センター<br>下松市消費生活センター<br>岩国市消費生活センター | (0835) 25-2129<br>(0833) 44-0999<br>(0827) 29-5017<br>相談 22-1157<br>(0833) 72-1400<br>相談 72-5511 | 23-2145<br>41-6220<br>22-2866 |
|     | 光市消費生活センター                                | (0837) 23-1115                                                                                   | 72-5943                       |
|     | 長門市消費生活相談窓口                               | (0820) 22-2111                                                                                   | 22-8339                       |
|     | 柳井市商工観光課                                  | (0837) 52-5224                                                                                   | 23-7474                       |
|     | 美祢市商工労働課                                  | (0834) 22-8321                                                                                   | 53-1959                       |
|     | 周南市消費生活センター                               | (0836) 82-1139                                                                                   | 22-8243                       |
|     | 山陽小野田市消費生活センター                            | (0820) 79-1003                                                                                   | 83-2604                       |
|     | 周防大島町商工観光課                                | (0827) 52-2136                                                                                   | 79-1022                       |
|     | 和木町企画総務課                                  | (0820) 62-0315                                                                                   | 52-5313                       |
|     | 上関町産業振興課                                  | (0820) 52-5805                                                                                   | 62-1528                       |
|     | 田布施町経済課                                   | (0820) 56-7117                                                                                   | 53-0140                       |
|     | 平生町経済課                                    | (0838) 2-3114                                                                                    | 56-7123                       |
|     | 阿武町経済課                                    |                                                                                                  | 2-0100                        |
| 徳島県 | 徳島県消費者情報センター                              | (088) 623-0612<br>相談 623-0110                                                                    | 623-0174                      |
|     | 徳島市消費生活センター                               | (088) 625-2326                                                                                   | 625-2365                      |
|     | 鳴門市消費生活センター                               | (088) 686-3776                                                                                   | 686-3776                      |
|     | 小松島市消費生活センター                              | (0885) 38-6880                                                                                   | 38-6880                       |
|     | 阿南市消費生活センター                               | (0884) 24-3251                                                                                   | 23-6079                       |
|     | 美馬市消費生活センター                               | (0883) 53-1541                                                                                   | 53-1542                       |
|     | 板野町消費生活相談所                                | (088) 672-6099                                                                                   | 672-1113                      |
| 香川県 | 香川県消費生活センター                               | (087) 832-3790                                                                                   | 861-3291                      |
|     | 香川県中讃県民センター                               | 相談 833-0999                                                                                      |                               |
|     | 香川県西讃県民センター                               | (0877) 62-9610                                                                                   | 62-9613                       |
|     | 香川県東讃県民センター                               | (0875) 25-5200                                                                                   | 25-5020                       |
|     | 香川県小豆県民センター                               | 相談 25-5135                                                                                       |                               |
|     | 高松市消費生活センター                               | (0879) 42-1370                                                                                   | 42-1372                       |
|     |                                           | 相談 42-1200                                                                                       |                               |
|     |                                           | (0879) 62-2269                                                                                   | 62-6430                       |
|     |                                           | (087) 839-2067                                                                                   | 839-2464                      |
|     |                                           | 相談 839-2066                                                                                      |                               |
| 愛媛県 | 愛媛県消費生活センター                               | (089) 926-2603                                                                                   | 946-5539                      |
|     | 松山市消費生活センター                               | 相談 925-3700                                                                                      |                               |
|     | 今治市役所市民生活課                                | (089) 948-6381                                                                                   | 934-1768                      |
|     | 市民相談室消費生活相談窓口                             | 相談 948-6382                                                                                      |                               |
|     | 宇和島市消費生活センター                              | (0898) 36-1530                                                                                   | 32-5211                       |
|     | 八幡浜市消費生活センター                              | 相談 36-1531                                                                                       |                               |
|     | 新居浜市消費生活センター                              | (0895) 20-1075                                                                                   | 24-1166                       |
|     | 西条市消費生活相談窓口                               | (0894) 22-3111                                                                                   | 24-6180                       |
|     | 大洲市消費生活センター                               | 相談 22-5971                                                                                       |                               |
|     | 伊予市消費者相談窓口                                | (0897) 65-1253                                                                                   | 65-1255                       |
|     | 四国中央市生活行政相談室                              | 相談 65-1206                                                                                       |                               |
|     | 西予市消費生活センター                               | (0897) 56-5151                                                                                   | 52-1295                       |
|     | 東温市消費生活相談窓口                               | 相談 52-1495                                                                                       |                               |
|     | 上島町消費者相談窓口                                | (0893) 24-2111                                                                                   | 24-0080                       |
|     | 松前町役場産業課商工水産観光係                           | 相談 24-1790                                                                                       |                               |
|     | 砥部町消費者相談窓口                                | (089) 982-1111                                                                                   | 982-1708                      |
|     | 内子町消費生活相談窓口                               | 相談 982-1289                                                                                      |                               |
|     | 伊方町役場町民生活課                                | (0896) 28-6143                                                                                   | 28-6149                       |
|     | 松野町産業振興課                                  | (0894) 62-6408                                                                                   | 89-5001                       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 鬼北町消費生活相談窓口<br>愛南町消費生活相談窓口                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (0895) 45-1111<br>(0895) 72-1405                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 45-1119<br>72-1214                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 高知県 | 高知県立消費生活センター<br><br>高知市消費生活センター<br><br>南国市消費生活センター<br><br>四万十市消費生活センター<br>黒潮町大方総合支所産業推進室 商工観光係                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (088) 824-0995<br>相談 824-0999<br>(088) 823-9355<br>相談 823-9433<br>(088) 880-6560<br>相談 880-6205<br>(0880) 34-6301<br>(0880) 43-2113                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 822-5619<br>823-9356<br>863-1167<br>(0880) 34-6295<br>43-2060                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 福岡県 | 福岡県新社会推進部生活安全課<br><br>消費生活センター<br>北九州市立消費生活センター 門司相談窓口<br>北九州市立消費生活センター 若松相談窓口<br>北九州市立消費生活センター<br><br>北九州市立消費生活センター 小倉北相談窓口<br>北九州市立消費生活センター 小倉南相談窓口<br>北九州市立消費生活センター 八幡東相談窓口<br>北九州市立消費生活センター 八幡西相談窓口<br>福岡市消費生活センター<br><br>大牟田市消費生活相談窓口<br><br>久留米市消費生活センター<br>飯塚市消費生活センター<br>田川市消費生活相談窓口<br>八女市役所商工振興課<br>八女市消費生活相談窓口<br>筑後市消費生活相談窓口<br>大川市消費生活相談窓口<br>行橋市消費生活センター<br><br>豊前市消費生活相談窓口<br>中間市消費生活相談窓口<br><br>小郡市消費生活相談室<br>筑紫野市消費生活センター<br>春日市消費生活センター<br><br>大野城市消費生活センター<br><br>宗像市消費生活センター<br><br>太宰府市消費生活相談窓口<br>古賀市消費生活相談窓口<br>福津市消費生活相談窓口<br>朝倉市消費生活センター<br>糸島市消費生活センター<br><br>遠賀町まちづくり課消費生活相談窓口<br>川崎町農商觀光課 | (092) 632-1600<br>相談 632-0999<br>(093) 331-8383<br>(093) 761-5511<br>(093) 871-0428<br>相談 861-0999<br>(093) 582-4500<br>(093) 951-3610<br>(093) 671-3370<br>(093) 641-9782<br>(092) 712-2929<br>相談 781-0999<br>(0944) 41-2601<br>相談 41-2623<br>(0942) 30-7700<br>(0948) 22-0857<br>(0947) 44-2000<br>(0943) 23-1596<br>相談 23-1183<br>(0942) 53-4111<br>(0944) 86-5105<br>(0930) 25-1111<br>相談 23-0999<br>(0979) 82-1111<br>(093) 246-6235<br>相談 246-5110<br>(0942) 72-2111<br>(092) 923-1111<br>(092) 584-1111<br>相談 584-1155<br>(092) 580-1895<br>相談 580-1968<br>(0940) 33-5584<br>相談 33-5454<br>(092) 921-2121<br>(092) 942-1111<br>(0940) 43-8106<br>(0946) 52-1128<br>(092) 323-1111<br>相談 332-2098<br>(093) 293-1234<br>(0947) 72-3000 | 632-0322<br>331-8333<br>761-5525<br>871-7720<br>582-4411<br>951-3615<br>671-3371<br>641-9763<br>712-2765<br>41-2552<br>30-7715<br>22-0897<br>46-0124<br>23-5411<br>53-1589<br>86-5105<br>25-7817<br>83-2560<br>244-1342<br>72-5050<br>923-1164<br>584-1153<br>572-8432<br>33-5469<br>928-7415<br>942-3758<br>43-3168<br>52-1193<br>324-2531<br>293-0806<br>72-6453 |
| 佐賀県 | 佐賀県くらしの安全安心課<br>(佐賀県消費生活センター)<br>佐賀市消費生活センター<br><br>唐津市消費生活センター<br><br>鳥栖市消費生活センター<br>多久市役所市民生活課生活環境係<br>伊万里市消費生活センター<br>武雄市消費生活センター<br><br>小城市市民部市民課消費生活相談係                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (0952) 25-7059<br>相談 24-0999<br>(0952) 40-7086<br>相談 40-7087<br>(0955) 72-9122<br>相談 73-0999<br>(0942) 85-3800<br>(0952) 75-6117<br>(0955) 23-2136<br>(0954) 23-9315<br>相談 36-6022<br>(0952) 73-8800                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 24-9567<br>40-2050<br>73-0999<br>83-3310<br>75-2182<br>23-6113<br>23-3816<br>73-8811                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|     |                                                   |                                                                |                      |
|-----|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------|
|     |                                                   | 相談 72-5667                                                     |                      |
| 長崎県 | 長崎県食品安全・消費生活課<br>長崎県消費生活センター<br>長崎市消費者センター        | (095) 823-2781<br>相談 824-0999<br>(095) 829-1500<br>相談 829-1234 | 828-1014<br>829-1511 |
|     | 佐世保市消費生活センター                                      | (0956) 22-2592<br>相談 22-2591                                   | 22-2592              |
|     | 諫早市消費生活センター                                       | (0957) 22-1500<br>相談 22-3113                                   | 21-1119              |
|     | 大村市消費生活センター                                       | (0957) 53-4111<br>相談 52-9999                                   | 52-9991              |
|     | 松浦市消費生活相談室                                        | (0956) 72-1111                                                 | 72-1115              |
|     | 五島市消費生活センター                                       | (0959) 72-6144                                                 | 72-6899              |
|     | 雲仙市消費生活センター                                       | (0957) 38-7830                                                 | 38-2755              |
|     |                                                   |                                                                |                      |
|     |                                                   |                                                                |                      |
|     |                                                   |                                                                |                      |
| 熊本県 | 熊本県環境生活部県民生活局消費生活課<br>(熊本県消費生活センター)<br>熊本市消費者センター | (096) 333-2308<br>相談 383-0999<br>(096) 353-5757<br>相談 353-2500 | 383-0998<br>353-2501 |
|     | 八代市消費生活センター<br>人吉市消費生活センター                        | (0965) 33-4162<br>(0966) 22-2111<br>相談 22-8171                 | 33-5033<br>24-9536   |
|     | 荒尾市役所産業振興課消費生活相談室                                 | (0968) 63-1423<br>相談 63-1173                                   | 63-1158              |
|     | 水俣市消費生活センター                                       | (0966) 61-1629<br>相談 61-1333                                   | 63-5547              |
|     | 玉名市消費生活センター                                       | (0968) 75-1422                                                 | 75-1423              |
|     | 山鹿市消費生活センター                                       | (0968) 43-1413                                                 | 43-8795              |
|     | 菊池市消費生活センター                                       | (0968) 25-7223<br>相談 36-9450                                   | 25-1522              |
|     | 宇土市消費生活センター                                       | (0964) 22-1111                                                 | 22-2903              |
|     | 上天草市消費生活センター                                      | (0964) 56-1111<br>相談 56-0783                                   | 56-3161              |
|     | 宇城市消費生活センター                                       | (0964) 32-1111<br>相談 33-8277                                   | 34-3558              |
|     | 阿蘇市消費生活相談室                                        | (0967) 22-3135<br>相談 22-3364                                   | 22-3299              |
|     | 天草市消費生活センター                                       | (0969) 32-6677                                                 | 24-1800              |
|     | 合志市消費生活センター                                       | (096) 248-1112                                                 | 248-1196             |
|     | 南関町消費者相談窓口                                        | (0968) 53-1111                                                 | 53-2351              |
|     | 菊陽町役場総合政策課                                        | (096) 232-2112<br>相談 232-2112                                  | 232-4923             |
|     | 御船町役場総務課                                          | (096) 282-1111                                                 | 282-2803             |
|     | 嘉島町役場総務課                                          | (096) 237-1111                                                 | 237-2359             |
|     | 益城町役場                                             | (096) 286-3111                                                 | 289-3199             |
|     | 甲佐町福祉課                                            | (096) 234-1111                                                 | 234-3964             |
|     | 津奈木町消費生活相談窓口                                      | (0966) 78-3111<br>相談 78-3111                                   | 78-3116              |
|     | 錦町役場住民福祉課町民相談室                                    | (0966) 38-1112<br>相談 38-1112                                   | 38-4451              |
|     | 多良木町消費者相談窓口                                       | (0966) 42-6111<br>相談 42-1468                                   | 42-2293              |
|     |                                                   |                                                                |                      |
| 大分県 | 大分県消費生活・男女共同参画プラザ                                 | (097) 534-4034                                                 | 534-0684             |
|     | 大分市市民活動・消費生活センター<br>(ライフパル)                       | 相談 534-0999<br>(097) 573-3770                                  | 537-7271             |
|     | 別府市商工課                                            | 相談 534-6145<br>(0977) 21-1132                                  | 23-0552              |
|     | 中津市役所観光商業課                                        | (0979) 22-1120                                                 | 24-4020              |
|     | 日田市役所商工労政課                                        | (0973) 22-8239<br>相談 22-9393                                   | 22-8324              |
|     | 佐伯市役所公聴広報課                                        | (0972) 22-3399                                                 | 22-3124              |
|     | 臼杵市人権同和広聴課                                        | (0972) 63-1111<br>相談 63-8953                                   | 63-1517              |
|     | 津久見市市民生活課                                         | (0972) 82-4111<br>相談 82-2008                                   | 82-6187              |
|     |                                                   |                                                                |                      |
|     |                                                   |                                                                |                      |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 竹田市役所市民課<br>豊後高田市役所市民課市民相談係<br>杵築市役所商工観光課<br>宇佐市役所商工振興課<br>豊後大野市商工観光課<br><br>由布市商工観光課消費生活相談窓口<br>国東市商工観光課                                                                                                                                                                                                                                                                     | (0974) 63-1111<br>相談 63-4834<br>(0978) 22-3100<br>(0978) 62-3131<br>(0978) 32-1111<br>(0974) 22-1001<br>(0974) 22-1018<br>(0977) 84-3111<br>(0978) 72-5168                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 63-9582<br>22-1033<br>63-3833<br>32-2327<br>22-1426<br><br>84-3121<br>72-1822                                                                                                                                                                                 |
| 宮崎県  | 宮崎県消費生活センター<br>宮崎県都城地方消費生活センター<br>宮崎県延岡地方消費生活センター<br>宮崎市市民部生活安全課<br>消費生活センター<br>都城市消費生活センター<br>日南市市民部協働課生活環境係<br>日向市消費生活センター<br><br>新富町民生活課<br>椎葉村総務課                                                                                                                                                                                                                         | (0985) 32-7171<br>相談 25-0999<br>(0986) 24-0998<br>相談 24-0999<br>(0982) 31-0998<br>相談 31-0999<br>(0985) 21-1751<br>相談 21-1755<br>(0986) 23-7154<br>(0987) 31-1125<br>(0982) 52-2111<br>相談 55-9111<br>(0983) 33-6072<br>(0982) 67-3201                                                                                                                                                                                                                                                               | 38-8727<br>24-0998<br>31-0998<br>24-8117<br>23-3223<br>31-1185<br>55-9111<br>33-5237<br>67-2825                                                                                                                                                               |
| 鹿児島県 | 鹿児島県消費生活センター<br>鹿児島県大島消費生活相談所<br>鹿児島市消費生活センター<br>鹿屋市消費生活センター<br>枕崎市消費生活相談室<br>阿久根市水産商工観光課<br>出水市消費生活相談窓口<br>指宿市消費生活センター<br><br>西之表市消費生活相談所<br>垂水市役所市民相談サービス課<br>薩摩川内市総合相談窓口<br><br>日置市消費生活相談窓口<br>曾於市経済課消費生活相談窓口<br>霧島市消費生活センター<br>いちき串木野市消費生活相談窓口<br>南さつま市消費生活相談窓口<br>志布志市消費生活相談窓口<br>奄美市役所市民部市民協働推進課<br>南九州市消費生活相談窓口<br>伊佐市消費生活相談窓口<br>姶良市市民課市民相談係<br>東串良町企画課<br>和泊町企画課相談窓口 | (099) 226-0861<br>相談 224-0999<br>(0997) 52-0999<br>(099) 258-3611<br>相談 252-1919<br>(0994) 31-1169<br>相談 43-2111<br>(0993) 72-1111<br>(0996) 73-1211<br>(0996) 63-2111<br>(0993) 22-2111<br>相談 22-2334<br>(0997) 22-1111<br>(0994) 32-1295<br>(0996) 23-5111<br>相談 23-0808<br>(099) 273-2111<br>(0986) 76-8823<br>(0995) 64-0964<br>(0996) 32-3111<br>(0993) 53-2111<br>(099) 474-1111<br>(0997) 52-1111<br>(0993) 83-2511<br>(0995) 23-1311<br>(0995) 66-3111<br>(0994) 63-3131<br>(0997) 92-1111 | 224-4997<br>52-0999<br>258-3712<br>41-7444<br>73-1870<br>72-2029<br>62-8126<br>23-4987<br>22-1021<br>32-1395<br>23-0808<br>273-3063<br>76-7285<br>64-0958<br>32-3124<br>52-0113<br>474-2281<br>57-6936<br>83-4658<br>22-5344<br>67-7878<br>63-3138<br>81-4477 |
| 沖縄県  | 沖縄県県民生活センター<br>沖縄県県民生活センター八重山分室<br>沖縄県県民生活センター宮古分室<br>那覇市市民生活相談室<br>消費生活相談<br>宜野湾市役所市民生活課<br>沖縄市市民生活課消費生活相談                                                                                                                                                                                                                                                                   | (098) 863-9212<br>相談 863-9214<br>(0980) 82-3040<br>相談 82-1289<br>(098) 072-2551<br>相談 072-0199<br>(098) 862-9955<br>相談 862-3278<br>(098) 893-4411<br>(098) 939-1212<br>相談 929-3140                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 863-9215<br>84-1210<br>073-0096<br>861-3769<br>893-4410<br>939-1217                                                                                                                                                                                           |

### 3 日本司法支援センター（法テラス）

| 事務所名       | 郵便番号     | 住所                                 | 電話番号         |
|------------|----------|------------------------------------|--------------|
| 本部         | 164-8721 | 中野区本町 1-3 2-2 ハーモニータワー 8F          | 0503383-5333 |
| 東京地方事務所    | 160-0004 | 新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 1~3F              | 0503383-5300 |
| 新宿出張所      | 160-0021 | 新宿区歌舞伎町 2-4 2-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎 5F | 0503381-2312 |
| 上野出張所      | 110-0005 | 台東区上野 2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル 6F   | 0503383-5320 |
| 池袋出張所      | 170-0013 | 豊島区東池袋 1-3 5-3 池袋センタービル 6F         | 0503383-5321 |
| 多摩支部       | 190-0012 | 立川市曙町 2-8-18 東京建物ファーレ立川ビル 5F       | 0503383-5327 |
| 多摩支部八王子出張所 | 192-0046 | 八王子市明神町 4-7-14 八王子ONビル 4F          | 0503383-5310 |
| 神奈川地方事務所   | 231-0023 | 横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10F          | 0503383-5360 |
| 川崎支部       | 210-0007 | 川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマーカス川崎ビル 10F | 0503383-5366 |
| 小田原支部      | 250-0012 | 小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5F          | 0503383-5370 |
| 埼玉地方事務所    | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂 3-1 7-15 さいたま商工会議所会館 6F | 0503383-5375 |
| 川越支部       | 350-1123 | 川越市脇田本町 10-10 KJビル 3F              | 0503383-5377 |
| 熊谷地域事務所    | 360-0037 | 熊谷市筑波 3-1 95 熊谷駅前ビル 7F             | 0503383-5380 |
| 秩父地域事務所    | 368-0041 | 秩父市番場町 11-1 サンウッド東和 2F             | 0503383-0023 |
| 千葉地方事務所    | 260-0013 | 千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F    | 0503383-5381 |
| 松戸支部       | 271-0092 | 松戸市松戸 1 8 7 9-1 松戸商工会議所会館 3F       | 0503383-5388 |
| 茨城地方事務所    | 310-0062 | 水戸市大町 3-4-3 6 大町ビル 3F              | 0503383-5390 |
| 下妻地域事務所    | 304-0063 | 下妻市小野子町 1-6 6 JA常総ひかり県西会館 1F       | 0503383-5393 |
| 牛久地域事務所    | 300-1234 | 牛久市中央 5-2 0-1 1 ヨシダビル 4F           | 0503383-0511 |
| 栃木地方事務所    | 320-0033 | 宇都宮市本町 4-1 5 宇都宮N1ビル 2F            | 0503383-5395 |
| 群馬地方事務所    | 371-0022 | 前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5F             | 0503383-5399 |
| 静岡地方事務所    | 420-0853 | 静岡市葵区追手町 9-1 8 静岡中央ビル 2・11F        | 0503383-5400 |
| 沼津支部       | 410-0833 | 沼津市三園町 1-1 1                       | 0503383-5405 |
| 浜松支部       | 430-0929 | 浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4F      | 0503383-5410 |
| 下田地域事務所    | 415-0035 | 下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F             | 0503383-0024 |

|          |          |                                  |              |
|----------|----------|----------------------------------|--------------|
| 山梨地方事務所  | 400-0032 | 甲府市中央1-12-37 I R I Xビル1・2F       | 0503383-5411 |
| 長野地方事務所  | 380-0835 | 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F        | 0503383-5415 |
| 松本地域事務所  | 390-0873 | 長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階             | 0503383-5417 |
| 新潟地方事務所  | 951-8116 | 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F      | 0503383-5420 |
| 佐渡地域事務所  | 952-1314 | 佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F | 0503383-5422 |
| 大阪地方事務所  | 530-0047 | 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F        | 0503383-5425 |
| 堺出張所     | 590-0075 | 堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F       | 0503383-5430 |
| 京都地方事務所  | 604-8005 | 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F   | 0503383-5433 |
| 福知山地域事務所 | 620-0054 | 福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F              | 0503383-0519 |
| 兵庫地方事務所  | 650-0044 | 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F  | 0503383-5440 |
| 阪神支部     | 660-0052 | 尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F           | 0503383-5445 |
| 姫路支部     | 670-0947 | 姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル         | 0503383-5448 |
| 奈良地方事務所  | 630-8241 | 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F              | 0503383-5450 |
| 南和地域事務所  | 638-0821 | 吉野郡大淀町下渕68-4 やすらぎビル4F            | 0503383-0025 |
| 滋賀地方事務所  | 520-0047 | 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F          | 0503383-5454 |
| 和歌山地方事務所 | 640-8152 | 和歌山市十番丁15 市川ビル2F                 | 0503383-5457 |
| 愛知地方事務所  | 460-0008 | 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F        | 0503383-5460 |
| 三河支部     | 444-8601 | 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F             | 0503383-5465 |
| 三重地方事務所  | 514-0033 | 津市丸之内34-5 津中央ビル                  | 0503383-5470 |
| 岐阜地方事務所  | 500-8812 | 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F             | 0503383-5471 |
| 可児地域事務所  | 509-0214 | 可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F     | 0503383-0005 |
| 中津川地域事務所 | 508-0037 | 中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F         | 0503383-0068 |
| 福井地方事務所  | 910-0004 | 福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F            | 0503383-5475 |
| 石川地方事務所  | 920-0911 | 金沢市橋場町1-8                        | 0503383-5477 |
| 富山地方事務所  | 930-0076 | 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F           | 0503383-5480 |
| 魚津地域事務所  | 937-0067 | 魚津市駅迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F        | 0503383-0030 |
| 広島地方事務所  | 730-0013 | 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F          | 0503383-5485 |
| 山口地方事務所  | 753-0072 | 山口市大手町9-11 山口県自治会館5F             | 0503383-5490 |

|          |          |                               |              |
|----------|----------|-------------------------------|--------------|
| 岡山地方事務所  | 700-0817 | 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F   | 0503383-5491 |
| 鳥取地方事務所  | 680-0022 | 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F        | 0503383-5495 |
| 倉吉地域事務所  | 682-0023 | 倉吉市山根572 サンク・ピエスビル202号室       | 0503383-5497 |
| 島根地方事務所  | 690-0884 | 松江市南田町60                      | 0503383-5500 |
| 浜田地域事務所  | 697-0022 | 浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F           | 0503383-0026 |
| 西郷地域事務所  | 685-0015 | 隱岐郡隱岐の島町港町塩口24-9 NTT隱岐ビル1F    | 0503383-5326 |
| 福岡地方事務所  | 810-0004 | 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F      | 0503383-5501 |
| 北九州支部    | 802-0006 | 北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F   | 0503383-5506 |
| 佐賀地方事務所  | 840-0801 | 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F       | 0503383-5510 |
| 長崎地方事務所  | 850-0875 | 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F            | 0503383-5515 |
| 佐世保地域事務所 | 857-0806 | 佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402     | 0503383-5516 |
| 壱岐地域事務所  | 811-5135 | 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F          | 0503383-5517 |
| 五島地域事務所  | 853-0018 | 五島市池田町2-20                    | 0503383-0516 |
| 対馬地域事務所  | 817-0013 | 対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F         | 0503383-0517 |
| 平戸地域事務所  | 859-5114 | 平戸市築地町510 森貸事務所1F             | 0503383-0468 |
| 雲仙地域事務所  | 854-0514 | 長崎県雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F  | 0503383-5324 |
| 大分地方事務所  | 870-0045 | 大分市城崎町2-1-7                   | 0503383-5520 |
| 熊本地方事務所  | 860-0844 | 熊本市水道町1-23 加地ビル3F             | 0503383-5522 |
| 高森地域事務所  | 869-1602 | 阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F | 0503383-0469 |
| 鹿児島地方事務所 | 892-0827 | 鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F       | 0503383-5525 |
| 鹿屋地域事務所  | 893-0009 | 鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F            | 0503383-5527 |
| 指宿地域事務所  | 891-0402 | 指宿市十町912-7                    | 0503383-0027 |
| 奄美地域事務所  | 894-0006 | 奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F        | 0503383-0028 |
| 宮崎地方事務所  | 880-0803 | 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F            | 0503383-5530 |
| 延岡地域事務所  | 882-0043 | 延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F         | 0503383-0520 |
| 沖縄地方事務所  | 900-0023 | 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスピル那覇2・3F     | 0503383-5533 |
| 宮古島地域事務所 | 906-0012 | 宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F        | 0503383-0201 |
| 宮城地方事務所  | 980-0811 | 仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F    | 0503383-5535 |

|           |          |                            |              |
|-----------|----------|----------------------------|--------------|
| 福島地方事務所   | 960-8131 | 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F      | 0503383-5540 |
| 会津若松地域事務所 | 965-0871 | 会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F      | 0503383-0521 |
| 山形地方事務所   | 990-0042 | 山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F  | 0503383-5544 |
| 岩手地方事務所   | 020-0022 | 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F     | 0503383-5546 |
| 宮古地域事務所   | 027-0076 | 宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F         | 0503383-0518 |
| 秋田地方事務所   | 010-0001 | 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F     | 0503383-5550 |
| 青森地方事務所   | 030-0861 | 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F | 0503383-5552 |
| 八戸地域事務所   | 031-0086 | 八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F        | 0503383-0466 |
| むつ地域事務所   | 035-0073 | むつ市中央1-5-1                 | 0503383-0067 |
| 札幌地方事務所   | 060-0061 | 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F | 0503383-5555 |
| 函館地方事務所   | 040-0063 | 函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F    | 0503383-5560 |
| 江差地域事務所   | 043-0034 | 檜山郡江差町字中歌町199-5            | 0503383-5563 |
| 旭川地方事務所   | 070-0033 | 旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F  | 0503383-5566 |
| 釧路地方事務所   | 085-0847 | 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F    | 0503383-5567 |
| 香川地方事務所   | 760-0023 | 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F       | 0503383-5570 |
| 徳島地方事務所   | 770-0855 | 徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F       | 0503383-5575 |
| 高知地方事務所   | 780-0870 | 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F        | 0503383-5577 |
| 須崎地域事務所   | 785-0003 | 須崎市新町2-3-26                | 0503383-5579 |
| 安芸地域事務所   | 784-0004 | 安芸市本町3-11-22 2F            | 0503383-0029 |
| 中村地域事務所   | 787-0014 | 四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F | 0503383-0467 |
| 愛媛地方事務所   | 790-0001 | 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F   | 0503383-5580 |

#### 4 各都道府県警察

警察に事件情報を提供する場合は本部の事件担当課に、相談者が警察への相談を望む場合は下記の本部の警察安全相談窓口、若しくは最寄りの警察署の警察安全相談窓口を紹介してください。(事件担当課の電話番号は本部代表番号です。)

相談全般に関しての電話には、全国共通の短縮ダイヤル「#9110」番が便利です（携帯電話からも使えます）。ただし、ダイヤル回線及び一部のIP電話で不通の場合は、下表の電話番号におかけ下さい。

| 警察本部名       | 担当課  |              | 電話番号         |
|-------------|------|--------------|--------------|
| 北海道警察本部     | 事件担当 | 生活経済課        | 011-251-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察相談センター     | 011-241-9110 |
| 北海道警察函館方面本部 | 事件担当 | 生活安全課        | 0138-31-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察相談センター     | 0138-51-9110 |
| 北海道警察旭川方面本部 | 事件担当 | 生活安全課        | 0166-35-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察相談センター     | 0166-34-9110 |
| 北海道警察釧路方面本部 | 事件担当 | 生活安全課        | 0154-25-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察相談センター     | 0154-23-9110 |
| 北海道警察北見方面本部 | 事件担当 | 生活安全課        | 0157-24-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察相談センター     | 0157-24-9110 |
| 青森県警察本部     | 事件担当 | 保安課          | 017-723-4211 |
|             | 相談窓口 | 警察安全相談室      | 017-735-9110 |
| 岩手県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 019-653-0110 |
|             | 相談窓口 | 安全相談センター     | 019-654-9110 |
| 宮城県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 022-221-7171 |
|             | 相談窓口 | 警察相談センター     | 022-266-9110 |
| 秋田県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 018-863-1111 |
|             | 相談窓口 | 県民安全相談センター   | 018-864-9110 |
| 山形県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 023-626-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察安全相談室      | 023-642-9110 |
| 福島県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 024-522-2151 |
|             | 相談窓口 | 警察安全相談室      | 024-525-3311 |
| 警視庁         | 事件担当 | 生活経済課        | 03-3581-4321 |
|             | 相談窓口 | 総合相談センター     | 03-3501-0110 |
| 茨城県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 029-301-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察総合相談センター   | 029-301-9110 |
| 栃木県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 028-621-0110 |
|             | 相談窓口 | 県民相談室        | 028-627-9110 |
| 群馬県警察本部     | 事件担当 | 生活環境課        | 027-243-0110 |
|             | 相談窓口 | 警察安全相談室      | 027-224-8080 |
| 埼玉県警察本部     | 事件担当 | 生活環境第二課      | 048-832-0110 |
|             | 相談窓口 | けいさつ総合相談センター | 048-822-9110 |
| 千葉県警察本部     | 事件担当 | 生活経済課        | 043-201-0110 |
|             | 相談窓口 | 相談サポートコーナー   | 043-227-9110 |
| 神奈川県警察本部    | 事件担当 | 生活経済課        | 045-211-1212 |
|             | 相談窓口 | 警察総合相談室      | 045-664-9110 |
| 新潟県警察本部     | 事件担当 | 生活保安課        | 025-285-0110 |
|             | 相談窓口 | けいさつ相談室      | 025-283-9110 |

|          |      |                       |              |
|----------|------|-----------------------|--------------|
| 山梨県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 055-235-2121 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 055-233-9110 |
| 長野県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 026-233-0110 |
|          | 相談窓口 | 地域安全推進室<br>(警察安全相談窓口) | 026-233-9110 |
| 静岡県警察本部  | 事件担当 | 生活経済課                 | 054-271-0110 |
|          | 相談窓口 | 総合相談室                 | 054-254-9110 |
| 富山県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 076-441-2211 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談室               | 076-442-0110 |
| 石川県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 076-225-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談室               | 076-225-9110 |
| 福井県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 0776-22-2880 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 0776-26-9110 |
| 岐阜県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 058-271-2424 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談室               | 058-272-9110 |
| 愛知県警察本部  | 事件担当 | 生活経済課                 | 052-951-1611 |
|          | 相談窓口 | 住民相談室                 | 052-953-9110 |
| 三重県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 059-222-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談室               | 059-224-9110 |
| 滋賀県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 077-522-1231 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 077-525-0110 |
| 京都府警察本部  | 事件担当 | 生活経済課                 | 075-451-9111 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 075-414-0110 |
| 大阪府警察本部  | 事件担当 | 生活経済課                 | 06-6943-1234 |
|          | 相談窓口 | 警察相談室                 | 06-6941-0030 |
| 兵庫県警察本部  | 事件担当 | 生活経済課                 | 078-341-7441 |
|          | 相談窓口 | 県民相談センター<br>(なんでも相談係) | 078-361-2110 |
| 奈良県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 0742-23-0110 |
|          | 相談窓口 | ナポくん相談コーナー            | 0742-23-1108 |
| 和歌山県警察本部 | 事件担当 | 生活環境課                 | 073-423-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察相談課相談室              | 073-432-0110 |
| 鳥取県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 0857-23-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 0857-27-9110 |
| 島根県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 0852-26-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察相談センター              | 0852-31-9110 |
| 岡山県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 086-234-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談係               | 086-233-0110 |
| 広島県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 082-228-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談電話（県民係）         | 082-228-9110 |
| 山口県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 083-933-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 083-923-9110 |
| 徳島県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 088-622-3101 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談センター            | 088-653-9110 |
| 香川県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 087-833-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談センター            | 087-831-0110 |
| 愛媛県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 089-934-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 089-931-9110 |
| 高知県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課                 | 088-826-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室               | 088-823-9110 |

|          |      |            |              |
|----------|------|------------|--------------|
| 福岡県警察本部  | 事件担当 | 生活経済課      | 092-641-4141 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談コ一ナ一 | 092-641-9110 |
| 佐賀県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課      | 0952-24-1111 |
|          | 相談窓口 | 警察相談室      | 0952-26-9110 |
| 長崎県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課      | 095-820-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全総合相談室  | 095-823-9110 |
| 熊本県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課      | 096-381-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談室    | 096-383-9110 |
| 大分県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課      | 097-536-2131 |
|          | 相談窓口 | 警察総合相談室    | 097-534-9110 |
| 宮崎県警察本部  | 事件担当 | 生活環境課      | 0985-31-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談室    | 0985-26-9110 |
| 鹿児島県警察本部 | 事件担当 | 生活環境課      | 099-206-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察広報室      | 099-254-9110 |
| 沖縄県警察本部  | 事件担当 | 生活保安課      | 098-862-0110 |
|          | 相談窓口 | 警察安全相談室    | 098-863-9110 |

## 5 各都道府県の弁護士会

### 《北海道弁連関係》

| 札幌弁護士会                        |          | 060-0001 北海道札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館<br>http://www.satsuben.or.jp/ | 011-281-2428 |
|-------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------|--------------|
| 札幌法律相談センター<br>多重債務解決センター      | 060-0001 | 北海道札幌市中央区北1条西10丁目<br>札幌弁護士会館2階                                   | 011-251-7730 |
| 新さっぽろ法律相談センター<br>(多重債務解決センター) | 004-0052 | 北海道札幌市厚別区厚別中央2条5丁目 サンピアザセンター<br>モール3階                            | 011-896-8373 |
| 中空知法律相談センター<br>(多重債務解決センター)   | 073-0022 | 北海道滝川市大町1丁目4-13 共栄ビル2階                                           | 0125-22-8373 |
| 南空知法律相談センター<br>(多重債務解決センター)   | 068-0022 | 北海道岩見沢市2条西6丁目9-2 共和ビル1階                                          | 0126-33-8373 |
| しりべし弁護士相談センター                 | 045-0013 | 北海道岩内郡岩内町字高台84-3                                                 | 0135-62-8373 |
| ひだか弁護士相談センター                  | 056-0018 | 北海道日高郡新ひだか町静内吉野町2-1-4                                            | 0146-42-8373 |
| おたる法律相談センター<br>(多重債務解決センター)   | 047-0032 | 北海道小樽市稻穂2-18-1 高雄ビル5階                                            | 0134-23-8373 |
| むろらん法律相談センター<br>(多重債務解決センター)  | 050-0074 | 北海道室蘭市中島町1-24-11 中島中央ビル4階                                        | 0143-47-8373 |
| 苦小牧法律相談センター<br>(多重債務解決センター)   | 053-0022 | 北海道苦小牧市表町6-2-1 「egao」6階                                          | 0144-35-8373 |
| ちとせ法律相談センター<br>(多重債務解決センター)   | 066-0062 | 北海道千歳市千代田町6-7-3 リレントビル5階                                         | 0123-26-8373 |
| 麻生法律相談センター<br>(多重債務解決センター)    | 011-0040 | 北海道札幌市北区北40条西4丁目 麻生メディカルビル2階                                     | 011-758-8373 |

| 函館弁護士会         |          | 040-0031 北海道函館市上新川町1-3<br>http://www2.plala.or.jp/hakoben/ | 0138-41-0232 |
|----------------|----------|------------------------------------------------------------|--------------|
| 函館弁護士会法律相談センター | 040-0031 | 北海道函館市上新川町1-3                                              |              |
| 八雲法律相談センター     | 049-3107 | 北海道二海郡八雲町本町110-1 はぴあ八雲                                     | 0138-41-0232 |

| 旭川弁護士会         |          | 070-0901 北海道旭川市花咲町4<br>http://potato2.hokkai.net/~kyokubun/ | 0166-51-9527 |
|----------------|----------|-------------------------------------------------------------|--------------|
| 旭川弁護士会法律相談センター | 070-0901 | 北海道旭川市花咲町4丁目                                                | 0166-51-9527 |
| 稚内法律相談センター     | 097-0021 | 北海道稚内市港1丁目 郡ビル                                              |              |
| 名寄法律相談センター     | 096-0023 | 北海道名寄市西13条南4丁目2番地 名寄市民文化センター                                |              |
| 留萌法律相談センター     | 077-0041 | 北海道留萌市明元町5丁目(ろうきん横) 留萌消費者センター                               |              |
| 紋別法律相談センター     | 094-0005 | 北海道紋別市幸町5-24-1 (バスター・ミナル) オホーツク交流センター                       |              |
| 富良野法律相談センター    | 076-0032 | 北海道富良野市若松町17番1号 富良野市女性センター                                  |              |

| 釧路弁護士会     |          | 085-0824 北海道釧路市柏木町4-3<br>http://www.946jp.com/ben54/ | 0154-41-0214 |
|------------|----------|------------------------------------------------------|--------------|
| 釧路法律相談センター | 085-0824 | 北海道釧路市柏木町4-3 釧路弁護士会館                                 | 0154-41-3444 |
| 根室法律相談センター | 087-0006 | 北海道根室市曙町1-40 根室市総合文化会館                               |              |
| 網走法律相談センター | 093-0016 | 北海道網走市南6条西2 網走市民会館                                   |              |
| 帶広法律相談センター | 080-8711 | 北海道帯広市西3条南9-1 帯広経済センタービル 帯広商工会議所内                    |              |
| 北見法律相談センター | 090-0811 | 北海道北見市泉町1-2-22 北見芸術文化ホール                             |              |

### 《東北弁連関係》

| 仙台弁護士会                     |          | 980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18<br>http://www.senben.org/ | 022-223-1001 |
|----------------------------|----------|-------------------------------------------------------|--------------|
| 仙台弁護士会法律相談センター<br>クレサラ無料相談 | 980-0811 | 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18                                    | 022-223-2383 |

|                          |          |                         |                                                |
|--------------------------|----------|-------------------------|------------------------------------------------|
| 古川法律相談センター<br>クレサラ無料相談   | 989-6161 | 宮城県大崎市古川駅南 3-15 泉ビルB101 | 火曜日のみ<br>0229-22-4611<br>火曜日以外<br>022-223-2383 |
| 登米法律相談センター<br>クレサラ無料相談   | 987-0702 | 宮城県登米市登米町寺池桜小路 89       | 水曜日のみ<br>0220-52-2348<br>水曜日以外<br>022-223-2383 |
| 県南法律相談センター<br>クレサラ無料相談   | 989-1241 | 宮城県柴田郡大河原町字町 91         | 火曜日のみ<br>0224-52-5898<br>火曜日以外<br>022-223-2383 |
| 石巻法律相談センター<br>クレサラ無料相談   | 986-0825 | 宮城県石巻市穀町 12-18 駅前ビル 4 階 | 木曜日のみ<br>0225-23-5451<br>木曜日以外<br>022-223-2383 |
| 三陸海岸法律相談センター<br>クレサラ無料相談 | 988-0077 | 宮城県気仙沼市古町 3-2-37        | 金曜日のみ<br>0226-22-8222<br>金曜日以外<br>022-223-2383 |

|              |                                                                                   |                                      |              |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 福島県弁護士会      | 960-8115                                                                          | 福島県福島市山下町 4-24                       | 024-534-2334 |
|              | <a href="http://business3.plala.or.jp/fba/">http://business3.plala.or.jp/fba/</a> |                                      |              |
| 福島法律相談センター   | 960-8115                                                                          | 福島県福島市山下町 4-24 弁護士会館内                | 024-536-2710 |
| 郡山法律相談センター   | 963-8877                                                                          | 福島県郡山市堂前町 25-23                      | 024-936-4515 |
| いわき法律相談センター  | 970-8026                                                                          | 福島県いわき市平字八幡小路 75-2                   | 0246-22-1320 |
| 会津若松法律相談センター | 965-0873                                                                          | 福島県会津若松市追手町 3-24 大手門ビル 201 号         | 0242-27-0264 |
| 白河法律相談センター   | 961-0908                                                                          | 福島県白河市大手町 3-10 あぶくま会館 D 号室           | 0248-22-3381 |
| 相馬法律相談センター   | 976-0042                                                                          | 福島県相馬市中村字桜ヶ丘 56-1 T K ウエルネス桜ヶ丘 101 号 | 0244-36-4789 |

|            |                                                                   |                                 |              |
|------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 山形県弁護士会    | 990-0042                                                          | 山形県山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8 階 | 023-622-2234 |
|            | <a href="http://www.yamaben.or.jp/">http://www.yamaben.or.jp/</a> |                                 |              |
| 山形法律相談センター | 990-0042                                                          | 山形県山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8 階 | 023-635-3648 |
| 鶴岡法律相談センター | 997-0035                                                          | 山形県鶴岡市馬場町 11-63 鶴岡産業会館 3 階      |              |
| 新庄法律相談センター | 996-0022                                                          | 山形県新庄市住吉町 3-8 新庄商工会議所会館内        |              |
| 酒田法律相談センター | 998-0026                                                          | 山形県酒田市栄町 9-2 酒田地区教育会館内          |              |
| 米沢法律相談センター | 992-0042                                                          | 山形県米沢市塩井町塩野 1-1 米沢地区労働者福祉会館内    |              |

|               |                                                                                 |                                    |              |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 岩手弁護士会        | 020-0022                                                                        | 岩手県盛岡市大通 1-2-1 サンビル 2 階            | 019-651-5095 |
|               | <a href="http://www3.ocn.ne.jp/~iwate_ba/">http://www3.ocn.ne.jp/~iwate_ba/</a> |                                    |              |
| 盛岡法律相談センター    | 020-0022                                                                        | 岩手県盛岡市大通 1-2-1 サンビル 2 階            | 019-623-5005 |
| 北上・花巻法律相談センター | 024-0061                                                                        | 岩手県北上市大通 1-3-1 北上開発ビル（おでんせプラザぐろーぶ） |              |
| 盛岡市役所無料法律相談   | 020-0023                                                                        | 岩手県盛岡市内丸 12-2 盛岡市役所内               |              |

|                                         |                                                   |                                |              |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 秋田弁護士会                                  | 010-0951                                          | 秋田県秋田市山王 6-2-7                 | 018-862-3770 |
|                                         | <a href="http://akiben.jp/">http://akiben.jp/</a> |                                |              |
| 秋田弁護士会法律相談センター<br>サラ金・クレジット法律相談センタ<br>ー | 010-0951                                          | 秋田県秋田市山王 6-2-7 弁護士会館           | 018-896-5599 |
| 湯沢法律相談センター                              | 012-0037                                          | 秋田県湯沢市沖鶴 69-5 湯沢雄勝広域交流センター 相談室 |              |

|            |                                                           |                                  |              |
|------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 青森県弁護士会    | 030-0861                                                  | 青森県青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 5 階 | 017-777-7285 |
|            | <a href="http://www.ao-ben.jp/">http://www.ao-ben.jp/</a> |                                  |              |
| 青森市相談案内窓口  | 030-0861                                                  | 青森県青森市長島 1-3-1 日赤ビル 5 階 青森県弁護士会  | 017-777-7285 |
| 青森法律相談センター | 031-0073                                                  | 青森県八戸市壳市 2-11-13 青森県弁護士会八戸支部     |              |

|              |          |                                        |              |
|--------------|----------|----------------------------------------|--------------|
| 弘前市相談案内窓口    | 036-8567 | 青森県弁護士会弘前控所                            | 0172-33-7834 |
| 弘前法律相談センター   |          | 青森県弘前市上鞘師町 18-1 弘前商工会議所 弘前商工会議所内       | 017-777-7285 |
| 十和田法律相談センター  | 034-8691 | 青森県十和田市西二番町 4-11 十和田商工会館 2 階 十和田商工会議所内 |              |
| 西北五法律相談センター  | 037-0052 | 青森県五所川原市東町 17-5 五所川原商工会館 五所川原商工会議所内    |              |
| むつ下北法律相談センター | 035-0071 | 青森県むつ市小川町 2-11-4 むつ商工会議所内              |              |

《関弁連関係》

|                                                                   |          |                                         |                              |
|-------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------|------------------------------|
| 東京弁護士会                                                            | 100-0013 | 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館                  | 03-3581-2201                 |
| <a href="http://www.toben.or.jp/">http://www.toben.or.jp/</a>     |          |                                         |                              |
| 第一東京弁護士会                                                          | 100-0013 | 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館                  | 03-3595-8585                 |
| <a href="http://www.ichiben.or.jp/">http://www.ichiben.or.jp/</a> |          |                                         |                              |
| 第二東京弁護士会                                                          | 100-0013 | 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館                  | 03-3581-2255                 |
| <a href="http://niben.jp/">http://niben.jp/</a>                   |          |                                         |                              |
| 弁護士会法律相談センター (LC 四谷)                                              | 160-0004 | 東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 2 階                 | 03-5367-5280                 |
| 霞が関法律相談センター                                                       | 100-0013 | 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階              | 03-3581-1511                 |
| 四谷法律相談センター<br>(クレジット・サラ金相談)                                       | 102-0083 | 東京都千代田区麹町 6-4 麹町三幸ビル 5 階                | 03-5214-5152                 |
| 神田法律相談センター<br>(クレジット・サラ金相談)                                       | 101-0041 | 東京都千代田区神田須田町 1-24 大一東京ビル 7 階            | 03-5289-8850                 |
| 錦糸町法律相談センター<br>クレジット・サラ金相談                                        | 130-0022 | 東京都墨田区江東橋 3-9-7 国宝ビル 2 階                | 03-5625-7336                 |
| 新宿法律相談センター[二弁]                                                    | 160-0022 | 東京都新宿区新宿 3-1-22 NSOビル 6 階               | 03-5312-2818                 |
| 池袋法律相談センター[東弁]<br>クレジット・サラ金相談                                     | 170-0013 | 東京都豊島区東池袋 1-34-5 SIA 池袋ビル 2F            | 03-5979-2855                 |
| 池袋(東武)法律相談コ-ナ-[二弁]                                                | 171-8512 | 東京都豊島区西池袋 1-1-25 東武百貨店 プラザ館 6 階「お客様相談室」 | 03-5951-5426                 |
| 池袋(西武)法律相談コ-ナ-[二弁]                                                | 171-8569 | 東京都豊島区南池袋 1-28-1 西武池袋本店「お客様相談コ-ナ-」      | 03-5949-3188                 |
| 渋谷パブリック法律相談センター[東弁]                                               | 150-8440 | 東京都渋谷区東 4-10-28 國學院大學内法科大学院棟 1 階        | 03-5766-8101                 |
| 渋谷法律相談センター[一弁]                                                    | 150-0002 | 東京都渋谷区渋谷 3-10-13 渋谷Rサンケイビル 8 階          | 03-5464-5630                 |
| 北千住法律相談センター[東弁]                                                   | 120-0034 | 東京都足立区千住 3-98 千住ミルディスⅡ番館 6 階            | 03-5284-5055                 |
| 立川法律相談センター<br>クレジット・サラ金相談                                         | 190-0012 | 東京都立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川 12 階            | 042-548-7790                 |
| 八王子法律相談センター<br>クレジット・サラ金相談                                        | 192-0046 | 東京都八王子市明神町 4-1-11                       | 042-645-4540<br>042-645-9451 |
| 町田法律相談センター[一弁]                                                    | 194-0021 | 東京都町田市中町 1-1-14 武友ビル 5 階                | 042-727-8700                 |
| 東京三弁護士会多摩支部                                                       | 190-0014 | 東京都立川市緑町 7-1 アーバス立川高松駅ビル 2 階            | 042-548-3800                 |
| 小笠原法律相談センター                                                       |          | 東京都小笠原村父島字奥村・母島字元地                      | 03-3595-8575                 |
| 大島法律相談センター                                                        |          | 大島町元町 開発総合センター                          |                              |
| クレジット・サラ金電話相談                                                     |          |                                         | 03-3257-6663                 |

|                                |                                                                   |                                      |              |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 横浜弁護士会                         | 231-0021                                                          | 神奈川県横浜市中区日本大通 9                      | 045-201-1881 |
|                                | <a href="http://www.yokoben.or.jp/">http://www.yokoben.or.jp/</a> |                                      |              |
| 法律相談センター 関内 (本部)<br>多重債務相談センター | 231-0021                                                          | 神奈川県横浜市中区日本大通 9 横浜弁護士会館              | 045-211-7700 |
| 横浜駅東口法律相談センター                  | 220-0011                                                          | 神奈川県横浜市西区高島 2-18-1 そごう横浜店 6 階        | 045-451-9648 |
| 川崎法律相談センター<br>多重債務相談           | 210-0007                                                          | 神奈川県川崎市川崎区駿府本町 7 川崎岡田屋モアーズ 4 階       | 044-223-1149 |
| 横須賀法律相談センター<br>多重債務相談          | 238-0004                                                          | 神奈川県横須賀市大瀧町 1-21 ジュネス横須賀 2 階         | 046-822-9688 |
| 海老名法律相談センター<br>多重債務相談          | 243-0434                                                          | 神奈川県海老名市上郷 485 海老名市商工会館 2 階          | 046-236-5110 |
| 相模原法律相談センター<br>多重債務相談          | 229-0036                                                          | 神奈川県相模原市中央区富士見 6-11-17 横浜弁護士会相模原支部会館 | 042-776-5200 |
| 小田原法律相談センター<br>多重債務相談          | 250-0012                                                          | 神奈川県小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 2 階       | 0465-24-0017 |

|                            |          |                                                                              |              |
|----------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 横浜弁護士会神奈川大学<br>みなとみらい法律相談所 | 220-6014 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワー<br>A14階 神奈川大学みなとみらいエクステンションセンター<br>KU ポートスクエア内 | 045-682-5500 |
|----------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------|--------------|

| 埼玉弁護士会                                 | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-7-20<br><a href="http://www.saiben.or.jp/">http://www.saiben.or.jp/</a> | 048-863-5255 |
|----------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 埼玉弁護士会法律相談センタークレジット・サラ金相談              | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス<br>1階                                                    | 048-710-5666 |
| 多重債務無料電話相談                             |          |                                                                                         | 048-865-0969 |
| 大宮そごう 法律相談コーナー                         | 331-0852 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-6-2 大宮そごうデパート<br>地下 3 階                                                | 048-710-5666 |
| 川越支部法律相談センター                           | 350-0052 | 埼玉県川越市宮下町 2-1-2 福田ビル 1 階                                                                | 049-225-4279 |
| 熊谷支部法律相談センター<br>熊谷地区<br>クレジット・サラ金の多重債務 | 360-0041 | 埼玉県熊谷市宮町 1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部<br>会館                                                     | 048-521-0844 |
| 本庄地区                                   | 367-0052 | 埼玉県本庄市銀座 1-1-1 本庄市民プラザ                                                                  |              |
| 多重債務無料電話相談                             |          |                                                                                         | 048-521-1017 |
| 秩父法律相談センター                             | 368-0032 | 埼玉県秩父市熊木町 8-18 秩父宮記念市民会館                                                                | 048-521-0844 |
| 越谷支部法律相談センター                           | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷 9-49-2 MACビル 2 階                                                              | 048-962-1188 |

| 千葉県弁護士会                            | 260-0013 | 千葉県千葉市中央区中央 4-13-12<br><a href="http://www.chiba-ben.or.jp/">http://www.chiba-ben.or.jp/</a> | 043-227-8431                                 |
|------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 法律相談センター本庁（千葉）                     | 260-0013 | 千葉県千葉市中央区中央 4-13-12 千葉県弁護士会                                                                  | 043-227-8954                                 |
| 茂原法律相談センター                         | 297-0022 | 千葉県茂原市町保 7-134 長谷川ビル 3 階                                                                     | 0475-23-0640                                 |
| 松戸法律相談センター                         | 271-0092 | 千葉県松戸市松戸市 1281-29 住友生命松戸ビル 4 階                                                               | 047-366-6611                                 |
| 船橋法律相談センター                         | 273-0005 | 千葉県船橋市本町 1-10-10 船橋商工会議所 5 階                                                                 | 047-437-3634                                 |
| 銚子法律相談センター                         | 288-0045 | 千葉県銚子市三軒町 19-4 銚子商工会館                                                                        | 043-227-8971                                 |
| 鴨川法律相談センター                         | 296-0001 | 千葉県鴨川市横渚 643-2 鴨川商工会                                                                         | 043-227-8972                                 |
| 成田法律相談センター                         | 286-0033 | 千葉県成田市花崎町 736-62 成田商工会館                                                                      | 043-227-8984                                 |
| 佐原法律相談センター                         | 287-0003 | 千葉県香取市佐原イ 525-1 佐原商工会議所                                                                      | 043-227-8983                                 |
| 木更津・袖ヶ浦法律相談センター                    | 299-0261 | 千葉県袖ヶ浦市福王台 3-1-3 袖ヶ浦商工会館                                                                     | 043-227-8970                                 |
| 東金法律相談センター                         | 283-0068 | 千葉県東金市東岩崎 1-5 東金商工会館                                                                         | 0475-23-0640                                 |
| 八日市場法律相談センター                       | 289-2144 | 千葉県匝瑳市八日市場イ 2755 裁判所構内弁護士会館                                                                  | 0479-72-0271                                 |
| 館山法律相談センター                         | 294-0047 | 千葉県館山市八幡 821 館山商工会議所                                                                         | 043-227-8972                                 |
| 市川・浦安法律相談センター                      | 272-0133 | 千葉県市川市行徳駅前 1-27-10 高田ビル 202                                                                  | 047-396-6884                                 |
| サラ金相談<br>千葉・その他<br>市川・船橋周辺<br>松戸周辺 |          | 千葉・その他<br>市川・船橋周辺<br>松戸周辺                                                                    | 043-227-8581<br>047-431-7775<br>047-366-6611 |

| 茨城県弁護士会   | 310-0062 | 茨城県水戸市大町 2-2-75<br><a href="http://ibaben.or.jp/">http://ibaben.or.jp/</a> | 029-221-3501 |
|-----------|----------|----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 水戸相談センター  | 310-0062 | 茨城県水戸市大町 2-2-75 茨城県弁護士会館 2 階                                               | 029-227-1133 |
| 土浦相談センター  | 300-0043 | 茨城県土浦市中央 2-16-4 土浦市亀城プラザ                                                   | 029-821-0122 |
| 下妻相談センター  | 304-0056 | 茨城県下妻市長塚 74-1 下妻市商工会館                                                      | 0296-44-2661 |
| 鹿嶋相談センター  | 314-0031 | 茨城県鹿嶋市宮中 2-1-34 鹿嶋市商工会館                                                    | 029-227-1133 |
| 日立相談センター  | 317-0073 | 茨城県日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所                                                    |              |
| 龍ヶ崎相談センター | 301-0012 | 茨城県龍ヶ崎市上町 4264-1 龍ヶ崎市商工会                                                   | 029-821-0122 |
| 守谷相談センター  | 302-0109 | 茨城県守谷市本町 19 守谷市商工会館                                                        |              |

| 栃木県弁護士会       | 320-0036 | 栃木県宇都宮市小幡 2-7-13<br><a href="http://www.tochiben.com/">http://www.tochiben.com/</a> | 028-622-2008              |
|---------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 法律相談センター      | 320-0036 | 栃木県宇都宮市小幡 2-7-13 栃木県弁護士会館                                                           |                           |
| 法律相談センター大田原支部 | 324-0052 | 栃木県大田原市城山 1-3-36 大田原商工会議所                                                           | 028-643-2272              |
| 法律相談センター栃木支部  | 323-0023 | 栃木県小山市中央町 3-7-1 ロブレ・小山駅西再開発ビル 6 階                                                   |                           |
| 法律相談センター足利支部  | 326-0801 | 栃木県足利市有楽町 837 足利市民会館                                                                | (小沼法律事務所)<br>0284-21-5674 |
| 多重債務相談センター    | 相談場所     | 担当弁護士の事務所                                                                           | 028-643-2272              |
| 無料電話相談（消費者相談） |          |                                                                                     | 028-622-2008              |

|                            |          |                                                                                    |                              |
|----------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| <b>群馬弁護士会</b>              | 371-0026 | 群馬県前橋市大手町 3-6-6<br><a href="http://www.gunben.or.jp/">http://www.gunben.or.jp/</a> | 027-233-4804                 |
| 群馬弁護士会総合法律相談センター<br>無料電話相談 | 371-0026 | 群馬県前橋市大手町 3-6-6 群馬弁護士会館県民法律センター                                                    | 027-234-9321<br>027-233-9333 |
| 高崎支部                       |          | ピエント高崎                                                                             | 027-234-9321                 |
| 太田支部                       |          | 太田商工会議所会館 2階相談室                                                                    |                              |
| 桐生支部                       |          | 桐生織物会館新館 2階                                                                        |                              |
| 吾妻支部・吾妻会場                  |          | 東吾妻町中央公民館                                                                          |                              |
| 吾妻支部・長野原会場                 |          | 長野原町山村開発センター                                                                       |                              |
| 利根・沼田支部                    |          | 沼田商工会館 2階                                                                          |                              |
| 伊勢崎支部                      |          | 伊勢崎市文化会館 2階                                                                        |                              |
| 館林支部                       |          | 館林酒販会館                                                                             |                              |

|                                         |          |                                                                                        |                                              |
|-----------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <b>静岡県弁護士会</b>                          | 420-0853 | 静岡県静岡市葵区追手町 10-80<br><a href="http://s-bengoshikai.com/">http://s-bengoshikai.com/</a> | 054-252-0008                                 |
| 静岡法律相談センター                              | 420-0853 | 静岡県静岡市葵区追手町 10-80 静岡県法律会館                                                              | 054-252-0008                                 |
| 浜松法律相談センター                              | 430-0929 | 静岡県浜松市中区中央 1-9-1 静岡県西部法律会館                                                             | 053-455-3009                                 |
| 沼津法律相談センター                              | 410-0832 | 静岡県沼津市御幸町 21-1 静岡県弁護士会 沼津支部会館                                                          | 055-931-1848                                 |
| 掛川法律相談センター                              | 436-0028 | 静岡県掛川市亀の甲 1-228 あいおい損害保険(株)ビル 3階会議室                                                    | 053-455-3009                                 |
| 下田法律相談センター                              | 415-0024 | 静岡県下田市 4-1-2 下田市民文化会館                                                                  | 055-931-1848                                 |
| 無料クレジット・サラ金問題相談<br>静岡支部<br>浜松支部<br>沼津支部 |          | 静岡県弁護士会静岡支部<br>静岡県弁護士会浜松支部<br>静岡県弁護士会沼津支部                                              | 054-252-0008<br>053-455-3009<br>055-931-1848 |

|                               |          |                                                                                 |              |
|-------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>山梨県弁護士会</b>                | 400-0032 | 山梨県甲府市中央 1-8-7<br><a href="http://www.yama-ben.jp/">http://www.yama-ben.jp/</a> | 055-235-7202 |
| 弁護士会法律相談センター<br>サラ金・クレジット問題相談 | 400-0032 | 山梨県甲府市中央 1-8-7 山梨県弁護士会館内                                                        | 055-235-7202 |
| 東部・富士五湖法律相談センター               | 401-0012 | 山梨県大月市御太刀 1-14-24 大月市商工会館内                                                      | 055-235-7202 |

|                         |              |                                                                                               |              |
|-------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>長野県弁護士会</b>          | 380-0872     | 長野県長野市妻科 432<br><a href="http://www.avis.ne.jp/~nagaben/">http://www.avis.ne.jp/~nagaben/</a> | 026-232-2104 |
| 長野法律相談センター<br>クレ・サラ法律相談 | 相談場所         | 長野県長野市妻科 432 長野県弁護士会館                                                                         | 026-232-2104 |
| 上田法律相談センター<br>クレ・サラ法律相談 | 相談場所         | 上田在住会館                                                                                        | 0268-27-6049 |
| 佐久法律相談センター<br>クレ・サラ法律相談 | 相談場所<br>相談場所 | 佐久在住会館<br>担当弁護士事務所                                                                            | 0267-78-3901 |
| 松本法律相談センター<br>クレ・サラ法律相談 | 相談場所         | 松本在住会館                                                                                        | 0263-35-8501 |
| 大町法律相談センター              | 相談場所         | 大北広域福祉会館                                                                                      | 0266-58-5628 |
| 諏訪法律相談センター<br>クレ・サラ法律相談 | 相談場所         | 担当弁護士事務所                                                                                      |              |
| 伊那法律相談センター              | 相談場所         | 伊那会館                                                                                          | 0265-98-0088 |
| 飯田法律相談センター              | 相談場所         | 飯田在住会館                                                                                        | 0265-48-0664 |

|                     |          |                                                                                                     |              |
|---------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>新潟県弁護士会</b>      | 951-8126 | 新潟県新潟市中央区学校町通一番町 1<br><a href="http://www.niigata-bengo.or.jp/">http://www.niigata-bengo.or.jp/</a> | 025-222-5533 |
| 新潟相談所<br>多重債務相談センター | 951-8126 | 新潟県新潟市中央区学校町通一番町 1 新潟県弁護士会館                                                                         | 025-222-5533 |
| 新潟日曜相談所             | 951-8062 | 新潟県新潟市中央区西堀前通 1 番町 702 番地西堀 1 番町ビル 4 階 403 号室                                                       |              |
| 長岡相談所               | 940-1151 | 新潟県長岡市三和 3-9-28 新潟地方裁判所長岡支部弁護士控室                                                                    | 0258-35-8373 |
| 三条相談所               | 955-0083 | 新潟県三条市荒町 2-1-18 三条市体育文化センター 3 階第 4                                                                  | 025-222-5533 |

|       |          |                            |  |
|-------|----------|----------------------------|--|
|       |          | 研修室                        |  |
| 上越相談所 | 943-0821 | 新潟県上越市土橋 1914-3 上越市民プラザ    |  |
| 村上相談所 | 958-0837 | 新潟県村上市三之町 1-6 村上市役所 5 階会議室 |  |

『中部弁連関係』

|                            |                                                         |                                          |              |
|----------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 愛知県弁護士会                    | 460-0001                                                | 愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2                       | 052-203-1651 |
|                            | <a href="http://www.aiben.jp/">http://www.aiben.jp/</a> |                                          |              |
| 名古屋法律相談センター<br>サラ金・クレジット相談 | 460-0008                                                | 愛知県名古屋市中区栄 4-1-1 中日ビル 3 階                | 052-252-0044 |
| 三の丸法律相談センター<br>簡易裁判所事件法律相談 | 460-0001                                                | 愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2 愛知県弁護士会館内             | 052-203-1651 |
| 津島・海部法律相談センター              | 496-0801                                                | 愛知県津島市藤浪町 3-89-10 津島市文化会館                | 0567-23-6811 |
| 岡崎法律相談センター                 | 444-0875                                                | 愛知県岡崎市竜美西 2-1-12 やすらぎビル 1 階              | 0564-54-9449 |
| 豊橋法律相談センター                 | 440-0884                                                | 愛知県豊橋市大国町 83 東三河支部会館                     | 0532-56-4623 |
| 一宮法律相談センター                 | 491-0842                                                | 愛知県一宮市公園通 3-30-6 一宮支部会館                  | 0586-72-8199 |
| 尾北法律相談センター                 | 484-0073                                                | 愛知県犬山市天神町 1-8 犬山商工会議所会館内                 |              |
| 半田法律相談センター                 | 475-0903                                                | 愛知県半田市出口町 1-45-16 住吉ビル 2F 半田支部会館         | 0569-23-8655 |
| 豊田法律相談センター                 | 471-0034                                                | 愛知県豊田市小坂本町 1-25 豊田商工会議所会館 1 階            | 0564-54-9449 |
| 新城法律相談センター                 | 441-1378                                                | 愛知県新城市宇宮ノ後 78 富永神社会館                     | 0532-56-4623 |
| 西尾・幡豆法律相談センター              | 445-8505                                                | 愛知県西尾市寄住町若宮 37 番地 西尾商工会議所会館 1 階<br>「相談室」 | 0564-54-9449 |

|                               |                                                                                     |                                          |              |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 三重弁護士会                        | 514-0032                                                                            | 三重県津市中央 3-23                             | 059-228-2232 |
|                               | <a href="http://homepage3.nifty.com/miebar/">http://homepage3.nifty.com/miebar/</a> |                                          |              |
| 消費者被害救済センター<br>多重債務無料相談<br>津市 | 514-0032                                                                            | 三重県津市中央 3-23 三重弁護士会館                     | 059-222-5957 |
| 四日市市                          | 510-0068                                                                            | 三重県四日市市三栄町 2-11 三栄ビル 2 階 三重弁護士会<br>四日市支部 | 059-352-1756 |
| 松阪法律相談センター                    | 515-0014                                                                            | 三重県松阪市若葉町 161-2 松阪商工会議所内                 |              |
| 伊勢法律相談センター                    | 516-0037                                                                            | 三重県伊勢市岩渕 1-7-17 伊勢商工会議所内                 |              |
| 熊野法律相談センター                    | 519-4323                                                                            | 三重県熊野市木本町 624 熊野市民会館内                    |              |
| 名張法律相談センター                    | 518-0718                                                                            | 三重県名張市丸之内 79 名張市総合福祉センターふれあい<br>内        | 059-222-5957 |

|               |                                                                               |                                                         |              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------|
| 岐阜県弁護士会       | 500-8811                                                                      | 岐阜県岐阜市端詰町 22                                            | 058-265-0020 |
|               | <a href="http://www.gifuben.org/gifuben/">http://www.gifuben.org/gifuben/</a> |                                                         |              |
| クレジット・サラ金法律相談 | 500-8811                                                                      | 岐阜県岐阜市端詰町 22 岐阜県弁護士会館内                                  | 058-265-0020 |
| みのかも法律相談センター  | 505-0041                                                                      | 岐阜県美濃加茂市太田町 1891-1 JAめぐみの みのかも本<br>部内                   |              |
| 八幡法律相談センター    | 501-4222                                                                      | 郡上市八幡町島谷 207-1 郡上市総合文化センター                              |              |
| 中津川法律相談センター   | 508-0041                                                                      | 岐阜県中津川市本町 2-3-25 中央公民館 4 階                              |              |
| 大垣法律相談センター    | 503-0901                                                                      | 岐阜県大垣市高屋町 1-145 大垣ステーションビル・アピオ<br>6 階会議室                |              |
| 高山法律相談センター    | 506-0823                                                                      | 岐阜県高山市森下町 1-208 高山市山王福祉センター内                            |              |
| 多治見法律相談センター   | 507-0831                                                                      | 岐阜県多治見市新町 1-23 市民プラザ(多治見市産業文化<br>センター)                  |              |
| 岐阜駅前法律相談センター  | 500-8856                                                                      | 岐阜県岐阜市橋本町 1-10-23 (JR 岐阜駅東) ハートフルスク<br>エア G・岐阜市生涯学習センター |              |

|                              |                                                                   |                           |              |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 福井弁護士会                       | 910-0004                                                          | 福井県福井市宝永 4-3-1 三井生命ビル 7 階 | 0776-23-5255 |
|                              | <a href="http://www.fukuben.or.jp/">http://www.fukuben.or.jp/</a> |                           |              |
| 福井弁護士会法律相談センター<br>多重債務無料法律相談 | 910-0004                                                          | 福井県福井市宝永 4-3-1 三井生命ビル 7 階 | 0776-23-5255 |
| 丹南法律相談センター                   | 915-0071                                                          | 福井県越前市府中 1-2 センチュリープラザ    |              |
| 嶺南法律相談センター                   | 914-0047                                                          | 福井県敦賀市東洋町 1-1 プラザ萬象内会議室   |              |

|        |                                                                     |                     |              |
|--------|---------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------|
| 金沢弁護士会 | 920-0912                                                            | 石川県金沢市大手町 15-15 3 階 | 076-221-0242 |
|        | <a href="http://kanazawa-bengo.com/">http://kanazawa-bengo.com/</a> |                     |              |

|                       |          |                              |              |
|-----------------------|----------|------------------------------|--------------|
| 法律相談センター<br>クレ・サラ法律相談 | 920-0912 | 石川県金沢市大手町 15-15 3階           | 076-221-0242 |
| 能登法律相談センター            | 927-0026 | 石川県鳳珠郡穴水町川島タ 38 穴水町保健センター 1階 |              |
| 南加賀法律相談センター           | 923-8566 | 石川県小松市園町二-1 小松商工会議所内         |              |
| 七尾法律相談センター            | 926-0811 | 石川県七尾市御祓町1 七尾パトリア5階 フォーラム七尾  |              |
| 無料電話相談                |          |                              |              |
|                       |          |                              | 076-221-0831 |

|                               |                                                             |                                          |              |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 富山県弁護士会                       | 930-0076                                                    | 富山県富山市長柄町 3-4-1                          | 076-421-4811 |
|                               | <a href="http://www.tomiben.jp/">http://www.tomiben.jp/</a> |                                          |              |
| 有料法律相談・富山地区                   | 930-0076                                                    | 富山県富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館                 | 076-421-4811 |
| 有料法律相談・魚津支部<br>(総合法律センター魚津支部) | 937-0051                                                    | 富山県魚津市駅前新町 5-30 魚津ショッピングスクエア<br>サンプラザ 4階 |              |

#### 《近弁連関係》

|                               |                                                                     |                                      |              |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 大阪弁護士会                        | 530-0047                                                            | 大阪府大阪市北区西天満 1-12-5                   | 06-6364-0251 |
|                               | <a href="http://www.osakaben.or.jp/">http://www.osakaben.or.jp/</a> |                                      | (業務案内テープ)    |
| 市民法律センター<br>サラ金法律相談           | 530-0047                                                            | 大阪府大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1階        | 06-6364-1248 |
| なんば法律相談センター<br>一般法律相談・サラ金法律相談 | 542-0076                                                            | 大阪府大阪市中央区難波 4-4-1 ヒューリック難波ビル 4階      | 06-6645-1273 |
| 堺法律相談センター<br>一般法律相談・サラ金法律相談   | 590-0075                                                            | 大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20 住友生命堺東ビル 6階      | 072-223-2903 |
| 岸和田法律相談センター<br>一般法律相談・サラ金法律相談 | 596-0054                                                            | 大阪府岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル 205号室           | 072-433-9391 |
| 谷町法律相談センター<br>(旧家事法律相談センター)   | 540-0012                                                            | 大阪府大阪市中央区谷町 3-1-9 MG 大手前ビル 5階        | 06-6944-7550 |
| 枚方法律相談センター<br>一般法律相談・サラ金法律相談  | 573-0032                                                            | 大阪府枚方市岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ 1号館 3階      | 072-804-5601 |
| 南河内法律相談所                      | 584-0031                                                            | 大阪府富田林市寿町 2-6-1 大阪府南河内府民センタービル<br>1階 | 06-6364-1248 |
| イオン日根野ショッピングセンター              | 598-0021                                                            | 大阪府泉佐野市日根野 2496-1                    |              |
| イオンモール藤井寺                     | 583-0027                                                            | 大阪府藤井寺市岡 2 丁目 10-11                  |              |

|                               |                                                                     |                             |              |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 京都弁護士会                        | 604-0971                                                            | 京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル          | 075-231-2378 |
|                               | <a href="http://www.kyotoben.or.jp/">http://www.kyotoben.or.jp/</a> |                             |              |
| クレジット・サラ金相談                   | 604-0971                                                            | 京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル          | 075-231-2378 |
| 京都駅前法律相談センター<br>夜間クレジット・サラ金相談 | 600-8175                                                            | 京都府京都市下京区烏丸七条下ル 京都タワービル 3階  |              |
| 園部法律相談センター                    | 622-0004                                                            | 京都府南丹市園部町小桜町 62-1 南丹市国際交流会館 | 0772-68-3080 |
| 丹後法律相談センター・大宮相談所              | 629-2503                                                            | 京都府京丹後市大宮町周积 1 大宮織物ホール内     |              |
| 丹後法律相談センター・宮津相談所              | 626-0041                                                            | 京都府宮津市字鶴賀 2164 みやづ歴史の館      | 075-231-2378 |
| 南部法律相談センター・京田辺相談所             | 610-0331                                                            | 京都府京田辺市田辺中央 4-3-3 CIKビル     |              |
| 南部法律相談センター・木津相談所              | 619-0214                                                            | 京都府木津川市木津上戸 15 福祉センター相楽会館   | 0772-68-3080 |
| 福知山法律相談センター                   | 620-0035                                                            | 京都府福知山市字内記 100 福知山市民会館      |              |
| 舞鶴法律相談センター                    | 624-0816                                                            | 京都府舞鶴市伊佐津 213-8 舞鶴市西駅交流センター |              |

|                                  |                                                                     |                                                           |              |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------|
| 兵庫県弁護士会                          | 650-0016                                                            | 兵庫県神戸市中央区橋通 1-4-3                                         | 078-341-7061 |
|                                  | <a href="http://www.hyogoben.or.jp/">http://www.hyogoben.or.jp/</a> |                                                           |              |
| 総合法律センター・神戸相談所<br>サラ金・クレジット特別相談  | 650-0044                                                            | 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー<br>13階 兵庫県弁護士会分館           | 078-341-1717 |
| 総合法律センター・西播磨相談所<br>サラ金・クレジット特別相談 | 670-0947                                                            | 兵庫県姫路市北条 1-408-6 兵庫県弁護士会姫路支部会館内                           | 079-286-8222 |
| 総合法律センター・尼崎相談所<br>サラ金・クレジット相談    | 660-0052                                                            | 兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5階 501C号                         | 06-4869-7613 |
| 総合法律センター・加古川相談所                  | 675-0066                                                            | 兵庫県加古川市加古川町寺家町 45 JAビル 4階 加古川駅南<br>まちづくりセンター内             | 078-351-1233 |
| 総合法律センター・明石相談所                   | 673-0886                                                            | 兵庫県明石市東仲ノ町 6-1 アスピア明石（北館 7階）明石<br>市生涯学習センター<br>あかし子育て相談室内 |              |
| 総合法律センター・淡路相談所                   | 656-2131                                                            | 兵庫県淡路市志筑 3117-1 しづのおだまき館内                                 |              |

|                  |          |                                  |              |
|------------------|----------|----------------------------------|--------------|
| 総合法律センター・北播磨相談所  | 673-1431 | 兵庫県加東市社 26 加東市福祉センター内            |              |
| 総合法律センター・南たじま相談所 | 669-5201 | 兵庫県朝来市和田山町和田山 258-1 和田山老人福祉センター内 |              |
| 総合法律センター・山崎相談所   | 671-2576 | 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 65-3 宍粟市防災センター内      |              |
| 尼崎支部             |          |                                  | 06-4869-7611 |
| 姫路支部             |          |                                  | 079-282-8458 |

|             |                                                               |                                                                 |              |
|-------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------|
| 奈良弁護士会      | 630-8237                                                      | 奈良県奈良市中筋町 22-1                                                  | 0742-22-2035 |
|             | <a href="http://www.naben.or.jp/">http://www.naben.or.jp/</a> |                                                                 |              |
| 中南和法律相談センター |                                                               | 五條市福祉センター、桜井市役所、香芝市役所、橿原市役所、王寺町地域交流センター、総合福祉社会館（大和高田市）、田原本町役場など | 0742-22-2035 |
| 借金お悩みダイヤル   | 630-8237                                                      | 奈良県奈良市中筋町 22-1 奈良弁護士会館                                          | 0742-94-7830 |

|                            |                                                                     |                              |              |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------|
| 滋賀弁護士会                     | 520-0051                                                            | 滋賀県大津市梅林 1-3-3               | 077-522-2013 |
|                            | <a href="http://www.shigaben.or.jp/">http://www.shigaben.or.jp/</a> |                              |              |
| 滋賀弁護士会法律相談センター<br>多重債務（個人） | 520-0051                                                            | 滋賀県大津市梅林 1-3-3               | 077-522-3238 |
| 高島相談所                      | 520-1501                                                            | 滋賀県高島市新旭町旭 1-10-1 地場産「しんあさひ」 |              |
| 長浜相談所                      | 526-0059                                                            | 滋賀県長浜市元浜町 3-10 春日会館          |              |
| 彦根・長浜地区<br>多重債務（個人）        |                                                                     | 彦根・長浜地区的担当弁護士事務所             |              |

|                                      |                                                                   |                                         |              |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------|
| 和歌山弁護士会                              | 640-8144                                                          | 和歌山県和歌山市四番丁五番地                          | 073-422-4580 |
|                                      | <a href="http://www.wakaben.or.jp/">http://www.wakaben.or.jp/</a> |                                         |              |
| 和歌山弁護士会法律相談センター<br>多重債務者夜間無料法律相談センター | 640-8144                                                          | 和歌山県和歌山市四番丁 5 和歌山弁護士会館 2 階              | 073-422-5005 |
|                                      | 649-5331                                                          | 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満字木戸浦 441-8 那智勝浦町体育文化会館 |              |
|                                      | 644-0011                                                          | 和歌山県御坊市湯川町財部 485 財部会館                   |              |
|                                      | 648-0065                                                          | 和歌山県橋本市古佐田 1 丁目 209-3 古佐田区民会館 2 階       |              |
|                                      | 640-8342                                                          | 和歌山県和歌山市友田町 2-153 セッサビル 4 階             |              |
|                                      |                                                                   |                                         |              |

#### 《中国地方弁連関係》

|               |                                                                   |                                 |              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 広島弁護士会        | 730-0012                                                          | 広島県広島市中区上八丁堀 2-66               | 082-228-0230 |
|               | <a href="http://www.hiroben.or.jp/">http://www.hiroben.or.jp/</a> |                                 |              |
| 紙屋町法律相談センター   | 730-8501                                                          | 広島県広島市中区基町 6-27 そごうデパート新館 6 階   | 082-225-1600 |
| ひがし広島法律相談センター | 739-0043                                                          | 広島県東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 2 階 | 082-421-0021 |
| 備北法律相談センター    | 728-0011                                                          | 広島県三次市十日市西 6-10-45 みよしまちづくりセンター | 0824-64-1008 |
| 呉・尾道地区の法律相談   |                                                                   | 呉の弁護士会事務局                       | 0823-24-6755 |
|               |                                                                   | 尾道の弁護士会事務局                      | 0848-22-4237 |
| 法律相談センター福山    | 720-0034                                                          | 広島県福山市若松町 10-7 若松ビル 2 階 202 号室  | 084-973-5900 |
| 呉法律相談センター     | 737-0046                                                          | 広島県呉市中通 1-1-2 ビューポートくれホテル       | 0120-969-214 |

|              |                                                                                   |                                          |                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------|
| 山口県弁護士会      | 753-0045                                                                          | 山口県山口市黄金町 2-15                           | 083-922-0087                          |
|              | <a href="http://www.yamaguchikenben.or.jp/">http://www.yamaguchikenben.or.jp/</a> |                                          |                                       |
| 山口法律相談センター   | 753-0045                                                                          | 山口県山口市黄金町 2-15 山口県弁護士会館内                 | 083-922-0087                          |
| 萩法律相談センター    | 758-0041                                                                          | 山口県萩市江向 582-2-102 号                      | 0838-24-0500                          |
| 岩国法律相談センター   | 741-0061                                                                          | 山口県岩国市錦見 1-10-17 山口県弁護士会 岩国地区会館内         | 0827-43-2183                          |
| 下関法律相談センター   | 750-0041                                                                          | 山口県下関市向洋町 1-5-1 1 階 山口県弁護士会 下関地区会館内      | 0832-32-0406                          |
|              | 750-0025                                                                          | 山口県下関市竹崎町 4-4-2 しものせき市民活動センター内           |                                       |
| 周南地区法律相談センター | 745-0071                                                                          | 山口県周南市岐山通り 2-11 江村ビル 1 階 山口県弁護士会 周南地区会館内 | 0834-31-4029                          |
| 宇部法律相談センター   | 755-0031                                                                          | 山口県宇部市常盤町 1-2-5                          | 0836-21-7818                          |
| 長門法律相談センター   | 759-4101                                                                          | 長門市東深川 1321-1 長門市地域福祉センター                | (萩法律相談センターにて<br>予約受付)<br>0838-24-0500 |

|                                |          |                                                                                      |              |
|--------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>岡山弁護士会</b>                  | 700-0807 | 岡山県岡山市北区南方 1-8-29<br><a href="http://www.okaben.or.jp/">http://www.okaben.or.jp/</a> | 086-223-4401 |
| 岡山弁護士会法律相談センター                 | 700-0807 | 岡山県岡山市北区南方 1-8-29 岡山弁護士会館                                                            | 086-234-5888 |
| 倉敷法律相談センター                     | 710-0055 | 岡山県倉敷市阿知 1-7-2 倉敷駅西ビル 8 階                                                            |              |
| 井笠法律相談センター                     | 714-0087 | 岡山県笠岡市六番町 1-10 笠岡市民会館 2 階                                                            |              |
| 東備法律相談センター                     | 709-0422 | 岡山県和気郡和気町尺所 555 和気町総合福祉センター                                                          |              |
| 新見法律相談センター                     | 718-0011 | 岡山県新見市新見 122-5 新見市総合福祉センター                                                           |              |
| 高梁法律相談センター                     | 716-0029 | 岡山県高梁市向町 21-3 高梁総合福祉センター                                                             |              |
| 勝英法律相談センター                     | 707-0004 | 岡山県美作市入田 291-2 美作県民局勝英支局                                                             |              |
| 津山法律相談センター                     | 708-0004 | 岡山県津山市山北 520 津山市総合福祉会館                                                               |              |
| 真庭法律相談センター<br>クレジットサラ金被害救済センター | 717-0013 | 岡山県真庭市勝山 319 勝山文化センター                                                                |              |
| 夜間法律相談センター                     | 700-0905 | 岡山県岡山市北区春日町 5-6 岡山市勤労者福祉センター2階<br>弁護士法人岡山パブリック法律事務所                                  | 086-221-8333 |
| 土・日曜法律相談                       | 700-0905 | 岡山県岡山市北区春日町 5-6 岡山市勤労者福祉センター2階<br>弁護士法人岡山パブリック法律事務所                                  | 086-223-7899 |

|                |          |                                                                               |              |
|----------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>鳥取県弁護士会</b> | 680-0011 | 鳥取県鳥取市東町 2-221<br><a href="http://www.toriben.jp/">http://www.toriben.jp/</a> | 0857-22-3912 |
| 法律相談センター鳥取     | 680-0011 | 鳥取県鳥取市東町 2-221 鳥取県弁護士会仮会館                                                     | 0857-22-3912 |
| 法律相談センター倉吉     | 682-0822 | 鳥取県倉吉市葵町 724-15                                                               |              |
| 法律相談センター米子     | 683-0805 | 鳥取県米子市西福原 2-1-10 米子天満屋                                                        | 0859-23-5710 |

|                  |          |                                                                                                 |              |
|------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>島根県弁護士会</b>   | 690-0886 | 島根県松江市母衣町 55-4 松江商工会議所ビル 7 階<br><a href="http://www.shimaben.com/">http://www.shimaben.com/</a> | 0852-21-3225 |
| 松江法律相談センター       | 690-0886 | 島根県松江市母衣町 55-4 島根県弁護士会内                                                                         | 0852-21-3450 |
| 出雲法律相談センター       | 693-0001 | 島根県出雲市今市町 259-1 ショッピングセンター「パラオ」4階                                                               |              |
| 隠岐法律相談センター       | 685-0014 | 島根県隠岐郡隠岐の島町西町吉田 2-2 隠岐島文化会館                                                                     |              |
| 石見法律相談センター       | 697-0026 | 島根県浜田市田町 116-12 浜田市田町分室                                                                         |              |
| 石見法律相談センター（益田会場） | 698-0036 | 島根県益田市須子町 3-1 益田市人権センターあすなろ館                                                                    | 0855-22-4514 |
| 石見法律相談センター（大田会場） | 694-0064 | 島根県大田市大田町大田イ 128 大田市民会館                                                                         |              |
| 多重債務無料相談         | 690-0886 | 島根県松江市母衣町 55-4 島根県弁護士会（予約受付）                                                                    | 0852-21-3450 |

#### 《四国弁連関係》

|                        |          |                                                                   |              |
|------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>香川県弁護士会</b>         | 760-0033 | 香川県高松市丸の内 2-22<br><a href="http://kaben.jp/">http://kaben.jp/</a> | 087-822-3693 |
| 法律相談センター<br>多重債務無料法律相談 | 760-0033 | 香川県高松市丸の内 2-22                                                    | 087-822-3693 |

|                                   |          |                                                                                                       |                              |
|-----------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| <b>徳島弁護士会</b>                     | 770-0855 | 徳島県徳島市新蔵町 1-31<br><a href="http://www.tk2.nmt.ne.jp/~tokuben/">http://www.tk2.nmt.ne.jp/~tokuben/</a> | 088-652-5768                 |
| 徳島弁護士会法律相談センター<br>クレジット・サラ金無料法律相談 | 770-0855 | 徳島県徳島市新蔵町 1-31                                                                                        | 088-652-5768                 |
| 三好法律相談センター                        |          | みよし広域連合                                                                                               | 0883-72-5121<br>088-652-5768 |
| 海部郡法律相談センター                       |          | 牟岐町海の総合文化センター2階会議室                                                                                    | 0884-72-2696<br>088-652-5768 |
| 夜間無料電話相談                          |          |                                                                                                       | 088-652-5908<br>088-652-3017 |

|                  |          |                                                                                        |              |
|------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>高知弁護士会</b>    | 780-0928 | 高知県高知市越前町 1-5-7<br><a href="http://www.kochiben.or.jp/">http://www.kochiben.or.jp/</a> | 088-872-0324 |
| 高知弁護士会法律相談センター   | 780-0928 | 高知県高知市越前町 1-5-7                                                                        | 088-822-4867 |
| 高知法律相談センター・佐川相談所 | 789-1201 | 高知県高岡郡佐川町甲 1650-2 佐川町役場                                                                |              |

|                    |          |                           |  |
|--------------------|----------|---------------------------|--|
| 高知法律相談センター・室戸法律相談所 | 781-7109 | 高知県室戸市領家 87 室戸市保健福祉センター   |  |
| 高知法律相談センター・幡多法律相談所 | 787-0027 | 高知県四万十市中村京町 1-17 瓢多信用金庫本店 |  |

|                              |          |                             |              |
|------------------------------|----------|-----------------------------|--------------|
| 愛媛弁護士会                       | 790-0003 | 愛媛県松山市三番町 4-8-8             | 089-941-6279 |
|                              |          | http://www.ehime-ben.or.jp/ |              |
| 愛媛弁護士会法律相談センター<br>多重債務無料法律相談 | 790-0003 | 愛媛県松山市三番町 4-8-8             | 089-941-6279 |

《九弁連関係》

|              |          |                                       |              |
|--------------|----------|---------------------------------------|--------------|
| 福岡県弁護士会      | 810-0043 | 福岡県福岡市中央区城内 1-1                       | 092-741-6416 |
|              |          | http://www.fben.jp/                   |              |
| 博多駅前法律相談センター | 812-0011 | 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-3-7 サンエフビル 3 階        | 092-433-8301 |
| 天神弁護士センター    | 810-0004 | 福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 2 階        | 092-741-3208 |
| いとしま弁護士センター  | 819-1116 | 福岡県糸島市前原中央 2-6-18 平ビル 2 階             | 092-321-4400 |
| むなかた弁護士センター  | 811-3436 | 福岡県宗像市東郷 2-1-16                       | 0940-34-8266 |
| 二日市法律相談センター  | 818-0056 | 福岡県筑紫野市二日市北 1-3-8 スパシオ・コモド 2 階        | 092-918-8120 |
| 北九州法律相談センター  | 803-0816 | 福岡県北九州市小倉北区金田 1-4-2 北九州弁護士会館          | 093-561-0360 |
| 魚町法律相談センター   | 802-0006 | 福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5 階     | 093-551-0026 |
| 折尾法律相談センター   | 807-0834 | 福岡県北九州市八幡西区北鷹見町 13-10 オリオンプラザ第一ビル 2 階 | 093-691-2166 |
| 豊前法律相談センター   | 828-0021 | 福岡県豊前市大字八屋 2013-2 豊前商工会議所 2 階         | 0979-82-5272 |
| 行橋法律相談センター   | 824-0005 | 福岡県行橋市中央 1-9-50 行橋商工会議所内              | 093-561-0360 |
| 飯塚法律相談センター   | 820-0004 | 福岡県飯塚市新立岩 6-16 弁護士ビル 3 階              | 0948-28-7555 |
| 直方弁護士センター    | 822-0027 | 福岡県直方市古町 10-13 かわさきビル 1 階             | 0949-25-0636 |
| 田川弁護士センター    | 825-0011 | 福岡県田川市栄町 1-5 大城ビル 2 階                 | 0947-42-2330 |
| 久留米法律相談センター  | 830-0021 | 福岡県久留米市篠山町 11-5 筑後弁護士会館               |              |
| うきは法律相談センター  | 839-1321 | 福岡県うきは市吉井町 983-1 ムラおこしセンター内           |              |
| 柳川法律相談センター   | 832-0045 | 福岡県柳川市本町 117-2 柳川商工会議所内               | 0942-30-0144 |
| 八女法律相談センター   | 834-0031 | 福岡県八女市本町 599 八女市社会福祉会館                |              |
| 大牟田法律相談センター  | 836-0843 | 福岡県大牟田市不知火町 1-1-2 ひまわりビル 4 階          |              |
| 玄界弁護士相談センター  | 811-3137 | 福岡県古賀市古賀 278-1                        | 092-940-4100 |

|                                          |          |                                   |              |
|------------------------------------------|----------|-----------------------------------|--------------|
| 佐賀県弁護士会                                  | 840-0833 | 佐賀県佐賀市中の小路 4-16                   | 0952-24-3411 |
|                                          |          | http://www17.ocn.ne.jp/~sagabgsk/ |              |
| 佐賀法律相談センター<br>消費者問題（クレジット・サラ金含む）<br>専門相談 | 840-0833 | 佐賀県佐賀市中の小路 4-16 佐賀県弁護士会館          | 0952-24-3411 |
| 鳥栖法律相談センター                               | 841-0051 | 佐賀県鳥栖市秋葉町 3 丁目 25-3 吉竹ビル 1F       |              |
| 武雄法律相談センター                               | 843-0024 | 佐賀県武雄市武雄町大字武雄 5538-1 武雄市文化会館      |              |
| 唐津法律相談センター                               | 847-0012 | 佐賀県唐津市中町 1513-3 牟田ビル 1F           | 0955-73-2985 |
| 弁護士クイック相談（無料電話相談）                        |          |                                   | 0952-24-3411 |

|                 |          |                                    |              |
|-----------------|----------|------------------------------------|--------------|
| 長崎県弁護士会         | 850-0875 | 長崎県長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 4 階         | 095-824-3903 |
|                 |          | http://www.nben.or.jp/             |              |
| 長崎法律相談センター      | 850-0875 | 長崎県長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 4 階         | 095-824-3903 |
| 佐世保法律相談センター     | 857-0806 | 長崎県佐世保市島瀬町 4-12 シティヒルズカズバ 2 階      | 0956-22-9404 |
| 五島法律相談センター      | 853-0018 | 長崎県五島市池田町 1-2 福江文化会館               |              |
| しまばら法律相談センター    | 855-8550 | 長崎県島原市高島 2 丁目 7217 島原商工会議所         | 095-824-3903 |
| ひらど法律相談センター平戸会場 | 859-5112 | 長崎県平戸市宮の町 648 宮の町コミュニティーセンター・コメルシオ |              |
| ひらど法律相談センター松浦会場 | 859-4501 | 長崎県松浦市志佐町浦免 1110 松浦市文化会館           | 0956-22-9404 |

|                  |          |                                      |              |
|------------------|----------|--------------------------------------|--------------|
| 大分県弁護士会          | 870-0047 | 大分県大分市中島西 1-3-14                     | 097-536-1458 |
|                  |          | http://www14.plala.or.jp/oitakenben/ |              |
| 大分県弁護士会法律相談センター  | 870-0047 | 大分県大分市中島西 1-3-14 大分県弁護士会館／各法律事務所     | 097-536-1458 |
| 杵築・国東・速見法律相談センター | 873-0002 | 大分県杵築市南杵築 2288 杵築十王教育会館              |              |

|                 |          |                             |  |
|-----------------|----------|-----------------------------|--|
| 佐伯法律相談センター      | 876-0831 | 大分県佐伯市大手町 1-2-12 三余館        |  |
| 竹田・豊後大野法律相談センター | 878-0024 | 大分県竹田市大字玉来 1-1 竹田市中央公民館     |  |
| 中津・豊後高田法律相談センター | 871-0054 | 大分県中津市京町 1524 中津市新博多町交流センター |  |
| 日田法律相談センター      | 877-0016 | 大分県日田市三本松 2-2-16 日田商工会議所    |  |

|                 |                                                                   |                               |              |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 熊本県弁護士会         | 860-0078                                                          | 熊本県熊本市京町 1-13-11              | 096-325-0913 |
|                 | <a href="http://www.kumaben.or.jp/">http://www.kumaben.or.jp/</a> |                               |              |
| 熊本法律相談センター      | 860-0844                                                          | 熊本県熊本市水道町 1 番 23 号 加地ビル 3 階   | 096-325-0009 |
| 天草法律相談センター      | 863-0032                                                          | 熊本県天草市太田町 9-3 天草信用金庫本店 2 階会議室 |              |
| 県南・八代法律相談センター   | 866-0865                                                          | 熊本県八代市北の丸町 1-12 宮崎ビル 2F       |              |
| 阿蘇法律相談センター      | 869-2301                                                          | 熊本県阿蘇市内牧 976-2 阿蘇市農村環境改善センター  |              |
| 人吉・球磨法律相談センター   | 868-0037                                                          | 熊本県人吉市南泉田町 3-3 人吉商工会議所内       |              |
| 荒尾・玉名地区法律相談センター | 865-0016                                                          | 熊本県玉名市岩崎 140 玉名市民会館内          |              |
| 山鹿・菊池地区法律相談センター | 861-0501                                                          | 熊本県山鹿市山鹿 1026-2 山鹿市中央公民館内     |              |

|              |                                                       |                                        |              |
|--------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------|
| 鹿児島県弁護士会     | 892-0815                                              | 鹿児島県鹿児島市易居町 2-3                        | 099-226-3765 |
|              | <a href="http://www.kben.jp/">http://www.kben.jp/</a> |                                        |              |
| 鹿児島法律相談センター  | 892-0815                                              | 鹿児島県鹿児島市易居町 2-3                        | 099-226-3765 |
| 薩摩川内法律相談センター | 895-0054                                              | 鹿児島県薩摩川内若松町 3 番 10 号 川内文化ホール 2 階       |              |
| 鹿屋法律相談センター   | 893-0009                                              | 鹿屋市大手町 1 番 1 号 リナシティかのや 芸術文化プラザ 2F 研修室 |              |
| 奄美法律相談センター   | 894-8855                                              | 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8                       |              |

|                                   |                                                             |                                                                         |                                                                              |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 宮崎県弁護士会                           | 880-0803                                                    | 宮崎県宮崎市旭 1-8-28                                                          | 0985-22-2466                                                                 |
|                                   | <a href="http://www.miyaben.jp/">http://www.miyaben.jp/</a> |                                                                         |                                                                              |
| 法律相談センター<br>多重債務無料相談<br>夜間テレפון相談 | 880-0803                                                    | 宮崎県宮崎市旭 1-8-28 宮崎県弁護士会                                                  | 0985-22-2466<br>0985-23-6112                                                 |
| 日南地区法律相談センター                      | 887-0021                                                    | 宮崎県日南市中央通 1-1-2 日南市社会福祉協議会                                              | 0987-23-1191                                                                 |
| 小林えびの西諸地区法律相談センター                 | 相談会場                                                        | 小林市社会福祉協議会<br>えびの市社会福祉協議会<br>野尻町社会福祉協議会<br>高原町社会福祉協議会<br>小林市社会福祉協議会須木支所 | 0984-23-3466<br>0984-35-2800<br>0984-44-1206<br>0984-42-2230<br>0984-48-2073 |
| 日向入郷地区法律相談センター                    | 883-0044                                                    | 宮崎県日向市上町 3-15 日向商工会議所                                                   | 0985-22-2466                                                                 |
| 都城地区法律相談センター                      | 相談会場                                                        | 都城社会福祉協議会                                                               | 0986-25-8349                                                                 |

|              |                                                             |                           |              |
|--------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 沖縄弁護士会       | 900-0014                                                    | 沖縄県那覇市松尾 2 丁目 2 番 26-6 号  | 098-865-3737 |
|              | <a href="http://www.okiben.org/">http://www.okiben.org/</a> |                           |              |
| 法律相談センター     | 900-0014                                                    | 那覇市松尾 2 丁目 2 番 26-6 号     | 098-865-3737 |
| 法律相談センター沖縄支部 | 904-2151                                                    | 沖縄県沖縄市松本 3-1-6 田仲アパート 202 | 098-934-5722 |
| 名護有料法律相談センター | 905-0006                                                    | 沖縄県名護市宇字茂佐 914-3          | 0980-52-5559 |

## 6 各都道府県の司法書士会

| 会 名       | 郵便番号     | 住 所                        | 電 話          |
|-----------|----------|----------------------------|--------------|
| 札幌司法書士会   | 060-0042 | 札幌市中央区大通西 13-4             | 011-281-3505 |
| 函館司法書士会   | 040-0033 | 函館市千歳町 21-13 桐朋会館内         | 0138-27-0726 |
| 旭川司法書士会   | 070-0901 | 旭川市花咲町 4                   | 0166-51-9058 |
| 釧路司法書士会   | 085-0833 | 釧路市宮本 1-2-4                | 0154-41-8332 |
| 宮城県司法書士会  | 980-0821 | 仙台市青葉区春日町 8-1              | 022-263-6755 |
| 福島県司法書士会  | 960-8022 | 福島市新浜町 6-28                | 024-534-7502 |
| 山形県司法書士会  | 990-0041 | 山形市緑町 1-4-35               | 023-623-7054 |
| 岩手県司法書士会  | 020-0015 | 盛岡市本町通 2-12-18             | 019-622-3372 |
| 秋田県司法書士会  | 010-0951 | 秋田市山王 6-3-4                | 018-824-0187 |
| 青森県司法書士会  | 030-0861 | 青森市長島 3-5-16               | 017-776-8398 |
| 東京司法書士会   | 160-0003 | 新宿区本塙町 9-3 司法書士会館 2F       | 03-3353-9191 |
| 神奈川県司法書士会 | 231-0024 | 横浜市中区吉浜町 1                 | 045-641-1372 |
| 埼玉司法書士会   | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂 3-16-58         | 048-863-7861 |
| 千葉司法書士会   | 261-0001 | 千葉市美浜区幸町 2-2-1             | 043-246-2666 |
| 茨城司法書士会   | 310-0063 | 水戸市五軒町 1-3-16              | 029-225-0111 |
| 栃木県司法書士会  | 320-0848 | 宇都宮市幸町 1-4                 | 028-614-1122 |
| 群馬司法書士会   | 371-0023 | 前橋市本町 1-5-4                | 027-224-7763 |
| 静岡県司法書士会  | 422-8062 | 静岡市駿河区稻川 1-1-1             | 054-289-3700 |
| 山梨県司法書士会  | 400-0024 | 甲府市北口 1-6-7                | 055-253-6900 |
| 長野県司法書士会  | 380-0872 | 長野市妻科 399                  | 026-232-7492 |
| 新潟県司法書士会  | 951-8063 | 新潟市中央区古町通十三番町 5160         | 025-228-1589 |
| 愛知県司法書士会  | 456-0018 | 名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3          | 052-683-6683 |
| 三重県司法書士会  | 514-0036 | 津市丸之内養正町 17-17             | 059-224-5171 |
| 岐阜県司法書士会  | 500-8114 | 岐阜市金竜町 5-10-1              | 058-246-1568 |
| 福井県司法書士会  | 910-0005 | 福井市大手 3-15-12 フェニックスビル 5F  | 0776-30-0001 |
| 石川県司法書士会  | 921-8013 | 金沢市新神田 4-10-18             | 076-291-7070 |
| 富山県司法書士会  | 930-0008 | 富山市神通本町 1-3-16 エスパワール神通 3F | 076-431-9332 |
| 大阪司法書士会   | 540-0019 | 大阪市中央区和泉町 1-1-6            | 06-6941-5351 |
| 京都司法書士会   | 604-0973 | 京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1     | 075-241-2666 |
| 兵庫県司法書士会  | 650-0017 | 神戸市中央区楠町 2-2-3             | 078-341-6554 |
| 奈良県司法書士会  | 630-8325 | 奈良市西木辻町 320-5              | 0742-22-6677 |
| 滋賀県司法書士会  | 520-0056 | 大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館 2F      | 077-525-1093 |
| 和歌山県司法書士会 | 640-8145 | 和歌山市岡山丁 24 番地              | 073-422-0568 |
| 広島司法書士会   | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀 6-69             | 082-221-5345 |

|           |          |                          |              |
|-----------|----------|--------------------------|--------------|
| 山口県司法書士会  | 753-0048 | 山口市駅通り 2-9-15            | 083-924-5220 |
| 岡山県司法書士会  | 700-0816 | 岡山市富田町 2-9-8             | 086-226-0470 |
| 鳥取県司法書士会  | 680-0022 | 鳥取市西町 1-314-1            | 0857-24-7013 |
| 島根県司法書士会  | 690-0884 | 松江市南田町 26                | 0852-24-1402 |
| 香川県司法書士会  | 760-0022 | 高松市西内町 10-17             | 087-821-5701 |
| 徳島県司法書士会  | 770-0808 | 徳島市南前川町 4-41             | 088-622-1865 |
| 高知県司法書士会  | 780-0928 | 高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館  | 088-825-3131 |
| 愛媛県司法書士会  | 790-0062 | 松山市南江戸 1-4-14            | 089-941-8065 |
| 福岡県司法書士会  | 810-0073 | 福岡市中央区舞鶴 3-2-23          | 092-714-3721 |
| 佐賀県司法書士会  | 840-0833 | 佐賀市中の小路 7-3              | 0952-29-0626 |
| 長崎県司法書士会  | 850-0032 | 長崎市興善町 4-1 興善ビル 8F       | 095-823-4777 |
| 大分県司法書士会  | 870-0045 | 大分市城崎町 2-3-10            | 097-532-7579 |
| 熊本県司法書士会  | 862-0971 | 熊本市大江 4-4-34             | 096-364-2889 |
| 鹿児島県司法書士会 | 890-0064 | 鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル 3F | 099-256-0335 |
| 宮崎県司法書士会  | 880-0803 | 宮崎市旭 1-8-39-1            | 0985-28-8538 |
| 沖縄県司法書士会  | 900-0006 | 那覇市おもろまち 4-16-33         | 098-867-3526 |

## 7 日本貸金業協会

| 支部名    | 電話番号         | 郵便番号     | 住 所                    |
|--------|--------------|----------|------------------------|
| 北海道支部  | 011-222-6033 | 064-0804 | 札幌市中央区南四条西六丁目 8 番地     |
| 宮城県支部  | 022-227-3844 | 980-0014 | 仙台市青葉区本町二丁目 9 番 7 号    |
| 岩手県支部  | 019-651-2767 | 020-0025 | 盛岡市大沢川原三丁目 2 番 5 号     |
| 福島県支部  | 024-536-3211 | 960-8032 | 福島市陣場町 6 番 10 号        |
| 秋田県支部  | 018-863-1732 | 010-0951 | 秋田市山王六丁目 1 番 13 号      |
| 青森県支部  | 017-721-2530 | 030-0862 | 青森市古川一丁目 10 番 13 号     |
| 山形県支部  | 023-646-2010 | 990-0833 | 山形市春日町 2 番 24 号        |
| 東京都支部  | 03-5739-3021 | 108-0074 | 港区高輪三丁目 19 番 15 号      |
| 神奈川県支部 | 045-227-9518 | 231-0005 | 横浜市中区本町二丁目 15 番地       |
| 埼玉県支部  | 048-824-0894 | 330-0074 | さいたま市浦和区北浦和五丁目 6 番 5 号 |
| 千葉県支部  | 043-284-4100 | 260-0045 | 千葉市中央区弁天一丁目 2 番 8 号    |
| 山梨県支部  | 055-226-7820 | 400-0858 | 甲府市相生一丁目 2 番 31 号      |
| 栃木県支部  | 028-624-0604 | 320-0033 | 宇都宮市本町 12 番 11 号       |
| 茨城県支部  | 029-222-3558 | 310-0801 | 水戸市桜川一丁目 1 番 25 号      |
| 群馬県支部  | 027-260-8582 | 371-0024 | 前橋市表町二丁目 18 番 19 号     |
| 新潟県支部  | 025-222-7311 | 951-8067 | 新潟市中央区本町通六番町 1141 番地 1 |
| 長野県支部  | 026-269-0360 | 380-0921 | 長野市大字栗田 995 番地 1       |
| 愛知県支部  | 052-752-1020 | 464-0067 | 名古屋市千種区池下一丁目 4 番 17 号  |
| 静岡県支部  | 054-255-8484 | 420-0856 | 静岡市葵区駿府町 2 番 6 号       |
| 三重県支部  | 059-226-9777 | 514-0006 | 津市広明町 352 番地 4         |
| 岐阜県支部  | 058-253-2959 | 500-8882 | 岐阜市西野町七丁目 4 番地         |
| 石川県支部  | 076-231-1200 | 920-0901 | 金沢市彦三町二丁目 5 番 27 号     |

|        |              |          |                                 |
|--------|--------------|----------|---------------------------------|
| 福井県支部  | 0776-21-5508 | 910-0006 | 福井市中央一丁目 6 番 17 号               |
| 富山県支部  | 076-444-2324 | 930-0005 | 富山市新桜町 6 番 24 号                 |
| 大阪府支部  | 06-6260-0921 | 541-0059 | 大阪市中央区博労町一丁目 8 番 8 号            |
| 京都府支部  | 075-257-7490 | 604-8106 | 京都市中京区堺町通御池下る丸木材<br>木町 670 番地 1 |
| 兵庫県支部  | 078-392-3781 | 650-0022 | 神戸市中央区元町通二丁目 8 番 14 号           |
| 奈良県支部  | 0742-23-9535 | 630-8227 | 奈良市林小路町 24 番地                   |
| 和歌山県支部 | 073-471-5245 | 640-8341 | 和歌山市黒田一丁目 1 番 19 号              |
| 滋賀県支部  | 077-525-3860 | 520-0056 | 大津市末広町 4 番 5 号                  |
| 広島県支部  | 082-546-0136 | 730-0022 | 広島市中区銀山町 3 番 17 号               |
| 山口県支部  | 083-973-6220 | 754-0011 | 山口市小郡御幸町 5 番 24-202 号           |
| 岡山県支部  | 086-803-0001 | 700-0824 | 岡山市北区内山下二丁目 2 番 2 号             |
| 鳥取県支部  | 0857-26-2430 | 680-0831 | 鳥取市栄町 217 番地                    |
| 島根県支部  | 0852-24-2229 | 690-0002 | 松江市大正町 414 番地                   |
| 香川県支部  | 087-833-0888 | 760-0018 | 高松市天神前 6 番 32 号                 |
| 愛媛県支部  | 089-946-4000 | 790-0005 | 松山市花園町 3 番 1 号                  |
| 徳島県支部  | 088-622-7833 | 770-0847 | 徳島市幸町三丁目 5 番地 2                 |
| 高知県支部  | 088-824-1495 | 780-0870 | 高知市本町二丁目 2 番 29 号               |
| 熊本県支部  | 096-322-3640 | 860-0845 | 熊本市上通町 7 番 32 号                 |
| 大分県支部  | 097-573-8080 | 870-0037 | 大分市東春日町 17 番 19 号               |
| 鹿児島県支部 | 099-214-9295 | 890-0063 | 鹿児島市鴨池一丁目 31 番地 6 号             |
| 宮崎県支部  | 0985-35-6256 | 880-0803 | 宮崎市旭一丁目 6 番 17 号                |
| 福岡県支部  | 092-721-0117 | 810-0073 | 福岡市中央区舞鶴二丁目 2 番 3 号             |
| 佐賀県支部  | 0952-23-7375 | 840-0842 | 佐賀市多布施一丁目 10 番 18 号             |
| 長崎県支部  | 095-824-5503 | 850-0841 | 長崎市銅座町 14 番 9 号                 |
| 沖縄県支部  | 098-866-0555 | 900-0021 | 那覇市泉崎一丁目 10 番 16 号              |

## 8 (財)日本クレジットカウンセリング協会

| センター等 | 電話番号         | 郵便番号     | 所 在 地                                   |
|-------|--------------|----------|-----------------------------------------|
| 東 京   | 03-3226-0121 | 160-0022 | 東京都新宿区新宿 1 丁目 15 番 9 号<br>さわだビル 4 階     |
| 福 岡   | 092-739-8104 | 810-0041 | 福岡市中央区大名 2 丁目 12 番 15 号<br>赤坂セブンビル 2 階  |
| 名古屋   | 052-957-1211 | 460-0002 | 名古屋市中区丸の内 3 丁目 19 番 1 号<br>ライオンビル 7 階   |
| 仙 台   | 022-217-4014 | 980-0803 | 仙台市青葉区国分町 1 丁目 7 番 18 号<br>白峰広瀬通ビル 6 階  |
| 広 島   | 082-511-8001 | 730-0017 | 広島市中区鉄砲町 5 番 16 号<br>広島サンケイビル 2 階       |
| 新 潟   | 025-248-3311 | 950-0087 | 新潟市中央区東大通 2 丁目 5 番 8 号<br>東大通野村ビル 4 階   |
| 静 岡   | 054-275-5511 | 420-0852 | 静岡市葵区紺屋町 4 丁目 8 番<br>ガーデンスクエア第 3 ビル 3 階 |
| 熊本相談室 | 0570-090304  |          | カウンセリング(面接相談)予約時に連絡                     |
| 浜松相談室 | 054-275-5511 |          | カウンセリング(面接相談)予約時に連絡                     |

## **9 多重債務者支援団体**

| No           | 都道府県 | 名 称                           | 〒            | 住 所                                       | 電 話                                        | 備 考   |
|--------------|------|-------------------------------|--------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|-------|
|              |      | 会長 山地秀樹                       | 760<br>-8081 | 香川県高松市成合町 559-15                          | 087-897-3211                               |       |
|              |      | 事務局長 本多良男                     | 101<br>-0047 | 東京都千代田区内神田 2-7-2 育文社ビル 3 階                | 03-5207-5520                               |       |
| <b>北海道</b>   |      |                               |              |                                           |                                            |       |
| 1            | 北海道  | 札幌 陽は昇る会（札幌クレ・サラ被害をなくす会）      | 060<br>-0051 | 北海道札幌市中央区南一条東四丁目八番地                       | 011-232-8605                               |       |
| 2            | 北海道  | たんぽぽの会（帯広十勝クレ・サラ被害をなくす会）      | 080<br>-8799 | 北海道帯広郵便局 私書箱 5 号                          | 0155-34-4193<br>080-1861-3176              |       |
| 3            | 北海道  | はまなすの会                        | 085<br>-0841 | 北海道釧路市南大通 3-3-6 ミナミハイツ 102 号              | 0154-43-2885                               |       |
| <b>東北</b>    |      |                               |              |                                           |                                            |       |
| 4            | 青森県  | 青森多重債務被害等なくす階（青森りんごの会）        | 038<br>-0059 | 青森市大字油川字千刈 77 番地                          | 017-718-3792<br>080-6057-3792              |       |
| 5            | 宮城県  | みやぎ青葉の会                       | 980<br>-0811 | 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 17 番 20 号 グランドメゾン片平 502 号 | 022-711-6225                               |       |
| 6            | 岩手県  | 宮古民商ウミネコ道場                    | 027<br>-0073 | 岩手県宮古市緑ヶ丘 3-31 宮古民商会館                     | 0193-63-1346                               |       |
| 7            | 岩手県  | みちのく道場                        | 023<br>-1132 | 岩手県奥州市江刺区稻瀬字広岡 222-215                    | 0197-35-5658                               |       |
| 8            | 岩手県  | 盛岡クレ・サラ被害者の会 きつつきの会           | 020<br>-0015 | 岩手県盛岡市本町通 1-15-27 石川法律事務所気付               | 019-623-2414                               |       |
| 9            | 岩手県  | 遠野かりんの会                       | 028<br>-0515 | 岩手県遠野市東館町 8-29                            | 080-3149-3020<br>菊池<br>080-1801-3006<br>外田 |       |
| 10           | 秋田県  | 秋田なまはげの会                      | 018<br>-0951 | 秋田県秋田市山王町 6 丁目 7-13 秋日ビル 1 階              | 018-862-2253                               |       |
| 11           | 山形県  | 山形クレジット・サラ金被害をなくす会（山形さくらんぼの会） | 990<br>-0043 | 山形市本町 1-7-28 YTB リンスビル 4 階 401 号室         | 023-633-9353                               |       |
| 12           | 福島県  | いわきコスマスの会                     | 970<br>-8034 | 福島県いわき市平上荒川字桜町 2-1-1 2 階                  | 0246-68-7370                               |       |
| 13           | 福島県  | 福島県クレジット・サラ金・商工ローン被害対策連絡会     | 960<br>-8055 | 福島県福島市野田町 6-7-14ST ビル 福島県商工団体連合会内         | 0245-33-5524                               | 活動停止中 |
| <b>関東甲信越</b> |      |                               |              |                                           |                                            |       |
| 14           | 群馬県  | 桐生ひまわりの会                      | 376<br>-0011 | 群馬県桐生市相生町 3-121                           | 0277-55-1400                               |       |
| 15           | 群馬県  | 前橋ケヤキの会                       | 372<br>-0844 | 群馬県伊勢崎市連取町 3083-2 ぐんま市民司法書士事務所内           | 027-061-7211                               |       |
| 16           | 栃木県  | 足利地区クレ・サラ被害者の会                | 326<br>-0021 | 栃木県足利市山川町 97-2 足利民商内                      | 0284-42-8545                               |       |
| 17           | 新潟県  | 新潟あゆみの会                       | 950<br>-0076 | 新潟県新潟市沼垂西 3-10-14 新潟民商内                   | 025-243-0141                               |       |
| 18           | 長野県  | ながのコスマスの会                     | 380<br>-0845 | 長野県長野市西後町 625-6 ヤマニビル 3 階                 | 026-214-1464                               |       |
| 19           | 長野県  | 中南信コスマスの会                     | 394<br>-0028 | 長野県岡谷市本町 2-6-47 (信州しらかば法律事務所内)            | 0266-23-2270                               |       |
| 20           | 長野県  | 東信コスマスの会                      | 386<br>-0012 | 長野県上田市中央 4-9-7 岩下法律事務所内                   | 0267-64-8786                               |       |

|            |      |                                   |              |                                                |              |       |
|------------|------|-----------------------------------|--------------|------------------------------------------------|--------------|-------|
| 21         | 山梨県  | 山梨クレジット・サラ金被害をなくす会（ほうとうの会）        | 400<br>-0031 | 山梨県甲府市丸の内3-20-7 フォワードビル5階 甲斐の杜法律事務所内           | 055-235-7021 |       |
| <b>首都圏</b> |      |                                   |              |                                                |              |       |
| 22         | 東京都  | 太陽の会                              | 101<br>-0047 | 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階                        | 03-5207-5520 |       |
| 23         | 東京都  | はばたきの会（豊島クレサラ対協）                  | 171<br>-0031 | 東京都豊島区目白3-28-4                                 | 03-3950-6018 |       |
| 24         | 東京都  | 玉川 雜草の会                           | 158<br>-0091 | 東京都世田谷区中町5-17-3 玉川民商内                          | 03-3703-5371 |       |
| 25         | 東京都  | 川の手市民の会                           | 120<br>-0026 | 東京都足立区千住旭町19-7 シティハイムS U Z U K I               | 03-3870-7811 |       |
| 26         | 東京都  | 再起の会（三多摩クレサラ対策協議会）                | 182<br>-0024 | 東京都調布市布田4-19-1 ライオンズプラザ調布202号<br>調布みなみ司法書士事務所内 | 0424-86-5520 |       |
| 27         | 東京都  | 大地の会（東京）                          | 101<br>-0047 | 東京都千代田区内神田1-2-15 山茂登ビル4階                       | 03-5577-6100 |       |
| 28         | 千葉県  | 船橋（菜の花の会）（千葉クレ・サラ対協）              | 273<br>-0011 | 千葉県船橋市湊町1-1-15 船橋弁護士ビル6階                       | 047-495-5077 |       |
| 29         | 千葉県  | あさひ会（千葉県クレ・サラ被害者の会）               | 264<br>-0016 | 千葉県千葉市若葉区大宮町2178-11 近藤方                        | 043-265-4430 |       |
| 30         | 千葉県  | ちば菜の花の会                           | 260<br>-0013 | 千葉県千葉市中央区中央4-14-1<br>千葉不動産ビル3階B                | 043-443-2435 |       |
| 31         | 神奈川県 | しおさいの会（横須賀クレジット・サラ金被害をなくす会）       | 238<br>-0006 | 神奈川県横須賀市日の出町1-5<br>松岡司法書士事務所                   | 0468-25-2008 |       |
| 32         | 神奈川県 | ヨコハマかもめの会                         | 231<br>-0003 | 神奈川県横浜市港南区上大岡西2-6-30 マルヨビル2階                   | 045-847-1708 |       |
| 33         | 神奈川県 | 横浜南クレサラネット市民の会                    | 244<br>-0003 | 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町121-4 春芳園ビル2階 越智・山田事務所            | 045-861-3009 |       |
| 34         | 神奈川県 | 川崎クレ・サラ・ネット市民の会                   | 214<br>-0013 | 神奈川県川崎市多摩区登戸新町447番R Tビル303                     | 044-911-9450 | 活動停止中 |
| 35         | 埼玉県  | 夜明けの会                             | 363<br>-0023 | 埼玉県桶川市朝日2-12-23                                | 048-774-2862 |       |
| 36         | 埼玉県  | NPO法人 さやま・あすなろ会                   | 350<br>-1302 | 埼玉県狭山市東三ツ木2-16 天都ビル203号                        | 04-2955-6717 |       |
| 37         | 茨城県  | 明生会（明るく生きる会）                      | 306<br>-0016 | 茨城県古河市古河593-14 県西民主商工会内                        | 0280-32-3790 |       |
| <b>東海</b>  |      |                                   |              |                                                |              |       |
| 38         | 静岡県  | クレジット・サラ金被害をなくす会（静岡ふじみの会）         | 420<br>-0856 | 静岡県島田市坂本1323-14 小寺敬二司法書士事務所内                   | 0547-30-4010 |       |
| 39         | 愛知県  | 愛知かきつばたの会                         | 462<br>-0813 | 愛知県名古屋市北区山田1-1-40<br>すずやマンション大曾根2階             | 052-916-9131 |       |
| 40         | 岐阜県  | 西濃れんげの会                           | 503<br>-0982 | 岐阜県大垣市久徳町560 西濃民商内                             | 0584-92-3307 |       |
| 41         | 岐阜県  | 岐阜れんげの会                           | 502<br>-0939 | 岐阜県岐阜市則武西2丁目1番17号                              | 058-294-5900 |       |
| 42         | 岐阜県  | 東濃しでこぶしの会                         | 509<br>-5122 | 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1235-2 陶都民主商工会内                   | 0572-54-6714 |       |
| 43         | 三重県  | 三重はなしょうぶの会                        | 510<br>-0064 | 三重県四日市市新正4丁目15番7号四日市民主商工会気付                    | 059-326-3856 |       |
| <b>北陸</b>  |      |                                   |              |                                                |              |       |
| 44         | 石川県  | NPO法人 金沢あすなろ会                     | 920<br>-0024 | 石川県金沢市西念1-15-7 恵西苑1号室                          | 076-262-3454 |       |
| 45         | 福井県  | 福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会（福井まんざくの会） | 910<br>-0019 | 福井県福井市春山1-3-3 パセオ春山201号室                       | 0776-88-0121 |       |
| 46         | 富山県  | 富山クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会（富山あおぞらの会）   | 930<br>-2243 | 富山市四方二番町48番地1 布目司法書士事務所内                       | 076-435-2936 |       |

| 近畿 |      |                                         |              |                                          |              |       |
|----|------|-----------------------------------------|--------------|------------------------------------------|--------------|-------|
| 47 | 大阪府  | いちょうの会（大阪クレ・サラ被害者の会）                    | 530<br>-0047 | 大阪府大阪市北区西天満 4 丁目 2 番 7 号 昭栄ビル北館 27 号室    | 06-6361-0546 |       |
|    |      | いちょうの会（西成相談会）                           | 530<br>-0047 | 大阪府大阪市北区西天満 4 丁目 2 番 7 号 昭栄ビル北館 27 号室    | 06-6361-0546 |       |
| 48 | 大阪府  | クレ・サラ・商工ローンの被害をなくす<br>吹田市民の会 さざなみ       | 564<br>-0013 | 大阪府吹田市川園町 20-1 吹田民商気付                    | 06-6383-2211 |       |
| 49 | 兵庫県  | 尼崎あすひらく会                                | 661<br>-0021 | 兵庫県尼崎市名神町 1-9-1 尼崎民主共同センター内              | 06-6426-7243 |       |
| 50 | 兵庫県  | 神戸あすひらく会                                | 653<br>-0813 | 兵庫県神戸市長田区宮川 1-19-1 堀之内事務所 2 階長田生活相談センター内 | 078-611-3850 |       |
| 51 | 兵庫県  | クレジット・サラ金被害者宝塚<br>の会 スプーンの会             | 665<br>-0863 | 兵庫県宝塚市三笠町 1-9 宝塚民商内                      | 0797-84-7829 |       |
| 52 | 和歌山県 | あざみの会                                   | 640<br>-8269 | 和歌山県和歌山市小松原通り 5-15 IKEJIRI ビル 2 階        | 073-424-6300 |       |
| 53 | 滋賀県  | びわ湖あおぞら会<br>(滋賀クレジット・サラ金被害<br>をなくす会)    | 520<br>-0044 | 滋賀県大津市御幸町 5-27 大津駅前シブヤビル 3 階 302 号       | 077-527-7360 |       |
| 54 | 京都府  | 平安の会                                    | 604<br>-8135 | 京都府京都市中京区東洞院三条下<br>る三文字 200 ミックナカムラ 204  | 075-212-2300 |       |
| 55 | 奈良県  | 奈良クレジット・サラ金・悪徳<br>商法被害をなくす会<br>(奈良若草の会) | 630<br>-8253 | 奈良県奈良市内侍原町 6 番地 奈良県林業会館 2 階 26 号室        | 0742-25-0525 |       |
| 中国 |      |                                         |              |                                          |              |       |
| 56 | 岡山県  | 岡山つくしの会                                 | 700<br>-0807 | 岡山県岡山市南方 1-5-2 奥村ビル 4 階能海司法書士事務所内        | 086-222-2750 | 活動停止中 |
| 57 | 岡山県  | 倉敷つくしの会                                 | 710<br>-0053 | 岡山県倉敷市東町 7-3 倉敷総合法律事務所内                  | 086-424-8029 |       |
| 58 | 岡山県  | 津山つくしの会                                 | 708<br>-0002 | 岡山県津山市上河原 232-5 弥生ビル 3 階                 |              | 活動停止中 |
| 59 | 岡山県  | 真庭つくしの会                                 | 719<br>-3205 | 岡山県真庭市久世 3253                            | 0867-42-0443 |       |
| 60 | 広島県  | 広島つくしの会                                 | 730<br>-0051 | 広島県中区大手町 5-16-18 パルビル 4 階                | 082-247-5251 |       |
| 61 | 広島県  | 福山つくしの会                                 | 720<br>-0052 | 広島県福山市東町 2 丁目 3 番 23 号                   | 084-924-5070 |       |
| 62 | 広島県  | 呉つくしの会                                  | 737<br>-0051 | 広島県呉市中央 3-2-27 島崎法律事務所ビル 1 階             | 0823-22-7265 |       |
| 63 | 広島県  | 尾道つくしの会                                 | 722<br>-0014 | 広島県尾道市西御所 1-27                           | 0848-23-8229 |       |
| 64 | 広島県  | 三次つくしの会                                 | 728<br>-0012 | 広島県三次市十日市中 3 丁目 15-30                    | 0824-63-3460 |       |
| 65 | 島根県  | 松江つくしの会                                 | 690<br>-0065 | 島根県松江市灘町 116 松江民商内                       | 0852-25-3456 |       |
| 66 | 鳥取県  | 米子クレ・サラ・ヤミ金被害対<br>策協議会 白銀の会             | 683<br>-0052 | 鳥取県米子市博労町 3-90 米子民商内                     | 0859-38-0360 |       |
| 67 | 山口県  | NPO法人ひまわりの会                             | 755<br>-0036 | 山口県宇部市北琴芝 2 丁目 7-6 番地 松井ビル 3 階           | 0836-37-5533 |       |
| 四国 |      |                                         |              |                                          |              |       |
| 68 | 香川県  | 高松あすなろの会                                | 760<br>-8081 | 香川県高松市成合町 559-15                         | 087-897-3211 |       |
| 69 | 愛媛県  | NPO法人松山たちばなの会                           | 790<br>-0966 | 愛媛県松山市立花 1-10-7 富士見荘 1 階に号               | 089-943-2525 |       |
|    |      | たちばなの会宇和島支部                             | 798<br>-0015 | 愛媛県宇和島市和靈元町 3-4-25                       | 松山たちばなの会     |       |

|           |      |                                |              |                                    |              |             |
|-----------|------|--------------------------------|--------------|------------------------------------|--------------|-------------|
| 70        | 徳島県  | 藍の会（徳島クレジット・サラ金被害をなくす会）        | 770<br>-0024 | 徳島県徳島市佐古四番町 7-2                    | 088-655-3040 |             |
| 71        | 高知県  | 高知うろこ（鱗）の会（高知クレ・サラ金被害をなくす会）    | 780<br>-0870 | 高知県高知市本町 4-1-37<br>高知県社会福祉センター3階-4 | 088-822-2539 |             |
| <b>九州</b> |      |                                |              |                                    |              |             |
| 72        | 福岡県  | しらぬひの会（大牟田クレ・サラ問題を解決する会）       | 836<br>-0843 | 福岡県大牟田市不知火町 2-1-8 不知火合同法律事務所内      | 0944-52-4331 |             |
| 73        | 福岡県  | ひこばえの会（福岡クレ・サラ被害をなくす会）         | 810<br>-0041 | 福岡県福岡市中央区大名 2-2-51<br>第一吉田ビル 501   | 092-761-8475 |             |
| 74        | 福岡県  | 門司めかり会（門司クレ・サラ被害をなくす会）         | 801<br>-0881 | 福岡県北九州市門司区鳴竹 2-1-5 尾藤春子様方          | 093-331-6423 |             |
| 75        | 福岡県  | 小倉めかり会（小倉クレ・サラ被害をなくす会）         | 802<br>-0043 | 福岡県北九州市小倉北区足原 2-7-16               | 093-922-8272 |             |
| 76        | 福岡県  | 八幡めかり会                         | 807<br>-0824 | 福岡県北九州市八幡西区光明一丁目 7-10              | 093-603-2739 |             |
| 77        | 福岡県  | 京築めかり会                         | 824<br>-0003 | 福岡県行橋市大橋 2-18-20 京築民主会館内           | 0930-23-0977 |             |
| 78        | 福岡県  | 筑豊地区<br>サラ金問題対策協議会             | 820<br>-0005 | 福岡県飯塚市新立岩 6-16 弁護士ビル 2 階           | 0948-25-5903 |             |
| 79        | 福岡県  | おんがの会（筑豊クレ・サラ被害をなくす会）          | 822<br>-0015 | 福岡県直方市新町 3-3-42 吉村拓法律事務所内          | 0949-25-0411 |             |
| 80        | 福岡県  | 久留米クレサラ被害をなくすネットワーク            | 830<br>-0022 | 福岡県久留米市城南町 12 番地の22（矢ヶ部公治事務所内）     | 0942-34-9333 |             |
| 81        | 福岡県  | 田川めかり会                         | 827<br>-0000 | 福岡県田川郡川崎町山下通 227-13 河野様方           | 0947-72-7356 | 活動停止中       |
| 82        | 佐賀県  | 九千部道場                          | 841<br>-0047 | 佐賀県鳥栖市今泉町 2152-23 鳥栖民商内            | 0942-83-0050 |             |
| 83        | 長崎県  | 長崎あじさいの会                       | 850<br>-0973 | 長崎県長崎市金屋町 9-32 中尾ビル 203（江崎司法書士事務所） | 095-827-8120 | 活動停止中       |
| 84        | 大分県  | NPO法人大分クレ・サラ被害者<br>者の会「まなびの会」  | 870<br>-0047 | 大分県大分市中島西 1-7-17<br>メゾンド仲島 302号室   | 097-534-8174 |             |
| 85        | 大分県  | 大分どんこ道場                        | 870<br>-0924 | 大分県大分市牧 1-23-1 大分民商内               | 097-503-1319 |             |
| 86        | 宮崎県  | 麦ふみ会                           | 880<br>-0802 | 宮崎県宮崎市別府町 6-1 ひまわりビル 2 階松田共同法律事務所  | 0985-26-4656 | 一般の相談活動は停止中 |
| 87        | 熊本県  | NPO 法人熊本クレ・サラ被害<br>をなくす会（大地の会） | 860<br>-0801 | 熊本県熊本市安政町 2-23 M Y ビル 503          | 096-351-7400 |             |
| 88        | 鹿児島県 | 鹿児島くすのきの会                      | 892<br>-0816 | 鹿児島県鹿児島市山下町 12-12<br>一二三ビル 201 号   | 099-226-1725 |             |
| 89        | 沖縄県  | 沖縄クレジット・サラ金被害<br>をなくす会         | 902<br>-0065 | 沖縄県那覇市壺屋二丁目 5 番 7 号<br>ひめゆりビル 3 階  | 098-836-4851 |             |

## V. 最後に

今般、「多重債務者相談マニュアル～「頼りになる」相談窓口を目指して～」(平成20年3月)を大幅に改訂することとなりました。

この間、改正貸金業法が完全施行(平成22年6月18日)され、一定の効果が認められるに至り、さらに、多重債務者相談に係る地方公共団体内での関係部門の連携や、財務局や関係機関との連携強化等、幅広い観点からの多重債務問題への対応が求められているところです。

このような状況を踏まえ、「多重債務者相談マニュアル」も改訂しました。特に、新たに「セーフティネット貸付け」、「心の問題・心のケア」、「ソフトヤミ金等」などの項目を設け、また、「相談を受ける方へ」の手引きだけでなく、「関係部門等の職員の方へ」の手引きとしての内容を新たに追加し、その中で「連携」について記載するなど、日頃、相談にあたられる職員(相談員)の方と関係部局等の職員の方にとって、世の中の新しい動きも取り入れた実践的なものとなるよう注意を払って作成しました。

本手引きが、多重債務者相談窓口、地方公共団体の担当部門・部署、および外部機関・団体における有機的な連携を促進し、一層の多重債務問題の解決をもたらし、一人でも多くの多重債務者の生活再建につながる一助となることを期待しています。

なお、本手引きは、「多重債務カウンセリング・相談 タスクフォース」の委員による検討を経て、作成されたものです。

### 【転記・転載について】

本手引きの内容については、できるだけ多くの団体等において利活用いただくよう、転記・転載自由としております。

ただし、転記・転載に際しては、出典の明記をお願いします。

## 多重債務カウンセリング・相談 タスクフォース

有田 宏美 氏（NPO 法人女性自立の会 理事長）

上田 正 氏（消費者信用生活協同組合 専務理事）

大塚 淳子 氏（精神保健福祉士、社団法人日本精神保健福祉士協会常務理事）

喜久 孝一 氏（奄美市総務部総務課）

生水 裕美 氏（野洲市市民部市民生活相談室）

菅 美千世 氏（元 秋田市消費者センター消費生活専門相談員）

竹島 正 氏 ((独)国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

自殺予防総合対策センター長)

高橋 伸子 氏（生活経済ジャーナリスト）

新里 宏二 氏（弁護士、日本弁護士連合会多重債務対策本部事務局長）

行岡みち子 氏（グリーンコープ生協ふくおか顧問、同・生活再生相談室顧問）

消費者庁消費者政策課

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

内閣府自殺対策推進室

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

厚生労働省社会・援護局地域福祉課